

新宿区地域防災計画

(平成26年度修正)

【本 冊】

新宿区防災会議

凡 例

本計画書で使用する用語等は、次によるものとする。

1 機関名等の表記

(1) 区	:新宿区
(2) 区本部	:新宿区災害対策本部
(3) 災対各部	:新宿区災害対策本部を構成する各部
(4) 都	:東京都
(5) 都本部	:東京都災害対策本部
(6) 都〇〇局	:東京都〇〇局
(7) J R 東日本	:東日本旅客鉄道株式会社東京支社
(8) N T T	:東日本電信電話株式会社
(9) 東京電力	:東京電力株式会社(新宿支社)
(10) 東京ガス	:東京ガス株式会社(中央支店)
(11) 首都高	:首都高速道路株式会社
(12) 日本通運	:日本通運株式会社(東京引越支店)
(13) 京王	:京王電鉄株式会社
(14) 西武	:西武鉄道株式会社
(15) 小田急	:小田急電鉄株式会社
(16) 東京地下鉄	:東京地下鉄株式会社
(17) 区トラック協会	:一般社団法人東京都トラック協会新宿支部
(18) 医師会	:一般社団法人新宿区医師会
(19) 歯科医師会	:一般社団法人東京都新宿区四谷牛込歯科医師会 一般社団法人東京都新宿区歯科医師会
(20) 薬剤師会	:一般社団法人新宿区薬剤師会
(21) 柔道接骨師会	:公益社団法人東京都柔道接骨師会新宿支部
(22) 獣医師会	:公益社団法人東京都獣医師会新宿支部
(23) 国道事務所	:国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
(24) 日本エレベーター協会	:一般社団法人日本エレベーター協会関東支部

2 条例名等の標記

(1) 防災会議条例	:新宿区防災会議条例(昭和39年条例第34号)
(2) 災害対策本部条例	:新宿区災害対策本部条例(昭和39年条例第35号)
(3) 災害対策本部規則	:新宿区災害対策本部条例施行規則(平成8年規則第76号)

3 特定の用語に含まれる範囲・意味

(1) 防災機関	:本計画の業務大綱に網羅されている、区、都各部局、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体をいう。
(2) 防災関係機関	:計画事業に関係する全ての機関をいう。
(3) 震災	:災害対策基本法第2条第1項に定める地震により生じる被害をいう。
(4) 地震時	:地震による震動の開始から終了までをいう。
(5) 発災時	:地震により生じる初期の災害発生をいう。
(6) 震災時	:地震により生じる被害の開始から終息までをいう。
(7) 水害 (又は水災)	:災害対策基本法第2条第1項に定める暴風、豪雨、洪水等により生じる洪水害、土砂災害及び風害などの被害をいう。
(8) 大規模事故等	:災害対策基本法第2条第1項に定める大規模な火事、爆発及び危険物施設・鉄道事故などによってもたらされる被害の程度から災害とされるものをいう。

新宿区地域防災計画の体系（H26年度修正）

	編	部	章	
新宿区地域防災計画	第1編 総則		1 計画の方針	
			2 新宿区の概況	
			3 計画の前提条件	
			4 平成26年度修正の概要等	
			5 減災目標	
	第2編 震災対策計画	第1部 施策ごとの具体的計画	1 区及び事業者の基本的責務と役割	
			2 区民と地域の防災力向上	
			3 安全な都市づくりの実現	
			4 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	
			5 広域的な視点からの応急対応力の強化	
			6 情報通信の確保	
			7 医療救護等対策	
			8 帰宅困難者対策	
			9 避難者対策	
			10 物流・備蓄・輸送対策の推進	
			11 放射性物質対策	
			12 住民の生活の早期再建	
		第2部 災害復興計画	1 復興の基本的考え方	
			2 震災復興計画の策定	
		第3編 風水害対策計画	第1部 計画の前提条件	1 計画の前提条件
			第2部 水害予防計画	1 総合治水対策
				2 崖・擁壁等の崩壊対策
	3 都市施設対策			
	4 防災行動力の向上			
	5 都市型水害へのソフト対策			
	6 ボランティア等との連携・共同			
	第3部 水害応急対策計画		1 応急活動態勢	
			2 情報の収集・伝達	
			3 相互応援協力・派遣要請	
			4 災害救助法の適用	
		5 水防機関の活動		
		6 警備・交通規制		
		7 避難		
	8 飲料水・食料・生活必需品等の供給			
	9 救助・救急対策			
	10 医療・救援・救護			
	11 緊急輸送			

第4編 大規模事故等対策計画	第4部 水害復旧計画	12	ごみ・し尿・がれき処理等	
		13	行方不明者の捜索、遺体の取扱い	
		14	応急住宅対策	
		15	応急教育・応急保育	
		16	義援金品の取扱い	
		17	都市施設の応急・復旧対策	
		18	激甚災害の指定	
		1	民生安定のための緊急計画	
		2	り災証明の発行	
		1	計画の前提	
		第2部 大規模事故等 予防計画	1	火災の予防
			2	市街地の安全化
			3	高層建築物及び地下街の安全化
			4	危険物施設等の安全化
			5	都市施設の安全化
		第3部 大規模事故等 応急対策計画	1	応急活動態勢
			2	情報の収集・伝達
			3	消防活動
4	危険物事故の応急対策			
5	大規模事故対策			
6	訓練及び防災知識の普及			
7	地域防災力の向上			
8	ボランティア等との連携・協働			
9	警備・交通規制			
10	避難			
11	その他の応急対策			
附編 東海地震災害事前対策	1	対策の考え方		
	2	防災機関の大綱		
	3	事前の備え		
	4	東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置		
	5	警戒宣言時の対応措置		

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の方針	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の修正	3
第5節 他の計画との関係	3
第6節 計画の習熟	4
第2章 新宿区の概況	4
第1節 地勢の概要	4
第2節 面 積	4
第3節 人 口	9
第3章 計画の前提条件	10
第1節 地震被害想定	10
第2節 被害想定結果の概要	12
第3節 地域危険度	12
第4章 平成26年度修正の概要等	14
第1節 計画修正に当たっての背景と計画の特徴	14
第2節 平成26年度修正のポイント	14
第5章 減災目標	15
第1節 都の減災目標	15
第2節 区の減災目標	16

第2編 震災対策計画

第1部 施策ごとの具体的計画

第1章 区及び事業者の基本的責務と役割	21
第1節 基本理念及び基本的責務	21
第2節 区及び防災機関の役割	23
第2章 区民と地域の防災力向上	27
第1節 現在の到達状況	27
第2節 課題	29
第3節 対策の方向性	30
第4節 到達目標	31
第5節 具体的な取組（予防対策）	32
第6節 具体的な取組（応急対策）	51
第3章 安全な都市づくりの実現	54
第1節 現在の到達状況	54
第2節 課題	55
第3節 対策の方向性	55
第4節 到達目標	56
第5節 具体的な取組（予防対策）	57
第6節 具体的な取組（応急対策）	74
第7節 具体的な取組（その他施設の復旧対策）	83
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	85
第1節 現在の到達状況	85
第2節 課題	86

第3節	対策の方向性	87
第4節	到達目標	87
第5節	具体的な取組（予防対策）	88
第6節	具体的な取組（応急対策）	101
第7節	具体的な取組（復旧対策）	123
第5章	広域的な視点からの応急対応力の強化	127
第1節	現在の到達状況	127
第2節	課題	127
第3節	対策の方向性	128
第4節	到達目標	128
第5節	具体的な取組（予防対策）	129
第6節	具体的な取組（応急対策）	147
第6章	情報通信の確保	170
第1節	現在の到達状況	170
第2節	課題	170
第3節	対策の方向性	171
第4節	到達目標	171
第5節	具体的な取組（予防対策）	172
第6節	具体的な取組（応急対策）	174
第7章	医療救護等対策	191
第1節	現在の到達状況	191
第2節	課題	192
第3節	対策の方向性	193
第4節	到達目標	194
第5節	具体的な取組（予防対策）	195
第6節	具体的な取組（応急対策）	200
第7節	具体的な取組（復旧対策）	211
第8章	帰宅困難者対策	213
第1節	現在の到達状況	213
第2節	課題	214
第3節	対策の方向性	215
第4節	到達目標	216
第5節	具体的な取組（予防対策）	216
第6節	具体的な取組（応急対策）	230
第7節	具体的な取組（復旧対策）	234
第9章	避難者対策	235
第1節	現在の到達状況	235
第2節	課題	235
第3節	対策の方向性	236
第4節	到達目標	236
第5節	具体的な取組（予防対策）	237
第6節	具体的な取組（応急対策）	245
第10章	物流・備蓄・輸送対策の推進	262
第1節	現在の到達状況	262
第2節	課題	263
第3節	対策の方向性	264
第4節	到達目標	265
第5節	具体的な取組（予防対策）	266
第6節	具体的な取組（応急対策）	269
第7節	具体的な取組（復旧対策）	278

第11章	放射性物質対策	280
第1節	現在の到達状況	280
第2節	課題	280
第3節	対策の方向性	281
第4節	到達目標	281
第5節	具体的な取組（予防対策）	281
第6節	具体的な取組（応急対策）	282
第7節	具体的な取組（復旧対策）	283
第12章	住民の生活の早期再建	284
第1節	現在の到達状況	284
第2節	課題	285
第3節	対策の方向性	285
第4節	到達目標	286
第5節	具体的な取組（予防対策）	286
第6節	具体的な取組（応急対策）	290
第7節	具体的な取組（復旧対策）	308

第2部 災害復興計画

第1章	復興の基本的考え方	321
第2章	震災復興計画の策定	321
第1節	被害状況の把握	322
第2節	緊急整備事業の実施	323
第3節	震災復興本部の設置	323
第4節	新宿区都市復興基本方針の策定	323
第5節	震災後の市街地の復興に関する条例	323
第6節	復興都市計画の策定	323
第7節	財政・人的資源の確保	324
第8節	生活復興	325
第9節	東京消防庁における復興本部の事務	326

第3編 風水害対策計画

第1部 計画の前提条件

第1章	計画の前提条件	329
第1節	近年の被害実績	329
第2節	東京都における検討	341

第2部 水害予防計画

第1章	総合治水対策	347
第1節	河川	347
第2節	調節池の整備状況	349
第3節	内水排除施設	350
第4節	雨水流出抑制施設	351
第5節	水位・雨量観測システム(テレメータ)及び水位警報(サイレン)装置の整備	353
第2章	崖・擁壁等の崩壊対策	357
第1節	崖・擁壁の安全化	357
第2節	急傾斜地等の安全化	357
第3章	都市施設対策	358
第1節	交通施設の安全化	358
第2節	生活関連施設の安全化	360

第4章 防災行動力の向上	362
第1節 自助による区民の防災力の向上	362
第2節 防災意識の啓発	363
第3節 防災訓練の強化	364
第4節 防災区民組織等の強化	365
第5節 要配慮者の安全確保	365
第6節 事業所による自助・共助の強化	366
第7節 救出・救護能力の向上	367
第8節 防災意識の啓発	368
第9節 区民・行政・事業所等の連携	368
第10節 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進	369
第5章 都市型水害へのソフト対策	370
第1節 浸水実績図の公表	370
第2節 広報、啓発	370
第3節 神田川流域ハザードマップの作成・公表	370
第4節 神田川浸水想定区域における警戒避難体制の整備	371
第6章 ボランティア等との連携・共同	373

第3部 水害応急対策計画

第1章 応急活動態勢	374
第1節 区の水防態勢	374
第2節 東京都建設局第三建設事務所の水防態勢	378
第3節 消防署の水防態勢	379
第4節 警察署の水防態勢	379
第5節 集中豪雨等への対応	379
第2章 情報の収集・伝達	384
第1節 気象情報等及び通信連絡	384
第2節 区の情報連絡系統	390
第3節 通信施設の利用	391
第4節 被害状況等の調査及び報告	392
第5節 広報及び広聴活動	393
第3章 相互応援協力・派遣要請	394
第4章 災害救助法の適用	394
第5章 水防機関の活動	395
第1節 区の水防活動	395
第2節 東京都建設局第三建設事務所の水防活動	396
第3節 消防機関の水防活動	397
第4節 水防工法	397
第5節 水防設備及び備蓄資材	398
第6章 警備・交通規制	399
第1節 警 備	399
第2節 道路交通規制	399
第7章 避 難	400
第1節 避難体制の整備、勧告、指示	400
第2節 避難誘導	403
第3節 避難所の設置	403
第4節 避難所の管理運営	404
第5節 要配慮者の安全確保	404
第6節 広域避難	404

第8章	飲料水・食料・生活必需品等の供給	406
第9章	救助・救急対策	407
第1節	救助・救急体制	407
第10章	医療・救援・救護	407
第1節	医療救護対策	407
第2節	防疫・保健衛生対策	407
第3節	応急給水〔区・水道局〕	408
第4節	その他の応急対策	408
第11章	緊急輸送	408
第12章	ごみ・し尿・がれき処理等	408
第13章	行方不明者の捜索、遺体の取扱い	408
第14章	応急住宅対策	409
第1節	被災宅地の危険度判定	409
第2節	家屋・住家被害状況調査等	409
第3節	被災住宅の応急修理	409
第4節	応急仮設住宅の供給	409
第15章	応急教育・応急保育	409
第1節	応急教育・応急保育	409
第2節	学用品等の支給	409
第16章	義援金品の取扱い	409
第17章	都市施設の応急・復旧対策	410
第1節	交通施設の対策	410
第2節	生活関連施設の対策	413
第18章	激甚災害の指定	414

第4部 水害復旧計画

第1章	民生安定のための緊急計画	415
第2章	り災証明の発行	416

第4編 大規模事故等対策計画

第1部 計画の前提条件

第1章	計画の前提	419
-----	-------	-----

第2部 大規模事故等予防計画

第1章	火災の予防	420
第2章	市街地の安全化	421
第3章	高層建築物及び地下街の安全化	421
第4章	危険物施設等の安全化	422
第5章	都市施設の安全化	424
第1節	鉄道施設	424
第2節	トンネル(道路)、地下工事	425

第3部 大規模事故等応急対策計画

第1章 応急活動態勢	431
第1節 区の活動態勢	431
第2章 情報の収集・伝達	431
第1節 区の情報連絡態勢	431
第2節 関係機関の情報連絡態勢	431
第3節 災害警報等の伝達	433
第4節 災害時の広報及び広聴について	434
第3章 消防活動	434
第1節 活動方針	434
第2節 活動態勢	434
第4章 危険物事故の応急対策	435
第1節 石油類等危険物施設の応急対策	435
第2節 火薬類施設の応急対策	435
第3節 高圧ガス施設の応急対策	436
第4節 毒物・劇物施設等の応急対策	436
第5節 放射線施設の応急対策	436
第6節 危険物等輸送車両の応急対策	437
第5章 大規模事故対策	440
第1節 鉄道事故	440
第2節 道路・橋りょう・トンネル事故	441
第3節 ガス事故	441
第4節 航空機事故（市街地）	441
第6章 訓練及び防災知識の普及	442
第7章 地域防災力の向上	442
第8章 ボランティア等との連携・協働	442
第9章 警備・交通規制	442
第10章 避難	442
第11章 その他の応急対策	442

附 編 東海地震災害事前対策

第1章 対策の考え方	445
第1節 策定の趣旨	445
第2節 基本的考え方	445
第3節 前提条件	446
第2章 防災機関の大綱	446
第1節 新宿区	446
第2節 東京都関係機関	447
第3節 指定公共機関	448
第4節 指定地方公共機関	448
第5節 公共的団体	449
第6節 自衛隊	449
第3章 事前の備え	449
第1節 区民・事業所等のとるべき措置	449
第2節 広報及び教育	453
第3節 事業所に対する指導	455
第4節 防災訓練	457

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置	459
第1節 東海地震注意情報の伝達	459
第2節 活動態勢	460
第3節 混乱防止措置	462
第5章 警戒宣言時の対応措置	464
第1節 活動体制	464
第2節 警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達	467
第3節 消防・危険物対策	470
第4節 警備・交通対策	471
第5節 公共輸送対策	474
第6節 学校・病院・福祉施設等対策	479
第7節 百貨店・劇場・高層ビル・地下街等対策	483
第8節 電話・通信対策	484
第9節 電力・ガス・上下水道対策	485
第10節 生活物資対策	488
第11節 金融対策	488
第12節 避難対策	488
第13節 救援・救護対策	488

第 1 編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に基づき、新宿区防災会議が作成する計画であって、区及び防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、区の地域における地震災害、水害(風害を含む)及び大規模事故等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、区の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- (1) この計画は、区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務又は業務を中心として、防災機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、区及び防災機関の責任を明確にするとともに、事務又は業務を有機的に結合する計画である。
- (3) この計画は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画並びに水防法(昭和24年法律第193号)に基づき区が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の構成

この計画書は、予想されるすべての災害について、震災対策計画編、風水害対策計画編及び大規模事故等対策計画編の3編をもって対応する。なお、東海地震の警戒宣言に伴う対応措置については附編による。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。各防災機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに計画修正案を新宿区防災会議に提出するものとする。ただし、その内容が緊急を要する事項については、その都度、新宿区防災会議に提出するものとする。

第5節 他の計画との関係

この計画は、防災関係機関の作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画に矛盾し又は抵触するものであってはならない。

第6節 計画の習熟

区及び防災機関は、この計画の遂行にあたり、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から、自ら又は他の機関と協力して調査研究、訓練、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 新宿区の概況

第1節 地勢の概要

1 位置

新宿区は、東京都23区のほぼ中央に位置し、千代田・文京・豊島・中野・渋谷・港の各区にそれぞれ隣接している。

2 地勢

新宿区の地形は台地と低地からなり、豊島台地、淀橋台地、本郷台地、下町低地に分けられる。豊島・淀橋台地は、四谷・牛込・角筈・柏木・大久保・戸塚・落合などの台地からなり、各台地の間に下町低地が入り組んでいる。

台地は、戸山二丁目箱根山あたりの標高44.6mを最高に平均ほぼ30mの高台で、低地で最も低いのは、飯田橋付近の4.2mである。

区内の河川は、神田川と妙正寺川があり、神田川は井の頭池を水源として、中野区及び豊島区との区境沿いに蛇行し、隅田川へと注いでいる。また、妙正寺川は、妙正寺池を水源とし、下落合一丁目が高田馬場分水路に入り、高田馬場二丁目高戸橋付近で神田川に合流している。

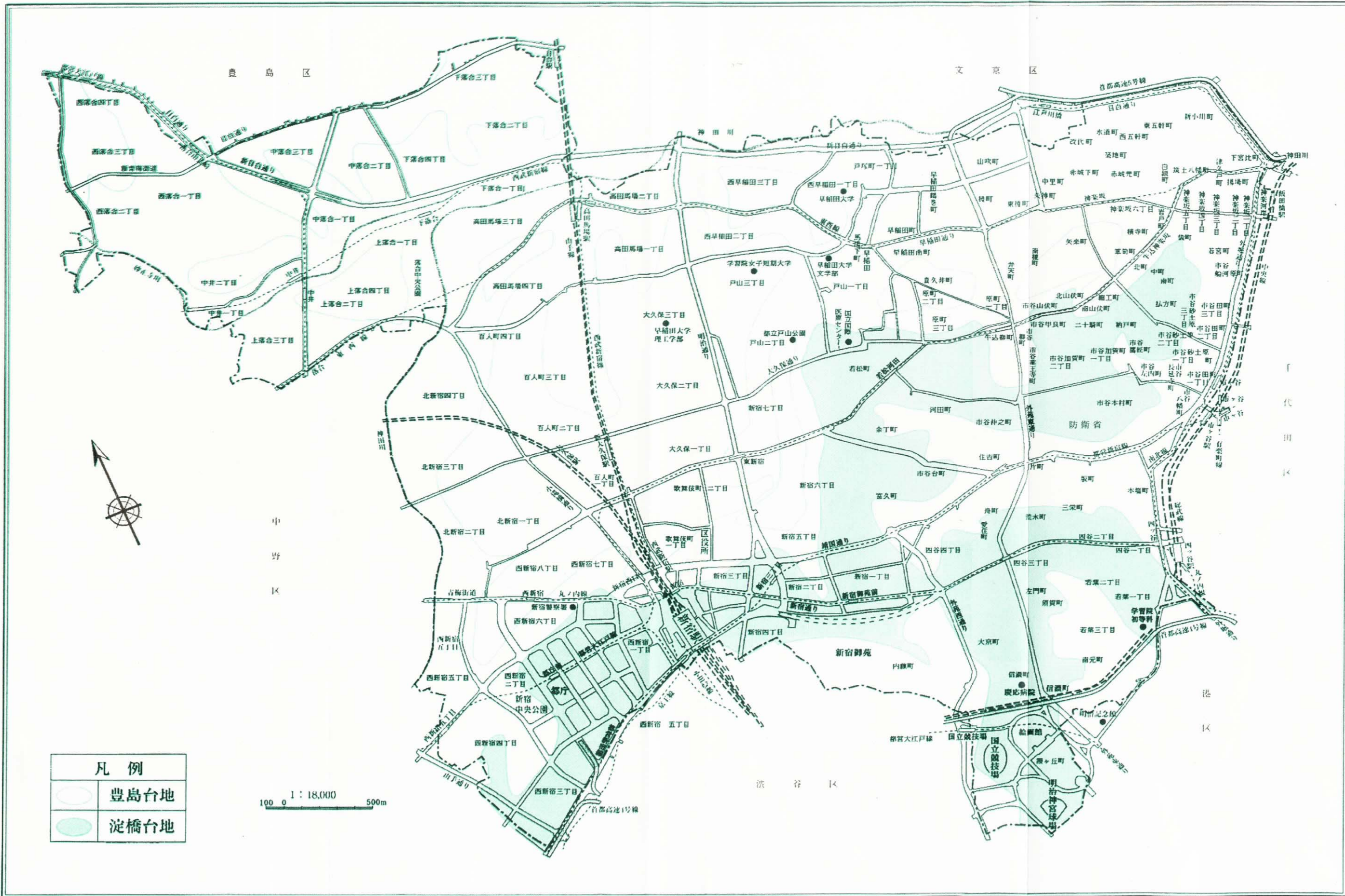
3 地質

新宿区の地質は、豊島・淀橋両台地にあつては地表から関東ローム層、武蔵野砂れき層、東京礫層があり、低地にあつては埋土の下に沖積層、東京層があつて、三浦層群へと広がっている。

第2節 面積

区の面積は、18.23km²、周囲約29.4km、東西約6.5km、南北約6.3kmで23区の面積の約3%を占め13番目の広さである。(東京都の面積は、2,188.67km²、23区の面積は、622.99km²)

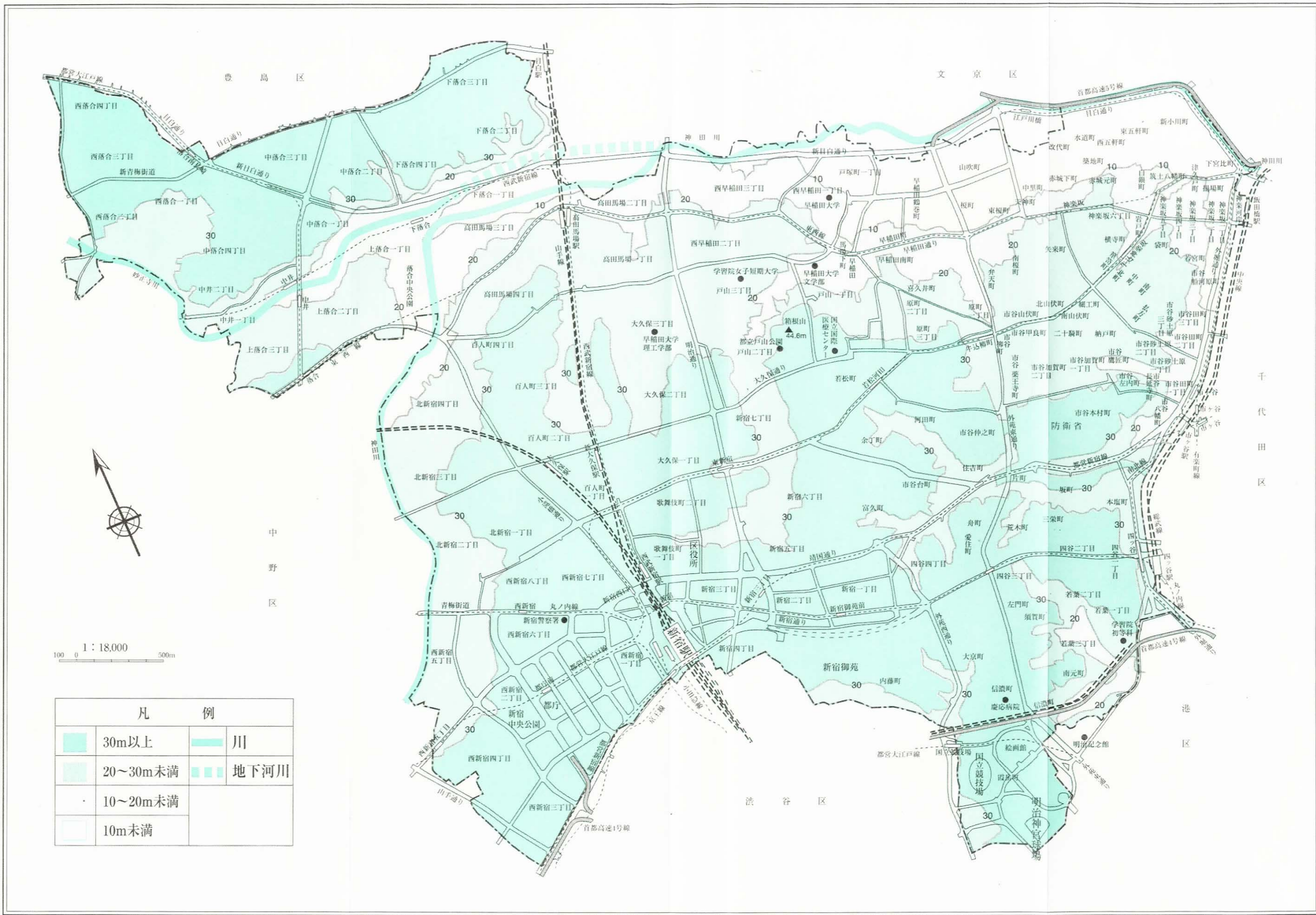
台地状況図



凡例	
	豊島台地
	淀橋台地

1 : 18,000
100 0 500m

等高図



1 : 18,000
100 0 500m

凡 例			
	30m以上		川
	20~30m未満		地下河川
	10~20m未満		
	10m未満		

第3節 人口

平成26年10月1日現在の住民基本台帳人口は、男163,909人、女163,638人、計327,547人で、世帯数は204,273世帯である。このうち65歳以上の人口は、65,214人で全体の19.9%と人口の約2割を占めている。

また、このうち外国人住民は、男17,944人、女17,566人、計35,510人である。

1 人口と世帯(日本人と外国人の合計)

(平成26年10月1日現在 住民基本台帳人口)

	世帯数	人口			管内面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
		男	女	計		
四谷特別出張所	23,386	18,038	18,646	36,684	320	115
箆笥町特別出張所	20,615	17,620	19,126	36,746	226	163
榎町特別出張所	19,941	15,915	16,684	32,599	140	233
若松町特別出張所	17,712	14,229	15,796	30,025	157	191
大久保特別出張所	29,764	23,661	21,295	44,956	208	216
戸塚特別出張所	24,303	19,234	19,002	38,236	174	220
落合第一特別出張所	19,113	15,904	16,415	32,319	159	203
落合第二特別出張所	18,034	15,148	14,980	30,128	154	196
柏木特別出張所	20,715	16,112	14,500	30,612	125	245
角筈特別出張所	10,525	7,906	7,138	15,044	134	112
区役所(本庁)	165	142	56	198	26	8
計	204,273	163,909	163,638	327,547	1,823	180

2 昼夜間人口

(平成22年国勢調査)

*夜間人口	*昼間人口	夜間人口と 昼間人口との差	流入人口	流出人口
326,309人	750,120人	423,811人	494,842人	71,034人

*年齢不詳者を含む。

3 国籍別外国人住民

(平成26年10月1日現在 住民基本台帳人口)

NO	国名	人口	NO	国名	人口
1	中国	12,948人	7	フランス	732人
2	韓国又は朝鮮	10,811人	8	フィリピン	705人
3	ベトナム	2,241人	9	タイ	688人
4	ネパール	2,008人		その他	3,150人
5	ミャンマー	1,231人			
6	米 国	996人		合計	35,510人

第3章 計画の前提条件

第1節 地震被害想定

東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、兵庫県南部地震を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。その後、東京都の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、「首都直下地震による東京の被害想定」を作成し、平成18年5月に東京都防災会議で決定した。さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じたことから、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。平成25年5月に公表された「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」では、島しょ部に最大30mを超える大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっているものの、区部や多摩地域の最大震度などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さい。

このため、新宿区では、「首都直下地震等による東京の被害想定」を基本として本計画を策定する。東京湾北部地震がマグニチュード7.3で発生した場合、区内では震度6弱あるいは6強の揺れが想定されている。震災時の対応や今後対策を検討する上で、次の被害想定を指標とする。

【東京湾北部地震による地震動(震度別面積率)】

(平成24年4月発表)

	マグニチュード	5弱以下	5強	6弱	6強	7
東京都	M7.3	32.8%	13.7%	29.0%	24.4%	0.1%
新宿区		0.0%	0.0%	19.5%	80.5%	0.0%

【新宿区の被害想定】

(平成24年4月発表)

		東京都			新宿区				
条 件	規 模	東京湾北部地震 M7.3			東京湾北部地震 M7.3				
	時期及び時刻	冬の朝5時	冬の12時	冬の18時	冬の朝5時	冬の12時	冬の18時		
	風 速	8 m/秒	8 m/秒	8 m/秒	8 m/秒	8 m/秒	8 m/秒		
人 的 被 害	死 者	7,649人	6,296人	9,641人	213人	257人	293人		
	原因別	ゆれによる建物全壊	6,927人	4,972人	5,378人	206人	221人	220人	
		急傾斜地崩壊	76人	79人	76人	5人	8人	7人	
		地震火災	540人	1,138人	4,081人	1人	27人	64人	
		ブロック塀	103人	103人	103人	1人	1人	1人	
		落下物	4人	4人	4人	0人	0人	0人	
	負傷者		138,804人	134,854人	147,611人	4,376人	7,163人	6,792人	
		(重傷者)	18,073人	18,267人	21,893人	581人	894人	887人	
	原因別	建物被害	133,140人	126,530人	125,964人	4,316人	7,035人	6,479人	
		急傾斜地崩壊	95人	99人	94人	6人	10人	9人	
		地震火災	1,725人	4,381人	17,709人	7人	71人	258人	
		ブロック塀等	3,543人	3,543人	3,543人	41人	41人	41人	
		落下物	301人	301人	301人	5人	5人	5人	
	物 的 被 害	建物被害※2		136,298棟	166,906棟	304,300棟	3,769棟	4,416棟	5,743棟
		原因別	ゆれ液状化などによる建物全壊	116,224棟	116,224棟	116,224棟	3,683棟	3,683棟	3,683棟
地震火災			21,240棟	54,417棟	201,249棟	91棟	775棟	2,179棟	
ライフライン		電力施設	11.9%	12.9%	17.6%	17.2%	18.3%	20.5%	
		通信施設	1.3%	2.6%	7.6%	0.9%	2.1%	4.6%	
		ガス施設	26.8 ~74.2%	26.8 ~74.2%	26.8 ~74.2%	—	74.3 ~100%	—	
		上水道施設	34.5%	34.5%	34.5%	—	34.3%	—	
	下水道施設	23.0%	23.0%	23.0%	—	28.0%	—		
そ の 他	帰宅困難者	—	5,166,126人	5,166,126人	—	313,811人	313,811人		
	避難者	2,656,898人	2,788,191人	3,385,489人	67,597人	70,612人	76,805人		
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	7,008台	7,096台	7,473台	468台	474台	487台		
	災害時要援護者死者数	3,654人	2,934人	4,921人	109人	52人	69人		
	自力脱出困難者	60,844人	56,531人	56,666人	1,811人	2,806人	2,606人		
	震災廃棄物	3,882万 t	3,957万 t	4,289万 t	132万 t	134万 t	137万 t		

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないところがある。

※2 ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

第2節 被害想定結果の概要

東京都では、最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。新宿区では、区の約8割が震度6強、約2割が震度6弱となる（東京湾北部地震（M7.3）時）。

- (1) 建物被害は、東京湾北部地震で被害が最も大きくなり、区的全壊棟数が3,683棟となる。
- (2) 死亡は揺れを原因とするものが多く、負傷は建物倒壊及び火災を原因とするものが多い。
- (3) 避難者は、1日後にピークを迎える。
- (4) 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乘客等が集中し混乱する。
- (5) エレベーターの閉じ込めが発生する。
- (6) 道路施設被害

東京湾北部地震において最大となり、落橋や橋の変形等短期的に救助活動や緊急物資の輸送路としての機能等を回復できない大きな被害が発生するのは、東京都区部における都道で0.6%、区道で0.2%程度である。

第3節 地域危険度

平成25年9月に都が発表した「地震に関する地域危険度測定調査報告(第7回)」の概要は次のとおりである。（→町丁目別の地域危険度については別冊資料参照）

1 調査の目的

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）では、第12条第1項に基づき、概ね5年ごとに、地震に関する地域の危険度を科学的に測定し、その結果を都民に公表することを定めている。その目的は以下のとおりである。

- (1) 地震災害に強い都市づくりの指標とする。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- (3) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

2 調査方法と概要

「地域危険度」とは、地震の揺れによる以下の4つの危険性を町丁目ごとに測定し、危険性の度合いを5段階のランクに分けて、相対評価したものである。

(1) 建物倒壊危険度

地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したもの。建物倒壊危険度は、地域の建物の種別と地盤分類により測定している。

(2) 火災危険度

地震が起こると、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性があり、その度合いを測定したもの。

出火の危険性は、世帯や用途別の事業者の分布状況や火気器具等の使用状況を把握するとともに、火気器具、電気器具、化学薬品などの出火要因別の出火率を算定し、これらを掛け合わせることで測定した。

延焼の危険性は、建物の構造や建物の間隔などから測定した。

(3) 総合危険度

地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を1つの指標にまとめたもの。

(4) 「災害時活動困難度」を考慮した危険度（第7回より新設）

地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性に避難や消火・救助など各種の災害対応活動の困難さを加味して一つの指標にまとめたもの。

第4章 平成26年度修正の概要等

第1節 計画修正に当たっての背景と計画の特徴

想定外の巨大地震等により、未曾有の大災害となった東日本大震災を契機にこれまでの防災対策の在り方が問われている。

1 都の対応

- (1) 都は、東日本大震災における教訓や指針、平成24年4月に決定した「首都直下地震等による東京の被害想定」で明らかになった東京の防災上の課題を踏まえて、平成24年11月に東京都地域防災計画の震災編を修正した。
- (2) 平成26年7月に都は、平成25年6月に公布された災害対策基本法等の一部を改正する法律の内容を踏まえ、東京都地域防災計画の震災編及び風水害編において、必要な事項の修正を行った。また、南海トラフ巨大地震等の被害想定、南海トラフ地震特別措置法改正及び推進地域の指定等を踏まえ、津波からの迅速な避難など島しょの防災対策について充実・強化するために震災編の見直しを行い、震災編第4部「南海トラフ地震等防災対策」としてまとめた。

さらに、中央防災会議で決定された「首都圏大規模水害対策大綱」でも言及されている広域避難対策、及び平成25年に発生した大島町での土砂災害への対応の教訓を踏まえた対策等について充実・強化を図ることとし、風水害編の見直しを行った。

2 区の対応

区は、東日本大震災の教訓を踏まえ、直ちに課題と解決の方向性を検討し、平成24年3月に新宿区地域防災計画の修正（平成23年度修正・第25次）を実施した。さらに、平成24年11月に大幅修正された東京都地域防災計画を受けて、平成25年12月に新宿区地域防災計画の修正（平成25年度修正・第26次）を行い、防災対策を推進してきた。

平成26年7月の東京都地域防災計画の修正を受け、当該計画との整合性を図り、より機能する計画とするため、新宿区地域防災計画の修正を行う。

第2節 平成26年度修正のポイント

- (1) 平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、必要な事項を修正する。
- (2) 東京都地域防災計画（平成26年修正）における、震災編及び風水害編の改編・修正に対応する事項を修正する。
- (3) 受援に関する事項を追記し、災害時における他都市等からの支援を要する業務や、受入体制について定める。
- (4) 各種データ等について、時点修正を行う。

第5章 減災目標

第1節 都の減災目標

都は、東京都地域防災計画（平成26年度修正）において、平成24年度修正時における以下の減災目標を承継し、平成24年11月以降、10年以内に達成することとした。

目標1

- (1) 死者数を約9,700人から約6,000人減少させる。
- (2) 避難者数を約339万人から約150万人減少させる。
- (3) 建築物の全壊・焼失棟数を約30万棟から約20万棟減少させる。

目標2

- (1) 中枢機能を支える機関（国、都、病院等）の機能停止を回避する。
- (2) 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者517万人の安全を確保する。

目標3

- (1) ライフラインを60日以内に95%以上回復する。
- (2) 避難所の環境整備などにより、被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

第2節 区の減災目標

都は、平成19年の地域防災計画修正の際に、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、減災目標として定め、対策を推進してきた。

区は、都が定めた減災目標を踏まえ、区民、関係機関等と協力して、区の減災目標を定め、対策を推進してきた。

平成24年4月に都は東日本大震災を踏まえた「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、その被害軽減等を新たな目標として定めた東京都地域防災計画(平成24年度修正)を同年11月に策定した。区においても、都と一体となって効果的な防災対策を推進するため、新宿区地域防災計画の平成25年度修正時に、これまでの減災目標を改めて新たな目標を定めた。

減災の取組にあたっては、行政機関のみならず地域の様々な主体が防災対策に積極的に参画協働する取組を強化し、区民の「自助」、「共助」の意識を高め、自主防災組織、消防団などの地域防災力の向上を図る。また、以下の主な対策への取組をはじめ、本計画上の様々な施策を総合的に推進することにより、この目標は、平成26年度修正においても承継し、平成25年12月以降、10年以内に達成する。

東京湾北部地震(冬の夕方18時、風速8 m/秒)のケースで、揺れや火災による死者、避難者、倒壊や焼失による建築物の全壊棟数をそれぞれ減少させる。

目標1 死者を約6割減少させる

被害想定で、建物全壊や地震火災等を原因とする最大死者数約290人を約6割減の約120人にする。

目標2 避難者を約4割減少させる

被害想定で、住宅の倒壊や火災による避難者約77,000人を約4割減の約46,000人にする。

目標3 建築物の全壊・焼失棟数を約6割減少させる

被害想定で、ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失約5,900棟を約3,500棟減の約2,400棟にする。

《主な対策》

1 新宿区耐震改修促進計画に基づく民間建築物耐震促進事業

民間建築物(木造住宅・非木造住宅及びマンション、民間特定既存耐震不適格建築物、緊急輸送道路沿道建築物)の耐震診断・耐震改修工事費用等を補助することにより、建物の耐震化対策を推進する。

2 家具類の転倒・落下・移動防止対策

- (1) 高齢者・障害者世帯への家具転倒防止器具取付の助成事業
- (2) 家具転倒防止器具等の防災用品あっせん事業
- (3) 自衛消防訓練及び立入検査実施時における事業者への指導の強化及びオフィス家具・家電製品等の関係団体と連携した転倒防止対策を推進する。

3 救出・救護体制の強化

- (1) 災害協力隊の結成を推進し、地域ごとの防災マップや防災カルテの作成を支援し、地域防災力の向上を図る。
- (2) 自助・共助による地域防災力を高めるため、災害協力隊における防災リーダーの育成、防災訓練及び救命講習等を実施し、区民の救出・救護能力の向上を図るとともに、拠点避難所を中心とした地域と事業所の連携強化を推進する。
- (3) 緊急地震速報の周知を図り、活用について検討する。

4 防災まちづくり対策

新宿区都市計画マスタープランの推進

5 消防力の充実・強化

- (1) 区民による初期消火活動強化のため、消火隊の編成拡大に努めるとともに、スタンドパイプ等を整備し、区民による消防力の強化を図る。
- (2) 消防団員数の充足及び活動強化のため、多様な方法による消防団への入団促進及び装備の充実を図るとともに、消防水利不足地域の解消及び事業者と連携した消防水利の確保等に努める。

6 区民や事業所の火災対応力の強化

- (1) 建物倒壊による出火及び電気器具等からの出火防止を図るため、火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防止対策や住宅用火災警報器の設置を推進する。
- (2) 区民まつり等のイベントや各所に設置している展示コーナーを活用するとともに、パンフレット、区報、区ホームページ、防災関連ツイッター等による防災啓発を推進する。

7 情報伝達体制の充実

- (1) 防災無線放送の聴取環境の向上及び未整備地域の解消を図るため、計画的に防災無線拡声子局を増設し、区内全域で災害情報を得られる環境を整備する。
- (2) 区民への情報提供手段の多様化を図り、迅速・的確な広報活動に努める。

第2編 震災対策計画

第1部 施策ごとの具体的計画

第1章 区及び事業者の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

1 基本的な考え方

新宿区は30万を超える人々の生活の場であるとともに、4万1千の事業所の活動拠点であり、また首都東京のシンボルである都庁を中心とする高層ビル群や世界有数の繁華街である歌舞伎町を有する大都市である。地震等による災害によって新宿区が被害を受ければ、その影響は国内だけに止まらず、また政治・経済・文化等あらゆる分野に及ぶと考えられる。

新宿区は、基礎的自治体として災害対策推進の第一義的な責任と役割を果たすべきものであるが、大災害を未然に防ぐには、広域的自治体としての都との連携は勿論、区民及び事業所との協力・連携が不可欠である。

地震等による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に区民及び事業所が地域のなかで相互に助け合うことによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、そして第三に区民及び事業所と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくという考え方を基本にしなければならない。

2 区民の基本的責務

- (1) 区民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、互いの生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。
- (2) 区民は、以下の事項につき、自ら災害に備える手段を講じるよう努めなければならない。
 - ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性等の確保
 - イ 家具等の転倒・落下・移動防止
 - ウ 出火の防止
 - エ 初期消火に必要な用具の準備
 - オ 飲料水及び食料の確保
 - カ 避難の経路、場所及び方法についての確認
 - キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- (3) 区民は、震災後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、相互に協力し、事業者、ボランティア、区、都及びその他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- (4) 区民は、区、都及びその他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加するほか、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により、震災対策に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者の基本的責務

- (1) 事業者は、区、都及びその他の行政機関が実施する震災対策事業及び前節の区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の区民生活の再建及び安定ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払わねばならない。
- (2) 事業者は、事業所に来所する顧客、従業者等及び周辺住民並びに管理する施設・設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- (3) 事業者は、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- (4) 事業者は、震災時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。
- (5) 事業者は、区及び都が作成する地域防災計画を基準として、「事業所防災計画」を作成しなければならない。
- (6) 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成した時は速やかに都知事に届け出なければならない。
- (7) 事業者は、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。
- (8) 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

第2節 区及び防災機関の役割

新宿区及び区の地域を管轄する防災機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 新宿区

業 務 内 容
1 新宿区防災会議に関すること。
2 新宿区地域防災計画の総合調整に関すること。
3 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関すること。
4 災害予防に関すること。 (1) 防災都市づくりの推進に関すること。 (2) 建築物の災害予防の指導に関すること。 (3) 庁舎等区有施設の災害予防及び災害対策に関すること。 (4) 区民・事業所等に対する防災対策の指導に関すること。 (5) 水防活動に関すること。 (6) 河川・道路及び橋りょうの保全に関すること。
5 災害時の応急対策に関すること。 (1) 新宿区災害対策本部に関すること。 (2) 新宿区内の被害状況の調査・報告に関すること。 (3) 災害情報の収集・広報に関すること。 (4) 避難の勧告又は指示に関すること。 (5) 避難所の開設及び管理運営に関すること。 (6) 被災者に対する救援救護及び保健衛生に関すること。 (7) 所管施設の応急復旧に関すること。 (8) 河川、道路などの障害物の除去・ごみ・し尿・がれき処理に関すること。 (9) 各種ボランティアの受け入れ、支援等に関すること。 (10) 応急教育の立案及び実施に関すること。 (11) 帰宅困難者対策に関すること。
6 災害復旧・復興対策に関すること。 (1) 被災者に対する総合相談に関すること。 (2) 義えん金品の受け入れ、出納及び一時保管・管理・分配計画に関すること。 (3) 災害弔慰金の支給・貸付等融資に関すること。 (4) り災証明に関すること。 (5) 仮設住宅の設置・運営に関すること。 (6) 過去の災害から得られた教訓の伝承に関すること。

2 東京都関係機関

機 関 の 名 称	業 務 内 容
都建設局 第三建設事務所	1 河川、道路及び橋りょうの保全及び復旧に関する事 2 水防に関する事。 3 河川、道路等における障害物の除去に関する事。
都建設局 東部公園緑地事務所	1 都立公園の保全及び震災時の利用に関する事。
都交通局 品川自動車営業所 渋谷自動車営業所 新宿支所 小滝橋自動車営業所 小滝橋自動車営業所 杉並支所 早稲田自動車営業所 北自動車営業所 練馬支所 市ヶ谷駅務管理所 都庁前駅務管理所 大門駅務管理所 上野御徒町駅務管理所 荒川電車営業所	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 電車、地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する事。
都水道局 西部支所 新宿営業所	1 水道施設の保全に関する事。 2 応急給水に関する事。
都下水道局 西部第一下水道事務所 落合水再生センター	1 下水道施設の保全に関する事。
警視庁 第四方面本部 牛込警察署 新宿警察署 戸塚警察署 四谷警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 4 行方不明者の捜索及び調査に関する事。 5 遺体等の調査及び検視に関する事。 6 公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京消防庁 第四消防方面本部 四谷消防署 牛込消防署 新宿消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事。 2 救急及び救助に関する事。 3 危険物等の措置に関する事。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。
消防団 四谷消防団 牛込消防団 新宿消防団	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事。 2 救急及び救助に関する事。 3 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。

3 指定公共機関

機 関 の 名 称	業 務 内 容
東日本旅客鉄道株式会社 (新宿駅)	1 鉄道施設等の保全に関する事 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事
東日本電信電話株式会社 (東京北支店)	1 電報、電話の通信の確保に関する事 2 災害時における電気通信サービスの提供及び気象予報の伝達に関する事
日本赤十字社東京都支部 (新宿区地区)	1 赤十字の行う医療救護に関する事 2 救援物資の配布に関する事 3 義援金の受付と配分に関する事 4 赤十字奉仕団及び救護ボランティアによる救護活動に関する事 5 災害時の血液製剤の供給に関する事
東京電力株式会社 (新宿支社)	1 電力供給施設の保全に関する事 2 災害時における応急・復旧対策に関する事
東京ガス株式会社 (中央支店)	1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関する事 2 ガスの供給に関する事
日本通運株式会社 (東京引越支店)	1 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送に関する事
首都高速道路株式会社 (西東京管理局)	1 首都高速道路等の保全に関する事 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事
日本郵便株式会社 〔新宿郵便局 新宿北郵便局 牛込郵便局 落合郵便局〕	1 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事 (1) 被災地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 2 避難所における臨時の郵便差出箱の設置に関する事

4 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	業 務 内 容
京王電鉄株式会社 (新宿駅) 西武鉄道株式会社 (新宿駅管区) 小田急電鉄株式会社 (新宿駅) 東京地下鉄株式会社 (新宿駅務管区)	1 鉄道施設等の保全に関する事 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事 3 災害における鉄道車両等による救助物資及び避難者等輸送の協力に関する事
一般社団法人 東京都トラック協会 新宿支部	1 災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する事

5 公共的団体

機 関 の 名 称	業 務 内 容
一般社団法人新宿区医師会	1 医療及び助産活動に関する事 2 防疫の協力に関する事
一般社団法人東京都新宿区 四谷牛込歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事 2 遺体の身元確認などに関する事
一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事 2 遺体の身元確認などに関する事
一般社団法人新宿区薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導に関する事 2 医薬品の仕分け等に関する事
公益社団法人東京都 柔道接骨師会新宿支部	1 傷病者に対する応急救護に関する事
公益社団法人東京都獣医師会 新宿支部	1 負傷動物の獣医療に関する事 2 避難所動物救護所の保護動物の治療に関する事 3 避難所動物救護所の保護動物の健康管理に関する事 4 死亡動物の確認に関する事

6 自衛隊

機 関 の 名 称	業 務 内 容
陸上自衛隊第1師団 第1普通科連隊	1 新宿区地域防災計画に基づく防災に関する訓練への参加 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急援護又は応急復旧に関する事 (2) 災害援助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事

第2章 区民と地域の防災力向上

第1節 現在の到達状況

1 自助による区民の防災力向上

防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組みが重要なため、様々な媒体を通して広報を行い、意識啓発を行っている。また、各家庭における家具類の固定等の転倒・落下・移動防止策の実施、防災訓練への参加、救命講習の受講及び防災教育等を推進し、自助による区民の防災力向上を図っている。

- (1) 家具類の固定等の転倒・落下・移動防止の備えをしている区民の割合40.2%
(平成25年度「第1回新宿区区政モニターアンケート」)
- (2) 起震車訓練体験者数 6,741人(平成25年度)
- (3) 避難所運営管理訓練参加者 6,261人(平成25年度)
- (4) 自主防災訓練参加者 13,977人(平成25年度)
- (5) 区立学校における防災訓練の実施
 - ア 区立中学生に対する普通救命講習の実施…全校(平成25年度)
 - イ 区立小中学校における緊急地震速報を活用した避難訓練の実施…小学校25校、中学校・特別支援学校8校(平成25年度)
 - ウ 発達段階に応じた防災教育の充実…全校(平成25年度)
- (6) 救命講習を受講した区民の人数(事業所関係含む) 13,570人(平成25年度)

2 地域による共助の推進

防災区民組織(町会・自治会等)では、各地域において防災訓練等の自主的な取組みを、主に町会・自治会等、区民同士が協力して進めており、区では、区民に対し積極的に指導・助言を行っている。

また、区では、避難所運営管理協議会が主体となり行っている避難所運営管理訓練を支援するとともに、地域防災協議会や、避難所運営管理協議会を通じて、防災に関する最新情報の普及啓発を行っている。

- (1) 防災区民組織(町会・自治会等)の結成数 206組織(平成26年9月1日現在)
- (2) 東京都の防災隣組の認定 区内3団体(平成25年4月1日現在)
※小型消防ポンプ複数保有町会あり
- (3) 避難所運営管理訓練 39避難所 6,261名 参加(平成25年度)

3 消防団の活動体制の充実

発災時に消火活動、救出・救護活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要である。区は都とともに、消防団の活動支援を行なっている。

(1) 消防団の概況

区内の消防団は、3団19分団で団員定数は550名(平成25年4月現在 第65回東京消防庁統計書)に対して平成25年12月31日現在529人(うち女性消防団員98人)となっている。これらの消防団は、震災時には消防署隊と連携し、初期消火、延焼防止及び救出

救護活動等に従事し、平常時は、地域住民に対し初期消火、救出救護等についての技術的な訓練指導を行うなど、地域の防災活動の中核として重要な役割を担っている。

(2) 消防団員の確保

消防団の存在と活動を周知する広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。

(3) 消防団員の教育訓練

ア 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事と家庭との両立を図る。

イ 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。

ウ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。

エ 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。

(4) 消防団資器材・分団本部施設等の整備

震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な救助資器材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。

(5) 地域等と連携した防災対策の推進

ア 各種資器材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

イ 地域住民等に対する防火防災訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

ウ 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

4 事業所による自助・共助の強化

発災時には、自助・共助の理念に基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、区及び都は、防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業所等地域の連携を図る取組みを推進し、地域防災力の向上を図っている。

5 ボランティア活動への支援

発災時には、救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営等、ボランティアの多岐にわたる活動が期待される。区は、防災訓練の実施に合わせ、ボランティア活動の支援を目的とした訓練を実施する等、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりに取り組んでいる。

また、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会との協定締結をはじめ、関係機関との連携により、ボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口を開設することとしている。

東京消防庁災害時支援ボランティア登録者数（区内）： 648人（平成25年12月31日現在）

第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震 時期及び時刻：冬の夕方18時、風速：8m/秒）】

被害項目	想定される被害
焼失棟数	2,179棟(倒壊を含む。)
屋内収容物による死者(参考値)	13人
屋内収容物による負傷者(参考値)	372人
災害時要援護者の死者	69人
自力脱出困難者数	2,606人
避難者数	76,805人
避難所へ避難する人	49,923人
避難所以外のところへ避難する人	26,882人
帰宅困難者数	313,811人

1 自助による区民の防災力向上

新たな被害想定では、屋内収容物による死傷者が385人発生すると想定されており、こうした被害をなくすためには、家具類の固定等の転倒・落下・移動防止等の備えを講じる必要がある。

しかしながら、東日本大震災後に新宿区が実施した調査（「平成25年度第1回新宿区政モニターアンケート」）によれば、こうした取組みを行っている区民の割合は40.2%に過ぎない。このことを踏まえ、引き続き、区民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。

2 地域による共助

発災時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。とりわけ、高齢者等の要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要である。

新たな被害想定では、要配慮者の死者が69人発生すると想定されており、防災区民組織（町会・自治会等）や地域の防災活動に、区民の積極的な参画を促す等地域防災力の活性化を一層推進していくことが必要である。また、防災区民組織等が発災時に力を発揮するには、日常の訓練とともに、救出・救助に必要な資機材の整備が欠かせない。

3 消防団の活動体制

新たな被害想定では、焼失棟数が2,179棟に上る等、火災により大きな被害が発生すると想定されており、地域の実情に精通した消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。

区内の消防団は、定員550人に対して、平成25年12月31日現在529人（うち女性消防団員98人）となっており、定員充足等消防団の活動体制を整えることが必要である。

4 事業所による自助・共助の取組

発災時において事業所は、地域の一員としての救出・救護活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支える等地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割が求められている。

現在、区内の事業所では、地域の町会・自治会等との応援協定の締結等の取組みが進められているが、新たな被害想定では、約7万7千人の避難者や約31万4千人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、発災時における事業所の役割を踏まえて、従業員用の備蓄の推進等、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

5 ボランティア活動の支援体制

発災時において、ボランティアは、炊き出し等の避難所の運営支援やがれき除去といった様々な役割を果たすことが期待されている。東日本大震災の際には、甚大な被害の影響から、受入れ自治体の体制が整わず、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制を充実する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 自助による区民の防災力向上

区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、区民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

また、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

2 地域による共助の推進

東京の共助の中核を担う防災隣組の普及・拡大を積極的に図り、認定団体の活動展開を促進することにより、地域の共助を推進していく。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

こうした、防災訓練を推進するために、各消防署は次の事項を推進する。

- (1) 小型消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災区民組織等における初期消火体制の強化を推進
- (2) 具体的な訓練指導マニュアルを策定し、防災区民組織等への指導に反映
- (3) 防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

3 消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救助活動などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資機材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図っていく。

4 事業所による自助・共助の強化

行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、発災時において事業所が自らの役割を果たすことができよう、事業所の防災力向上を促進していく。

5 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、区は都及び地域の社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化し、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

第4節 到達目標

1 自助の備えを講じている区民の割合を100%に到達

各主体に対する様々な防災訓練の実施や学校等における幼児期からの体系的な防災教育の実施により、区民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、区民が、防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。

また、被災した際も、外国人が言語等で不都合を感じないように、効果的な情報提供を推進する。

2 東京防災隣組の活動を区内へ波及

東京の共助の先導的役割を果たす都の防災隣組事業を推進し、東京防災隣組の活動を区内全域へ波及させる。

また、防災区民組織の活性化を図り、地域防災力の向上を実現する。

※東京防災隣組：都は、地域において意欲的な防災活動を継続している防災市民組織等を「東京防災隣組」として認定し、その取組みを支援する。

3 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

消防団の定員充足等の推進による体制の充実や発災時における地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図る。

4 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化

地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、防災計画の実効性を確保し、近隣住民等で組織された防災区民組織等との災害時応援協定の締結を促進することにより、地域全体の自助・共助体制を推進する。

また、東京消防庁による事業所防災計画の作成指導の継続的な実施等を通じ、防災に関する意識の向上を図るなど、実効性の高い地震対策を推進する。

5 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を、毎年実施すること等により、地域の社会福祉協議会、市民活動団体等とのネットワークを構築する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

大地震による災害から、区民の生命及び財産を守るためには、区をはじめとする防災機関の防災活動だけではなく、区民一人ひとりが、そして、地域の防災区民組織・事業所等が積極的に行動する必要がある。

さらに、地域における生活者の多様なニーズに対応した防災対策を実施するため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を推進し、女性の視点を反映した避難所運営体制の構築等に努める必要がある。区をはじめとする防災機関は、自らの防災行動力の向上を図るとともに、区民に対する防災意識の普及・啓発、防災区民組織の育成、強化及び事業所の防災体制充実に努めていくものとする。

また、高齢者や障害者、外国人、難病患者、乳幼児・妊産婦などの要配慮者に対して、災害時の安全を確保するための環境整備及び支援等を進めていく。

さらに、ボランティアや民間非営利団体などの市民活動は、災害時において不可欠であり、今後、一層、市民活動との連携を図っていく。

なお、区においては、これら防災行動力を高めるための活動を不断に進めていく。

1 自助による区民の防災力向上

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 日頃からの出火の防止・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- (5) 飲料水（1日一人30目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- (6) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- (7) 区や都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- (8) 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- (9) 高齢者や障害者等の「災害時要援護者名簿（申請方式名簿）」への登録による円滑かつ迅速な避難準備
- (10) 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- (11) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

2 防災意識の啓発

2-1 防災広報の充実

地震に関連する一般知識、出火防止及び初期消火の心得、発災時の心得、準備などの防災意識の啓発を行う。

機関名	事業内容
区	<p>1 印刷物等による広報</p> <p>(1) 新宿区報(広報しんじゅく) 適宜、防災関係記事(数面にわたる特集記事を含む)を掲載し、防災知識の普及を図る。</p> <p>(2) 啓発用パンフレット 住民向けに、地震のときの心得、非常持ち出し品、地震に対する正しい知識、区の体制等を紹介した「災害に備えて」、災害時要援護者防災行動マニュアル「いざ大地震に備えて」を作成し、配布している。</p> <p>(3) 防災マップやチラシ等を適宜作成し、配布する。</p> <p>(4) 外国人を対象とした啓発 生活情報紙「災害に備えて」、新宿生活スタートブック、外国語広報紙による啓発を行っている。</p> <p>2 講演会等による広報</p> <p>(1) 住民や、事業所を対象とした講演会、講習会を随時実施する。</p> <p>(2) 町会・自治会等で行う講習会等に対し、講師の派遣、資機材の提供を行う。</p> <p>3 映画・ビデオによる広報 DVD・ビデオテープを約80本所蔵しており、随時防災センターにおいて貸出しを行っている。また、防災センターで上映会を行い、防災意識の高揚を図る。</p> <p>4 防災用品のあっせん 家庭における防災意識の高揚を図るとともに、震災時に備えるため、防災用品のあっせんを行う。</p> <p>5 起震車の運行 起震車による地震体験を通じて、防災意識の高揚を図る。</p> <p>6 防災センター</p> <p>(1) 情報機器を利用して防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p>(2) 防災に関する活動を行うものに対して、会議室の貸出し(無料)を行う。</p> <p>(3) 防災相談等を受けることにより防災知識の普及を図る。</p> <p>7 総合的な防災意識普及・啓発事業の実施 防災とボランティア週間に合わせて、資料展示・講演会等を総合した事業を実施することで、区民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>8 建築物の耐震化</p> <p>(1) 建築物の耐震に関する意識啓発及び情報提供</p> <p>(2) 建築物の耐震補強に関する知識の普及・啓発と改修に関する法制度の周知</p>

機関名	事業内容
消防署	1 「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導、ホームページ・SNS等掲載による広報の実施 2 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 3 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 5 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 6 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 7 「はたらく消防の写生会」の開催や防火防災標語の募集 8 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施 9 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 10 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した区民の防災意識の普及啓発 ※ 東京消防庁では、地震災害や、風水害等の自然災害に対する都民、事業所等の地域の取り組みに対し、優良で他の模範となる事例について、「地域の防火防災功労賞制度」により表彰している。
警察署	1 広報内容 (1) 地震、津波に関する一般知識 (2) 事前に都民等のとるべき措置 (3) 地震発生時の対応措置 (4) 地震発生時の警視庁の諸活動 2 広報手段及び方法 (1) 防災区民組織、町会・自治会等を通じて地域住民への働きかけ (2) 幼稚園、学校等に対する積極的な働きかけ (3) 事業所等に対する積極的な働きかけ (4) 防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての広報活動 (5) 運転免許更新時における広報紙誌の配布 (6) 防災相談コーナーの設置 (7) 警視庁ホームページ、災害対策課 Twitter を通じた広報活動 3 広報媒体 (1) パンフレット（日本語・英語） (2) パネル（東日本大震災被害状況等）

機関名	事業内容
日本赤十字社 東京都支部	<p>日本赤十字社の行う災害救護活動の紹介を通して、区民の防災意識の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民まつりなどでの救援物資やパネルなどの展示やパンフレットの配布 2 赤十字奉仕団主催の講演会や防災訓練への支援 3 赤十字被災セミナーの講演・講習会の開催 <p>(1) 赤十字被災セミナー 首都直下型地震に備え、自分や大切な人を守るために必要な知識・技術を区民に普及する。</p> <p>(2) 赤十字救急法 心臓蘇生や応急手当の知識と技術</p> <p>(3) 健康生活支援講習 避難所生活に役立つ知識・技術</p> <p>(4) 災害救護セミナーの開催 災害時に赤十字の行う医療救護活動などに参加する赤十字救護ボランティアを養成する。</p> <p>(5) インターネットのホームページによる情報提供</p>
東京電力	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気事故防止PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等施設の異常を発見した場合は、速やかに東京電力に通報すること。 (3) 切れた電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 屋外に避難するときはブレーカー又は安全器を必ず切ること。 (6) 電気器具を再利用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (7) その他事故防止のため留意すべき事項。 2 PRの方法 電気事故防止PRについては、災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載する。 3 停電関連 病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。
東京ガス	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災の日及び防災週間中における、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布 2 東京ガスの防災と安全への取組や利用者の安全・防災対策の紹介

機関名	事業内容
N T T	1 災害が発生すると、被災地への安否確認等電話が集中して掛かりにくくなり情報の送受ができなくなる。電話の大混乱を起こさないため、毎年区が実施する防災訓練においてパンフレットの配布を行うほか、報道機関を通じての広報により通信確保の為の対策等周知を図っている。 “電話の大混雑”を起こさないために (1) 受話器が外れた場合、元に戻すこと。 (2) テレビやラジオで常に正確な情報を知ること。 (3) 電話がつながっても話は手短かにすること。 (4) もしものときのための家族、親戚の連絡方法を決めておくこと。 2 災害時における広報により電話混雑の防止を図る。 (1) 電話利用時のトーキー案内 (2) 広報車 (3) ラジオ、テレビ、新聞掲載 (4) 災害用伝言ダイヤル“171”、災害用伝言板“web171”の開設
首都高	震災時において、利用者が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知させるため、首都高ホームページでの紹介、各種の防災関連行事でパンフレットの配布などの広報を実施し、平常時における防災知識を普及する啓発活動を推進する。

2-2 防災教育の充実

(1) 区職員に対する防災教育

災害対策本部が設置されたときは、全職員が災害対策活動に従事することとなるため、平常時から、職員に対する防災教育を計画的に推進する。

具体的には、

- ア 新任職員に対する基礎的研修
 - イ 資機材操作講習
 - ウ 救急救命講習等
- を実施する。

(2) 園児・児童・生徒に対する防災教育

区教育委員会では、学校・幼稚園における災害防止対策を区内全校(園)の共通理解の上で、学校防災計画を作成し対策の充実を図っている。

- ア 園児・児童・生徒が自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力を身に付けさせるため、避難訓練等を実施する。
- イ 東京都教育庁より配付されている副読本「地震と安全」、防災教育補助教材「3.11を忘れない」を活用し、地震発生時の基礎的な知識の習得を図る。
- ウ 各消防署では児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集、消防少年団、消防幼年クラブを育成し、防災教育を推進する。

(3) 保育園児等に対する防災教育

区子ども家庭部では、保育園・子ども園に対し「保育園防災の手引き」「子ども園防災の手引き」「大地震!『その時あわてないために…』」等を、児童館(子ども総合センター、子ども家庭支援センター、学童クラブ、ことぶき館等含む)に対し「大地震に備えて」を作成し、職員をはじめ園児等に対する防災教育に努めている。

(4) 東京消防庁の推進する防災教育

- ア 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施
- イ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進
- ウ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練の実施
- エ 防災区民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進
- オ 出火防止等に関する教育・訓練の実施
- カ 起震車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進
- キ 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実
- ク 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習の実施
- ケ 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上
- コ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進
- サ 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施
- シ 都教育庁が指定する防災教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施

- ス 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨
- セ 町会・自治会等を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した要配慮者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
- ソ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進
- タ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施

2-3 地域防災機関と学校との連携による防災教育の推進

- (1) 区は、都教育委員会が取り組んでいる「安全教育プログラム開発委員会」（平成19年度）によるプログラムを実施し、学校と地域が連携した防災教育（訓練）の普及を図る。
- (2) 区は、児童・生徒の学年に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- (3) 区は都民防災教育センター等を拠点とした地域の防災教育を広める。

3 防災訓練の強化

住民、事業所及び防災機関がそれぞれの役割を確認し、相互の連携を深めることで、災害時における防災活動を円滑に実施できるようにするため、各機関において、次のとおり防災訓練を実施する。

機関名	内 容
区	<p>1 総合防災訓練 事業所を含めた住民を中心として、区及び各防災機関が連携した訓練を実施する。</p> <p>(1) 訓練内容 これまで実施してきた避難所運営管理訓練を充実させながら継続するとともに、区、防災機関が事業所を含めた住民の防災活動を支援するための訓練を実施する。 訓練項目は、救出・救助、初期消火、医療救護所設置、各防災機関相互の情報伝達等とし、要配慮者の支援訓練や帰宅困難者対応訓練なども必要に応じて実施する。</p> <p>(2) 実施要領 区防災会議において、「新宿区総合防災訓練実施要領」を定める。</p> <p>(3) 主な参加機関・団体 ア 区 イ 区教育委員会 ウ 防災機関 エ 各種協定締結団体 オ 防災区民組織・町会・自治会等 カ 区内事業所</p> <p>2 地域防災訓練 避難所運営管理協議会が主体となり、避難所の立ち上げ、避難者の受入れ等を行う避難所運営管理訓練を実施する。また、防災区民組織等が初期消火訓練や給食給水訓練等を行う自主防災訓練を実施する。</p> <p>3 災害医療訓練 災害時における医療救護に係る訓練を新宿区医師会等の協力を得て、防災区民組織・町会・自治会等とともに実施する。 [訓練項目] (1) 医療救護所設置訓練 (2) 応急救護訓練 (3) トリアージ訓練 (※) (4) 傷病者搬送訓練 (5) 出動連絡訓練 (6) その他の訓練 ※トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、限られた医療スタッフや医薬品等の医療機能を最大限に活用するため、傷病者をその緊急度や程度によって分類し、優先度の高い者から順に適切な治療・搬送を行うことである。</p> <p>4 自主防災訓練への支援 防災区民組織・町会・自治会・事業所等が、自主的な企画立案により初期消火訓練等を実施するに当たり、警察署・消防署等と積極的に支援する。 [主な支援内容] (1) 訓練用資機材の貸し出し (2) 防災サポーターの派遣 (3) 訓練記念品・ポスターの配布(一定期間のみ)</p> <p>5 区職員訓練 (1) 参集訓練 (2) 指令伝達訓練 (3) 本部運営訓練 (4) 図上訓練 (5) 現地訓練 (6) その他の訓練</p> <p>6 情報通信訓練 (1) 同報系無線通信訓練 (2) デジタル移動系無線通信訓練 (3) 情報システム運用訓練 (4) 緊急地震速報訓練 (5) 緊急時職員参集システム訓練 (6) その他の訓練</p> <p>7 区施設の訓練 学校、幼稚園、保育園、子ども園、その他福祉施設等については、定期的に避難誘導等の訓練を実施する。</p>

機関名	内 容														
消防署	<p>震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目 非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動処置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等を実施する。</p> <p>2 参加関係機関 都、防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、他消防本部、協定締結団体等とする。</p>														
警察署	<p>大地震が発生した場合、被害の拡大を防止するため、住民の避難誘導、救助救出、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施し、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災機関及び住民と協力して訓練を実施する</p> <p>訓練項目</p> <table border="0"> <tr> <td>1 警備要員の召集及び部隊編成訓練</td> <td>2 情報収集と伝達訓練</td> </tr> <tr> <td>3 警備本部設置訓練</td> <td>4 交通対策訓練</td> </tr> <tr> <td>5 避難誘導訓練</td> <td>6 広報訓練</td> </tr> <tr> <td>7 救出救助訓練</td> <td>8 通信伝達訓練</td> </tr> <tr> <td>9 装備資機材操作訓練</td> <td></td> </tr> </table>	1 警備要員の召集及び部隊編成訓練	2 情報収集と伝達訓練	3 警備本部設置訓練	4 交通対策訓練	5 避難誘導訓練	6 広報訓練	7 救出救助訓練	8 通信伝達訓練	9 装備資機材操作訓練					
1 警備要員の召集及び部隊編成訓練	2 情報収集と伝達訓練														
3 警備本部設置訓練	4 交通対策訓練														
5 避難誘導訓練	6 広報訓練														
7 救出救助訓練	8 通信伝達訓練														
9 装備資機材操作訓練															
日本郵便	<p>防災の日・防災週間を中心に防災訓練を実施するほか、計画的な机上訓練を実施し職員の意識高揚を図っている。</p> <p>訓練項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言伝達訓練、情報収集及び伝達訓練 非常災害対策本部の設置・運営訓練及び非常参集訓練 防災物品の点検 関係機関が実施する訓練には積極的に参加する。 														
日本赤十字社 東京都支部	<p>災害等発生時において、指定公共機関としてその責務を全うするために、平常時から職員への体系的な訓練を実施するとともに救護ボランティアの養成や都をはじめ各区市町村や関係機関との円滑な連携を目指した各種防災訓練への参加などを行っている。</p> <p>1 職員</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 基礎訓練</td> <td>(2) フォローアップ訓練</td> </tr> <tr> <td>(3) 救護員指導者研修</td> <td>(4) 医療救護訓練</td> </tr> <tr> <td>(5) 「こころのケア」研修</td> <td>(6) 広域（2ブロック）救護訓練</td> </tr> <tr> <td>(7) 情報連絡訓練</td> <td>(8) 参集訓練</td> </tr> </table> <p>2 救護ボランティア</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害救護セミナー（救護ボランティア養成） 救護ボランティアリーダー養成研修 <p>3 帰宅困難者支援訓練 赤十字奉仕団並びに救護ボランティアによる帰宅困難者支援所（日本赤十字社エイドステーション）の設置・運営訓練を実施している。</p> <p>4 関係機関防災訓練への参加</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 東京都総合防災訓練</td> <td>(2) 九都県市総合防災訓練</td> </tr> <tr> <td>(3) 各地域での防災訓練</td> <td>(4) 高圧ガス協会防災訓練</td> </tr> <tr> <td>(5) 羽田空港総合防災訓練</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 基礎訓練	(2) フォローアップ訓練	(3) 救護員指導者研修	(4) 医療救護訓練	(5) 「こころのケア」研修	(6) 広域（2ブロック）救護訓練	(7) 情報連絡訓練	(8) 参集訓練	(1) 東京都総合防災訓練	(2) 九都県市総合防災訓練	(3) 各地域での防災訓練	(4) 高圧ガス協会防災訓練	(5) 羽田空港総合防災訓練	
(1) 基礎訓練	(2) フォローアップ訓練														
(3) 救護員指導者研修	(4) 医療救護訓練														
(5) 「こころのケア」研修	(6) 広域（2ブロック）救護訓練														
(7) 情報連絡訓練	(8) 参集訓練														
(1) 東京都総合防災訓練	(2) 九都県市総合防災訓練														
(3) 各地域での防災訓練	(4) 高圧ガス協会防災訓練														
(5) 羽田空港総合防災訓練															

機関名	内 容
東京電力	<p>防災対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。</p> <p>また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>訓練項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡訓練 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震発生による被害状況、復旧状況の情報伝達 (2) 行政無線を活用した防災機関との情報伝達 2 復旧訓練 <ol style="list-style-type: none"> (1) 復旧対策の机上シミュレーション (2) 電力施設応急送電訓練 3 非常呼集訓練
東京ガス	<p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、年1回以上下記の防災訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震時の出動訓練 2 地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 3 自衛消防訓練 4 各事業所間の連絡体制訓練 5 災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 6 その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加
N T T	<p>当社「災害対策実施要領」に定める、災害発生時の組織体制並びに措置計画に基づき、電気通信設備の被害を安全かつ迅速に復旧できるよう、各機関において防災訓練(机上・実施)を毎年数回実施し、復旧技術の向上、防災意識の高揚を図る。</p> <p>また、国、都、区が主催して行う総合防災訓練に参加する。</p> <p>訓練項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の初期行動訓練 2 指揮・命令・情報伝達訓練 3 被害想定に基づき災害対策室を設置し災害発生から復旧完了までの机上又は実施訓練 4 所内・所外電気通信設備の復旧実施訓練 5 災害対策機器の取扱・点検・整備 6 避難及び防災 7 その他必要とする訓練 <p><実施時期・回数></p> <p>防災週間(9月) 総合防災訓練(年1回)</p>
都交通局	<p>発災を想定した異常時総合訓練・東京都総合防災訓練を年1回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり行う。</p> <p>訓練項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 異常時総合訓練 <p>脱線等の異常時を想定し、利用者の迅速な救護・避難誘導、情報伝達及び速やかな復旧活動を行うため、地下鉄に係る各部の事業所が参加する訓練</p> 2 東京都総合防災訓練 <p>交通局に参加要請があった場合(交通局の施設を使用等)には可能な限り協力する。</p> <p>参加要請がない場合には、交通局が主体となり、首都直下地震等を想定した各部が連携した訓練</p> 3 その他の訓練 <p>各部及び事業所ごとに必要な訓練及び情報伝達に関する訓練</p>

機関名	内 容
首都高	<p>震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。</p> <p>1 訓練項目 (1) 非常参集訓練 (2) 初動対応訓練 (3) 応急対策訓練 (4) 避難誘導訓練</p> <p>2 実施時期・回数 年1回以上</p>
J R 東日本	<p>J R 東日本東京支社管内において災害を想定した訓練を行う。また、各消防機関の協力を得て、総合防災訓練を実施する。</p> <p>訓練項目 1 非常招集 2 情報連絡 3 非常参集 4 脱線復旧 5 初期消火 6 避難誘導 7 救出救護 8 列車防護 9 応急復旧</p> <p><実施時期・回数> 総合防災訓練（9月・3月） その他、国及び地方自治体等が実施する訓練への参加</p>
京 王	<p>発災を想定した総合防災訓練を年2回以上実施するとともに、各担当業務に必要な訓練を次のとおり行う。</p> <p>訓練項目 1 災害対策本部又は地区対策本部等の設置運営訓練 2 非常招集訓練 3 初動措置訓練 4 情報連絡訓練 5 旅客の避難・誘導訓練 6 所属員の避難・誘導訓練 7 安否確認訓練 8 鉄道施設に対する安全点検訓練 9 各担当業務に必要な防災訓練</p> <p><実施時期・回数> 防災の日その他関係自治体、警察署等が実施する総合防災訓練時</p>
西 武	<p>発災を想定した防災訓練を年1回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。</p> <p>1 列車の一旦停止・減速運転訓練 2 情報伝達訓練 3 震災時安否等報告訓練 4 避難誘導訓練 5 異常時訓練 6 総合復旧訓練</p> <p><実施時期・回数> 異常時想定訓練（6月～11月） 総合復旧訓練（11月） その他の訓練（防災の日・3月11日）</p>

機関名	内 容
小田急	<p>発災を想定した総合防災訓練を年1回以上実施するとともに、各担当業務に必要な訓練を次のとおり行う。</p> <p>訓練項目</p> <p>1 非常招集訓練 2 事故対策本部訓練 3 情報収集、伝達訓練 4 減速運転訓練 5 施設の点検訓練 6 避難誘導案内訓練 7 救急、救護活動訓練 8 復旧訓練ほか</p> <p><実施時期・回数> 防災の日に総合防災訓練を実施</p>
東京地下鉄	<p>発災を想定し社員に対し平素から地震に関する基礎知識、震災発生時の初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を次のとおり実施する。</p> <p>1 現地対策本部訓練 2 減速運転訓練 3 一旦停止訓練 4 情報伝達訓練 5 非常招集訓練 6 避難誘導訓練 7 消防訓練 8 救護活動訓練 9 応急処置訓練 10 連絡通報訓練 11 復旧訓練 12 その他の訓練(各地域の防災訓練の参加等)</p>

4 防災区民組織等の強化

地震による災害は、広い地域にわたり同時火災の発生、道路交通や通信障害などの混乱等が予想されるため、防災機関の活動だけでは、その対応には限界があると考えられる。

このような事態に対処するためには、行政の対応に加え、区民や事業所が一体となって初期消火や救出救護などの活動を実施する必要がある。また、水害対策についても体制を整える必要がある。

このため、区及び防災機関は、地域住民が団結し組織的に防災活動を行う防災区民組織の育成強化や活性化を図るとともに、事業所の防災体制の指導等に努める。

4-1 防災区民組織

(1) 組織の結成状況

区では、昭和50年から、「(1)組織の自主的な性格、活動状況に配慮しながら、区は育成指導に当たる。(2)組織の役割及び活動内容から判断し、組織に共通な資機材等は、できる限り助成に努める。」ということの基本方針として、町会・自治会等を母体とする防災区民組織の結成を呼び掛けてきた。その結果、平成26年9月1日現在で206の防災区民組織が結成されている。

(2) 組織の活動

防災区民組織は、地域住民の意思により自発的に結成された組織であり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下、次のような活動を行う。また、区及び防災機関は防災区民組織がその本来の目的を達成できるよう、日ごろから訓練・指導を通じてその育成に努める。その際、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮し、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、町会・自治会等をベースとしていることから、それらに加入していない区民の防災行動力が問題となる。日ごろからこれらの層に向けて防災意識向上のための啓発を行うとともに、参加しやすい日時で催し物等を開催するなど、地域の総合的な防災行動力を高める工

夫をする。

ア 活動範囲と活動内容

区分	平常時の活動	発災時の活動
情報連絡	1 防災意識の普及及び高揚	1 情報の収集伝達及び広報
出火	1 出火防止及び初期消火の徹底 2 消火訓練	1 出火防止 2 初期消火
救出・救護	1 資機材の備蓄、保守管理 2 救出及び救護訓練等	1 救出救護
避難誘導	1 避難所、避難場所の確認	1 避難誘導 2 安否確認
避難所自主 運営管理	1 避難所運営管理協議会の運営 2 避難所運営管理マニュアルの 策定及び修正 3 避難所運営管理訓練 4 給食、給水訓練	1 避難所の自主運営管理 2 避難者の名簿の作成 3 給食・給水 4 救援物資の分配 5 応急救護等

イ 防災区民組織の訓練

防災区民組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、消防署と連携し、訓練の技術指導、実技体験訓練等に必要な資機材等を整備する。

ウ 防災区民組織の活性化

防災区民組織の防災行動力を高めるため、地域の防災活動の中核となるべき人材を育成するための講習会を行うほか、減災目標を達成するための主な対策として、防災訓練、救命講習等による区民の救出・救護訓練能力の向上、地域と事業所との連携強化等、防災講演会・講習会、水防対策等の各種訓練の実施を通じて、組織の活性化に努めている。

今後も、各消防署と連携し、震災時を想定した各種防災訓練の指導を実施するとともに、技術指導を通じて防災区民組織の活性化を図っていく。

(3) 防災区民組織への助成等

区では、防災区民組織の活動を実効あるものとするため、平成10年度までは資機材の助成を行った。その後資機材助成制度を改め、平成11年度からは組織の自主的な防災活動に対する防災活動助成金の交付を行っている。その他に小型消防ポンプ、スタンドパイプ、防災ラジオを配備している。

ア 防災活動助成

活動助成の対象となる経費はおおむね次のとおりである。

- (ア) 防災訓練経費
- (イ) 防災講演会・座談会等の開催経費
- (ウ) 防災資機材の購入又は更新経費
- (エ) 広報活動用経費
- (オ) 小型消防ポンプ点検等に要する経費

イ 初期消火用資機材の配備

区では、災害時の初期消火用具として、小型消防ポンプ及びスタンドパイプを必要な防災区民組織に配備している。

ウ 防災ラジオの再配備

災害に関する正しい情報を伝達するために、防災区民組織リーダー宅等に防災行政無

線の個別受信機（デジタル防災ラジオ）を配備している。平成23年度にデジタル化を行い、音声による情報のほか、文字放送による伝達も可能である。

4-2 地域防災協議会

震災時の広域にわたる災害から区民の生命財産を守るため、地域における自主防災活動を推進するとともに、防災区民組織相互間の協力体制の確立を図ることを目的として、特別出張所管内10地域に防災区民組織、地域の事業所、関係団体、警察署、消防署、消防団及び区で構成する地域防災協議会を結成している（昭和61年度より）。地域防災協議会では地域の実態に合わせた防災対策の検討や防災区民組織間と関係機関及び区との防災に関する情報交換などを行いそれぞれの地域で年2回開催している。

4-3 避難所運営管理協議会

災害時における避難所は区が開設し、管理運営を行うことになっているが、大地震が発生した場合、区が速やかな避難所の開設や当初の運営を行うことは非常に難しいと考えられる。

そのため、区では、災害時における避難所の自主的かつ円滑な運営管理を目的とし、防災区民組織、学校、PTA及び区で構成される避難所運営管理協議会を避難所ごとに設置している。

避難所運営管理協議会では、協議会内の役割分担、避難所開設手順、施設利用計画など避難所運営に必要な事項を協議し、その結果を「避難所運営管理マニュアル」としてまとめている。

また、避難所の運営における女性の参画を推進し、女性や要配慮者をはじめ地域の生活者の多様なニーズに応じた避難所運営に努めることとする。

4-4 防災サポーターの養成・登録

新宿区防災サポーター制度により、災害発生時における避難所等での応急活動を支援するボランティアを養成・登録する。

防災サポーターは18歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象とし、54名が登録している（平成25年9月1日現在）。平常時は区の指示及び監督のもと防災区民組織や各種団体の防災活動の支援及び区民に対する防災知識の普及啓発の推進等を行い、また災害発生時には、避難所運営活動の支援を行うことを主な活動内容とする。

4-5 事業所の防災体制の充実

(1) 事業所防災計画の作成指導等

消防署は、事業所に対し、事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

ア 防火管理者の選任を要する事業所については、消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画を定めるように指導する。

(ア) 震災に備えての事前計画

(イ) 震災時の活動計画

(ウ) 施設再開までの復旧計画

イ 防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。

ウ 都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成及び届出を指導する。

エ 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、東京都火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

(2) 事業所自衛消防隊の防災体制の充実強化

自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

ア 消防法に規定された自衛消防隊や自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

イ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所については、一定の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が震災時の活動には有効であることから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

また、自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

ウ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所であっても、東京都火災予防条例により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。

震災発生時においては、これらの組織が自衛消防隊として活動することが有効であることから、訓練等の指導を推進する。

(3) 講演会等の実施

区は、事業所の防災対策の充実を図るため、区は事業所を対象とした防災や危機管理に関する講演会等を実施する。

(4) 帰宅困難者対策

事業所は、震災時に交通情報等の収集を行い、従業員が帰宅困難者とならないよう、一斉帰宅の抑制を行うなど、事業所の責任において対応する。また、従業員や顧客が一定期間待機できる場所の確保や、飲料水や食料の備蓄に努めるものとする。また、従業員との連絡の手段・手順を定めておくとともに、従業員が安心して待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員へ周知しておく。

(5) 事業継続計画の策定

事業所は、従業員や顧客の安全確保のため、施設の耐震化を進めるとともに、重要業務を継続するための、事業継続計画（BCP）を策定する。

4-6 外国人への支援

区は、外国人住民等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

- (1) 防災区民組織や外国人支援団体等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。
- (2) 都が作成する防災に関する動画を活用するなど、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
- (3) 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。
- (4) 東京都防災（語学）ボランティア等と連携し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

5 ボランティア

兵庫県南部地震で明らかになったとおり、柔軟性・きめ細かさ等の特性をもつボランティアや民間非営利団体(以下、「NPO」という。)等の市民活動は、行政とは異なる立場から被災者救済や災害除去に重要な役割を果たすものであり、大災害時の救援活動には欠かせない存在である。

被災者への効果的な救援活動を行うためにはボランティアやNPO等との連携が必要であり、こうした連携が十分に機能するために、区は平常時からネットワークの構築・拡大に努める。

5-1 区のボランティア受け入れ体制

- (1) 区は、新宿スポーツセンターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れを行うとともに情報や資機材の提供を行う。
- (2) 避難所及び地域に配置されるボランティアの活動拠点として、各地域本部に災害ボランティア地域センターを設置する。
- (3) ボランティアの需給調整については、災害ボランティアセンターが、関連する災対各部、災害ボランティア地域センター及び新宿区社会福祉協議会等と連携して行う。

5-2 東京都との連携・協力

- (1) 平常時からネットワークを築き、情報・意見の交換を図る。
- (2) 災害時に、都は災害対策本部の中にボランティア部を設置する。区は、ボランティアの総合的窓口である同部と連携・協力し、ボランティア等の要請並びに支援を行う。
- (3) 東京都の登録ボランティア制度

【東京都防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	都の都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援（応急救護活動、消火活動の支援及び救助活動の支援など）を実施

5-3 各ボランティア組織との協力体制

区がボランティアとの連携を効果的に行うためには、都との連携だけでなく、豊富なノウハウを持つ以下のような各ボランティア組織とも連携を密にし、協力関係を築いておくことが重要である。

(1) 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会との連携

災害ボランティアセンターを区と共同で設置し、運営を行うなど円滑なボランティア活動の支援のための連携を強化する（平成17年3月「災害時におけるボランティア支援に関する協定」を締結）。

(2) 公益財団法人新宿未来創造財団との連携

平常時の通訳ボランティアを擁していることから、区としては、災害時の通訳派遣等に関する協力関係を構築していく。

(3) 東京ボランティア・市民活動センターとの連携

東京都内を中心にボランティアやNPOなどへの総合的支援を行っており、多数のボランティア団体が加入している「東京災害ボランティア・ネットワーク」と協働している。区として今後、協力関係を築いていく。

(4) 日本赤十字社東京都支部との連携

赤十字のボランティアは救護ボランティアや地域奉仕団・特別奉仕団等により構成されており、帰宅困難者並びに避難所等における避難者への支援や救護活動全般にわたるコーディネート等を行う。今後、区として協力関係を築いていく。

(5) 他の自治体との連携

ア 23区相互間では、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」第5条第4号により、ボランティアの受け入れ等に関して協力し合う。

イ 「新宿区と長坂町との相互援助協定」第3条第2項第5号では「ボランティアのあつ

旋」が協力内容のひとつとして明記されている。なお、長坂町は平成16年11月、市町村合併により北杜市となったが、協定については継続している。

ウ 上記ア、イ以外の自治体との連携については、今後検討していく。

(6) 区内大学等への協力要請

区内の各大学へボランティアの派遣協力について要請を行う。

6 区民・行政・事業所等の連携

各主体は、従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

6-1 区と区民・行政・事業所等の連携

区は、区民に対し、町会、自治会等への参加を促し、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促す。

区及び関係防災機関は、地域の防災区民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

6-2 区内各消防署（東京消防庁）

区内の各消防署は、応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

機関名	内 容
消防署	区民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進
区	1 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 2 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進 3 合同防災訓練の実施

7 地区防災計画の作成

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、区市町村の一定地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。

本制度は、区市町村の判断で地区防災計画を区市町村地域防災計画に規定するほか、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、地区居住者等が、区市町村地域防災会議に対し、区市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み（計画提案）を定めている。

具体的には、地区防災計画を規定する方法として、①区市町村防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として区市町村地域防災計画に規定する場合、②地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、区市町村防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて区市町村防災会議が、区市町村地域防災計画に規定する場合がある。

区は、計画提案が行われた場合、区防災会議において、当該計画を区地域防災計画に規定する必要があるか否かの判断を行う。また、区は地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加のもと、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定める。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 区民等の自主防災活動

大地震の発生直後には、建物の倒壊などにより、救助を必要とする人が多数発生するとともに、区域内で同時多発的に火災が発生することが予想される。これらの事態全てに、区を含め行政機関だけで即座に対応することは事実上困難であり、区民や事業所、防災区民組織等の防災活動との協力・連携が必要不可欠である。

1-1 地震発生時の区民・事業所等の役割

消火・救助活動の必要な現場が多数発生し、行政機関の迅速な対応が困難な発災直後においては、区民一人ひとりが「自らの生命は自らが守る」という自助の精神、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神の自覚に立ち、活動にあたるのがきわめて重要になる。

(1) 地震発生時の区民の取組

- ア 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- イ 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- ウ 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・飲料水・生活必需品を活用する。

(2) 地域による応急対策の実施

防災区民組織や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

ア 防災区民組織による活動

火災が発生した場合は、防災区民組織が協力して、スタンドパイプや小型消防ポンプを活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

イ 救出・救護活動

地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。

また、要配慮者については、避難行動要支援者名簿を活用するなど、安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護に努める。

ウ 避難所の開設

震度5弱以上の地震が発生した場合等に、自主的に避難所を開設する。区は避難所に情報連絡員を派遣するほか、状況に応じて職員を派遣し、運営支援等を行う。

(3) 地震発生時の事業所の取組

- ア 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
- イ 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- ウ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- エ 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。

オ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。

カ 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。

キ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

(4) 消防団による応急対策の実施

ア 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

イ 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

ウ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。

エ 所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。

オ 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

カ 避難勧告、指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

1-2 区民及び民間団体との協力体制

災害時には、区及び防災関係機関が相互に協力し、その総力をもって応急対策を実施することはもちろんであるが、区民、防災区民組織及び事務所の防災組織等、地域に密着した民間団体の協力が不可欠であり、積極的な協力が得られるよう、その協力体制の確立を図る必要がある。

(1) 防災区民組織との協力

ア 防災区民組織の役割

防災区民組織は、地域内の相互扶助を行うとともに、区の応急対策活動に協力する。

イ 協力業務の事例

(ア) 異常現象・災害危険箇所発見等の場合、区その他の防災関係機関に通報すること。

(イ) 災害に関する情報を区域内住民に伝達すること。

(ロ) 高齢者、児童、障害者等の安全確保に協力すること。

(ハ) 避難誘導、避難所内の、り災者に対する救護活動に協力すること。

(ニ) 被災者に対する炊出し、救援物資の配分等に協力すること。

(ホ) 被災区域内の秩序維持に協力すること。

(ヘ) 被災状況の調査に協力すること。

(ニ) その他の災害応急対策業務に協力すること。

ウ 防災区民組織の協力方法

発災直後の初動活動は、それぞれの組織に定める活動態勢に基づき、自主的に必要な応急対策を実施する。

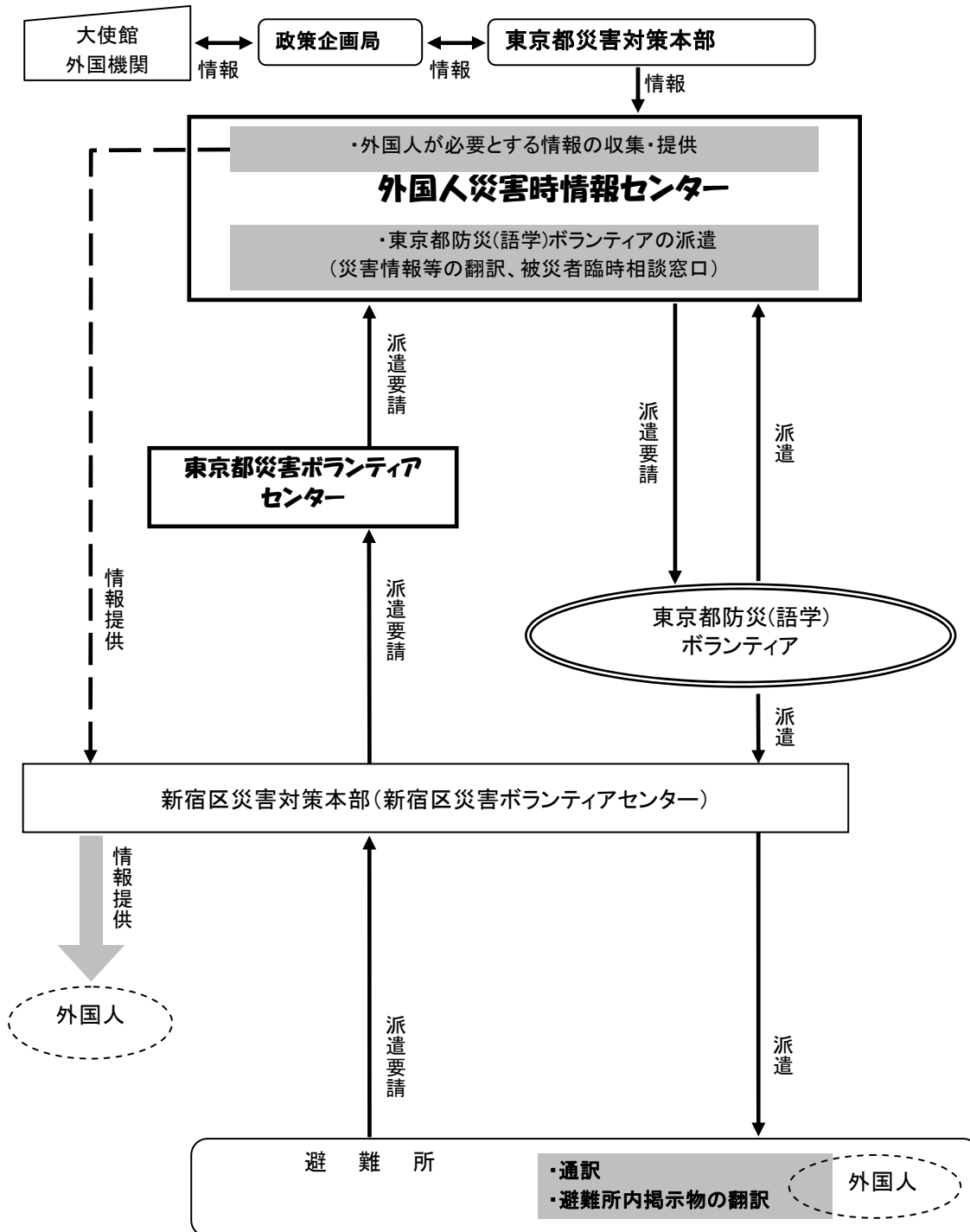
区及び防災関係機関の応急対策が開始された後は、前記(1)イに掲げる協力業務について、補完活動として応急業務に協力する。

(2) その他の民間団体との協力

前記「ウ 防災区民組織の協力方法」に準じて協力する。

1-3 外国人の情報収集等に係る支援

区は、都が設置する外国人災害時情報センターとの情報交換や防災（語学）ボランティアの活用により、外国人住民及び外国人旅行者が必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。区における外国人に対する情報提供の拠点は、しんじゅく多文化共生プラザとする。



第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況

1 区におけるこれまでの取組

新宿区を災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本となる。このため、区では「新宿区都市マスタープラン」に基づき、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりを推進してきた。

木造住宅密集地区整備促進事業等をはじめ、防災機能の向上を目的にさまざまな事業展開を実施している。都の地域危険度測定調査結果（平成25年）や、これまでの取組の成果を踏まえて効果的な施策の展開、建築物の耐震化施策との連携などにより、市街地の防災性向上に向けた取組を着実に進めてきている。

2 木造住宅密集地域の改善（減災まちづくり）

区は、都と連携して、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域において、道路・公園等の公共施設整備や不燃化建築物への建替えを誘導し、防災性の向上に努めている。

3 建築物の耐震化及び安全対策

区は、発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め、安全なまちづくりを促進している。また、建築物の安全対策を促進している。

- (1) 防災上重要な公共建築物99.4%（平成26年度）
- (2) 公立小学校100%（平成25年4月）
- (3) 公立中学校100%（平成25年4月）
- (4) 民間特定建築物82.0%（平成25年度）

4 液状化対策の強化

都は、木造住宅等を対象とした「液状化による建物被害に備えるための手引」を平成25年度に発行した。それに伴い、都では、液状化の可能性の有無の判断ができるよう過去の地形図や柱状図などを含む資料の閲覧や都民からの相談窓口として、「東京都液状化対策アドバイザー制度」を平成25年6月より開始した。

区は、今後も引き続き、都と連携を図りながら液状化対策に関する情報を提供していく。

5 出火、延焼等の防止

区内における消防水利の充足率は100.0%（平成25年度）となっている。

第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震 時期及び時刻：冬の夕方18時、風速：8m/秒）】

被害項目	想定される区の被害
建物倒壊棟数（全壊）	3,683 棟
建物焼失棟数	2,179 棟
長周期地震動による影響	建物損傷、家具の転倒、什器類の移動等
建物被害	経年劣化による被害規模の増加
出火、延焼	通電による復電火災、細街路の閉塞による避難困難等

1 木造住宅密集地域の改善に向けた課題

区内において老朽化した木造住宅の密集地域は、被害想定でも大きな被害が想定されていることから、この地域の改善は重要な課題である。

木造住宅密集地域では、居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭いことや無接道により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要すること等から、改善が進みにくい状況となっている。

2 建築物の耐震化、安全対策の課題

建築物の耐震化は着実に進んでいるが、「新宿区耐震改修促進計画」（平成25年度改定）に基づく各施策の更なる推進が必要である。

区内にある約184,800戸の木造住宅のうち約21,800戸の未耐震住宅について、建物倒壊による死傷者及び火災の発生防止対策を推進する必要がある。

3 液状化対策の課題

液状化被害が発生しやすい地域では、適切な対策を行う必要がある。

4 出火、延焼等の防止に向けた課題

災害時に延焼拡大の危険性が高い木造住宅密集地域を中心に、的確な消防水利の整備を進める必要がある。また、震災時に使用可能な消火栓、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱、地盤の液状化等により、常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。

第3節 対策の方向性

1 木造住宅密集地域の不燃化促進

都が創設した木密地域不燃化10年プロジェクト等を活用し、延焼による焼失ゼロの「燃えないまち」の実現に向け、都と連携して市街地の不燃化を促進する。また、主要な都市計画道路の整備等により、延焼遮断帯の形成を促進する。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

新宿区耐震改修促進計画に基づき、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路の沿道建築物、公共建築物及び民間特定既存耐震不適格建築物の耐震診断、耐震改修工事等を促進する。特に耐震補強が必要な中高層住宅に対し、耐震診断等への補助及び積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進する。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。

3 液状化対策の強化

都が見直した液状化予測図の内容について区民に情報提供を行う。また、東京都建築物液状化対策検討委員会の検討を踏まえ、建築物の建て主や建物所有者等が液状化対策を行うために必要となる地盤調査の方法や具体的な対策工法などの情報を、都と連携し、広く区民に提供する。

4 出火、延焼等の防止

経年防火水槽の耐震化や深井戸等の整備のほか、木造住宅密集地域内において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討する。

5 既存の施設等の活用

発災時には、都や区がこれまでに災害に強いまちづくりに向けて整備を行ってきた、防災機能を有する既存施設等も最大限に活用し、区の総力を結集した取組により、安全な都市づくりを図っていく。

第4節 到達目標

1 木造住宅密集地域の不燃領域率

木造住宅密集地域の不燃領域率70%を目指し、市街地の不燃化を促進する。

2 防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

都は、災害時の避難所、被害情報の収集や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物の耐震化を、平成27年度までに100%完了する。

また、地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する、緊急輸送道路の沿道建築物について、重点的に耐震化を推進することにより、平成27年度までに耐震化を100%完了する。

- (1) 社会福祉施設等（主に高齢者等が利用する入所施設）、保育所100%（平成32年度）
- (2) 災害拠点病院 100%（平成27年度）
- (3) 都営住宅 90%（平成27年度）、100%（平成32年度）
- (4) 住宅 90%（平成27年度）、95%（平成32年度）
- (5) 民間特定建築物 90%（平成27年度）、95%（平成32年度）
- (6) 家具類の転倒・落下・移動防止実施率 60%（平成27年度）

3 建築物における液状化対策の支援

建築主等が液状化対策の検討に必要な地盤データや対策工法の情報を、東京都や区等の窓口及び東京都のホームページで提供する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 防災都市づくり

1-1 災害に強い都市構造の確保

震災時の大規模な市街地火災による被害を防止するため、一定幅員以上の都市計画道路や河川など延焼遮断帯で囲まれた防災生活圏を市街地整備の基本的な単位とし、地区計画制度などを活用しながら、延焼遮断帯の整備及び、内部市街地における道路、公園などの都市基盤施設の整備や建築物の不燃・耐震化を進めていく。

1-2 市街地整備に向けたまちづくり

兵庫県南部地震では、木造住宅密集地域において建築物の倒壊や火災などにより、大規模な被害が発生した。区内においても、防災上多くの課題を抱えた木造住宅密集地域が広く存在し、震災時の大規模な被害が懸念されることから、震災時における基礎的安全性を確保していくことが強く求められている。

このため、地域特性に応じたまちづくりのルールである地区計画制度や新たな防火規制の導入、老朽建築物の耐震改修の促進などとともに、市街地再開発事業や木造住宅密集地区整備促進事業などにより、都市基盤施設の整備や建築物の不燃・耐震化を推進していく。

区では、都と連携して木造住宅密集地域の改善を一段と加速させるため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」に取り組んでおり、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区である不燃化特区に指定された「西新宿五丁目地区」（約12.3ha）の不燃化を推進していく。

【市街地再開発事業地区一覧(完了地区)】

(平成26年7月現在)

地区名	関係権利者数	地区面積 (ha)	都市計画決定 (変更決定)	事業完了年度	施行者
西大久保地区	38	約2.9	昭和47年3月 (昭和52年1月)	昭和58年3月	東京都
西新宿六丁目中央地区	31	約1.7	昭和55年10月 (昭和58年8月)	昭和61年1月	組合
飯田橋地区	6	約2.3	昭和47年7月 (昭和55年3月)	昭和61年3月	東京都
西新宿浄風寺周辺地区	11	約1.2	昭和58年1月	昭和61年6月	組合
関水地区	26	約0.5	平成元年3月	平成5年11月	組合
西早稲田地区	64	約1.9	昭和63年11月	平成6年12月	組合
西新宿六丁目東地区	150	約3.0	平成元年3月	平成7年1月	都市公団
西新宿六丁目西第3地区	284	約1.2	平成元年6月	平成8年1月	組合
西新宿六丁目西第1地区	82	約1.4	平成2年3月	平成12年2月	組合
西新宿六丁目南地区	52	約2.2	昭和49年3月 (平成4年12月)	平成16年5月	組合
西新宿六丁目西第7地区	60	約0.3	平成14年11月	平成19年9月	組合
新宿三丁目東地区	7	約0.6	平成3年10月 (平成13年11月)	平成19年9月	個人
西新宿六丁目西第6地区	202	約1.7	平成14年11月 (平成16年12月)	平成23年12月	組合

【市街地再開発事業地区一覧(事業中地区)】

(平成26年7月現在)

地区名	関係権利者数	地区面積 (ha)	都市計画決定 (変更決定)	事業完了予定年度	施行者
西新宿八丁目成子地区	約259	約2.5	平成15年7月	平成26年度	組合
北新宿地区	約504	約4.7	平成6年10月 (平成19年4月)	平成26年度	東京都
西富久地区	約320	約2.6	平成20年10月	平成28年度	組合
西新宿五丁目中央北地区	約285	約1.5	平成20年7月	平成29年度	組合
四谷駅前地区	約181	約2.4	平成26年3月	平成31年度	機構(予定)

【木造住宅密集地区整備促進事業地区一覧】

(平成26年7月現在)

地区名	地区面積 (ha)	事業の開始
若葉・須賀町地区	約15.6	平成5年3月

【不燃化推進特定整備事業地区一覧】

(平成26年7月現在)

地区名	地区面積 (ha)	事業の開始
西新宿五丁目地区	約12.3	平成26年4月

1-3 道路の整備

道路は、単に人や物の輸送を行う交通機能だけでなく、震災時においては、火災の延焼防止や避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たすなど、多様な機能を有している。

(1) 幹線道路の整備

都区では防災効果の高い道路として、都市計画道路など幹線道路の新設や拡幅整備を行っている。これらの道路の新設拡幅により沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するとともに、道路の無電柱化の整備により災害に強いまちづくりを推進する。

区内の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。

(平成25年3月31日現在)

計画延長	完成延長	概成延長	事業中延長	未着工延長	完成率
80.1km	52.5km	11.8km	8.7km	7.0km	65.5%

(2) 主要な生活道路の整備

新宿区では、幹線道路に囲まれた街区の中の道路整備が遅れているため、消防活動困難区域（現況幅員6m以上の道路から直線距離140mの範囲に含まれない区域）が各所に残っている。区では、この消防活動困難区域を解消するため、都市マスタープランに位置づけた主要区画道路等の整備を推進していく。

(3) 細街路の拡幅整備

幅員4m未満の細街路についても、防災上の観点から、建て替えの際などに道路中心線から2mの後退と後退部分の区道区域への編入、区による整備などを行い、拡幅を推進する。

1-4 建築物の耐震及び安全対策

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震では、多くの建築物が倒壊や一部損壊などの被害を受けた。

その後、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月は岩手・宮城内陸地震、平成23年3月には東北地方太平洋沖地震が発生し、既存住宅等に対する耐震性の強化がますます重要視されてきている。

区内には、昭和56年の建築基準法等の改正以前に建設された建築物が多く、被害が予想されるところである。

新宿区では、建築物の倒壊を未然に防ぐことを目的に「建築物等耐震化支援事業」を平成16年7月から開始している。

また、住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震により想定される被害を6割減少させ、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現することを目的に「新宿区耐震改修促進計画」を平成26年3月に改定し、平成32年度までに、住宅等の耐震化率を95%、緊急輸送道路沿道建築物、防災上特に重要な建築物（学校、病院等）及び大規模な百貨店等については平成27年度までに100%にすることとしている。

(1) 防火地域等の指定

都は、市街地の防災性向上に向け、市街地再開発事業、木造住宅密集地域整備事業等の実施や、防火地域の指定、東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく新たな防火規制

（準防火地域において建替え等の際に準耐火建築物以上の建築物へ建替えを義務付けする規制。以下、「新防火地域」という。）及び準防火地域の指定等の建築物の規制、誘導策を通じ、市街地の不燃化など面的な整備を推進している。

（平成25年3月31日現在）

区分	防火地域		新防火地域		準防火地域	
	面積	面積率	面積	面積率	面積	面積率
区部	12,562ha	22.1%	2,926ha	5.1%	41,433ha	72.8%

区内での新防火地域の指定状況は、次のとおりである。

（平成26年10月20日現在）

地区名	面積	施行年度
上落合二・三丁目地区 （上落合二丁目の一部及び三丁目の全域）	27.8ha	平成26年8月
計	27.8ha	

(2) 区有施設の耐震化

ア 区有施設の耐震診断

昭和45年以前に建設された、区立の小・中学校や防災拠点となる庁舎等を中心に、平成7年度及び平成8年度に耐震診断を行い、順次、耐震補強工事を実施した。

平成15年11月には、「区施設耐震補強対策方針」を決定し、区有施設のうち昭和56年以前に建築した建築物については、耐震診断を平成16年度までに実施し、平成17年度以降計画的に耐震補強工事を進めてきた。

イ 区有施設の改修・補強

平成17年7月に「区有施設の耐震対策方針」を決定し、耐震診断の結果、耐震補強が必要な第一次避難所の小・中学校及び第二次避難所の児童館・ことぶき館の補強工事を順次実施した。

施設のあり方等を検討しているなどの理由で耐震補強未実施の区有施設は、解体又は補強工事を実施し、区役所本庁舎免震改修工事が平成27年11月中旬に完了することにより、すべての区有施設の耐震化を目指す。

なお、今後の区有施設の建設にあたっては、建築基準法および耐震改修促進法などの法令の規定に従い、適切に耐震設計を実施していく。

(3) 既存建築物の耐震化等

ア 建築物の耐震に関する知識の普及・啓発

区では、建築物の倒壊や損壊を未然に防止するための啓発事業として、次のことを行っている。

- (ア) パンフレット「新宿区建築物等耐震化支援事業のご案内」の配布と耐震化に関する相談。
- (イ) 耐震診断の結果に基づき、耐震改修を行う場合は、必要に応じて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく認定を行い、耐震化の円滑な促進を図る。
- (ウ) 防災啓発ビデオ「あなたは生き残れるか!?!～新宿を大地震が襲う～」の貸出しや地震災害軽減啓発システムを活用した講習。

(エ) 各地域センターでのイベントや区の防災訓練等での普及・啓発。

イ 家具転倒防止器具の無料取付け

災害時要援護者名簿（申請方式名簿）の登録者を対象に、家具転倒防止器具を3点まで無料で取り付けている。また、一般区民に対する器具の無料相談・取付事業（器具代は自己負担）も実施している。

ウ 補助事業等の実施

区では、建築物の耐震化を促進することにより、地震に強い安全・安心なまちづくりを目指し、平成16年7月より建築物等耐震化支援事業を実施している。減災社会への取り組みをより一層推進するため、今後も耐震化の促進を図っていく。

建築物の耐震改修などの相談に応じる民間の技術者の派遣、木造住宅等の予備耐震診断や非木造建築物の耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断を無料でやっている。さらに、耐震診断・補強設計や耐震改修工事費用等への補助を行っている。

また、建物全体の補強を行う方法の他に耐震シェルターや耐震ベッドの設置費用への補助を行っている。

（平成26年3月31日現在）

構 造	内 容	件 数
木 造	予備耐震診断技術者派遣	1700 件
	耐震診断・補強設計費補助	626 件
	耐震改修工事費補助	264 件
	簡易耐震改修工事費補助	13 件
	耐震改修工事監理費補助	197 件
	耐震シェルター・ベッド設置費補助	21 件
非木造	耐震アドバイザー派遣	656 件
	簡易耐震診断	328 件
	耐震診断・補強設計費補助	240 件
	補強設計費補助	32 件
	耐震改修工事費補助	17 件
	除去・建替費補助	1 件

(4) 建築物の不燃化

区は、都市基盤が未整備な住宅密集地区の防災性の向上を図るため、木造住宅密集地区整備促進事業、都心共同住宅供給事業、市街地再開発事業等のさまざまな事業制度を活用して、建築物の不燃化、ポケットパーク等のオープンスペースの確保、細街路等の整備を推進する。

(5) 消防署は震災後の出火防止を図るため、次のような指導を行う。

ア 被害建物、仮設住宅及び避難所における火災予防対策の徹底

イ 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止対策の徹底

ウ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化

(6) エレベーター対策

ア エレベーターの閉じ込め対策の啓発

(7) 民間施設

閉じ込め防止対策の推進

ア) 区は都と連携し、一般社団法人日本エレベーター協会と協議の上、民間施設にお

ける閉じ込め防止対策の啓発を行う。

1) 区は都と連携し、今後、国のエレベーター閉じ込め対策の検討状況を見ながら、対策の強化を推進していく。

2) 都は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等をホームページに掲載する。区は都と連携し、閉じ込め防止対策を普及啓発していく。

(イ) エレベーター設置者への対応

区は、エレベーター改修に関する相談に対応していく。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動(S波)が到達する前に、初期微動(P波)を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

イ 救出体制の構築

(ア) 救出要員増員の促進

区はエレベーターの閉じ込めが発生した際の救出に対応するため、都や一般社団法人日本エレベーター協会と連携し、ビル管理者などによる救出作業(危険が伴わないものに限る。)実施者増員の啓発に努めていく。

(イ) エレベーター保守管理会社の連絡体制の強化

区は、エレベーター保守管理会社と連携し、連絡体制の強化に努めていく。

(ウ) エレベーター内の閉じ込めの有無の確認

1) 区は、都及び一般社団法人日本エレベーター協会と連携し、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社がただちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。

2) 区は、建築物管理者等に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された時のため、保守管理会社等への通報先の明示を、普及・啓発していく。

ウ 早期復旧体制の構築

(ア) 「1ビル1台」ルールの徹底

地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。このため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要である。

区は、都及び一般社団法人日本エレベーター協会と協力して、「1ビル1台」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社とともに、広く区民・事業者等に普及・啓発する。

(イ) 自動診断復旧システムの採用

エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検

をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

今後の開発状況を見ながら、区は防災上重要な都施設への本システムの設置を検討していく。民間施設に対しても、一般社団法人日本エレベーター協会とともに本システムの導入の働きかけを検討する。

エ 補助事業の実施

平成21年9月の建築基準法改正により、新設するエレベーターには、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強、戸開走行保護装置の設置等の防災対策が義務付けられた。既設エレベーターについては既存不適格と呼ばれ、義務化の対象外となっているが、区は、既設エレベーターにおける閉じ込めや、事故の発生を未然に防止するため、改修工事費の一部を助成する事業を実施している。

(7) 耐震マーク表示制度の普及

建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、区民が安心して建築物を利用することができるように都が創設した「耐震マーク表示制度」の普及を図る。

(8) エレベーター安全装置設置済マークの表示

エレベーターに「地震時管制運転装置」「戸開き走行保護装置」を設置していることを利用者が認識できるよう装置を設置済であることを示すマークの表示の普及を図る。

1-5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

伊豆大島近海地震及び宮城県沖地震等において、中高層建築物の窓ガラスや外装材などの落下による被害が生じ、注目を集めた。

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震における窓ガラス落下や、同年8月に発生した宮城県沖地震時では内装材の落下による被害も報告されている。

また、東北地方太平洋沖地震では、天井材の落下により、死亡事故も発生している。区内にも超高層建築物を含めた大規模建築物や中高層建築物が相当数あり、地震時には、内外装材の落下物によるかなりの被害が生ずることが想定される。

また、屋外広告物の落下・転倒や、自動販売機の転倒などの防止も重要な対策である。

(1) 窓ガラス等の落下物の安全化

都及び区では、3階建以上の建築物について、地震動による窓ガラスや屋外広告物等の落下物に関する調査を、昭和55年度から平成2年度にかけ、避難道路沿い及び都市計画で定める容積率400%以上の区域にある建築物約5,800棟について実施した。

調査の結果、落下のおそれのあるものについて、所有者に対し、改修指導等を行い改善が進んでいる。

平成17年度には、外壁タイル等の落下について、平成18年度には、共同住宅の手すりの落下について、平成19年度には、屋外看板の落下について、所有者等に調査依頼を行っている。

他にも、老朽化による外装材の落下調査も実施した。

これらの落下物調査では、調査当時には落下のおそれがないと判断されたものであっても、経年劣化により新たに落下するおそれのあることから定期報告制度を活用し、建築物の維持管理と安全化対策について、適切に指導・啓発を行っていく。

(2) 天井等の落下防止対策

区は、区内建築物について、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

(3) 屋外広告物に対する規制と安全化

平成19年には、繁華街を中心に、広告板落下事故の再発防止のため、3階以上の建築物に取り付けられた広告板等を調査し、定期報告制度により、適切な安全指導を行っている。東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っている。

今後、震災対策の観点から以下の指導を強化する。

ア 区は、地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

イ 一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置する。

(4) 自動販売機転倒防止

自動販売機は、道路の有効幅員を狭め、通行の阻害要因となるため、道路上への設置を認めていない。このため、違法に占用されたものについては、設置者及び自動販売機業界に対し、撤去指導を行ってきた。

また、自動販売機の転倒防止については、国において昭和54年に日本工業規格として制定された〔自動販売機の据置基準〕に基づき、必要な措置を講じるよう業者団体等に対して指導を行っている。

(5) 家具類の転倒・落下・移動の防止

ア 区は、都で実施する保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査に協力し、結果を公表するなど、防止対策を推進する。

イ 区は、区民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。

ウ 都及び東京消防庁は、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、広く都・区民や事業者等に周知し、平成27年度末までに防止対策60%を達成する。

エ 東京消防庁は、以下により転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。

(7) 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した冊子等を作成し、区民や事業所に対する防災指導に活用

(i) 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施

(ii) 関係機関、関係団体等と連携した周知

1-6 文化財施設の安全対策

文化財の所有者又は管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練を実施するほか、消防用設備及び防災設備の点検・整備を行い、文化財防災点検表を作成し、安全対策の徹底を図る。

各消防署は、消防用設備等の適正な維持管理、災害時の活動体制の確立及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。

【文化財防火点検主項目】

- (1) 文化財周辺の整備・点検
 - ア 文化財の定期的な見回り・点検
 - イ 文化財周辺環境の整理・整頓
- (2) 防災体制の整備
 - ア 防災計画の作成
 - イ 巡視規則や要領の作成等
- (3) 防災知識の啓発
 - ア 国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - イ ポスターの掲示
 - ウ 毎年、1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を深める。
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災設備の整備と点検
 - 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
- (6) 緊急時の体制整備
 - 消防機関への円滑な通報体制の確立、近隣者の応援体制、文化財防火点検表による定期的な自主点検を行う。

1-7 区有施設の応急危険度判定実施体制の整備

区は、区有施設が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備する。

1-8 液状化、長周期地震動への対策の強化

- (1) 液状化対策の強化
 - ア 区は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。
 - イ 区は、液状化のおそれのある地域において、区の公共建築物に対する液状化対策を実施する。
 - ウ 都都市整備局では、「東京都建築物液状化対策検討委員会」の検討を踏まえて作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」を活用し、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、都民に情報提供を行う。
区は都と連携して、液状化対策に関して「液状化による建物被害に備えるための手引」の活用を図る。
 - エ 区は、都建設局及び都港湾局が学識経験者を含む「東京の液状化予測図見直しに関する専門アドバイザー委員会」の議論を踏まえ、東京都土木技術支援・人材育成センターを中心に見直した「東京の液状化予測図」を、都と連携を図りながら区民に周知する。
 - オ 都水道局は、液状化などにより被害が大きいと想定される地域について、優先的に管

路の耐震化を実施する。

カ 都下水道局は、マンホールの浮上抑制対策を行う。

(2) 長周期地震動対策の強化

高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物施設を適正に維持・管理するよう指導することにより安全性の確保を図る。

区は、都や消防署と連携して長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く区民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

1-9 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止

伊豆大島近海地震、宮城県沖地震、兵庫県南部地震、新潟県中越地震及び東北地方太平洋沖地震等では、多数の死傷者や建物被害が発生した。特に、宮城県沖地震では、崖やブロック塀等の崩壊や倒壊が、新たな災害要因として注目を集めた。

さらに、平成17年に福岡県で起きた西方沖地震においても、ブロック塀の倒壊による死傷者の被害が出ている。従来より、建築基準法施行令に規定されてきた基準の重要性が、改めて認識されている。

崖・擁壁・ブロック塀等の安全対策は、原則としてその所有者・管理者等が行うべきものである。行政の対応策としては、法律等に基づき、規制・指導や工法上の指導・調査等を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その結果に基づいて随時、改善指導を行う。

(1) 崖・擁壁の安全化

ア 指導の強化

崖地に建築物や擁壁を建設する場合には、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っている。

イ 実態調査及び改善指導

危険な崖・擁壁の改修・改善を進めるため、調査を実施し、要注意とされたものに対しては改善に向けた指導啓発を行っている。

さらに、区内にある1.5m以上の崖・擁壁について、改めて平成21年度から平成23年度にかけ現地調査を実施し、その結果不健全と判定されたものに対しては、改修・改善を勧めている。

ウ 崖・擁壁の簡易調査（技術者派遣）

集中豪雨や大地震の際、壁や擁壁が崩れると甚大な被害となることから、平成18年度から、崖・擁壁の所有者の相談に対応するため、民間技術者の派遣による、安全性の調査を実施している。

エ 擁壁等の助成

区では、擁壁等の安全化指導・啓発を行うとともに、崩壊や転倒した際に生命、財産に大きな危害をおよぼすおそれのある擁壁等及び大規模な災害時の避難や救助活動にとって重要な道路に近接する擁壁等に対し、コンサルタント派遣及び改修工事費の助成を行う。

(2) 急傾斜地等の安全化

ア 急傾斜地崩壊危険箇所の現況

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律は、傾斜度が30度以上ある土地を急傾斜地と定め、このうち、高さ5m以上の急傾斜地で、崩壊した場合に人家、官公署、学校、病院等に被害が生じるおそれがある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所としており、特に危険度の高い斜面地を急傾斜地崩壊危険区域に指定している。

また、平成13年4月には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂法）が施行された。

平成11～14年の都の調査による新宿区の「急傾斜地崩壊危険箇所」は、次のとおりである。

(平成26年3月現在)

自然斜面	人工斜面	計
9	37	46

イ 急傾斜地の安全化対策

都建設局では、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、特に危険度の高い斜面地について、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。

新宿区における、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊防止工事の状況は、次のとおりである。

(平成26年9月現在)

地域名	所在地	指定面積	指定年月日	工事实施状況
赤城元町地区	赤城元町・西五軒町 ・築地町地内	0.493 ha	昭和49.11.27	既成

ウ 土砂災害の防止

(7) 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

(イ) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。

(ウ) 土砂災害警戒情報の活用

大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が新宿区に伝達されたときは、区内に46箇所ある急傾斜地崩壊危険区域・箇所及び

周辺に居住する住民等に伝達して自主避難を促すとともに、区長が発令する避難勧告等の判断に活用する。

なお、土砂災害警戒区域に指定された際には、警戒区域内の住民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

※土砂災害警戒情報については第3編 第3部 第2章 第1節「3 土砂災害警戒情報」参照。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

ア 指導の強化

宮城県沖地震等において生じたブロック塀等の倒壊は、これらの塀が、建築基準法の技術基準に適合しないで造られたものであること、また、建設業者等の施工が不良だったことに主な原因があるとみられている。

そこで、区においても、建築確認申請に伴う審査や検査の際の指導を強化する一方、既存のブロック塀や石塀についても正しい施工方法や補強方法について指導している。

イ 実態調査及び改善指導

危険なブロック塀等の実態を把握し、その安全化を進めるために、昭和63年度から平成3年度まで、区内の道路沿いにあるブロック塀・石塀等の実態調査を実施した。

調査の結果、地震時に倒壊のおそれがあると判定されたものに対しては、改修・改善の指導を行っている。

ウ ブロック塀等の除却等に対する助成

平成18年度から、道路に沿って設けられたコンクリートブロック塀等で地震等に対する安全性が確認できないものについて、除却する際には工事費用の一部補助を行っている。

また、生垣や植樹帯への改修について、工事費用の一部助成を行っている。

1-10 高層建築物及び地下街等の安全化

現在、新宿区内には、地上100m以上の高層建築物が39棟ある。これら高層建築物については、関係法令に基づき設計段階から安全確保に対する対策が求められ、指導されている。しかし、構造上等の特殊性から、地震時におけるパニックの発生及び避難や消防活動などの災害対策は、極めて困難になると予想される。

また、地下街も新宿駅周辺に4箇所あるが、その空間の閉鎖性ゆえに高層建築物と同様の困難が考えられる。

(1) 高層建築物及び地下街等の安全化対策

高層建築物及び地下街の安全化対策のため、各機関では次の対策を推進する。

ア 警視庁

高層建物、地下街における避難誘導、救出救護活動等の適正化を図るため、次の施策を講じている。

(ア) 高層建物

ア) 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施

イ) 関係機関との連携による合同防災訓練の実施

- (イ) 地下街
 - ア) 地下街関係者との合同防災訓練の実施
 - イ) 管理対策推進による防災標識等の明確化
 - ウ) 広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配付
- イ 東京消防庁
 - 東京消防庁は、高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した下記の防火安全対策を講じるように指導する。
 - (ア) 高層の建築物の防火安全対策
 - (イ) 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策(100m以上の高層建築物を対象とした安全対策)
 - (ウ) 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
 - (エ) 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
 - (オ) 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策
関係事業所に対して次の対策を指導する。
 - (ア) 火災予防対策
 - ア) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
 - イ) 火気使用場所の環境整備及び可燃物品の転倒落下防止措置
 - ウ) 内装材料、家具調度品、装飾品の不燃化
 - エ) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進
 - (イ) 避難対策(混乱防止対策)
 - ア) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
 - イ) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
 - ウ) ショーケース、看板等の転倒、落下防止
 - エ) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
 - オ) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や、施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
 - カ) 警報設備、避難設備に機能確保による避難対策の推進
 - (ウ) 防火・防災管理対策
 - ア) 従業員に対する消防計画の周知徹底
 - イ) 管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
 - ウ) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
 - エ) 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備
 - オ) 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
 - カ) 実践的かつ定期的な訓練の実施
 - (エ) 消防活動対策
消防活動上必要な施設、設備等の機能確保による消防活動対策

(2) ターミナル駅等の混乱防止策

震災時には、鉄道事業者が、列車運行の安全が確認できるまでの間、列車の運転を見合わせるなどから、駅を含めた駅周辺においては、帰宅しようとする乗客などが殺到し、混乱が生ずる可能性がある。このため、各機関では、次の対策を講じている。

ア 新宿区

震災時には、新宿駅周辺に多くの滞留者が発生することが想定されていることから、新宿駅周辺の事業者、鉄道、ライフライン、防災関係機関等からなる「新宿駅周辺防災対策協議会」による駅周辺の混乱防止に向けた防災訓練を実施するとともに、震災時の行動ルール「新宿ルール」を策定している。

イ 警視庁

次の対策を実施し、ターミナル駅等における混乱防止を図っている。

- (7) 駅関係者と協力して、混乱防止措置要領の作成
- (イ) 駅関係者と協力して、混乱防止対策訓練の実施
- (ロ) 広報媒体(パンフレット、チラシ等)を作成・配付
- (エ) 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるトランジスタメガホン等の資器材の整備

ウ 消防署

新宿駅周辺防災対策協議会等に対して指導助言を行うとともに、事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導を行う。

1-1-1 オープンスペース等の確保

オープンスペースは、災害時における避難者の安全確保や火災の延焼防止に役立つだけでなく、緊急消防援助隊等の広域支援や救助部隊等のベースキャンプとして活用したり、がれき処理や物資の配給等の応急・復旧活動時の様々な対策を円滑に行うためにも重要な役割を果たす。新宿区のような都心区において、オープンスペースを確保することは、困難であるが極めて重要な課題である。

(1) 多目的環境防災広場の確保

区では、地域の防災活動の拠点として活用していくために多目的環境防災広場を設置している。多目的環境防災広場には、備蓄倉庫・防災区民組織用倉庫・消防団用倉庫等及びリサイクル倉庫等を設置するほか、5 t貯水槽を埋設している。また、災害時には避難する区民の一時集合場所としても活用する。

【多目的環境防災広場一覧】

(平成26年8月現在)

名称	所在地	土地面積	建物床面積
白銀町多目的環境防災広場	白銀町1-7	104.29㎡	12.01㎡
西早稲田多目的環境防災広場	西早稲田2-16-10	165.30㎡	30.70㎡
西新宿多目的環境防災広場	西新宿8-16-1	(-)	82.5㎡
若葉多目的環境防災広場	若葉2-5-2	120.02㎡	28.13㎡
百人町多目的環境防災広場	百人町3-8-10	73.28㎡	39.75㎡
北新宿多目的環境防災広場	北新宿1-25-22	527.24㎡	242.79㎡

※西新宿多目的環境防災広場については、新宿グランドウィング内に設置している。

(2) 公園等の確保

区では、防災空地を兼ね、また、災害用トイレ、耐震性防火水槽等の防災機能を備えた公園・児童遊園等の確保、整備に努めている。また、市街地再開発事業などの機会を捉え、

事業者に対し公園や緑地等の整備、提供を依頼する。その整備状況については別冊資料のとおりである。

(3) その他の区施設等の有効利用によるオープンスペースの確保

上記(1)の多目的環境防災広場のほかに、区は、その他の区施設等を有効利用することによりオープンスペースの確保を図っている。

災害時臨時離着陸場候補地……………	西落合公園少年野球場、 落合中央公園野球場、明治神宮外苑軟式野球場 西戸山公園野球場（医療機関近接）
がれき置き場候補地……………	47箇所の区立公園等
応急仮設住宅建設用地……………	西落合公園等14箇所

(4) 土地の有効利用等によるオープンスペースの確保

区は、市街地再開発事業等による面的な整備の実施に当たっては、オープンスペースの確保に努める。

また、都市再生機構や都営住宅等の集合住宅の建設及び建替えに際しては、オープンスペースの確保についての指導に努める。

(5) 防災拠点の安全性の確保

避難場所や避難所である小中学校や周辺地域の安全性確保について、一時集合場所、避難場所、避難所の役割分担に配慮して整備を推進していく。地域の公園や、その他の公共施設についても、施設の耐震化や周辺の緑化・不燃化を図ることにより安全性を向上させるような整備を推進する。

また、主な防災拠点、特に地域本部等においては、非常用電源設備を整備し、情報の収集や発信等に支障のないようにしている。

2 危険物等の安全化

2-1 石油等の危険物施設の安全化

区内における危険物施設は、製造所0件、貯蔵所228件、取扱所125件、計353件（平成26年3月末現在）である。これらの石油等の危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなるため、適正な貯蔵取扱いの指導の推進を図っていく。

- (1) 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- (2) 給油取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- (3) 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

2-2 高圧ガス・有毒物質施設の安全化

LPガス・塩素等の高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等は、燃料、冷凍、医療、教育、研究の分野に幅広く利用されている。しかし、これらの取扱施設等が、ひとたび地震等で破壊さ

れた場合には、その引火性、爆発性、毒性などによる二次災害を誘発し、多大の被害をもたらすことは明らかである。

高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等の取扱施設等の安全化等の施策は次のとおりである。

(1) 高圧ガス保管施設

ア 現況

区内における高圧ガス製造所等の現況は次のとおりである。

(平成26年3月末現在)

高圧ガス保安法											液化石油ガスの保安等に対する法律	
第1種製造所			第2種製造所			販売所			貯蔵所	特定消費者	合計	販売所
一般ガス	LPG	冷凍	一般ガス	LPG	冷凍	一般ガス	LPG	冷凍				
3	1	79	26	0	374	120	21	190	47	6	867	2

イ 保安計画

(7) 国や都は、高圧ガス取扱事業所に対しては、「高圧ガス保安法」等に基づいて厳しい規制、指導を行っている。そのうえで、都では、震災対策条例に基づき、大地震等による災害発生を未然に防止し、被害を最小限に抑えるため、塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設について「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、それに基づき配管類や、除害施設について安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に応じて、きめ細かい指導を行っている。

(4) 消防法第8条に該当する事業所に対し消防計画を樹立させるとともに、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画を作成させ、予防管理組織及び自衛消防組織を強化させ、防火管理者を中心とした自主保安体制の確立を図る。また、立入検査の実施、防災設備の維持管理の指導、教育訓練の指導等を実施し、災害予防活動の推進を図る。

(9) 災害が発生した場合には、原因を究明するとともに防災対策等について指導し、被害拡大の防止を図る。

(5) 都環境局では、高圧ガス施設について、防災計画指針を改正し対象事業所の防災計画を確認するとともに、耐震性能を確認することにより安全性を確保する。

(2) 毒物・劇物取扱施設

ア 現況

区内における毒物・劇物保管施設は次のとおりである。

(平成26年3月現在)

種別	営業者			販売業 特定 毒物	要届出業者			非届出 業者
	製造業	輸入業	販売業		電気 めっき業	金属熱	運送業	
件数	1	37	425	4	1	0	0	0

イ 保安計画

(7) 消防法第8条に該当する事業所に対し消防計画を作成させるとともに、東京都震災

対策条例に基づく事業所防災計画を作成させ、予防管理組織及び自衛消防組織を強化させ、防火管理者を中心とした自主保安体制の確立を図る。

- (イ) 立入り検査の実施、防災設備の維持管理の指導、教育訓練の指導等を実施し災害予防活動の推進を図る。
- (ロ) 都福祉保健局及び区は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入り検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
- (ハ) 事業所は漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備する。
- (ニ) 学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」に基づき事故防止に努める。

(3) 放射線等使用施設

ア 現況

区内の放射性物質保管施設は、次のとおりである。

(平成25年4月現在)

機関別	教育	研究	医療	民間	その他	合計
件数	10	3	11	14	4	42

イ 保安計画

- (ア) 放射線等使用施設については、国（文部科学省）が、「放射性同意元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入り検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。
- (イ) 放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図る。
- (ロ) 消防法第8条に該当する事業所に対し消防計画を樹立させるとともに、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画を作成させ、予防管理組織及び自衛消防組織を強化させ、防火管理者を中心とした自主保安体制の確立を図る。
- (ハ) 立入り検査の実施、防災設備の維持管理の指導、教育訓練の指導等を実施し、災害予防活動の推進を図る。
- (ニ) 放射性物質の盗難予防を管理者に指導し、不測の事故の予防を図る。

(4) 危険物等の輸送の安全化

ア 石油類の輸送

- (ア) タンクローリーについては、立入り検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。
- (イ) 指導にあっては、他自治体と連絡を密し、安全指導を進める。
- (ロ) トラック等の危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜立入り検査を実施し、安全対策を進める。

(エ) 「危険物の運搬又は移動中における事故の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

イ 高圧ガスの輸送

(7) 高圧ガス運送上の災害に対処するため、高圧ガス製造、販売、運搬を行う者に高圧ガス地域防災協議会を設置させ、自主的な災害予防対策を進めるよう指導する。

(イ) 高圧ガス保安法の定めるところにより、高圧ガスの移動の通路、緊急時の措置及び車両に携行する防災資材・器具等について記載した移動計画書を輸送事業者に作成させ、その内容を確認するとともにその内容を遵守し、保安の確保に努めるよう指導する。

ウ 核燃料物質の輸送

(7) 核燃料物質輸送中に、万一事故が発生した場合、国の関係省庁によって安全対策がとられる。区では、都から事故の報告を得た場合、警察署、消防署もしくは現地係官及び専門家が行う現場への立入制限、住民の避難など必要な措置に協力する。

(イ) 事故時の連絡体制

区が事故を知った場合、すみやかに都総務局に通報するとともに、最寄りの警察署、消防署に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 消火・救助・救急活動

地震時には火災及び危険物、有毒ガス等の漏えいなどの発生が予想される。

これらの災害の拡大を防止するには、震災時の消防機関及び危険物等施設の管理者等の活動体制や応急活動体制を確立することが必要である。

消火・救助・救急活動については、第5章 第6節「2 消火・救助・救急活動」に準ずる。

2 河川施設等の応急対策による二次災害防止

2-1 河川施設等の応急対策

大地震が発生すると、振動による地盤の緩みや河川の護岸損傷などにより、土砂災害や河川のはん濫などの二次災害が起こる危険が生じる。

これらの二次災害を防止又は軽減するために、地震発生後、降雨や余震によって発生する二次災害のおそれのある箇所を調査し、応急復旧等により災害防止対策を推進する。

(1) 河川被災箇所の調査

区は都と協力し、区内を流れる河川の被災箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧活動の必要性、本格復旧方法等について検討を行う。

特に、河川の改修及び下水道施設整備が実施されている箇所については、水害発生の危険性が高いことから、重点的に調査・警戒を実施する。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の被災調査

区は都と協力し、都の急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に満たない危険箇所を把握し、二次災害のおそれがある箇所については、警戒避難体制等の整備を図る。

(3) その他被災箇所の調査

このほか、管渠等の下水施設、道路、宅地等についても、必要に応じて被災箇所の調査を実施する。

2-2 社会公共施設等の応急対策

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

(1) 社会公共施設等の応急危険度判定

ア 区立の公共建築物が被災した場合

(7) 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

(4) 区は、その判定が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。

イ その他の社会公共施設が被災した場合

(7) 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

(4) 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援を要請する。

(ウ) 都災害対策本部は公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

(2) 社会公共施設等の応急対策

ア 各医療機関

(7) 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

(4) 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

イ 社会福祉施設等

(7) 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

(4) 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

(ウ) 施設独自での復旧が困難である場合は、区の「高齢者等対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。

(エ) 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

ウ 都中央卸売市場

応急対策として、市場ごとの自衛消防組織により、初期消火、避難誘導など救助活動等を行う。

エ 学校施設

(7) 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。

(4) 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。

(ウ) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

(エ) 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。

(オ) 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

オ 文化財施設

(7) 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、区・都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。

(イ) 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

カ 区立文化施設・社会教育施設

(7) 区立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

(イ) 災害状況に即した対応ができるよう都生活文化局及び都教育庁等関係機関との緊急連絡体制を確立する。

2-3 砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策

(1) 区は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。

(2) 区は、土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

3 危険物等の応急措置による危険防止

3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

区内には、多数の石油、高圧ガス等の危険物貯蔵所などがあり、地震時においては振動、火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が予想される。

これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程や震災対策条例に基づく防災計画の作成を義務づけているところであるが、発災した場合に被害を最小限に止めるための応急対策を確立しておくことが必要である。

(1) 石油類等危険物施設の応急措置

消防署等は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

ア 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の策定

エ 災害の状況把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

オ 区は事故時必要に応じ、次の処置を行なう。

(7) 住民に対する避難の勧告又は指示

(イ) 住民の避難誘導

(ウ) 避難所の開設

(エ) 避難住民の保護

- (オ) 情報提供
 - (カ) 関係機関との連絡
- (2) 液化石油ガス消費施設の応急措置
- ア 区は、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施する。
 - イ 事業者等は、危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置を実施する。
- (3) 火薬類施設の応急措置
- ア 都環境局は、状況に応じた緊急措置等についての連絡を関係機関等に行う。
 - イ 区は、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施する。
 - ウ 関東東北産業保安監督部は、危険防止措置の監督又は指導を行い、必要に応じて、緊急措置命令等を実施する。
 - エ 事業者等は、危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置を実施する
- (4) 高圧ガス施設の応急措置
- 消防署は、次の措置を行う。
- ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は区へ通報する。
 - イ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。
 - ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
 - エ 関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第5章第6節「2 消火・救助・救急活動」の「2-1 震災消防活動」により対処する。
- また、警察署は、次の措置を行う。
- オ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報を行う。
 - カ 区長からの要求等により避難を指示するほか、避難区域内への車両の交通規制を行う。
 - キ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
- 区は、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施する。
- 事業者等は、危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置を行う。
- (5) 毒物・劇物施設の応急措置
- 消防署は、地震発生による建物の倒壊等により毒物・劇物の発散、漏えい等の事故が発生した場合、次の対応を行う。
- ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は区へ通報する。
 - イ 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。
 - ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
 - エ 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第5章第6節「2 消火・救助・救急活動」の「2-1 震災消防活動」により対処する。
- また、警察署は、次の措置を行う。
- オ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報を行う。
 - カ 区長からの要求等により避難を指示するほか、避難区域内への車両の交通規制を行う。
 - キ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
- 都下水道局は、事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したとき、下水道

への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導する。また、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

区は、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施する。

事業者等は、危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置を行う。

(6) 放射性物質使用施設の応急措置

放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

ア 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、消防署は次の各措置をとるよう使用者に要請する。また、災害応急活動は、第5章第6節「2 消火・救助・救急活動」の「2-1 震災消防活動」により対処する。

(ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置

(イ) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

イ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

(7) 化学物質関連施設の応急措置

ア 化学物質対策

区は、適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ PCB対策

区は、PCB 保管事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

(8) 流出油・流木の応急対策

消防署は次の措置を行う。

ア 災害発生時の作業態勢

(ア) 人命救助

(イ) オイルフェンスの展張

(ウ) 流出油の処理

(エ) 初期消火及び延焼防止措置

(オ) 警戒及び立ち入り制限

(カ) 油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達

(キ) 消火資機材の確保

イ その他

(ア) 河川における火気使用禁止に係る広報

(イ) 沿岸住民及び危険物貯蔵所に対する火気管理の指導

(ウ) 沿岸住民への被害拡大防止措置の指導

(エ) 沿岸住民に対する避難勧告、退去命令の伝達及び非難誘導

(オ) 危険物貯蔵の自衛処置の強化指導

(カ) 沿岸危険区域における交通の禁止及び制限

(キ) その他必要な措置

(9) 危険動物逸走時の対策

住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、都関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。その際の各機関の役割分担は以下のとおりとする。

機関名	対策内容
都総務局	○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都福祉保健局	○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関係局（庁）との連絡調整
都産業労働局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
都建設局	○ 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警視庁	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）
東京消防庁	○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
区	○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ・ 住民に対する避難の勧告又は指示 ・ 住民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の保護 ・ 情報提供、関係機関との連絡

3-2 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 危険物等輸送車両の応急対策

ア 高圧ガス等輸送車両の応急対策

(7) 都環境局は、事故の状況に応じ、高圧ガス取扱事業者に対し、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置を発する。

(4) 警察署は、施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

(9) 消防署は、危険物等の輸送の安全化（第3章第5節「2 危険物等の安全化」の「2-2 高圧ガス・有毒物質施設の安全化」の「(4) 危険物等の輸送の安全化」）に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。また、災害応急対策は、第5章第6節「2 消火・救助・救急活動」の「2-1 震災消防活動」により対処する。

イ 核燃料物質輸送車両の応急対策

(7) 警察署は、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じ、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。

(4) 消防署は、事故の通報を受けた旨を直ちに都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

ウ 区は、関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施する。

4 公共施設等の応急・復旧対策

4-1 水道施設

発災時における効果的な応急対策のため、職員の活動態勢、監理団体との協力態勢、復旧活動に従事する民間事業者及び復旧用材料の確保等について、機動性及び実効性を重視した体制を整備する。

(1) 復旧活動

次の復旧順位に留意し、30日以内の復旧を目指すものとする。

ア 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。

イ 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。

ウ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。

エ アを除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、段階的に復旧作業を進める。

(2) 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

4-2 下水道施設

(1) 水再生センター

水再生センターが万が一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先する。また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。

これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

(2) 管きょ

緊急交通路を地上巡視し、下水施設に起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、幹線管きょなどの主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

4-3 電力施設

(1) 復旧計画

各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 電力系統の復旧方法

オ 復旧作業の日程

- カ 仮復旧の完了見込
- キ 宿泊施設、食料等の手配
- ク その他必要な対策

(2) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、次に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

ア 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に係る送電用変電所
- (イ) 都心部に送配電する送電系統の中間変電所
- (ウ) 重要施設に配電する配電用変電所(次項「配電設備」に記載されている施設。)

ウ 配電設備

- (ア) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁などの公共機関、避難場所、その他施設への供給回線
- (イ) その他の回線

エ 通信設備

- (ア) 給電指令回線(制御・監視及び保護回線)
- (イ) 災害復旧に使用する保安回線
- (ウ) その他保安回線

4-4 電話通信設備

(1) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信確保の上で、必要最小限の応急復旧順位は次のとおりであるが、復旧順位の決定にあたっては「被害状況」「通信そ通状況」「回線構成」「公共の利益」等の実情を考慮し、できる限りそ通回線の均衡を図って復旧する。

順位	重要通信を確保する機関(契約約款に基づく)
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体の機関
第3順位	第1順位・第2順位に該当しないもの

(2) 改善措置

被害の再発を防止するため、電気通信施設等の被害原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を行う。

(3) 復旧工事

下記により工事を実施する。

ア 応急復旧工事

(7) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(4) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

イ 本復旧工事

(7) 電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事

(4) 電気通信設備を機能、形態において、被災前の状態に復する工事

(9) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

4-5 都市ガス施設

<<東京ガス>><<ガス事業者>>

ア 本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成（東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。）

イ 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報を収集する。

ウ その他、状況に応じた措置を行う。

エ 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

オ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

カ 地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。

キ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

ク その他現場の状況により適切な措置を行う。

ケ 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ・取引先、メーカー等からの調達
- ・各支部間の流用
- ・他ガス事業者からの融通

コ 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救済物資として供給するよう努める。

4-6 交通施設

交通施設は、被災後の都市機能の確保や各種の復旧対策の遂行上、重要な役割を果たすことから、早急な復旧が望まれる。

このため、各鉄道機関は、応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様の被害を受けないよう本復旧計画をたてる。

なお、復旧作業は計画に基づき、迅速かつ適切に実施する。

4-7 公園

区は、地震により、公園施設が損壊した場合は、二次被害を引き起こさないよう応急措置を行うとともに、その後の救援活動等に対応できるよう、スペースの確保に努めるとともに、災害用トイレ、耐震性防火水槽等の防災機能を備えるよう整備する。

4-8 公共施設

区庁舎、特別出張所、小・中学校、保育園等区の施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査し、復旧計画をたて、復旧等を行う。

また、地球上の座標値によって土地の区画を表す地籍調査の成果を活用し、道路と民有地との境界復元を行うなど、円滑な復旧計画に役立てる。

第7節 具体的な取組（その他施設の復旧対策）

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1-1 河川施設等の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

1-2 社会公共施設等の復旧

区は、被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

(1) 都中央卸売市場

災害復旧工事に対処するため、職員の動員体制をとる。

早急に施設の被災状況を調査し応急復旧を行い、事業を再開して生鮮食料品の安定供給に努める。

(2) 学校施設

区立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、学校長は区教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

(3) 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、区、区教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

(4) 文化施設・社会教育施設

ア 区及び区教育委員会は、区立文化施設・社会教育施設について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

イ 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

1-3 二次的な土砂災害防止対策

区は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現在の到達状況

1 交通関連施設の安全確保

都は、緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図るべき道路を特定輸送道路として告示（平成23年6月）を行い、広域の環状道路の整備や連続立体交差事業等災害時における道路のネットワーク化を推進している。区も独自に区内の緊急輸送道路を指定し、避難所への物資等の輸送や避難行動がスムーズに行えるよう、橋りょうの耐震化や長寿命化対策、電線類の地中化を進めると共に、道路占用物の耐震化、関係交通機関施設の耐震化等を働きかけている。

2 ライフライン等の確保

ライフラインについては、都において、水道管路の耐震継手化や下水道管の耐震化を進めるとともに、マンホールの浮上抑制対策を実施している。電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計等の取組みが進められている。

- (1) 水道管のダクタイル鋳鉄管への取替えをほぼ完了（平成22年3月）
- (2) 区内下水道マンホールの浮上抑制対策を緊急輸送道路等約23kmについて完了（平成26年3月）
- (3) 避難所等から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部分の耐震化を完了（平成26年3月）

3 エネルギーの確保

都市機能を支えるエネルギー（電力）については、区はこれまで、環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するために、太陽光発電システム設置支援等を行っている。また、非常用発電等に必要となる燃料の安定供給に向けて、石油関係団体との間で協定を締結している。

- (1) 石油連盟及び東京都石油商業組合との間で、燃料の安定供給のための協定を締結（平成20年11月）

第2節 課題

【東京都被害想定（平成24年）（東京湾北部地震 時期及び時刻：冬の夕方18時、風速：8m/秒）】

被害項目	想定される被害
渋滞区間延長	緊急輸送道路総延長 1,970km のうち約600km（約30%）
鉄道被害	在来線、私鉄線で最大2.6%（区部）
橋りょう・橋脚被害	都内高速道路の橋脚の約10%
断水率	34.3%
下水道管きよ被害率	28%
停電率	20.5%
ガス供給支障率	26.8～74.2%
固定電話不通率	4.6%

1 交通関連施設の安全確保に向けた課題

首都圏三環状道路は、平成26年6月現在で整備率64%にとどまっており、災害時に高速道路ネットワークの機能を確実に確保するためには、早期の整備が必要となる。

また、幹線道路ネットワークについて、外環や区部放射・環状道路、多摩東西及び南北道路等でミッシングリンクが生じているため、被災時の代理機能が確保できていない。また、緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により、道路が閉塞する可能性がある。

区内の放射・環状道路は概ね完成しているが、区内の都市計画道路の完成率は65.5%であり、災害時における区内のネットワーク化は十分とは言えない。また緊急輸送道路沿道の建物の倒壊により道路が封鎖する可能性もある。

歩道橋や橋りょうはひとたび落下すると道路の通行不能や他の道路、河川、鉄道への影響は大きく、早期の耐震補強や架け替え、不要な歩道橋の撤去等の対策が必要である。

また、インフラ施設である水道、下水道施設等に被害が発生すると復旧には長い時間を要するため、事前の対策に取組む必要がある。また区内を走る鉄道の耐震化や駅舎等の施設の耐震化も早期に取組むよう働きかける必要がある。

2 ライフラインの確保に向けた課題

水道については、施設の耐震化やネットワーク化の取組みを進めてきているが、未だ改善の途上にある。また、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化や浮上抑制対策の取組みをさらに強化する必要がある。電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、引き続き、こうした事業者による取組みを着実に進める必要がある。

3 エネルギーの確保に向けた課題

エネルギーは都市の機能を支える上で不可欠なものであり、特に防災上重要な建築物やライフライン施設等については、発災後もその機能を維持できるよう、自立電源の確保が重要となる。また、非常用発電機用の燃料確保についても、既存の協定の実効性を一層高めるための取組みを推進する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 交通関連施設の安全確保

道路や港湾、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。こうした施設が損壊等の物理的被害を受けたり、交通渋滞、車両火災などにより機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。

区民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道駅や駅間施設などの耐震性向上を図り、鉄道の安全確保を一層推進するなど、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

2 ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

3 エネルギーの確保

自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進し、発災後も都市の機能を維持する。

第4節 到達目標

1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋りょうの耐震化 100%

都においては、幹線道路ネットワークの整備とともに、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化を平成32年度までに100%完了する。加えて、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を平成27年度までに100%完了し、震災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能を確保することを目指している。

また、都市防災機能の強化を図るため、区道の無電柱化を推進していく。

2 首都中枢機関や災害拠点連携病院を含む救急医療機関等への水道管の耐震継手化及び下水道管の耐震化 100%

都においては、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、都民・区民への給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、優先的に整備を進めている首都中枢救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を平成31年度までに100%（首都中枢・救急医療機関等は平成28年度までに100%完了）完了する。加えて、震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅への供給ルート、緊急輸送道路及び液状化などにより被害が大きいと想定される地域について、耐震化を一層推進する。

また、下水道施設については、水再生センター等の耐震化を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、避難所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成25年度までに100%完了し、さらに、ターミナル駅や国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設等に対象を拡大して耐震化を進めていく。

3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

都は、上下水道や物流拠点（ふ頭、市場等）など都市機能を維持するために不可欠な施設への自立・分散型電源導入や燃料供給体制等を確立する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 交通施設の安全化

1-1 道路及び橋りょう施設

道路及び橋りょうは、震災時において、避難及び応急対策活動を実施する上で不可欠である。このため、各道路管理者は、道路、橋りょうの耐震性の強化や、防災施設の整備を図ってきたところではあるが、今後も道路施設の安全化を推進する。

(1) 道路・橋りょうの現況

ア 区内一般道路（国道・都道・区道）

（平成26年3月31日現在）

※都道は平成25年4月1日

	剛質舗装		簡易舗装		合計	
	延長m	面積㎡	延長m	面積㎡	延長m	面積㎡
国道	4,257	126,393	—	—	4,257	126,393
都道	50,614	1,329,975	—	—	50,614	1,329,975
区道	295,618	1,778,258	—	—	295,618	1,778,258
合計	350,489	3,234,626	—	—	350,489	3,234,626

イ 区内の自動車専用道路（首都高速道路）

名 称	区内延長	入 口	出 口	非常電話	非常口
高速4号新宿線 （都道首都高速4号線）	1.8km	〔上り〕 新宿、外苑 〔下り〕 外苑	〔上り〕 新宿、外苑 〔下り〕 新宿、外苑	上り6箇所 下り5箇所	上りなし 下りなし
高速5号池袋線 （都道首都高速5号線）	1.1km	〔下り〕 飯田橋	〔下り〕 早稲田	上り3箇所 下り3箇所	上りなし 下りなし
中央環状線 （都道首都高速目黒板橋線）	2.1km	なし	なし	内回り23箇所 外回り22箇所	内回り9箇所 外回り6箇所
計	5.0km	4箇所	4箇所	—	—

トンネル名		赤 坂	信 濃 町	山 手	
路 線 名		高速4号 新宿線	高速4号 新宿線	高速中央環状線	
延 長 (m)		528	108	内回り	外回り
通報・ 警報設備	非常電話	6	2	23	22
	押しボタン式通報装置	24	4	43	43
	火災検知器	43	—	64	63
	トンネル入口警報表示板	2	2	4	4
	信号機	有	有	5	6
消火設備	消火器箱	24	2	43	43
	泡消火栓	24	—	43	43
	水噴霧設備	—	—	22	22
避難誘導設備	非常口（高速上扉）	1	—	9	6
その他設備	ラジオ再放送	有	有	有	有
	監視用テレビ	25	—	24	29
	換気設備	—	—	有	有
	消火水槽（t）	20	—	705	
	水噴霧水槽（t）	—	—	上記に含む	

ウ 区内の橋りょうの現況

区内の橋りょうは、河川に架かるもの、陸橋、歩道橋等を合わせて次のとおりである。

（平成26年3月31日現在）

管理者別	国 道 橋	都 道 橋	区 道 橋
橋数	3(1)	37(22)	57(2)

（ ）内は横断歩道橋

(2) 道路安全化対策等

機関名	安 全 化 対 策 等
区	<p>1 路面下空洞調査 道路陥没等を未然に防止するため、平成6年度から路面下空洞調査を実施している。調査の結果、空洞等の異常が発見された場合、補修等を実施している。</p> <p>2 擁壁の調査・点検 区が管理する道路の擁壁について調査・点検を平成23年度に実施した。今後も継続的に調査・点検を行い、安全確保に努めていく。</p> <p>3 橋りょうの調査・補修 橋りょうの耐震対策として、落橋防止装置の設置は平成17年度までに完了している。平成22年度には全ての橋りょうで健全度調査を実施した。この調査結果に基づき橋りょう長寿命化修繕計画を平成23年度に策定した。今後、この計画により補修を実施していく。</p> <p>4 道路の無電柱化整備 主要な区道において、電線類を地下に埋設し電柱を撤去することにより、都市の防災性の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めている。</p> <p>5 道路付属物の調査・点検 区道に設置されている街路灯、カーブミラー等の道路付属物について、災害時を含めた安全確保のため、定期的に調査・点検を実施し、危険箇所については適宜補修を行っていく。</p>
都建設局	<p>1 緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化を推進し、震災時の輸送・避難ルートを確認する。</p> <p>2 協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材の確保に努める。</p>

機関名	安全化対策等
首都高	<p>1 耐震性と施設の安全対策</p> <p>首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成7年5月）やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように高架橋の安全性を向上させる対策を実施している。</p> <p>また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、道路利用者はこれらの非常口から脱出できるよう安全性を確保している。</p> <p>2 事業計画</p> <p>(1) 事業計画の概要</p> <p>ア 兵庫県南部地震における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上させる対策を実施していく。また、トンネルについても同様に崩壊を生じないように、トンネルの安全性を向上させる対策を実施していく。そのほか、道路利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の向上充実を図ることとする。</p> <p>イ 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。</p> <p>(2) 実施計画の内容</p> <p>ア 高架橋の安全性の向上</p> <p>「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図る。具体的には、比較的古い路線を優先に、鋼製支承を變形性能に優れたゴム支承に取り替える工事を継続実施中であり、同時に橋げたの移動制限装置についても設置している。なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度をもって完了している。</p> <p>イ トンネル部の安全性の向上</p> <p>兵庫県南部地震におけるトンネル部の被害を踏まえ、トンネル部の一層の安全性向上を図る。具体的には、補強の必要な箇所を対象に、補強部材設置等により躯体を補強する事業に着手している。</p> <p>ウ 道路構造物、管理施設等の常時点検</p> <p>エ 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検</p> <p>(3) 道路利用者への安全確保</p> <p>ア 道路利用者への情報伝達の充実</p> <p>イ 避難・誘導施設の整備</p> <p>(4) 資機材の備蓄等の措置</p> <p>震災時における緊急点検、応急復旧等の対策を実施するために必要な資機材及び物資の備蓄を行う。</p>

1-2 鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、いったん地震等による破壊が生じた場合、多数の死傷者を伴う事故につながるおそれがある。このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の増強を進めてきたところであるが、今後とも施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保を図るものとする。

(1) 施設の現状

ア 新宿区内の路線

(平成26年9月現在)

機関名	路線延長	内 訳 (m)						
		掘割区間	地下区間	高架区間	盛土区間	切土区間	平地区間	橋りょう区間
都交通局 都電 地下鉄 小計	801 12,764 13,565		12,764				779	22
J R東日本	20,724							1,576
京王	1,561		1,561					
西武	4,688			218	674	195	3,451	150
小田急	263						263	
東京地下鉄	16,981		16,723	56	83	11		108

イ 新宿区内の駅舎

(平成26年9月現在)

機関名	駅舎数	構 造 別 内 訳				立 地 別 内 訳			
		防火	準耐火	耐火	その他	地下	高架上	橋上	平地
都交通局	15	2		13		13			2
J R東日本	6	2		4					6
京王	1			1		1			
西武	4		3	1					4
小田急	1			1					1
東京地下鉄	14			14		13		1	

ウ 施設の耐震性

機関名	構造	耐震性
都交通局	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、高架部においては震度法、修正震度法を採用し、地下部においては応答変位法を採用している。 主要構造物は原則として従来の気象庁震度階級の震度6相当の地震に耐え得るよう考慮してある。 阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了している。
JR東日本	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、地盤構造により①震度法、②修正震度法、③動的解析法、④応答変位法を各々採用している。 主要構造物は原則として従来の気象庁震度階級の震度6相当の地震に耐え得るよう考慮してある。 「国土交通省令第16号」（平成25年3月30日）「既在鉄道施設に係わる耐震補強について」（平成25年4月1日関東運輸局長通達）「既在鉄道施設に係る耐震補強の取扱いについて」（平成25年5月31日関東運輸局鉄道部長通達）及び「鉄道構造物等設計標準(耐震標準)」（平成24年7月国土交通省通達）により対応している。
京王	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、基本的に震度法を採用している。 主要構造物は原則として従来の気象庁震度階級の震度6相当の地震に耐え得るよう考慮してある。 「鉄道構造物等設計標準」（平成10年12月運輸省通達）及び「既設鉄道構造物に係わる耐震補強について」（平成13年6月国土交通省通達）により対応している。
西武	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、基本的に震度法を採用している。 主要構造物は原則として従来の気象庁震度階級の震度6相当の地震に耐え得るよう考慮してある。 「鉄道構造物等設計標準」（平成10年12月運輸省通達）及び「既設鉄道構造物に係わる耐震補強について」（平成13年6月国土交通省通達）により対応している。
小田急	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、基本的に震度法を採用している。 主要構造物は原則として従来の気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮してある。 「鉄道構造物等設計標準」（平成10年12月運輸省通達）及び「既設鉄道構造物に係わる耐震補強について」（平成13年6月国土交通省通達）により対応している。
東京地下鉄	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、基本的に震度法を採用している。 主要構造物は原則として従来の気象庁震度階級の震度6相当の地震に耐え得るよう考慮してある。 「鉄道構造物等設計標準」（平成10年12月運輸省通達）及び「既設鉄道構造物に係わる耐震補強について」（平成13年6月国土交通省通達）により対応している。

エ 地下鉄の防災

機関名	内 容
都交通局	<p>1 電源設備 各線ごとに非常発電機が設置され、停電時にずい道内電灯、非常灯、放送設備、信号設備、通信設備、排水ポンプ等の電源を最低3時間給電する。</p> <p>2 照明設備 蓄電池を電源とした非常灯(30分以上点灯)と避難誘導灯(20分以上点灯)が駅等に、予備灯(30分以上点灯)が列車内に設置され、停電時に自動切替方式により点灯する。</p> <p>3 浸水防止装置 止水板が駅出入口に設置され、浸水を防止する。</p> <p>4 中央防災室・駅防災管理室 地震・浸水警報装置、火災受信機盤、その他を一括表示する防災監視盤を整備した中央防災室・駅防災管理室が、総合指令所及び各駅に設置され、総合防災体制を確保している。</p>
東京地下鉄	<p>1 電源設備 停電時にも防災設備への給電を確保するため、駅に非常用発電機(約4時間給電)を整備している。</p> <p>2 照明設備 停電時にも最低限の照度を確保するため、駅やトンネルに非常灯(30分以上点灯又は1時間以上点灯)・誘導灯(20分以上点灯又は1時間以上点灯)を、列車に予備灯(1時間程度点灯)を整備している。</p> <p>3 浸水防止装置 (1) 駅出入口には、止水板等を整備し、浸水のおそれのあるときは、これを設置する。 (2) 路面等の換気口には、浸水防止機を整備し、浸水のおそれのあるときは、これを作動させる。</p> <p>4 火災対策 駅構内には、自動火災報知設備をはじめ、非常放送設備、排煙設備、消火設備等各種の防災設備を整備している。これらの防災設備は、駅事務室内で集中管理され、駅構内を総合的に監視している。</p>

(2) 事業計画

機関名	事業計画						
消防署	震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。						
都交通局	<p>1 鉄道施設の耐震化 これまで、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了しており、今後はさらに、入出庫線高架部の柱などについても、改めて耐震性を検討し、対策を実施する。</p> <p>2 トンネルの剥落対策 新宿線のシールドトンネル内において、剥落による施設劣化を防止するための対策工事を実施していく。</p> <p>3 排煙設備等の駅防災改良 駅の防災については、国土交通省や東京消防庁の定めた基準に基づき、排煙設備の整備や避難経路の安全性向上などの火災対策を行っている。</p>						
JR東日本	<p>1 防災情報システムの導入により、リアルタイムに情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。 耐震列車防護の方式は、次のようになっている。</p> <table border="1" data-bbox="539 1048 1345 1328"> <thead> <tr> <th>対象区間</th> <th>列車防護方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T C 区間</td> <td>(1) A T C 絶対停止信号の現示 (2) 無線による地震情報の伝達</td> </tr> <tr> <td>その他線区</td> <td>(1) 感震器と連動させて地震警報の現示 (2) 無線による緊急停止信号を発信し、地震情報の伝達 (3) 要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 落橋防止対策等の耐震補強工事は「既設鉄道構造物に係わる耐震補強について」（平成25年3月国土交通省通達）により対応している。</p> <p>3 乗務員、指令間の情報連絡設備の整備 列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示、列車の被災状況の報告等を的確、迅速に行うため、乗務員、指令間の無線による情報連絡設備の整備を推進する。</p> <p>4 新規施設等については、「鉄道構造物等設計標準」（平成24年7月運輸省通達）により対応する。</p>	対象区間	列車防護方式	A T C 区間	(1) A T C 絶対停止信号の現示 (2) 無線による地震情報の伝達	その他線区	(1) 感震器と連動させて地震警報の現示 (2) 無線による緊急停止信号を発信し、地震情報の伝達 (3) 要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示
対象区間	列車防護方式						
A T C 区間	(1) A T C 絶対停止信号の現示 (2) 無線による地震情報の伝達						
その他線区	(1) 感震器と連動させて地震警報の現示 (2) 無線による緊急停止信号を発信し、地震情報の伝達 (3) 要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示						

機関名	事業計画
京王	<p>1 駅舎 月1回の巡回及び2年に1回の定期検査により、点検を実施する。建物の位置構造については、建築基準法、その他関係法令に基づき耐震性の安全を確認する。</p> <p>2 軌道・架線 線路、建物等については、2日に1回線路巡回を行い、構造物については、2年に1回入念な検査を実施する。</p> <p>3 高架橋、盛土部分 高架橋については、構造的にも安全な耐震設計であり、原則として従来の気象庁震度階級の震度6相当の地震に耐え得るよう考慮してある。盛土部分については、法面の流出、崩壊、沈下等特に高い築堤には副堤(押え盛土)を設けている。</p> <p>4 新規施設等については「鉄道構造物等設計標準」(平成10年12月運輸省通達)により、既設施設については「既設鉄道構造物に係わる耐震補強について」(平成13年6月国土交通省通達)により対応している。</p>
西武	<p>1 駅舎 (1) 定期点検を実施している。 (2) 建物の位置構造については、建築基準法、その他関係法令に基づき耐震性の安全を確認する。</p> <p>2 その他の構造物 構造物については、健全度を調査し、必要に応じて補修を行い、機能の強化を図る。</p>
小田急	<p>1 駅舎・軌道・構造物・架線は、検査基準に基づき保守検査および健全度調査を行い、必要に応じて補修・補強を実施することにより、機能の確保を図る。</p> <p>2 駅舎 駅舎については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建物の耐震性の診断を行い、必要に応じて補強を実施していく。</p> <p>3 高架橋・橋りょう 高架橋については、平成7年度から平成12年度まで、緊急耐震補強を行い約400本の柱補強を実施した。 今後は、「鉄道構造物等設計標準」(平成10年12月運輸省通達)及び「既設鉄道構造物に係わる耐震補強について」(平成13年6月国土交通省通達)に基づき、計画的に補強を実施していく。</p>
東京地下鉄	<p>1 施設の耐震性の強化として、これまで実施してきた阪神・淡路大震災後の緊急耐震工事に加え、従来補強不要と判断されていた高架橋柱の全数を対象に、引き続き耐震補強工事を推進する。</p> <p>2 石積み擁壁について耐震補強を行う。</p>

2 生活関連施設の安全化

生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、電話などの生活関連施設は、重要な機能を果たすものである。

また、地震によりこれら施設に被害が生じ機能低下した場合、日常生活に支障をきたすだけでなく、救助活動や復旧活動に大きな影響を及ぼす。

本項では、震災時においても、生活関連施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策について定める。

2-1 水道施設

(1) 施設の現況

水道施設のうち、浄水場、給水所等の構造物は、耐震設計に基づき建設されており、震災によって大きな影響を受けることはほとんどないと思われる。しかし、水道管については、材質や継手構造の耐震性が低いものや、軟弱地盤に埋設されているものもあり、ある程度の被害を受けるのは避けられないものと想定される。

区内の水道施設の現況

(平成25年3月末現在)

淀橋給水所配水池容量	72,000m ³
配水管総延長	548,929m
配水小管（口径50～350mm）	483,393m
配水本管（口径400mm以上）	65,536m
消火栓設置個数	3,675箇所

(2) 安全化対策

ア 浄水場・給水所

震災時の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、施設の耐震化を推進していく。また、震災時の停電に備え、自家用発電設備等の整備を進める。

イ 水道管

水道管路の耐震化を更に進め、首都中枢機関、医療機関等に加え、避難所、主要な駅等への管路も優先的に耐震化していく。また、導水管、送水管の二重化、ネットワーク化を進め、バックアップ機能を強化する。

2-2 下水道施設

(1) 施設の現況

区内の下水道施設は、水再生センターが1箇所(落水水再生センター：処理能力450,000m³/日)、管きよの総延長は幹線が約33km、枝線が約450kmである。

(2) 震災対策

都下水道局は、地震による都市機能の低下を最小限にとどめるために、下水道施設の耐震性の向上を図る。また、震災時のトイレ機能を確保するための管きよの耐震化を、区と連携しながら実施していく。

ア 避難所などのトイレ機能を確保

都下水道局は、区が担当する避難所や災害拠点病院などの仮設トイレの整備計画と整合を図り、その排水を受け入れる管きよを耐震化するとともに、災害復旧の拠点となる施設等に対象を拡大する。また、発災時のトイレ機能を確保するため、液状化の危険性

の高い地域にある避難所と緊急輸送道路を結ぶ道路のほか、ターミナル駅や災害復旧拠点などと緊急輸送道路を結ぶ道路を対象を拡大するとともに、地区内残留地区の管きよも耐震化する。さらに区と連携し、仮設トイレの設置可能なマンホールの指定を拡大し、区が収集・運搬するし尿の受入体制について拡充してゆく。

イ 震災時の区民生活の快適性を確保

都下水道局は、区が収集、運搬するし尿の受け入れ施設として、水再生センターに加え、幹線管きよを対象とし、し尿受け入れマンホールを指定する。

区は、都下水道局との覚書の締結により、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへの搬入体制を整備する。

ウ 土木施設の耐震化

都下水道局は、土木施設の耐震診断を実施し、施設の重要性、再構築や更新の時期などを勘案しながら、耐震補強を推進する。また、想定される最大級の地震動に対し揚水、簡易処理及び消毒など、震災時においても必ず確保すべき機能を担う施設の耐震化を実施する。

2-3 電力施設(東京電力)

(1) 施設の耐震化

震災時の被害を最小限にとどめるよう、電力設備の耐震性能を確保している。具体的には次のとおり。

施設名	耐震設計の考え方
変電設備	機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。
送電設備 (地中電線路)	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書(土木学会)」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
配電設備 (架空電線路)	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
配電設備 (地中電線路)	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

2-4 ガス施設(東京ガス)

(1) 施設の現況

ガスを供給する主要施設は、製造施設である工場が3か所、ホルダーのある整圧所が12か所と、導管（総延長56,119km 平成26年3月末現在）からなる。

(2) 施設の安全化対策

ア 製造所・整圧所設備

- (ア) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
- (イ) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

イ 供給設備

- (ア) 導管を高・中・低圧別に区別し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- (イ) 全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ（SI値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
- (ウ) この情報を解析し高密度に被害想定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する態勢を整備する。

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 2 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網をブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	1 ループ化された固定無線回線の整備 2 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	1 地震計の設置 工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、200ガル程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

2-5 通信施設(NTT)

災害時のパニックの発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で電信電話の果たす役割は、非常に大きい。

災害などによる通信設備の被災を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震、耐火、耐水）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

(1) 重要機関等の強化対策

行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化を進め回線の分散使用を図る。また、優先電話により通信を確保する。

(2) 電話通信施設の強化対策

設備自体を物理的に強化する耐震対策として、震度7の地震にも耐え得る設備に目標をおき、次のような対策を実施する。

ア 通信用電力機器の固定と耐震補強

(バッテリー・予備エンジンの耐震強化)

イ 通信用建物・鉄塔・所内設備の耐震補強

(耐震設計の実施・機械室設備の固定・情報システム等端末の固定)

ウ 通信網信頼性の向上

(7) 地下ケーブルは、耐震性の高い洞道・共同溝の建設を推進し、既設ケーブルを含め収容替えを図っていく。また、ケーブルの不燃化・難燃化対策を実施している。なお、洞道内作業は、火気を使用しない方法を採用している。

(イ) 交換機からの伝送回線は、複数ビルに分散設定し通信途絶を防止している。

(ウ) 光ケーブル網のループ化を整備すると共に、光伝送路自動切り替えを整備する。

(エ) ネットワーク管制センターによる、24時間の監視支援体制を敷き、災害に備えるとともに、サブセンターへのバックアップ機能を備えている。

(3) 災害対策用電話通信機器の配備

ア 災害によりNTTの交換機等所内設備が被災したときの代替交換機として、非常用移動交換機、衛星車載車を配備しておく。

イ 通信の全面途絶及び避難場所等の孤立地帯の対策として、携帯用無線機、移動無線機等を常備するとともに、電源対策として移動用発電機を主要地域に配備している。

ウ 災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を配備している。

エ 通信衛星システムの実現により、多様な衛星通信手段が実現できることから、緊急衛星通信システムの配備をする。

オ ふくそう緩和策として、「災害用伝言ダイヤル"171"」の提供を行う。

(4) 公衆電話機の整備

一般の電話が利用制限された場合でも、公衆電話は比較的通話が掛かりやすく、災害時には料金の無料化を実施し最低限の通信を確保することとしている。なお、公衆電話の無料化は、災害救助法が発動された地域が停電している場合に交換所単位で実施する。

(5) 避難所への通信確保

災害救助法が適用された場合等は避難所に、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

都の指定する避難場所において、特設公衆電話取扱所を開設する。

(6) 復旧資材の確保

必要と認められる災害用物品を予め確保するとともに、在庫が無い場合には工事中物品を充当する。

2-6 共同溝及び洞道の安全化

共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、き裂等の大きな被害を避ける効果もあるとされている。しかし、通信ケーブル、電力ケーブルを施設する共同溝及び洞道で火災が発生すると、通信途絶、停電等による社会的影響は極めて大きい。

このことから、東京消防庁では一定以上の共同溝及び洞道については、火災予防条例で消防活動上必要な事項を届けさせ情報を把握するとともに、非常用施設の設置、出火防止に関すること等について届け出に添付させ、安全性の確保を推進している。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 警備・交通規制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、さまざまな社会的混乱及び道路交通の混乱の発生が予測される。このため、住民の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締並びに交通秩序の維持その他被災地における治安の万全を期することが必要である。とくに交通規制は、災害応急対策に必要な人員及び物資等の迅速な輸送のために不可欠であり、速やかな実施が求められる。

1-1 震災時における警備体制

災害の発生に対しては、速やかに警察の全組織を動員し総力をあげて住民の生命、身体財産の保護及び交通秩序の維持並びに各種の犯罪の予防、取り締まり、その他公共の安全と秩序を維持して被災地における治安の万全を期することが必要である。

(1) 警備態勢

ア 警備本部の設置

地震により災害が発生した場合には、次により警備本部を設置し管内の警備に当たる。

(7) 方面警備本部

第四方面本部長は、方面警備本部を設置し、方面区域内の指揮に当たる。

(4) 現場警備本部

警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備に当たる。

イ 配備動員態勢

(7) 警備要員は、震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。

(4) 各現場警備本部は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

(2) 警備活動

建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

ア 被害実態の把握及び各種情報の収集

イ 交通規制

ウ 被災者の救出救助及び避難誘導

エ 行方不明者の捜索及び調査

オ 遺体の調査等及び検視

カ 公共の安全と秩序の維持

1-2 道路交通規制

災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援・救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。

(1) 緊急交通路等の実態把握

ア 地震発生後、警察は、道路施設の被災状況、交通状況等、交通規制に必要となる情報を収集する。

イ 交通規制を開始した後も、緊急交通路の交通状況等の情報を収集し、全般的な状況の把握に努める。

ウ 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察及び消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により行う。

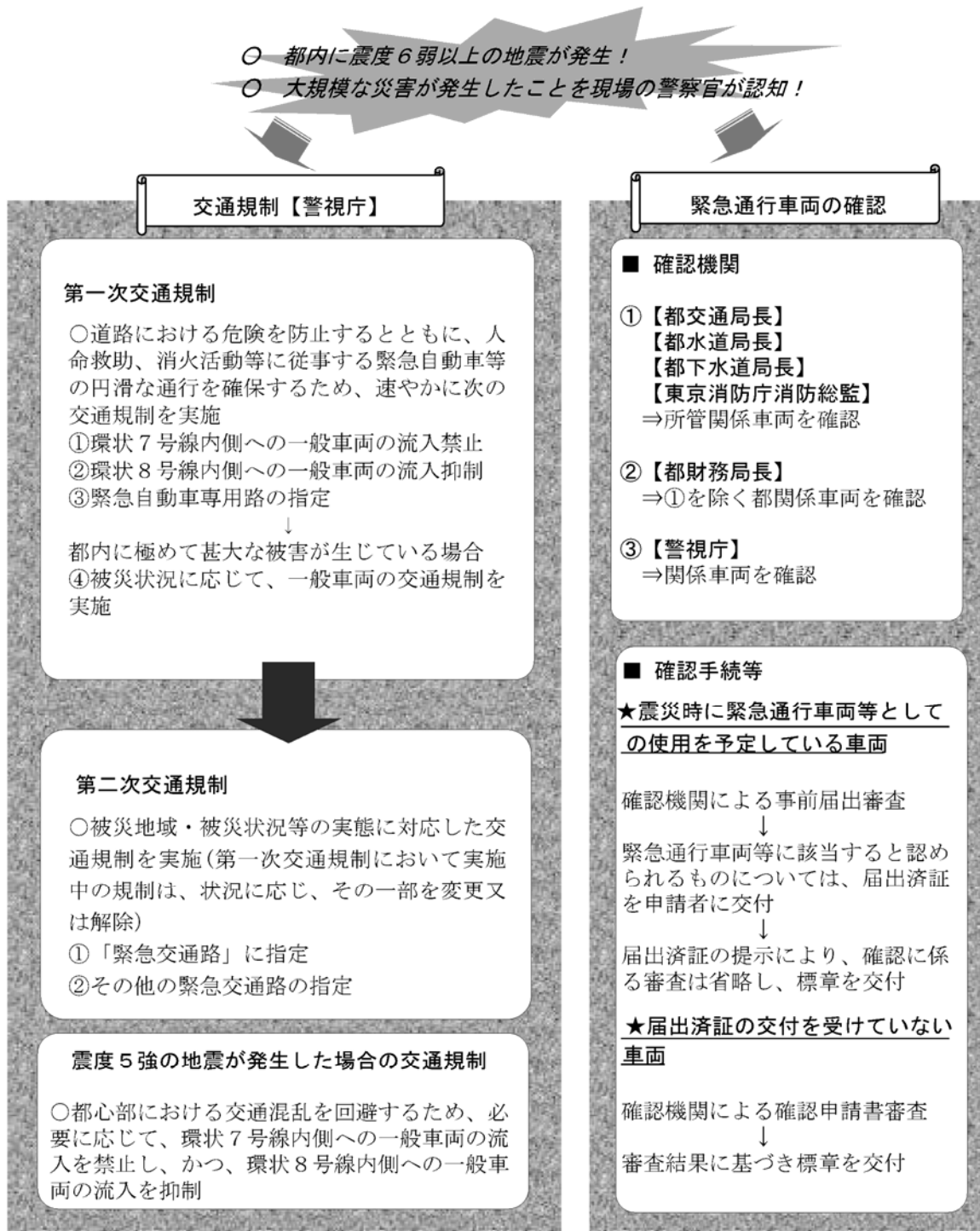
(2) 広報活動

ア 地震発生直後から、警察は、運転者や一般家庭に向けた車利用抑制についての広報に努める。

イ 交通規制開始後は、警視庁本部において、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼び掛け等についての広報の要請を行う。

【道路交通規制等】

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	1 発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施する。 2 その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施する。 3 緊急通行車両等の確認
都財務局	緊急通行車両(下記4機関を除く都関係車両)等の確認
都交通局 都水道局 都下水道局 東京消防庁	緊急通行車両(所管関係車両)等の確認



道路交通規制の流れ

(3) 交通規制措置

大地震発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両の通行を確保することを重点として交通規制を実施する。

ア 第一次交通規制（災害発生直後）

大地震が発生した場合は、速やかに第一次交通規制を実施する。

(ア) 被災状況等に応じた交通規制

環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

(イ) 環状7号線内側の通行禁止

都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい障害があると認められるときは、一時的に環状7号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

(ロ) 環状8号線における都心方向への流入抑制

環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

(ハ) 緊急自動車専用路における通行禁止

首都高速道路・高速自動車国道、国道4号、目白通り等の路線を、緊急自動車及び道路点検車等以外の車両の通行を禁止する道路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

(ニ) 被害状況等による交通規制の変更

被害状況並びに道路及び交通状況に応じて、交通規制を拡大し、もしくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。

イ 第二次交通規制

被害状況、道路交通状況、災害応急対策進展状況等を勘案し、第一次交通規制から第二次交通規制に移行する。

(ア) 被災状況等に応じた交通規制

原則として前アの(ア)から(ロ)まで及び(ハ)により実施した交通規制を継続するものとするが、被害状況等により規制範囲を拡大し、又は縮小する。

(イ) 前アの(ハ)及び(ニ)により指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として指定するとともに、被害状況に応じて、青梅街道、新青梅街道等の路線の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

ウ 留意点

【第一次交通規制】

(ア) 第一次交通規制開始の前提となる「大震災が発生した場合」とは、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合をいう。

(イ) 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

(ロ) 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

(ハ) 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路※」として一般車両の通行を禁止する。

※緊急自動車専用路（7路線）

国道4号(日光街道ほか)	国道17号(中山道、白山通りほか)
国道20号(甲州街道ほか)	国道246号(青山・玉川通り)
目白通り	外堀通り
首都高速道路・高速自動車国道	

【第二次交通規制】

(オ) 前記7路線を「緊急交通路※」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

※その他の「緊急交通路」の指定

第一京浜	第二京浜	京葉道路	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	中原街道	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	大和バイパス
鎌倉街道	町田街道	多摩ニュータウン通り	

(カ) 第2次交通規制で示す規制措置はあくまで基本であって、必要に応じこれによらない規制措置を行う。特に、時間の経過により状況が変化するため、実施する規制措置もこれに対応させていく。

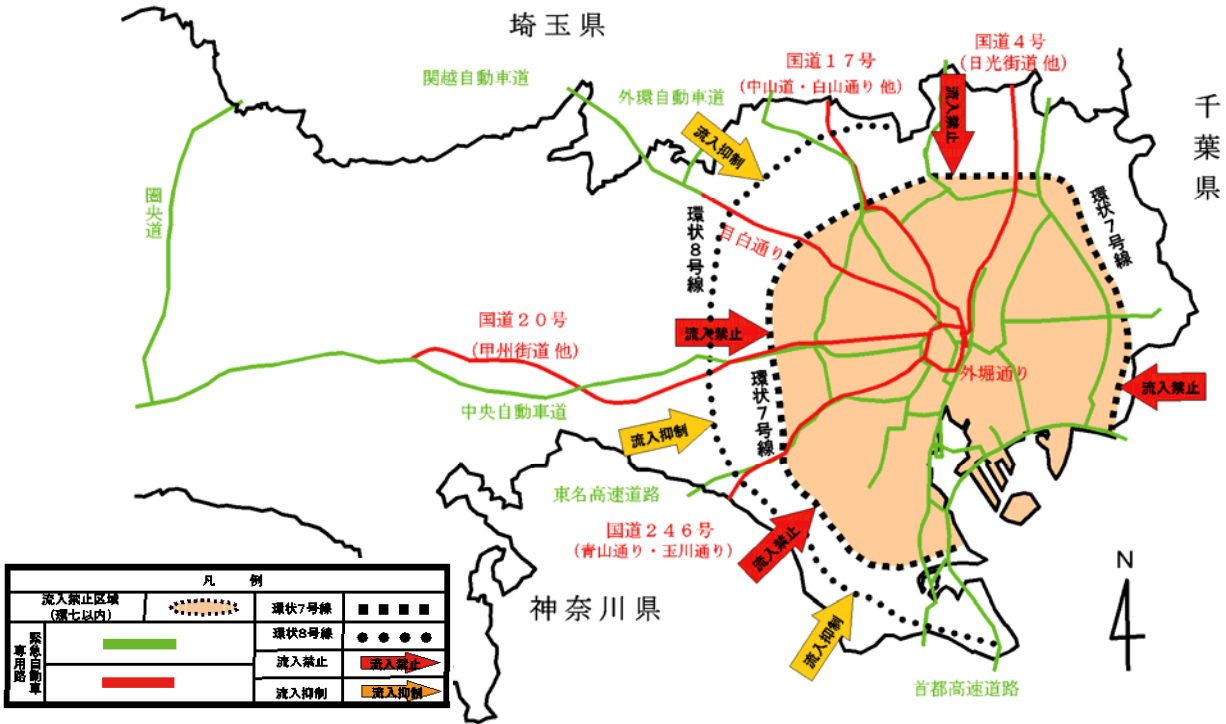
【その他】

(キ) 通行禁止区域(面的規制区域)内への規制を行う線となる外周の道路（環7等）については、規制した車両のう回路とするので規制しない。

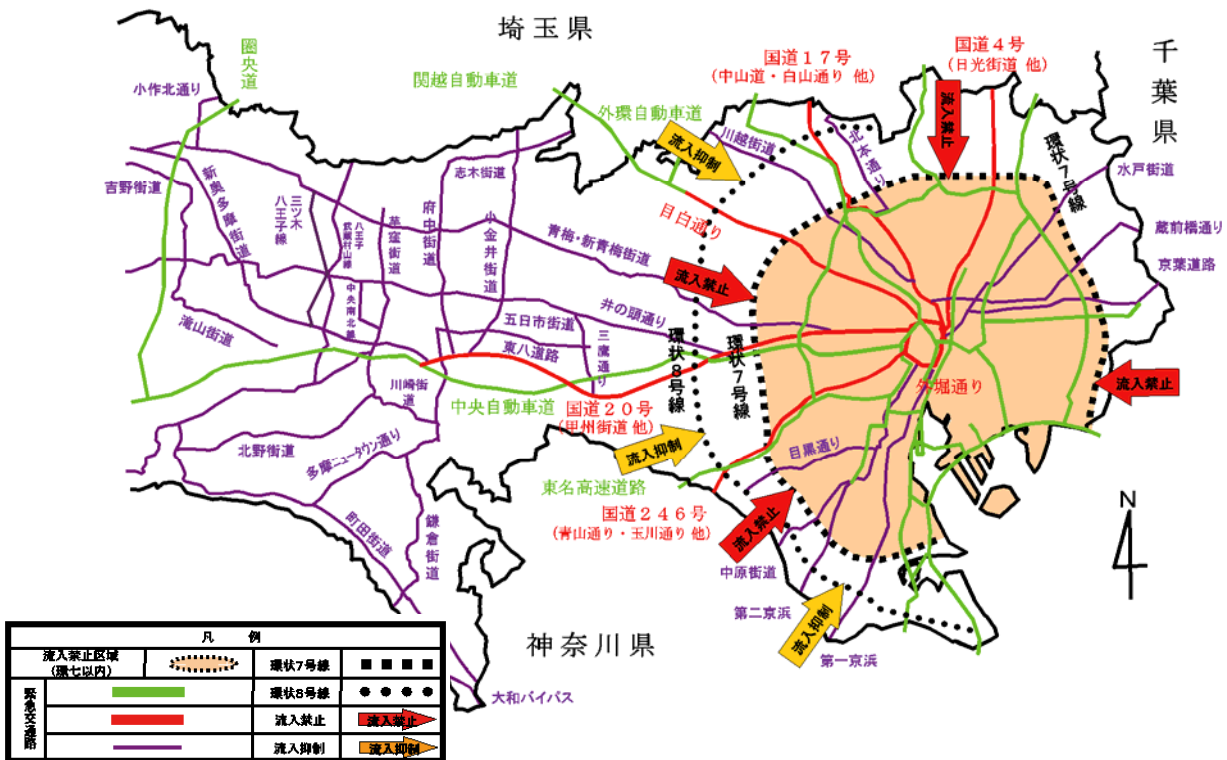
(4) 交通検問所の設置

警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、交通の整理・誘導、緊急通行車両の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行うための交通検問所を、緊急交通路の起・終点及び交通要点等に設ける。

【大震災時における交通規制図〔第一次〕】



【大震災時における交通規制図〔第二次〕】



1-3 緊急通行車両等

警戒宣言発令時及び震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に従事する車両として確認された「緊急通行車両」以外の一般車両については、交通規制の対象となる。

(1) 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、事前に緊急通行車両等として使用されるものに該当するか否かの審査を行うものである。

ア 対象車両

災害発生時等に、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の決定に基づき交通規制を行う区域又は道路の区間を通行する車両で、次のいずれにも該当する車両であること。

- (ア) 災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両であること。
- (イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは契約により、常時指定行政機関等の活動に使用している車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 緊急通行車両等の事前届出に関する手続き

(ア) 事前届出の申請

1) 申請者

事前届出の申請をすることができるのは、緊急通行（輸送）業務の実施の責任を有する者とする。

2) 申請先

緊急通行車両の使用の本拠地を管轄する警察署長等（以下「取扱警察署長等」という。）を窓口とし、警視庁交通部長（以下「交通部長」という。）を経由して、公安委員会に対して行うものとする。

3) 申請書類

- ① 「緊急通行車両等事前届出書」2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する輸送協定書等の書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行う。
- ② 緊急通行車両等事前届出書には、桃色と白色の2種類があり、桃色のものは災害発生直後の救命・救助又は消火活動が継続中の時期（以下「災害応急活動期」という。）に救命・救助又は消火活動に従事する車両に、白色のものは食料品等の生活関連物資の輸送車両等に対して用いる。

(イ) 審査

申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査は、警視庁交通部長が次の要件について行う。

ア) 申請に係る車両を使用して行う事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

- ① 警戒宣言発令時の東海地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- ② 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ③ 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- ⑤ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
- ⑥ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ⑧ 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ⑨ 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他の応急措置を実施するため必要な態勢の整備に使用されるもの
- ⑩ その他災害の発生の防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

イ) 災害発生時等に緊急通行又は緊急輸送の事務並びに業務を行う計画があること。
また、その計画に係る輸送人員、品名、輸送経路、車両の使用者等が適正であること。

(ウ) 届出済証の交付

取扱警察署長等は、警視庁交通部長が緊急通行車両等に該当すると認めたものについては、申請者に対して緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。

(エ) 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者は、事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失・滅失・汚損し、もしくは破損した場合は、取扱警察署長等に申し出、届出済証の再交付を受けるものとする。

(オ) 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた者は、申請に係る車両が緊急通行車両等の要件に該当しなくなった、廃車した、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなった場合は、取扱警察署長等に届出済証を返還するものとする。

(2) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車を除く)の確認は、交通規制課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)が、警視庁本部、警察署、隊本部、交通検問所において、次により行うものとする。

ア 車両の確認

	届出済証の交付を受けている車両	交付を受けていない緊急通行車両
(1) 申請者	届出済証に記載されている車両を使用する者	申請する車両の使用人
(2) 申請車両	(前記1-3の「ア 対象車両」参照)	原則として、緊急通行車両等の事前届出の対象車両と同様
(3) 申請書類	届出済証	ア 「緊急通行車両等確認申請書」 イ 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を説明する書類(輸送協定書等)
(4) 確認	(確認のための必要な審査は省略する)	前記1-3のイ(イ)の(イ)に掲げる要件について審査を行う。
(5) その他	道府県の公安委員会が発行した届出済証による確認申請は、前記(1)から(4)までと同様に取り扱うこと。	

イ 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。ただし、災害応急活動期にあつては、標章の交付対象車両を、救命・救助活動等に必要な車両に限定し、食料品等の生活関連物資の輸送車両等については、災害応急活動期が経過した後に標章を交付する。

ウ 緊急輸送車両の確認(警戒宣言発令時)

(ア) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記(2)のア「届出済証の交付を受けている車両」と同様に行う。

(イ) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記(2)のア「交付を受けていない緊急通行車両」と同様に行う。

(ウ) 警察署長等は、大規模地震対策特別措置法に基づく通行の禁止又は制限に伴う緊急輸送車両であることの確認を行った場合は、「緊急輸送車両確認証明書」及び「標章」の交付をする。

(エ) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(ウ)の緊急輸送車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記イの緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

(3) 緊急通行車両等の種類

ア 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

イ 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両

- ウ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- エ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- オ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- カ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- キ 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- ク 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- ケ 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- コ 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- サ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- シ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- ス 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

(4) 広域応援の車両

事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。

(5) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

2 道路・橋りょう・河川

道路、橋りょう、河川及び鉄道等の公共施設が地震により損壊した場合、その後の救援救護活動等に重大な支障を及ぼすおそれがある。これらの公共施設等が被災した場合は、速やかに応急措置を講じ、円滑な応急対策活動ができるよう努めなければならない。

2-1 道路及び橋りょう

災害が発生した場合、都建設局、区及び首都高速道路株式会社等は、所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、活動態勢を確立し、安全対策及び応急復旧を行うものとする。

(1) 災害時の応急措置

機関名	応 急 措 置 の 内 容
区	道路の亀裂、陥没等の損壊状況、及び倒壊物等や落橋などによる通行不能箇所を調査するとともに、都や警察・消防等の関係機関及び新宿土木防災協力会・新宿区造園防災協力会と連携して速やかに応急措置を実施する。
都建設局	1 都地域防災計画の定めるところにより、区の実施する応急対策を援助し、都災害対策本部の活動態勢に従い応急措置を実施する。 2 区からの道路、橋りょうに関する被害報告をまとめ、総合対策の樹立、指導及び調整を行う。
首都高	地震による災害が発生したときは、利用者等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。 1 震度5強以上の大地震が発生したときは、首都高速道路は消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者等に広報する。 2 利用者等の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。 3 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 4 工事の箇所については、その被災状況に応じて、必要な措置を講じる。

(2) 応急復旧対策

機関名	応急措置の内容
区	1 被害を受けた区道について、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助活動及び物資輸送等のための交通路の確保に努める。 2 作業は、あらかじめ区において選定した緊急道路障害物除去路線を、緊急車両の通行可能な状態に確保することを最優先の目標とし、新宿土木防災協力会・新宿区造園防災協力会と連携して実施する。その後、その他の区道の復旧を順次行なう。 (1) 土砂、がれき・倒木等の排除、搬出、亀裂・陥没等の補修とともに、雨水の浸透、洗堀などによる二次被害のおそれのある場合は、適切な方法により閉塞、水廻しなどを措置する。 (2) 落下あるいは危険と判断される橋りょうは、直ちに通行止め等の措置を行なうとともに、迂回路等の案内標示を行なう。 (3) 上下水道、電話、ガス、電気等の道路占用施設に危険が発見された場合は、占用企業体へ連絡するとともに、バリケード等による応急措置を行い、危険回避に努める。
都建設局	応急復旧作業は、主に協力事業者（協力業者）に委託して行う。当初は、緊急道路障害物除去路線を最優先に行い、その後、逐次一般道路の障害物除去及び障害物の搬出、並びに道路の埋没又は決壊等で二次被害を生じるおそれのある箇所に応急復旧を行っていく。
首都高	1 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。 2 災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

2-2 交通施設

災害発生時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講じることにより、輸送の確保を図るものとする。

本節では、各交通機関が実施する応急措置について、必要な事項を定める。

(1) 災害時の活動対策

ア 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各交通機関は全機能を上げて、乗客及び鉄道施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡

災害時の情報収集、伝達、応急措置の連絡指示等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動用無線機を利用する。

(2) 発災時の初動措置

災害発生と同時に、各交通機関は、運転規制その他適切な初動措置を講じ乗客の安全を図る。

各交通機関の初動措置は、次のとおりである。

機関名	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置
都交通局	<p>1 運転規制の内容</p> <p>(1) 地下鉄</p> <p>半径2.5km のゾーン(範囲)の震度を測定するゾーン地震計及び指令震度計を設置して震度の測定を行っている。各ゾーン地震計の震度表示に従い、総合指令所長は運転規制を実施する。</p> <p>ア 震度「4」の場合</p> <p>ア) 直ちに全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。</p> <p>イ) 駅長からの駅構内点検終了報告及び全区間にわたる列車走行完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下(大江戸線は50km/h以下)に運転規制を緩和する。</p> <p>ウ) 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。</p> <p>イ 震度「5の弱」の場合</p> <p>ア) 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。</p> <p>イ) 駅長からの駅構内点検終了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。</p> <p>ウ) 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。</p> <p>エ) 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下(大江戸線は50km/h以下)に運転規制を緩和する。</p> <p>オ) 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。</p> <p>ウ 震度「5の強」の場合</p> <p>ア) 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。</p> <p>イ) 駅長からの駅構内点検終了報告及び所長からゾーン地震計5強区間の点検完了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。</p> <p>ウ) 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。</p> <p>エ) 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下(大江戸線は50km/h以下)に運転規制を緩和する。</p> <p>オ) 地上部45km/h・地下部55km/h以下(大江戸線は50km/h以下)で全区間にわたって走行を完了後、運転規制を解除する。</p> <p>エ 早期地震警報システムによる運転規制</p> <p>総合指令所に設置された早期地震警報システムより、緊急地震速報を受信すると警報表示装置及び回転灯が動作し、併せて列車無線により緊急停止の音声指示を出す。地震警報受信後は、駅間であっても直ちに非常停止する。ただし、「地下高速電車地震発生時の処置について」に準ずるものとする。</p>

機関名	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置
都交通局 (つづき)	<p>(2) 都電</p> <p>ア 震度「4」の場合 直ちに全電車に対し20km/h以下の徐行運転を指令し、先行する電車の停止した地点まで連続徐行運転し、運転手からの通報に基づき、安全を確認した後、運転規制を逐次緩和又は解除する。</p> <p>イ 震度「5」以上の場合</p> <p>ア) 直ちに全線に対して、運転中止の指令をした後、関係区に点検を依頼する。</p> <p>イ) 営業所長はこの点検完了の報告に基づいて、運転規制を逐次緩和又は解除する。</p> <p>ウ 早期地震警報システムによる運転規制 早期地震警報システムが動作したときは、電車無線により全電車を停止させる。</p> <p>(3) 都バス 都電の規制に準じる。</p> <p>2 乗務員の対応</p> <p>(1) 地下鉄</p> <p>列車又は車両を運転中に強い地震を感知し運転を継続することが危険と認めたととき、又は列車無線により運転中止の指令を受けたときは、次の取扱いをする。</p> <p>ア 橋りょう、高架部を進行中のときは、特に列車の動揺に注意して、事故防止に努める。</p> <p>イ 開口部付近を運転するときは、側壁のくずれ、落下物に注意して、停車は極力避ける。</p> <p>ウ 入換中のときは直ちに運転を中止して駅長又は所長の指示に従う。</p> <p>エ 駅間に停車したときは、運輸指令に対し停止している場所及び状況を報告する。運輸指令の指示により次駅まで列車を運転する場合は、5 km/h以下の運転を実施する。また危険と認めたとときは直ちに運転を中止し、運輸指令に連絡する。急勾配区間等で5 km/h以下の運転が困難な場合は、運転可能な最も低い速度で運転する。</p> <p>(2) 都電</p> <p>電車を運転中に強い地震を感知し、運転を継続することが危険と認めたととき又は電車無線により運転中止の指令を受けたときは次の取扱いをする。</p> <p>ア 橋りょう、勾配の急な坂路を進行中のときは、特に電車の動揺に注意して、危険防止に努める。</p> <p>イ がけ付近を運転するときは、側壁のくずれ、落下物に注意して停車は極力避ける。</p> <p>ウ 運転を再開するときは営業所長の指示による。</p> <p>エ やむを得ず停留場間に停車する場合は、安全な場所に停車し、停止位置を確認の上、電車無線等により営業所へ連絡する。</p> <p>(3) 都バス 都電の対応に準じる。</p> <p>3 その他の措置 震災発生と同時に、関係各所は必要箇所を点検するとともに、緊急指令連絡態勢により速報を行い乗客の安全確保を図る。</p>

機関名	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置
JR東日本	<p>1 運転規制の内容</p> <p>(1) 地震が発生した場合沿線に設置した地震計の観測結果からの列車の運転の中止又は徐行運転の措置をとる。</p> <p>ア 例えば一般区間で12カイン以上を観測した場合、全線の点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。</p> <p>イ 12カイン未満の場合でも徐行運転を行い施設の点検を行った後、安全を確認した区間から速度規制を解除する。</p> <p>(2) 列車の運転方法は、その都度決定するが、おおむね次により実施する。</p> <p>ア う回又は折り返し運転</p> <p>イ 臨時列車の特発</p> <p>ウ バス代行又は徒歩連絡</p> <p>2 乗務員の対応</p> <p>(1) 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。</p> <p>(2) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋りょう上、又は陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。</p> <p>(3) 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。</p>
京王	<p>1 運転規制の内容</p> <p>(1) 運輸指令長は、6カイン以上の緊急地震速報を受けた場合は、運転中の全列車に対し、直ちに停止するように指示をする。</p> <p>(2) 6カイン以上12カイン未満と判明したエリアに対して、列車の乗務員に対し、速度を25km/h以下の注意運転と線路等の状況の確認を指示する。異常を認めない場合は、運転速度規制の緩和をするまで注意運転の継続を指示する。</p> <p>2 乗務員の対応</p> <p>(1) 電車運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。</p> <p>(2) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋りょう上、又は陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。</p> <p>(3) 列車を停止させた場合、最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。</p>

機関名	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置
西武	<p>1 運転規制の内容</p> <p>(1) 運転司令長 強い地震を感知したとき、又は緊急地震速報による震度4以上の予報を受信したときは、直ちに列車を一旦停止させる。 ア 震度3以下を観測したときは、安全を確認後、運転再開を指令する。 イ 震度4を観測したときは、55km/h以下で次駅又は先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。 ウ 震度5弱を観測したときは、25km/h以下で次駅又は先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。 エ 震度5強以上を観測したときは、電気司令長および施設司令長に要注意箇所等の点検を依頼し、点検が終わるまで列車の運転を中止する。</p> <p>(2) 駅長 ア 強い地震を感知し、運転上危険と判断したとき又は運転司令長から指令を受けたときは列車の運転を見合わせ、速やかに構内巡視をして、その状況を運転司令長に報告する。 イ 次駅の駅長と打ち合わせ異状が認められないとき又は運転再開の指令があったとき、自駅に停止している列車に対し進路の安全を確かめ、次駅まで注意運転の通告をした後出発を指示する。 ウ 運転再開後最初の列車が到着したならば自駅までの状況を確認、これを運転司令長に報告するとともに後方駅長に通告する。</p> <p>(3) 運転士 ア 列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断したとき又は緊急地震速報の予報を受信するか運転司令長から停止手配の指令があったときは、速やかに列車を安全な箇所(橋りょう、架道橋下、築堤、切取箇所等はなるべく避ける。)に停止させる。 イ 付近に異状が認められず安全であると判断したとき又は運転司令長から運転再開の指令があったときは、車掌と打ち合わせ、次駅又は先行列車が停止していた位置まで55km/h又は25km/hで注意運転(建物、土砂崩壊、地盤沈下等に注意する。)し、異状の有無を次駅の駅長に通告するか運転司令長に報告する。</p> <p>(4) 電気所長、保線所長 ア 強い地震を感知したときは要注意箇所の点検を行う。 イ 震度5強以上を観測したとき、又は電気司令長もしくは施設司令長から点検の指令を受けたときは至急巡回点検し、異状の有無を電気司令長又は施設司令長に報告する。</p>

機関名	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置												
小田急	<p>1 運転規制の内容</p> <p>(1) 地震計が震度4以上かつ40ガル以上を感知したとき又は列車の運転が危険であると判断したときは、全列車を一時停止させる手配をとるとともに、駅長に対して構内の異常の有無を確認させる。</p> <p>(2) 確認後、異常のない場合は運転士に対して25km/h以下の注意運転を指令する。</p> <p>(3) 注意運転後、異常を認められないときは、平常運転を指令する。</p> <p>2 乗務員の対応</p> <p>(1) 電車運転中に地震を感知し、運転が危険であると判断したときは直ちに列車を停止させる。</p> <p>(2) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋りょう上又は陸橋下のような場合は、安全と認められる場所に列車を移動する。</p> <p>(3) 列車を停止させた場合は、運輸司令所長又は最寄駅長に通報し、その指示を受ける。</p> <p>3 その他の措置</p> <p>(1) 列車無線を利用して、災害情報、応急活動等を連絡指示する。</p> <p>(2) 必要に応じ緊急自動車(無線車)を急派するなど災害情報の把握に努める。</p> <p>(3) 駅、車内の放送設備を活用して、旅客の動揺防止に努める。</p>												
東京地下鉄	<p>1 運転規制の内容</p> <p>総合指令所長は、強い地震が発生し、地震警報装置又は早期地震警報装置に震度4以上の表示があった場合は、全列車を緊急停止させた後、エリア地震計情報装置による運転規制(下表)により取り扱う。</p> <table border="1" data-bbox="395 1167 1343 1563"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>運転規制</th> <th>処置</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2地震警報 (震度4以下)</td> <td>注意運転</td> <td>・先発列車のあった駅まで注意運転 (震度4の場合は25km/h以下とする。)</td> <td>・運転士の報告に基づき運転規制を解除</td> </tr> <tr> <td>第1地震警報 (震度5弱以上)</td> <td>運転見合わせ</td> <td>・工務及び電機関係区長の歩行点検 ・先発列車のあった駅まで25km/h以下の注意運転</td> <td>・工務及び電気関係区長の報告に基づき、注意運転を指令 ・運転士の報告に基づき運転規制を解除</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 乗務員の対応</p> <p>(1) 運転中強い地震を感知し、危険と認めたときは、直ちに列車等を停止する。 この場合において、停止した箇所が橋りょう、築堤上等であって危険のおそれがあると認めたときは、進路の安全を確かめ、列車等を移動する。</p> <p>(2) 列車等を停止させたときは、その状況を総合指令所長に報告し、列車等の進退について指示を受ける。</p> <p>3 その他の措置</p> <p>(1) 総合指令所長は、第1地震警報(震度5弱以上)の区間で駅間に停止した列車を次駅に収容するときは、最徐行による注意運転を指示することができる。</p>	種類	運転規制	処置	備考	第2地震警報 (震度4以下)	注意運転	・先発列車のあった駅まで注意運転 (震度4の場合は25km/h以下とする。)	・運転士の報告に基づき運転規制を解除	第1地震警報 (震度5弱以上)	運転見合わせ	・工務及び電機関係区長の歩行点検 ・先発列車のあった駅まで25km/h以下の注意運転	・工務及び電気関係区長の報告に基づき、注意運転を指令 ・運転士の報告に基づき運転規制を解除
種類	運転規制	処置	備考										
第2地震警報 (震度4以下)	注意運転	・先発列車のあった駅まで注意運転 (震度4の場合は25km/h以下とする。)	・運転士の報告に基づき運転規制を解除										
第1地震警報 (震度5弱以上)	運転見合わせ	・工務及び電機関係区長の歩行点検 ・先発列車のあった駅まで25km/h以下の注意運転	・工務及び電気関係区長の報告に基づき、注意運転を指令 ・運転士の報告に基づき運転規制を解除										

2-3 河川

地震、浸水により河川の護岸施設が破損したときは、応急復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

機関名	応急措置の内容
区	河川施設の応急復旧については、大規模なものを除き、都の指導のもとにこれを実施する。 河川のはん濫等により地盤の低い地域等に浸水被害が発生したときは、区所有の可搬式ポンプを使用して可能な限り排水し、能力不足のときは消防署、都建設局の協力を求め応急排水を実施する。
都建設局	河川施設の応急復旧に関し、区に技術援助を行うほか、大規模なものについては、直接実施する。

2-4 公園

区は、地震により、公園施設が損壊した場合は、二次被害を引き起こさないよう応急措置を行うとともに、その後の救援活動等に対応できるよう、スペースの確保に努めるとともに、災害用トイレ、耐震性防火水槽等の防災機能を備えるよう整備する。

3 生活関連施設の応急対策

都市生活の根幹をなす上下水道、電気、ガス、電話、交通、道路等の都市施設が災害により被災した場合、都市機能がマヒし、住民に与える影響は極めて大きい。

このため、各防災関係機関においてそれぞれの活動態勢を確立して相互に連携し、応急対策、広報活動等を迅速に実施するものとする。

3-1 災害時のライフライン情報の把握

地震発生時、水道、下水道、電力、ガス、通信等のライフラインの被害状況及び復旧状況は、被災者にとって重要な情報である。

このためライフライン各社は、被害状況及び復旧状況を区本部を通じて、防災関係機関、マスコミ等へ提供する。

3-2 水道施設〔都水道局西部支所・新宿営業所〕

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局西部支所及び新宿営業所は、これに必要な人員・車両及び資機材の確保、情報連絡体制を確立し、区と連携しながら給水拠点での応急給水、復旧を実施する。また、都本部と密接な連絡を保ちつつ、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 災害時の活動態勢

ア 給水対策本部の設置・運営

都は、飲料水の確保及び被災した水道施設の復旧に対処するため、水道局に「給水対策本部」を設置し、応急対策活動に当たる。

イ 活動態勢の確立

水道局は、飲料水の確保、復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する

ため、活動態勢を確立する。

また、監理団体や復旧活動に従事する民間事業者について、協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。

(2) 災害時の広報

第6章 第6節「3 広報及び広聴活動」による。

3-3 下水道施設〔都下水道局西部第一下水道事務所〕

震災時における下水道の被害については、下水の流下機能に支障のないように速やかに応急措置を講じ、排水機能を確保する。

(1) 震災時の活動態勢

都本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。

被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるよう、民間団体との体制整備を進めている。このため、都下水道局では民間団体と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。

(2) 応急対策

ア 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センターに災害復旧用資機材を備蓄し、また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の備蓄について協力を求めている。

イ 水再生センターにおいて、停電のためポンプ機能が停止した場合、ディーゼル発電機によってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。なお、電力貯蔵型電池を設置することなどにより、自己電源の増強を図っていく。ただし、停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との安定供給協定により、確保に努める。

ウ 各施設の点検（緊急調査）を行い、施設の被害に対して、箇所、程度に応じた応急措置を実施する。

エ 工事中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう受注者を指揮監督するとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。また、避難道路等での工事箇所については、道路管理者ならびに交通管理者の指示に従い応急措置等の措置を行う。

3-4 電力施設〔東京電力〕

(1) 災害時の活動態勢

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、必要に応じて非常態勢を発令し、非常災害対策支部を設置する。

ア 非常態勢

非常態勢は、次表に定める区分に基づき決定するものである。

(7) 非常態勢の発令

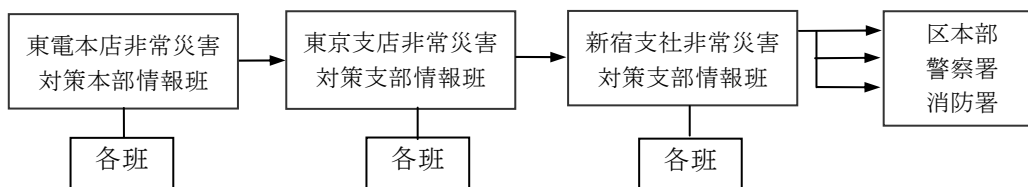
区 分	態 勢
第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合
第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ・東海地震注意情報が発せられた場合
第3非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、復旧の長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発令された場合

(4) 非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置する。ただし、供給区域(首都圏)内で震度6弱以上の地震が発生した場合には自動的に第3非常態勢に入り、速やかに支部を設置する。

イ 情報連絡

非常災害対策支部には情報班を設置し、区本部、警察署、消防署との管内の被害、復旧状況等について、適宜情報交換を有線又は無線によって行う。

情報連絡系統は、次のとおりである。



(2) 応急措置

ア 対策要員の確保

(7) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

(4) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに新宿支社に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき新宿支社に出動する。

イ 復旧資材の確保

(7) 調達

支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア) 現地調達
- イ) 支部相互の流用
- ウ) 他電力会社等からの融通

(イ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 災害時の広報

第6章 第6節「3 広報及び広聴活動」参照による。

3-5 ガス施設〔東京ガス〕

〈〈東京ガス〉〉〈〈ガス事業者〉〉

ア 本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成（東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。）

イ 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報を収集する。

ウ その他、状況に応じた措置を行う。

エ 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

オ 施設を点検士、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

カ 地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。

キ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

ク その他現場の状況により適切な措置を行う。

ケ 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ・取引先、メーカー等からの調達
- ・各支部間の流用
- ・他ガス事業者からの融通

コ 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救済物資として供給するよう努める。

3-6 通信設備〔NTT〕

災害時における通信の途絶は、災害応急対策活動に支障をきたすとともに、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響は大きい。

このため、災害時における通信の途絶を防止するために、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策を確立するものとする。

(1) 災害時の活動態勢

ア 災害対策本部の設置

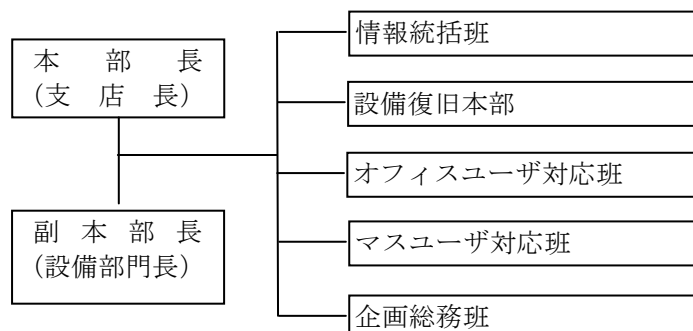
大規模地震に関し、警戒宣言が発せられた場合及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等情報の収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、新宿災害対策本部及び関係防災機

関との連絡調整を行う。

イ 本部の組織

支店災害対策本部の組織は次のとおりである。



ウ 情報連絡態勢

地震等などによる災害の発生又は発生するおそれのある場合は、情報の連絡態勢を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。また、本社～支店、関係グループ会社及び災害対策本部社員への周知等の連絡網の整備、確立を行う。

エ 社員の動員計画

地震が発生し、又は発生するおそれのある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次の動員計画を定める。

(7) 災害対策本部要員の非常召集

東京地方に「震度6弱以上」の地震が発生した場合、災害対策本部要員は、非常駆けつけを行うものとする。

(4) 社員の非常召集方法

夜間、休日等に社員を非常召集する場合の連絡方法を定める。

(9) 社員の非常配備

災害時における応急復旧の内容に応じ社員の配備、担務、作業内容等を定める。

(5) 事業所相互間の応援

全国支社、関係グループ会社及び事業所等に対する応援要請等を定める。

(2) 初動措置

ア 設備、資器材の点検及び発動準備

災害の発生と共に、初動態勢確立に向け、次の措置を講じる。

(7) 電源の確保

(4) 災害対策用無線機装置類、非常用移動交換機等の発動準備

(9) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備

(5) 建築物の防災設備の点検

(9) 工事用車両、工具、保有資材等の点検

(9) 所内外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

イ 応急復旧計画の作成

電気通信設備の被害状況を適切に把握し、回線等の応急復旧計画の作成を行い迅速な復旧作業を実施する。

- (ア) 被害回線の復旧方法の決定
 - (イ) 復旧順位の決定
 - (ウ) 復旧作業の要員確保
 - (エ) 工具、計測器、工事用車両、資材の確保
 - (オ) 移動無線車、移動電源車、衛星車載車局、移動交換機等の設置位置の設定
 - (カ) ヘリコプターの出動要請
 - (キ) 部外防災機関との連絡及び協力
- (3) 通信疎通に対する応急措置
- 東日本電信電話株式会社は、要員・資器材等を最大限に活用し、通信の疎通と被害設備の早期復旧のため、次の措置を講じる。
- ア 孤立化防止用移動無線車の設置
 - イ 非常用移動交換機の設定
 - ウ 臨時回線の作成
 - エ 通話方式の変更
 - オ 特設公衆及び臨時公衆電話機の設定
 - カ 加入電話等の他NTTビルへの収容
 - キ 災害用伝言ダイヤル"171"の開設
- (4) 災害時の広報
- 第6章 第6節「3 広報及び広聴活動」参照による。

第7節 具体的な取組（復旧対策）

1 道路・橋りょう

区をはじめ、各道路・橋りょう管理者は、道路上の障害物を除去する。被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧を行う。

2 鉄道施設

都交通局及び各鉄道事業者は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。

各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、本復旧計画を立て実施する。

3 河川施設等

地震により河川の護岸施設が破損したときは、応急復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

機関名	応急措置の内容
区	河川施設の応急復旧については、大規模なものを除き、都の指導（技術的助言及び総合調整）のもとにこれを実施する。
都建設局	河川施設の応急復旧に関し、区に技術援助（技術的指導）を行うほか、大規模なものについては、直接実施する。なお、都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。

4 水道

都水道局が行う水道の復旧は、次の順位に留意し、30日以内の復旧を目指すものとする。

- (1) 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。
- (2) 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。
- (3) 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。
- (4) (1)を除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、段階的に復旧作業を進める。

5 下水道

都下水道局は、被害が発生したときは主要施設から復旧を図るとともに、必要に応じて技術支援を実施する。また、被害状況に応じ、関東ブロック各県等への支援要請など広域的な支援調整を行う。復旧順序については、水再生センター、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。

<管きよ等>

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。

<水再生センター>

- (1) 水再生センターは、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流の機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。
- (2) 水再生センターにおいて、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機によってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。なお、非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。
- (3) 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との安定供給協定により、確保に努める。

6 電力・ガス・通信等

(1) 電力

東京電力が実施する電力の復旧対策は、以下のとおりである。

ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

ウ 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため、切れた電線には絶対にさわらない、屋

外に避難するときはブレーカー又は安全器を必ず切ることなどについても広報する。

(2) ガス

<<東京ガス>>

ア ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

イ 具体的な手順は以下のとおり。

(ア) 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。

(イ) 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。

(ウ) 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。

(エ) ガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。

(オ) 都市ガスの復旧は2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分断する。

(カ) 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理する。被害が多い地域では仮配管等を行う。

(キ) 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。

(ク) ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。

ウ さらに、必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

(イ) 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。

(ウ) 地震が発生したときは安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

<<ガス事業者>>

ア ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

イ LP ガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

(3) 通信

各通信事業者が実施する通信施設の復旧対策は、以下のとおりである。

ア 重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。

イ 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動する。

- ウ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- エ 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- オ 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節 現在の到達状況

1 区の初動対応

区内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、迅速に災害対策活動を行うため必要があると認められたときは、新宿区災害対策本部を設置する。また、勤務時間外に新宿区で震度5弱以上の地震が発生した場合は、自動的に職員が参集し、ただちに緊急災害対策本部を設置して対処にあたる体制を整備している。

新宿区災害対策本部 全区職員約3,000人体制（常勤職員）
全区教員約800人体制

2 広域連携体制

災害時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう広域連携体制として、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定、その他比較的遠距離の自治体との協定を締結し、応援体制を構築している。

3 防災関係機関との連携体制

医療救護関係、食料対策関係、物資供給関係、燃料関係等様々な防災関係機関との協定を締結している。

第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震 時期及び時刻：冬の夕方18時、風速：8m/秒）】

被害項目	想定される被害
負傷者数	6,792人
重傷者数（内数）	887人
建物被害	3,683 棟
地震火災（倒壊建物を含む。）	2,179 棟
自力脱出困難者	2,606人

1 区の初動対応

東日本大震災では被害は広範かつ甚大なものであり、被災地では自治体の庁舎等が被災した例もあり、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。新たな被害想定では、多くの負傷者、自力脱出困難者や建物被害が想定されるため、救助の実施に向け、情報収集や発信・分析、救助活動の展開等、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。

2 広域連携体制

広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難等については、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、都や協定締結先自治体等との円滑な連携を図るため、広域的な活動拠点の調整を含む広域連携体制の実効性を高める必要がある。

3 防災関係機関との連携体制

各防災関係機関の力を最大限に発揮できるよう、連絡体制や使用施設等について、事前に十分な調整を行う必要がある。

第3節 対策の方向性

1 初動対応体制の再構築

区と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、災害対応・総合調整機能の強化や、都、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。

2 広域連携体制の強化

東日本大震災での教訓等を踏まえ、円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調全体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。

3 大規模救出救助活動拠点の整備、拡大

都は、広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースを確保することで、大規模救出活動や復旧活動を円滑に実施する。

第4節 到達目標

1 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築

災害対策本部の災害対応の総合調整機能を強化し、都や自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図るなど区と関係機関とが連携して、本部の対処能力を向上するための体制を構築する。

2 近隣自治体や民間事業者との連携強化による円滑な広域連携

災害対策本部は、近隣の区や協定を結んでいる各自治体との広域連携体制の一層の強化や、国、都等と円滑な協力体制が取れるよう広域調整機能の構築を図る。また、関係防災機関や事業者と連携して応急対応を実施するため、実践的かつ効果的な広域連携体制を構築していく。

3 大規模救出活動や復旧活動拠点の確保

都は、公園等の整備などにより、大規模救出救助活動拠点や復旧活動のための拠点となるオープンスペースを確保するとともに、その円滑な活用に向けて、受援やオープンスペース等利用に

係る計画を策定し、迅速な活動のための環境を整備していく。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 災害活動体制の整備

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、その主力となる活動要員の確保と発災初期における対応が極めて重要である。災害活動に必要な区の各種整備施策は以下のとおりである。

1-1 「災害時応急活動マニュアル」の作成

応急対策の実施に当たっては、本部組織による分掌事務によりそれぞれ責務が定められている。災対各部において、分掌事務に関する具体的な活動を、「災害時応急活動マニュアル」として定め、緊急時に迅速な対応ができる体制を整えている。

1-2 災害対策本部運営訓練等の実施

災害発生時に速やかに初動態勢を確立し、適切な災害応急活動が行えるような災害対策本部訓練を実施する。訓練では、災害対策各部の活動方針や対策の決定など、被害状況を想定した図上訓練等により行う。

また、防災関係機関相互の協力連携体制を確立することを目的とする防災訓練を実施する。

1-3 防災服等の配備

区本部が設置されると、職員はあらかじめ定められた非常配備態勢により、災害対策に従事する。これら従事職員が着用する防災服等の装備を、全職員（常勤職員・再任用職員）を対象に貸与している。

1-4 職員防災住宅の整備

夜間・休日の勤務時間外における災害時の職員の確保は重要な課題である。そのため、区では、西早稲田二丁目、下落合三丁目、市谷加賀町二丁目及び上落合二丁目に職員防災住宅を設置し、夜間・休日に迅速に対応できる職員を確保している。

1-5 職員連絡網の整備

夜間・休日等の災害時には、早期の職員確保が重要である。特に大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発表では、短時間に多数の職員に連絡する必要がある。

このため、夜間・休日等の情報連絡体制を確保し、非常事態に迅速に対応することなどを目的に、本庁舎に宿日直勤務体制をしき、管理職（防災対策要員）及び宿直員を待機させるとともに、災害対策本部組織非常配備態勢による職員連絡網を整備している。

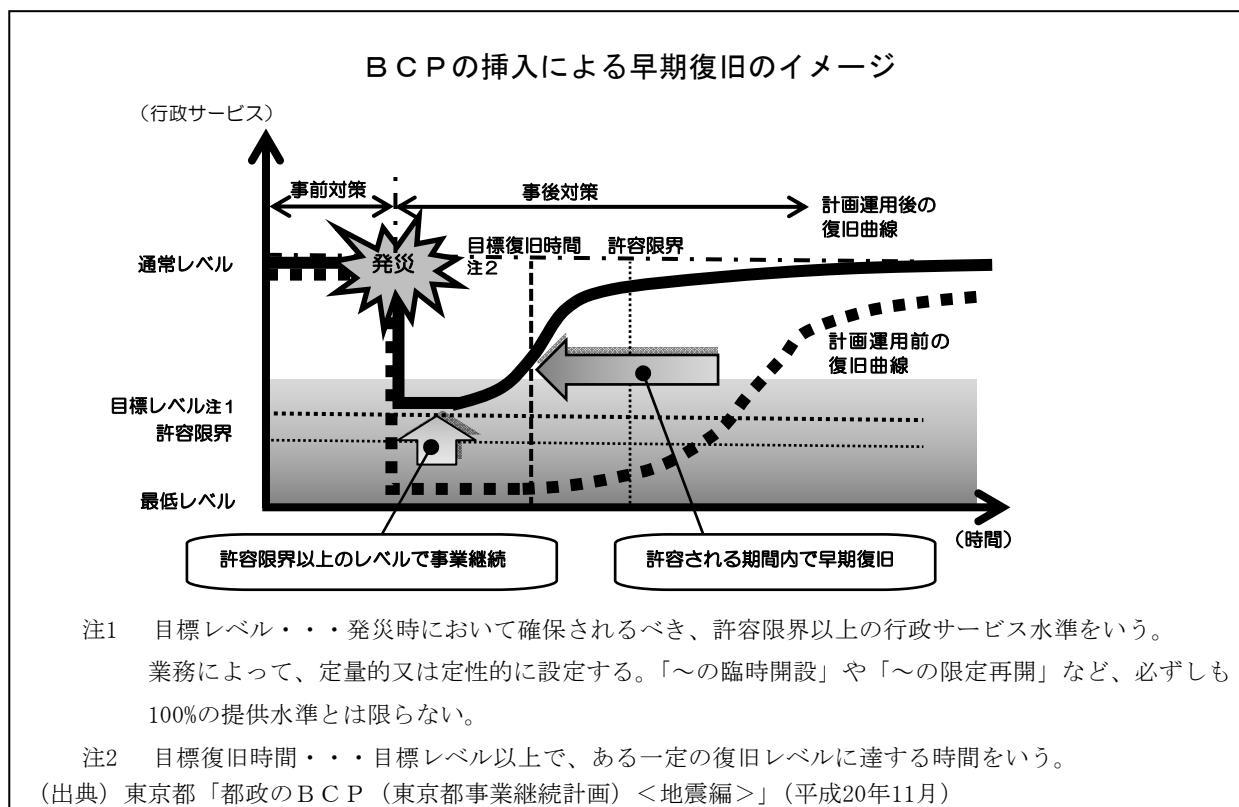
2 事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定

2-1 事業継続計画（Business Continuity Plan）の意義

区の地域に災害が発生した場合、区役所自体も被災し、人員や物資・ライフライン等の利用に制約が生じることが想定され、区職員は、こうした状況の中で、地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧活動に全力を注がなければならない。

一方、業務停止により区民生活に大きな影響をもたらす通常業務についても、業務の継続や早期再開が求められ、こうした事態に備えて重要業務を中断させない、あるいは早急に復旧させるための取り組みをあらかじめ定めておく必要がある。このため、区は、平成22年7月に「新宿区事業継続計画（地震編）」（以下、BCPという。）を策定した。

BCPは、具体的被害想定の下で、震災により人員・物資等の利用に制約（ボトルネック）が生じると予想される一定期間において優先して実施すべき業務をあらかじめ特定すること、限られた人員・物資等の資源を有効に活用すること、また、そのための資源の確保などの課題と対策について定めたものである。



2-2 地域防災計画との関係

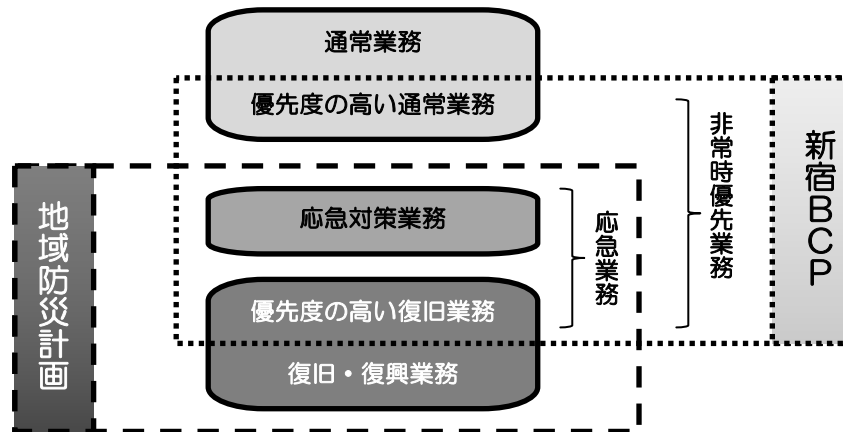
「新宿区地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき震災予防から応急対策業務、復旧・復興までの長期的な施策を含めた幅広い取り組みの計画である。一方、BCPは、区が災害時に優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務としてあらかじめ抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、業務遂行の継続性を確保するための計画である。

非常時優先業務は、①優先度の高い通常業務、②応急対策業務及び③優先度の高い復旧業務（応急業務）に分類できる。このうち応急対策業務や優先度の高い復旧業務は地域防災計画でも扱う業務である。したがってBCPは、優先度の高い通常業務を対象とする点、復旧目標時

間を設定し、それを実現するという点で、地域防災計画とは異なる計画となっている。

しかし、両計画は別々に存在するものではなく、両計画の整合性を図っていく必要がある。したがってBCPにおいて応急業務に要する人員・物資等の分析をした後、その結果を踏まえて、地域防災計画に基づく動員計画や災害対応に係る組織体制等についても検証を行い、地域防災計画の見直しを行っていくことが必要となる。

地域防災計画とBCPが対象とする業務の関係



2-3 非常時優先業務の選定

(1) 応急業務の優先業務の選定

BCPにおいては、地域防災計画に規定している応急対策業務及び復旧・復興業務の中でも優先度の高い復旧業務をあわせて「応急業務」とした。応急業務については、地域防災計画に基づき、発災後その期間内に業務に着手すれば重大な影響が生じるのを防止・抑止できる時点として「目標着手時間」を設定し、これをもとに優先度の評価及び整理を行った。

(2) 通常業務の優先度評価

通常業務の評価については、以下の点から評価した。

区民の生命や生活、社会・経済活動等に及ぼす影響の大きさを主な評価基準として、業務が中断した場合の影響の程度や目標着手時間により評価した。これによりA～Dまでのランク付けを行い、A（3日以内に再開）、B（1週間以内に再開）及びC（1か月以内に再開）に評価したものを非常時優先業務とし、Dを休止業務とした。

(3) 非常時優先業務の選定結果

区の全業務数2,557件の洗い出しを行い、これをもとに非常時優先業務を選定した結果、非常時優先業務は976件、休止業務は1,581件となった。非常時優先業務の内訳は、応急業務が369件、優先度の高い通常業務が607件である。

【非常時優先業務の選定結果】

業務の区分		業務の数
区の全業務	非常時優先業務	976件
	応急業務	369件
	優先度の高い通常業務	607件
	休止業務	1,581件

また、目標着手時間別非常時優先業務の件数は、以下のとおりとなった。

【目標着手時間別の非常時優先業務数】

災対部	非常時 優先業務数	目標着手時間別の非常時優先業務数					
		当日	翌日	3日後	1週間後	2週間後	1ヶ月後
応急業務	369	146	114	59	30	10	10
優先度の高い通常業務	607	114		65	125	192	111
合計	976	374		124	155	202	121

※目標着手時間は「発災後その期間内に業務に着手すれば重大な影響が生じるのを防止・抑止できる時点を指すもの」であり、「3日後」は「発災後3日後まで」の意味であり、「発災後3日以内」と同じ意味で使用している。

2-4 非常時優先業務の実施体制

地震発生時においては、本章第6節に定める区の応急活動態勢を確立し、非常時優先業務の実施に必要な体制を確保していく。

また、非常時優先業務を遂行するために必要な資源が確保されているかを確認し、業務遂行上制約となる要素（ボトルネック）については、事前対策や代替策、また、それらを実施するために必要な準備等を行っていく。

なお、非常時優先業務を遂行するために必要な資源は、以下のとおりである。

【必要資源】

- (1) 人員・人材（必要な業務経験や資格、指揮命令権者など）
- (2) 施設・設備（業務を行うために使用する建物、電気・水道などのライフラインなど）
- (3) 資機材（電話やFAX、災害時優先電話や無線、複写機、車両など）
- (4) 情報システム（庁内LAN、各オンラインシステム、その他課別システム、パソコンや周辺機器など）
- (5) バイタルレコード（保管義務のある文書、電子化されていない重要記録など）
- (6) その他の資源（上記分類に該当しないもの）

2-5 BCPの発動基準

緊急時において、BCPを有効に機能させるためには、BCPの発動基準を明確にしておくことが重要となる。BCPでは、新宿区地域防災計画に定められた非常配備態勢（第二次出動態勢）の条件である震度5強以上の地震が発生したときに、自動的に発動されるものとする。

BCPが発動されると、BCPに従って非常時優先業務の実施体制を確保し、あらかじめ定められた手順により業務を遂行する。業務遂行にあたっては、非常時優先業務に必要な資源の被災状況などを確認し、ボトルネックへの対応及び業務の迅速な実行を図るものとする。

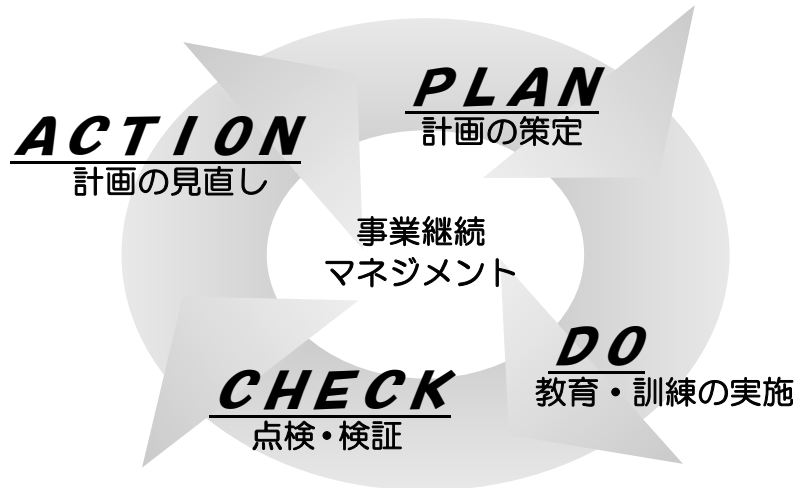
2-6 事業継続マネジメント

BCPの継続的推進を図るためには、BCPを運用・管理する事業継続マネジメント（Business Continuity Management 以下、「BCM」という。）が重要となる。

BCMとは、①PLAN（計画の策定）、②DO（教育・訓練の実施）、③CHECK（点検・検証）、④ACTION（計画の見直し）からなるPDCAサイクルに沿って計画を継続的に改善していくことである。

BCPは、新宿区における事業継続の基本的な考え方を示すものであり、今後、非常時優先業務を実施するための個別具体的な非常時優先業務（通常業務）のマニュアル策定や災害時応急活動マニュアルの見直しを進め、訓練を通じたBCPの検証を行い、BCP及びマニュアルを継続的に改善していくものとする。

事業継続マネジメント（BCM）の取り組みイメージ



3 消火・救助・救急活動体制の整備

木造住宅密集地域、超高層建築物、地下街等を抱える新宿区においては、地震火災やパニックの発生などによる被害も大きいことが予想され、その防止対策は極めて重要である。

3-1 対策内容と役割分担

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、区は警視庁や東京消防庁との連携により、必要な体制を整備する。

機関名	安全化対策
東京消防庁	1 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 2 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立
警視庁	1 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 2 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
区	区内3消防署と連携し、防災区民組織等の教育訓練を実施

3-2 都の広域連携体制

都は、災害時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう広域連携体制として、九都県市における災害時相互応援協定、21大都市（政令市）における災害時相互応援協定、全国知事会との災害時相互応援協定、関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定を締結している。

3-3 出火の防止

地震時の出火等を防止するため、各消防署は次の事項を推進する。

- (1) 火気設備・器具の安全化について、東京都火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。
- (2) 電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付分電盤等の普及促進に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- (3) 地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。
その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。
- (4) 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。
- (5) 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。

3-4 初期消火体制の充実

地震時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、区は地域消火器の配備等により、各消防署は消防用設備の適正化、初期消火資機材の開発・普及及び地域における自主防災体制の充実強化等により、区民の防災行動力向上を図っている。

(1) 地域への消火器の配備

区は、震災時における火災防止対策及び通常火災の防止対策として、初期消火体制の充実を図るため、区内各地域に、約4,000本（平成26年8月1日現在、3,801本）の消火器を配備している。

また、初期消火体制の機能を維持するため、定期的に点検を行うほか、容器の耐用年数を経過した消火器については、設置年度順に更新を行うとともに、格納箱も損傷度の激しいものから順次更新している。

(2) 消火器のあっ旋事業

火災発生時の初期消火対策として、消火器の普及及び防災意識の高揚を図るため、区は、一般家庭及び事業所を対象に、消火器及び薬剤詰め替えのあっ旋を実施している。

(3) 火災使用等消火器の薬剤詰替

一般家庭及び事業所の消火器について、訓練で使用した場合及び消火活動に協力し使用した場合は、消防署の確認を得て区が薬剤詰め替えを無償で行っている。

(4) 小型消防ポンプ配置

ア 小型消防ポンプ配置現況

区では、配置を希望する175の防災区民組織等に対し、平成26年8月現在256台の小型消防ポンプを配置し、初期消火体制の充実を図っている。

イ 小型消防ポンプ保守管理

小型消防ポンプの整備点検は区が消防団に委託し、修理は区が行っている。

(5) スタンドパイプ配置

区では平成25年度に火災危険度3以上の防災区民組織等に対し、スタンドパイプを98台配置、平成26年度に火災危険度2、平成27年度に火災危険度1の防災区民組織に配置を予定しており、初期消火体制の充実を図っている。

(6) 区民・事業所の自主防災体制の強化

ア 区民の防災行動力の向上

一世帯で最低でも一人の区民が自信を持って災害に対応できるよう、「自らの命は自分で守る」という「自助」の理念により、災害に対応できる防災知識、技術を自発的に身に付ける教育訓練を実施するため、①基礎訓練や都民防災教育センター（防災館）の体験コーナー等を活用した訓練体験、②防災区民組織等を対象とした高度で実践的な訓練を推進する。

また、防災区民組織等を中心に初歩から段階的に体験ができる訓練を推進し、要配慮者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上と「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域の「共助」体制の確立を図る。

イ 事業所の自主防災体制の強化

消防署は、すべての事業所に対し、事業所防災計画の作成を指導するとともに、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上を促進し、自主防災体制の強化を図る。

各事業所は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するよう努める。

また、事業所相互間の協力体制及び防災区民組織等との連携を強めるとともに、保有資機材を活用し、地域との協働体制づくりを推進する。

(7) 初期消火体制の強化

各消防署は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、区民及び事業者へ耐震措置を指導する。

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

3-5 火災の拡大防止

現在の都市構造では、出火防止や初期消火の徹底を図っても、なお相当数の火災が拡大し、延焼火災となることが予想される。したがって、地震による火災が予想される地域については、新宿区の防災都市づくり等に併せて、人命の安全確保を重点とした消防活動体制の充実を図る。

(1) 消防水利の整備

ア 新宿区内には、防火水槽687基、受水槽107基、貯水槽等112基、計906基（平成25年4月末現在第65回東京消防庁統計書）が設置されている。各消防署では、次の項目を推進する。

(ア) 震災時の市街地大火に備えた巨大水利として深井戸や耐震性を有する防火水槽を整備する。都、区及び関係機関と連携して、河川・海等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。

(イ) 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。

(ウ) 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、防災区民組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。

(エ) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。

(オ) 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。

(カ) 延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備方策の推進に努める。

(キ) 民間の建設工事にあわせて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付される制度を有効に活用し、消防水利の整備促進を図る。

(ク) 区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。

(ケ) 所有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替水利の確保を図る。

(コ) 東京都が、公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の設置に努める。

イ 区の子な消防水利の確保策としては下記のとおりである。

(ア) 防火貯水槽

消防署の水利確保の補完として、区立公園内に容量40^m3～100^m3の防火貯水槽を平成25年度までに70基設置した他、区施設に地中張り水槽を設置している。

(イ) 小型防火貯水槽

防災区民組織に配備している小型消防ポンプ用の水利として容量5^m3～9.5^m3の小型防火貯水槽を区立公園等に平成25年度までに206基設置した。また、小型防火貯水槽の位置を明確に示し、有事の際に迅速な活用を促進するために、隣接した位置に水利標識を182か所設置した。

(ウ) 河川への取水マス設置

河川水を消防水利として利用できるように、神田川に15箇所、妙正寺川に6箇所の取水マスを設置している。

(2) 消防活動路等の確保

都は、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘(あい)な道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備などを、関係機関と連携して推進し、消防活動路を確保する。

(3) ヘリサインの整備

区では、災害時に消防防災等のヘリコプターから飛行位置の把握を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化を図るため、区立の小中学校等の屋上に施設名を表示するヘリサインを平成25年度までに41施設に整備した。

(4) 消防活動が困難な地域への対策

各消防署は、道路狭隘等による消火活動が困難な地域への対策として、消防水利、消防隊用可搬ポンプの整備、消防団の災害活動体制の充実等を進める。

また、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消防活動の立場から防災都市づくり事業等に対して提言・要望する。

(5) 地域防災体制の確立

大地震時には、火災や救助・救急事象が同時多発し、また様々な障害の発生により、円滑な消火活動が実施できなくなることが予想される。このため、それぞれの地域で防災関係機関、住民・事業所等の組織が連携して防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。地域の防災体制を確立するため、次の対策を推進する。

ア 防災区民組織と事業所等との連携体制

震災時に、火災等の災害から住民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であることから、地域の防災区民組織と事業所の自衛消防隊等とが相互に協力して連携できる体制を整備するほか、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の防災区民組織等の一員として活動するよう指導する。

イ 合同防災訓練の実施

地域の防災力を向上させるには消防機関の活動に加え、防災区民組織及び事業所の自衛消防隊等の協力が必要であることから、これらの組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

4 相互応援協力等

地震により災害が発生した場合、区及び各防災関係機関は、あらかじめ定められた所掌事務及び業務に従って応急対策を実施するが、被害状況により、他の機関に協力を求め、災害対策を実施することが予想される。

このため、区では各機関と相互応援協力協定を締結している。

4-1 国・地方公共団体との相互協力

(1) 東京都との協定

東京都震災予防条例に基づき新宿区立鶴巻南公園内に設置した給水施設の維持管理及び運用に関し、区では、都と昭和59年8月「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」を締結した。

(2) 伊那市との相互援助協定

災害時の食料品、生活必需品、応急対策資器材の供給及び職員の派遣等についての応急対策及び復旧対策に関し、平成7年7月「新宿区と高遠町との相互援助協定」を締結した。なお、高遠町は平成18年3月、市町村合併により伊那市となり、本協定については伊那市が承継している。

(3) 北杜市との相互援助協定

災害時の食料品、生活必需品、応急対策資器材の供給及び職員の派遣等についての応急対策及び復旧対策に関し、平成11年3月「新宿区と長坂町との相互援助協定」を締結した。なお、長坂町は平成16年11月、市町村合併により北杜市となったが、協定については継続している。

(4) 沼田市との相互援助協定

災害時の食料品、生活必需品、応急対策資器材の供給及び職員の派遣等についての応急対策及び復旧対策に関し、平成24年10月「新宿区と沼田市との相互援助協定」を締結した。

(5) 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

特別区の区域内において大規模な地震等の災害が発生した場合、特別区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、非被災区が連携して支援体制を構築し、被災区の支援を図るため、平成26年3月「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結した。

(6) 災害応急対策活動の相互応援協定

協定市区の区域内で災害が発生した場合、協定市区が相互に応援し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、23市区間で平成25年4月現在「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」を締結している。

(7) 災害時の情報交換に関する協定

新宿区の区域内で災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合の各種情報の交換等による災害対処のため、平成25年4月に国土交通省関東地方整備局と「災害時の情報交換に関する協定」を締結した。

(8) 環境省新宿御苑管理事務所との覚書

避難場所である新宿御苑への避難を円滑に行うため、区が内藤町側に設置した2つの緊急避難門に関し、昭和56年2月に覚書を締結した。その後、避難門をさらに拡大し、新宿一丁目・新宿二丁目側の一般入苑者用の門についても合鍵の貸与を受け、平成10年11月「災害発生時における新宿御苑の開門等に関する覚書」を締結した。なお、使用できる門が管理門から臨時門に変更になったことを機にこれまでの覚書を統合し、平成23年5月「新宿御苑における緊急避難用門の設置及び維持管理並びに災害発生時の開門に関する覚書」として締結した。

(9) 東京消防庁牛込消防署との覚書

河川の増水をはじめとする都市型水害の防止や軽減を図るため、区では、東京消防庁牛込消防署と平成13年10月「水防活動に関する覚書」を締結した。

4-2 公共的団体等との協定

(1) 新宿区医師会との医療救護活動協定

災害等により、傷病者が多数発生したとき、その負傷者などの医療救護活動が迅速に処置されるよう、区では、区医師会の協力のもとに「災害時の医療救護活動についての協定」を昭和51年11月に締結した。これに基づき、医療救護訓練などを実施している。

(2) 新宿区歯科医師会及び新宿区四谷牛込歯科医師会との歯科医療救護活動協定

災害時に、歯科医療救護活動が迅速に処置されるよう、区では、「新宿区歯科医師会」と「新宿区四谷牛込歯科医師会」の協力のもとに「災害時の歯科医療救護活動についての協定」を平成8年7月に締結した。

(3) 新宿区薬剤師会との救護活動協定

災害時に、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動が迅速に処置されるよう、区では、新宿区薬剤師会の協力のもとに「災害時の救護活動についての協定」を平成8年7月に締結した。

(4) 東京都柔道接骨師会新宿支部との応急救護活動協定

災害時に、医療救護活動が迅速に処置されるよう、区では、東京都柔道接骨師会新宿支部の協力のもとに「災害時の応急救護活動についての協定」を平成8年7月に締結した。

(5) 東京都獣医師会新宿支部との協定

災害時に、動物の救護活動が迅速に処置されるよう、区では、東京都獣医師会新宿支部と「災害時における動物救護活動に関する協定」を平成15年9月に締結した。

(6) 新宿区薬剤師会との協定

災害時に、医薬品等の調達を行うため、区では、新宿区薬剤師会と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」を平成25年12月に締結した。

(7) 新宿区薬剤師会との協定

災害の発生に備え医薬品を備蓄し災害時に供給することにより、医薬品の安定確保のために、区では、新宿区薬剤師会と「災害用医薬品の備蓄及び供給に関する協定」を平成26年6月に締結した。

4-3 民間団体・学校等との協定

行政のみならず、民間事業者の持つノウハウや流通備蓄等を活用することにより、官民一体となった災害対策を推進する必要があるため、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、物資供給事業者等（※）との協力に関する協定の締結等が、災害予防責任者（地方公共団体等）の努力義務として定められた。

これまでも区は、物資供給事業者等との協定締結を進めてきたが、今後も、協定締結を促進し、官民が一体となった災害対策を実施する。

※ 物資供給事業者等とは、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他民間の団体をいう。

(1) 米穀小売商業組合との協定

被災者の食料を確保するため、区では、東京都米穀小売商業組合新宿支部と「災害時における米穀供給協力に関する協定」を、昭和55年2月に締結した。

(2) 学校法人学習院との協定

災害時における生活用水の確保のため、区では、学校法人学習院と「災害時における生活用水確保のための協定」を平成23年4月1日に締結した。

(3) NTT東日本大久保ビルとの協定

災害時における生活用水の確保のため、区では、NTT東日本大久保ビルと「災害時における生活用水確保のための協定」を昭和58年6月に締結した。

(4) 都立戸山高等学校との協定書

災害時の避難場所を確保するため、区では、東京都立戸山高等学校と平成8年11月「避難所施設利用に関する協定書」を締結した。

(5) 都立新宿高等学校との協定書

災害時の避難場所を確保するため、区では、東京都立新宿高等学校と平成9年2月「避難所施設利用に関する協定書」を締結した。

(6) 都立新宿山吹高等学校との協定書

災害時の避難場所を確保するため、区では、東京都立新宿山吹高等学校と平成9年8月「避難所施設利用に関する協定書」を締結した。

(7) 都立新宿高等学校との覚書

「避難所施設利用に関する協定書」に基づいた災害救助用資機材等の保管に関し、区では、東京都立新宿高等学校と平成15年5月「災害救助用資機材等の保管に関する覚書」を締結した。

(8) 都立総合芸術高等学校との協定書

災害時の避難場所を確保するため、区では東京都立総合芸術高等学校と平成25年7月「避難所利用に関する協定書」を締結した。

(9) 石油業協同組合との協定

災害時には、ガソリン、石油等の燃料の調達が困難になると考えられ、これを確保するため、区では、東京都石油業協同組合新宿支部（現在は、「港・新宿・渋谷支部」）と「災害時における石油類の優先供給に関する協定」を、昭和59年2月に締結した。

(10) 新宿区災害対策電設協力会との協定

災害時における、区立施設の電気設備の復旧及び資機材・労力を確保するため、区では、新宿区災害対策電設協力会と昭和59年2月に協力協定を締結した。その後、建設業関係各団体との協力協定締結を機に締結内容を見直し、平成11年2月、新たに「災害時における区立施設の電気設備復旧業務の協力に関する協定」を締結した。

(11) 東京都トラック協会との協定

災害時には、物資等の輸送のため、貨物自動車の確保が必要となり、このため区では、東京都トラック協会新宿支部と「大地震等災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」を、昭和60年7月に締結した。

(12) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部との協定

災害時の物資等の輸送力確保のため、区は、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部と「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」を、平成8年3月に締結した。

(13) 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部との協定

災害時における応急給水等の確保のため、区では東京都公衆浴場業環境衛生同業組合新宿支部と「災害時における応急給水等の確保に関する協定」を、平成8年3月に締結した。なお、東京都公衆浴場業環境衛生同業組合は、平成13年1月に東京都公衆浴場業生活衛生同業組合と改称した。

(14) 学校法人東京医科大学との覚書

災害時の避難場所を確保するため、区では、東京医科大学と平成8年4月「避難所利用に関する覚書」を締結した。

(15) 学校法人早稲田大学との覚書

災害時の避難場所を確保するため、区では、早稲田大学と平成8年4月「避難所利用に関する覚書」を締結した。

(16) 学校法人成城学校との覚書

災害時の避難場所を確保するため、区では、学校法人成城学校と平成8年4月「避難所利用に関する覚書」を締結した。

(17) 創価学会との協定

災害時における生活用水の確保のため、区では創価学会と「災害時における生活用水確保のための協定」を、平成8年4月に締結した。

(18) 財団法人保険会館（現一般社団法人日本家族計画協会）との協定

災害時における生活用水の確保のため、区では財団法人保険会館と「災害時における生活用水確保のための協定」を、平成8年10月に締結した。

(19) 学校法人学習院との覚書

災害時の避難場所を確保するため、区では、学校法人学習院と平成8年12月「避難所利用に関する覚書」を締結した。

(20) 学校法人富士短期大学（現 学校法人東京富士大学）との覚書

災害時の避難場所を確保するため、区では、学校法人富士大学と平成8年12月「避難所利用に関する覚書」を締結した。

(21) 新宿区職員互助会アマチュア無線班との協定

アマチュア無線を利用した情報収集を目的に、区では、新宿区職員互助会アマチュア無

線班と「災害時における新宿区と新宿区職員アマチュア無線班との情報収集等の協力に関する協定」を、平成9年3月に締結した。

(22) 全国霊柩自動車協会との協定

斎場等への遺体の搬送のため、区では、一般社団法人全国霊柩自動車協会と「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」を、平成10年3月に締結した。

(23) 全東京葬祭業連合会との協定

遺体収容所等における棺等葬祭用品の確保のため、区では、全東京葬祭業連合会と「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定」を、平成10年3月に締結した。

(24) 東京都電気工事工業組合新宿地区本部との協定

災害時における住宅の応急修理のため、東京都電気工事工業組合新宿地区本部と「災害時における住宅の応急修理の協力に関する協定」を、平成11年2月に締結した。

(25) 新宿管交会との協定

災害時における区立施設及び住宅の応急修理等のため、新宿管交会と「災害時における区立施設及び住宅の応急修理等の協力に関する協定」を平成11年2月に締結した。

(26) 新宿土木防災協力会との協定

災害時における緊急輸送路の道路障害物除去のため、新宿土木防災協力会と「災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定」を、平成11年3月に締結した。（平成22年4月改訂）

(27) 全日本冠婚葬祭互助協会との協定

災害時における遺体の収容・安置に必要な資機材・施設並びに帰宅困難者のための一時的避難・宿泊場所を確保するため、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会と「災害時における資機材及び施設の提供に関する協定」を、平成12年8月に締結した。

(28) 新宿区法律相談担当弁護士クラブとの協定

災害時における法律相談の実施にあたり、法律相談員の派遣を要請するため、新宿区法律相談担当弁護士クラブと「災害時における法律相談に関する協定」を平成14年7月に締結した。

(29) 新宿区アマチュア無線災害情報協力会との協定

アマチュア無線を利用した情報収集を目的として、区では新宿区アマチュア無線災害情報協力会と「災害時における情報収集等の協力に関する協定」を、平成15年4月に締結した。

(30) 学校法人早稲田大学との協定

災害時における生活用水の確保のための井戸の使用について、区では学校法人早稲田大学と「災害時における応急給水に関する協定」を平成15年8月に締結した。

(31) 学校法人東京富士大学との覚書

災害救助用資材等を保管するため、区では学校法人東京富士大学と「災害救助用資機材等の保管に関する覚書」を、平成15年12月に締結した。

(32) 学校法人東京理科大学との覚書

災害時の避難場所を確保するため、区では学校法人東京理科大学と「避難所利用に関する覚書」を平成16年6月に締結した。

(33) 登録手話通訳者連絡会及び手話サークル並びにろう者協会との協定

災害時に聴覚障害者に対し、避難所への避難誘導や避難生活に必要な情報提供などを行うため、区では、新宿区登録手話通訳者連絡会及び新宿区手話サークル並びに新宿区ろう者協会と平成16年11月「災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定」を締結した。

(34) 新宿区社会福祉協議会との協定

災害時に、効率的・効果的なボランティア活動支援が行えるよう、区では新宿区社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア支援に関する協定」を平成17年3月に締結した。

(35) 印刷工業組合との協定

災害発生時等に、応急対策活動のための小型特殊仕様型（ナンバープレート付）フォークリフト等作業用資機材及び操作員等を確保するため、東京都印刷工業組合新宿支部と平成17年12月に協定を締結した。

(36) 製本工業組合との協定

災害発生時等に、応急対策活動のための小型特殊仕様型（ナンバープレート付）フォークリフト等作業用資機材及び操作員等を確保するため、東京都製本工業組合新宿支部と平成17年12月に協定を締結した。

(37) 理容衛生同業組合との協定

災害発生時等に、理容活動及び資器材等を確保するため、区では東京都理容衛生同業組合、新宿支部、四谷支部、牛込支部と平成18年8月に協定を締結した。

(38) 学校法人東京理科大学との協定

今後起こり得る災害に備え、神楽坂地域における災害時要援護者に対する災害情報提供システムを構築するため、東京理科大学と平成18年8月に締結した。

(39) 東京電力株式会社新宿支社との協定

大規模災害発生時等に迅速な電力復旧活動を目指すため、東京電力株式会社新宿支社と「災害時における電力復旧活動に関する相互支援協定」を平成19年3月に締結した。

(40) 株式会社八洋との協定

災害時に必要となる清涼飲料水の供給等に関し、区では、株式会社八洋と平成20年3月「災害時等における清涼飲料水の供給等に関する協定」を締結した。

(41) 学校法人工学院大学との覚書

災害時に、工学院大学が管理する施設の一部を現地情報本部として利用することに関し、区では、学校法人工学院大学と平成20年10月「大震災等の災害の発生時における現地情報本部の設置等に関する覚書」を締結した。

(42) ボーイスカウト東京連盟新宿地区協議会との協定

災害時における救援物資の仕分けや搬送などの応急対策業務の協力に関し、ボーイスカウト東京連盟新宿地区協議会と平成21年2月「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結した。

(43) 株式会社グリーンキャブとの協定

災害時における要援護者等の緊急搬送や情報収集体制の支援に関し、株式会社グリーンキャブと平成21年5月「災害時における災害時要援護者等に係る緊急搬送及び災害情報通

信に係る協力に関する協定」を締結した。

(44) 新宿建設業協会（9社）との協定

災害時における区立施設等の補修及び応急仮設住宅建設に当たり、建設業界の協力を得るために、区では、新宿建設業協会（9社）と平成22年3月「災害時における区立施設及び住宅の応急修理等の協力に関する協定」を個別に締結した。

(45) 新宿区住宅リフォーム協議会との協定

災害時における救出救護活動、区立施設の補修、応急仮設住宅の供与等の応急対策業務に関し、区では、新宿区住宅リフォーム協議会と平成22年8月「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結した。

(46) 新宿区造園防災協力会との協定

災害で生じた倒木、枝折れによる公園利用の妨げや道路交通の支障に対する円滑な応急対策を図るため、「災害時における公園及び道路の樹木等の障害物除去応急対策業務に関する協定」を平成23年12月に締結した。

(47) 新宿ホテル旅館組合との協定

災害時における帰宅困難者等の一時滞在施設を確保するため、「災害等発生時における施設提供に関する協定書」を平成24年2月に締結した。

(48) 学校法人東京理科大学との協定

災害時における帰宅困難者等の一時滞在施設を確保するため、区では学校法人 東京理科大学と「帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定書」を平成24年9月に締結した。

(49) 学校法人早稲田大学との協定

災害時における帰宅困難者等の一時滞在施設を確保するため、区では学校法人 早稲田大学と「帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定書」を平成24年10月に締結した。

(50) 学校法人工学院大学との協定

災害時における帰宅困難者等の一時滞在施設を確保するため、区では学校法人 工学院大学と「帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定書」を平成24年12月に締結した。

(51) 学校法人工学院大学との協定

防災・減災対策に関する包括的かつ相互の連携協力のもと、人材の育成等を図るため、「新宿区と学校法人工学院大学との防災・減災対策の相互連携に関する基本協定」を平成24年12月に締結した。

(52) 医薬品卸売販売業者との協定

災害時に、医薬品等の調達を行うため、区では、医薬品卸売販売業者（アルフレッサ株式会社、東邦薬品株式会社、株式会社スズケン、株式会社メディセオ）と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」を平成25年12月に締結した。

5 応急活動拠点の整備

5-1 防災センターの整備

新宿区立防災センターは、災害が発生し区本庁舎に甚大な被害が生じた場合を想定し、区災害対策本部や災害情報支援システムのバックアップ施設として、情報機器の整備を行っている。

また、平常時には防災思想の普及・啓発事業などを実施し、防災知識の習得を図る施設として活用を図っている。

5-2 防災活動拠点の整備

(1) 上落合防災活動拠点の整備

災害時における区の広域的な備蓄倉庫、救援物資の集積地及び輸送拠点としての機能を確保するため、上落合防災活動拠点を整備している。なお、平成24年度に実施した老朽化に伴う建て替えに際し、職員防災住宅6戸を併設した。

(2) 小滝橋地域防災活動拠点の整備

災害時において、職員が地域で応急活動を行うための拠点となる施設を確保するため、災害活動用資機材置き場や作業スペース、災害活動対策室を設けた、小滝橋地域防災活動拠点を整備している。

5-3 災害応急活動施設の整備

区では、災害時の応急活動施設として、区有の施設を災害応急活動拠点、避難所などの避難施設、物資や人員等の受入施設などを応急活動のための施設として指定し、これらの施設に防災資機材や食料等の備蓄をはじめとする整備を行っている。

なお、指定管理者制度を導入して施設運営を行っている施設については、災害時における施設使用及び運営のための災害協定の締結を進めている。

【災害応急活動施設】

施設類型	施設用途	対象施設
災害応急活動拠点	区災害対策本部及び各災対部の活動拠点	本庁舎、防災センター（本庁舎が使用できない場合の本部機能）、第一分庁舎、第二分庁舎、
	地域本部	各特別出張所
	ボランティア活動拠点	新宿スポーツセンター（災害ボランティアセンター）、各特別出張所（災害ボランティア地域センター）
	医療救護本部	第二分庁舎分館、災害医療救護支援センター（東新宿保健センター内）
	医療救護所	四谷中学校、津久戸小学校、鶴巻小学校、余丁町小学校、大久保小学校、新宿西戸山中学校、落合第二小学校、落合第三小学校、西新宿中学校、西新宿小学校
	土木施設の調査及び応急復旧活動拠点	東部工事・公園事務所、西部工事・公園事務所、新宿中央公園管理事務所
	ごみ処理及びし尿処理災害廃棄物処理活動拠点	新宿清掃事務所、新宿東清掃センター、歌舞伎町清掃センター、新宿中継所
避難施設	一次避難所	各区立小・中学校、四谷ひろば、新宿高等学校、新宿山吹高等学校、成城学校、早稲田大学戸山キャンパス、東京医科大学、戸山高等学校、学習院戸山キャンパス、早稲田大学早稲田キャンパス、東京富士大学、総合芸術高等学校、新宿NPO協働推進センター
	二次避難所（福祉避難所）	各児童館・ことぶき館、各子ども家庭支援センター、各地域交流館、各シニア活動館、各区立幼稚園、障害者福祉センター、各福祉作業所、子ども総合センター、あゆみの家、新宿生活実習所、高齢者いこいの家清風園、新宿養護学校
	帰宅困難者一時滞在施設	各区民ホール、各地域センター、新宿コズミックスポーツセンター、大久保スポーツプラザ、新宿文化センター、新宿歴史博物館、産業会館、新宿消費生活センター分館、男女共同参画推進センター、元気館、新宿リサイクル活動センター、エコギャラリー新宿（区民ギャラリー、環境学習情報センター）
受入れ施設	生活物資の集積所・輸送拠点	新宿コズミックスポーツセンター（中央集積所・輸送拠点）、本庁舎、四谷地域センター、上落合防災活動拠点、北新宿公園、津久戸小学校、四谷第六小学校、新宿スポーツセンター（集積所）
	救出救助部隊の活動拠点	各生涯学習館
	災害時臨時離着陸場	西落合公園少年野球場、西戸山公園野球場、落合中央公園野球場、明治神宮外苑総合グラウンド
	遺体収容所	四谷地域センター、牛込笹笹地域センター、新宿コズミックスポーツセンター、落合第一地域センター
その他施設	外国人への情報提供施設	しんじゅく多文化共生プラザ

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 区の応急活動態勢

区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、区は勤務時間の内外を問わず速やかに職員を動員・配備し、災害対策本部を設置するなど、災害の拡大を防止し、救援救護活動を的確かつ迅速に実施できるような態勢を確立する必要がある。

1-1 区災害対策本部の設置

(1) 区の活動態勢

ア 区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、他の区市町村、都及び指定地方公共団体、並びに区域内の公共団体や区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策を実施する責務を有する。区は、本計画及び新宿区災害対策本部運営要綱に基づき、災害対策本部（区本部）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

イ 区本部が設置される前、又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区本部が設置されたときに準じて処理する。

ウ 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（区本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

(2) 区本部の設置及び閉鎖

ア 区本部の設置

(ア) 区長は、区の地域において地震が発生した場合、又は警戒宣言が発せられた場合において、区本部を設置する。

(イ) 部長は、区本部を設置する必要があると認めるときは、区長室長に区本部の設置を要請することができる。

(ロ) 区長室長は、上記(イ)の要請があった場合、又はその他の状況等により区本部を設置する必要があると認めたときは、副区長と協議のうえ、区本部の設置を区長に申請しなければならない。

(エ) 区本部設置の専決

ア) 区長と連絡がとれないときは、次に掲げる順位で区本部の設置を専決する。

第一順位 副区長

第二順位 教育長

第三順位 区長室長

イ) 夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生し、区本部設置の必要がある場合で区長及び前期(ア)に定める者に連絡がとれないときは、防災対策要員が区本部の設置を専決する。

イ 区本部の設置場所

区本部は、区役所本庁舎に設置する。ただし、区役所本庁舎の機能に事故があるときは、新宿区立防災センターに設置する。

ウ 区本部設置の通知等

(7) 区長室長は、区本部が設置されたときは、次に掲げる者に区本部の設置を通知しなければならない。

ア) 部長

イ) 都知事

ウ) 防災機関

エ) 隣接区長

(4) 部長は、上記の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底しなければならない。

エ 区本部の標示の掲出

区本部が設置されたときは、区役所本庁舎正面玄関前又は新宿区立防災センター正面玄関に「新宿区災害対策本部」を、各特別出張所においては「新宿区災害対策本部〇〇地域本部」の標示をそれぞれ掲出する。

オ 区本部の閉鎖

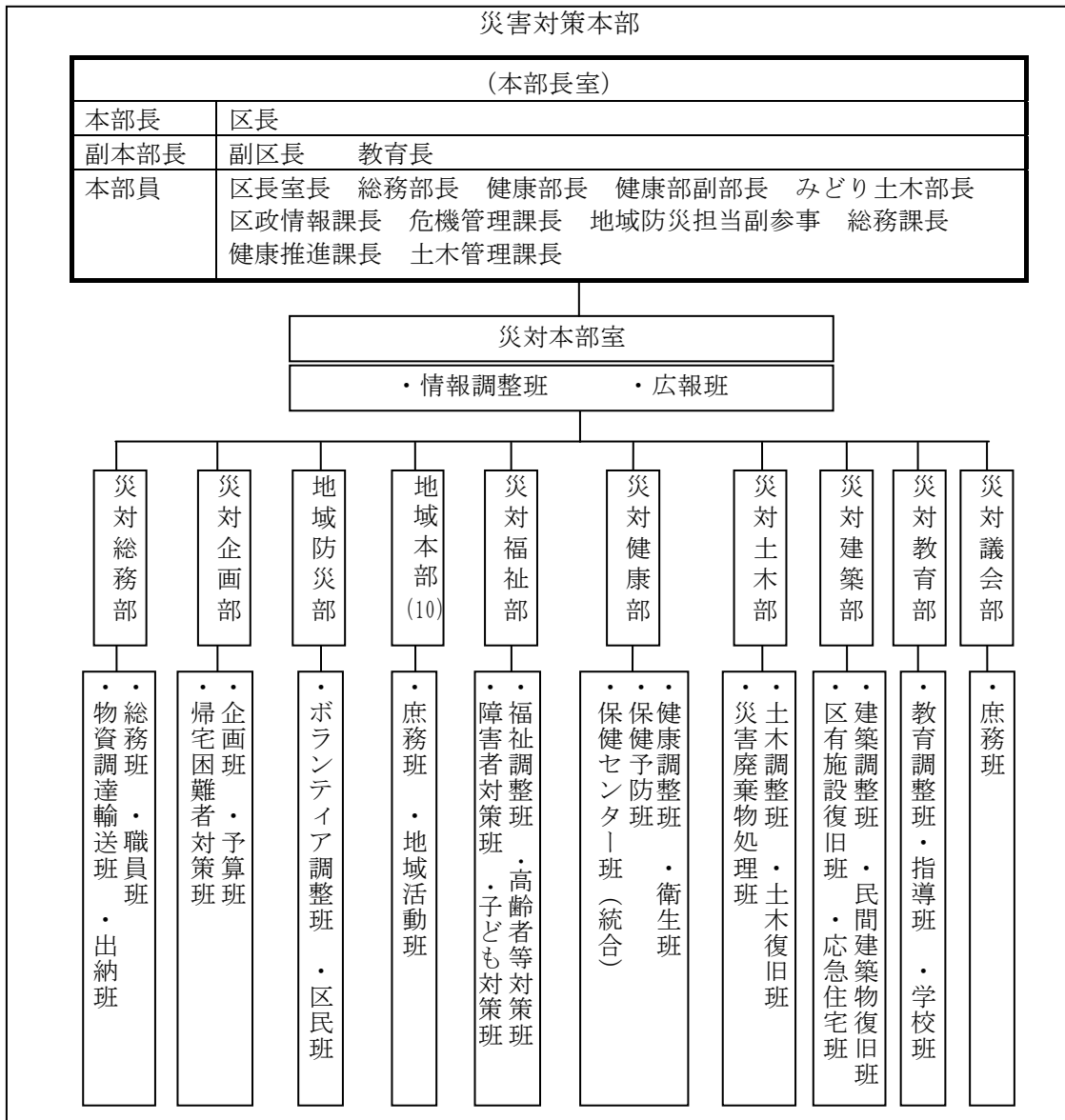
(7) 本部長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、区本部を閉鎖する。

(4) 区本部閉鎖の通知等は、前記ウに準じて処理する。

(3) 区本部の組織

ア 区本部の組織

区本部の組織等は、新宿区災害対策本部条例及び同施行規則に定めるところによるが、その概要は次のとおりである。



イ 本部長室分掌事務

次の事項について、本部の基本方針を審議し、策定する。

- (ア) 本部の非常配備態勢に関する事。
- (イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (ロ) 避難の勧告又は指示に関する事。
- (ハ) 東京都、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関する事。
- (ニ) 災害救助法の適用の要請に関する事。
- (ホ) 他の市区町村との相互応援に関する事。
- (ヘ) 東京都災害対策本部との連絡に関する事。
- (ヘ) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- (ケ) 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

(4) 本部長室の開設及び議事

ア 本部長室の開設

(7) 本部長は、区本部を設置したときは、原則として災害対策本部条例施行規則第3条に定める本部長室の構成員を召集するものとする。

(イ) 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し出席を求めることができる。

(ウ) 本部長室は、区役所本庁舎三階庁議室に開設する。ただし区役所本庁舎の機能に事故があるときは、新宿区立防災センターに開設する。

イ 災对本部室の設置

本部長室に災对本部室を置く。

災对本部室は、本部長室の直属機関として、本部長室の庶務、災対各部の連絡調整及び情報に関する事務を行う。

ウ 本部長室の議事

(7) 付議事項

本部長室に付議する事項は、災害対策本部条例施行規則第2条に定める事項及びこの計画に定める報告事項とする。

(イ) 付議手続

災対各部長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、所定の様式により災对本部室長に提出し本部長室に付議しなければならない。

エ 本部調整会議

本部長は、本部長室の指示及び災対各部との連絡調整等を図る必要があるとき、又は災対各部長から災对本部室長を通じて要請があったときは、本部調整会議を開くものとする。

(5) 区本部の財務

区本部が災対各部をして実施する応急対策業務及び都、防災関係機関に要請して実施する応急対策業務に要する経費の処理方法、負担区分について定める。

ア 区本部の経費

(7) 災対各部の分掌事務の遂行に要した費用は、既に予算措置が講じられている場合を除き、災対企画部において措置する。

(イ) 災対企画部長は、区本部が設置されたときは、速やかに予算措置に関する基本方針を本部長室に付議し、関係部長に必要な指示をしなければならない。

(ウ) 災対各部長は、その分掌事務の遂行に必要な予算に不足を生じるとき又は予算措置が講じられていないときは、直ちに災対企画部長の指示を受けなければならない。

(エ) 災対企画部長は、災対各部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう災対各部の予算事務について指導し、協力しなければならない。

イ 物資調達手続

(7) 物資の調達は、新宿区事案決定規程、新宿区予算事務規則及び新宿区契約事務規則に基づき処理する。

(イ) 災対総務部長は、災対各部の分掌事務が円滑に遂行できるよう災対各部の調達事務について指導及び協力しなければならない。

ウ 清算手続

災対企画部長は、災害救助費の概算又は清算事務を指導し総括する。

エ 支払手続

(7) 会計管理者は、区本部が設置されたときは、速やかに支払方法に関する基本方針を本部長室に付議し、関係災対各部長に必要な指示をしなければならない。

(4) 会計管理者は、災対各部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう災対各部の支払事務について指導し、協力しなければならない。

オ 他の地方公共団体等の応援を受けた場合の費用負担

(7) 災害対策基本法第67条第1項及び第68条の規定により、他の市町村長及び都知事等に対して、応急措置を実施するために応援を求めたときは、応援を受けた地方公共団体の長の属する地方公共団体がその費用を負担しなければならない。

(4) 他の地方公共団体等の応援を受けた場合の費用の支払は、災対企画部において措置する。

1-2 職員の参集・配置及び服務

区が迅速に災害応急対策を開始するためには、まず第一に、応急対策業務に必要な職員を動員・配備することが必要である。

(1) 非常配備態勢(第一次出動態勢)

ア 時期

(7) 東海地震注意情報発表の連絡を受けたとき又は新宿区内で震度5弱以上の地震が発生したとき。

イ 態勢

あらかじめ指定された職員

ウ 業務

(7) 災害対策本部の設置

(4) 情報の収集及び伝達

(ウ) 応急対策業務の準備

(2) 非常配備態勢(第二次出動態勢)

ア 時期

本部長は、次のときに非常配備態勢の指令を発する。

(7) 第一次出動態勢がとられ被害が確認されたとき。

(4) 震度5強以上の地震が発生したとき及び東海地震警戒宣言が発令されたとき。なお、夜間又は休日等に前記の事態が発生した場合は、非常配備態勢が指令されたものとみなす。

イ 態勢

全職員

ウ 業務

(7) 災害対策本部の設置

(4) 災害対策本部各部の分掌事務の実施

(ウ) 本部長が特に指示した業務

エ 非常配備態勢の特例

(7) 本部長は、災害の状況により必要があると認めたときは、特定の部・班に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部・班に対して種別の異なる指令を発する

ことができる。

- (イ) 本部長は、特殊技能等を有する職員を原則として本人の同意を得て、特定の部に配置することができる。

オ 非常配備態勢に基づく措置

- (ア) 災対各部長は、あらかじめ所属の班に対し非常配備態勢時の措置すべき要領（業務計画等）を定め、所属職員に周知徹底するよう指示しておかなければならない。

- (イ) 部長は、非常配備態勢の指示を受けたときは、上記アの要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(3) 夜間・休日等の態勢

ア 警戒待機態勢

- (ア) 夜間及び休日等の時間外に発生する地震災害等の非常事態に迅速に対応するため、区役所本庁舎に交代制で防災対策要員を待機させている。また、交代制で管理職1名を自宅待機要員として自宅待機させている。

- (イ) 警戒待機態勢要員は、災害初期の情報の収集及び伝達、災害対策本部の設置準備、初期応急活動の指揮などに当たるほか、本部長等が登庁するまでの間、本部長に代わって、臨機の処置をとるものとする。

- (ウ) 職員防災住宅を設置し、災害時等における災対本部並びに地域本部の迅速な設置態勢を整えている。

- (エ) 緊急時職員参集システムにより、地震が発生した場合には登録職員に対して震度に応じた自動配信を行い、災害等が予想される場合は手動配信する。

イ 特別非常配備態勢

- (ア) 夜間・休日等において、震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ指定された職員は、速やかに定められた場所に参集し、被害状況調査及び応急対策活動等を行うものとする。

- (イ) 指定職員は、次に掲げるものとする。

ア) 区内に居住する職員

イ) 管理職

ウ) 区長室危機管理課職員

エ) 総務部総務課職員

ウ 特別非常配備態勢職員以外の職員の参集

特別非常配備態勢職員以外の職員は、夜間、休日等及び在宅時において地震が発生した場合については、災害情報に注意し、新宿区災害対策本部運営要綱第9条の非常配備態勢の種別に該当するときは万難を排して参集する。参集は以下の要領による。

- (ア) 自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

- (イ) 応急対策に適した服装で参集する。手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

- (ウ) 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇した際は、最寄りの消防機関又は警察機関に通報連絡するとともに、人命救助、消火活動等への協力など適切な措置をとる。

- (エ) 参集途上において、被害状況、災害状況の収集に努め、その情報を動員先の上司に

報告する。特に、病院及び道路橋りょう等の重要施設の被害状況については、詳しく報告する。

(4) 職員の服務

ア 職員は、区本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。また、常時、注意を払い、災害等緊急時への対応が速やかに行えるようにしておかなければならない。

(ア) 災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。

(イ) 正規の勤務時間が終了しても、本部の指示があるまで退庁しないこと。

(ウ) 勤務場所を離れている場合においては、上司と連絡をとり、所在を明らかにし、指示を受けること。

(エ) 夜間・休日又は在宅時における災害については、災害情報に注意するとともに、万難を排して参集すること。

イ 職員は、自らの言動によって住民の誤解を招き、区本部の活動に支障をきたすことがないよう特に注意しなければならない。

ウ 職員の防災服着用

区本部が設置されたときは、あらかじめ貸与されている防災服を着用する。ただし、参集時はこの限りではない。

(5) 平常時における非常配備態勢等の事前準備

ア 非常配備態勢

(ア) 部長は、部の分掌事務を遂行するため、区本部の事務に配置すべき職員の名簿を備えておかなければならない。

(イ) 部長は、あらかじめ参集方法等を定め、職員に対し周知徹底させておかなければならない。

イ 特別非常配備態勢

(ア) 部長は、あらかじめ特別非常配備態勢において措置すべき要領(業務計画等)を定め、特別非常配備態勢職員に対し、周知徹底させておかなければならない。

(イ) 部長は、職員に対し、特別非常配備態勢について周知徹底させておかなければならない。

1-3 警察署（警視庁）の活動態勢

- (1) 警察署（警視庁）は、警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立することとなっている。
- (2) 警備要員は、都（島しょ部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- (3) 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- (4) 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。
- (5) 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
 - ア 被害実態の把握及び各種情報の収集
 - イ 交通規制
 - ウ 被災者の救出救助及び避難誘導
 - エ 行方不明者の捜索及び調査
 - オ 遺体の調査等及び検視
 - カ 公共の安全と秩序の維持
- (6) 機動隊、警察災害派遣隊は、被害の発生状況、態様等に応じて最高警備本部長（警視総監）が運用する。
- (7) 警視庁本部部隊は、最高警備本部長の命により激甚被災地等に出動し、警備に当たる。
- (8) 震災が発生した場合、総力をあげて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資機材の整備を図る。

1-4 防災機関の活動体制

- (1) 地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- (2) 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

2 消火・救助・救急活動

2-1 震災消防活動

地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命の危険が予想される。消防署では、発生時において、住民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼び掛けを行うとともに、消防団を含めて、その全機能をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、住民の生命及び財産を守る。緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。

(1) 震災警防本部等の運営

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。発災時には、これら各本部が機能を強力に発揮して震災消防体制を確立する。

【東京消防庁等における初動態勢】

項目	活動態勢
震災配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災もしくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合又は地震により火災もしくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	1 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参加する。 2 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参加する。

ア 緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。

イ 災害活動組織として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

(2) 震災消防活動

ア 消防署の活動

区内の常備消防力は東京消防庁及び消防方面本部のもとに、3消防署、6消防出張所を擁し、ポンプ車、救急車、はしご車、救助車等を配備し災害に備えている。

平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立するとともに、同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に有効な資機材を整備している。

また、震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、消防署に救助用資器材を配置する。

【消防体制】

項目	活動体制
活動方針	1 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 2 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防活動対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
消火活動	1 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 2 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 3 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災区民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
救助・救急活動	1 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 2 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 3 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 4 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 5 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
情報収集等	1 警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、高所カメラ、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 2 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

イ 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関として、分団受持区域内の住民に対して出火の防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、現有装備を活用した消防活動にあたる。

(ア) 出火防止

発災と同時に、付近住民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。

(イ) 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

(ウ) 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、もしくは

消防署隊と連携して行なう。

(エ) 消防署隊への応援

所轄消防署(所)の消防隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

(オ) 救出・救護

救助器具等を活用し、地域住民と協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行なう。

(カ) 避難場所の防護等

避難勧告、指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

ウ 水防活動

(7) 地震に伴う災害等、人命救助を伴う水災に対しては、消防力の状況等を勘案して震災消防活動に準じ水防活動を行う。

(イ) 避難勧告、指示がなされた場合には、各消防署は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法(避難先、経路など)に関する情報を区及び関係機関に通報する。

(ウ) 避難が開始された場合は、消防団や関係機関と協力し避難誘導に当たる。

3 相互応援協力

区の区域に災害が発生した場合、区及び各防災関係機関は、あらかじめ定める所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、その状況に応じて他の機関と相互に協力し、災害対策の円滑な実施を期することが必要である。

3-1 区防災会議の招集

区の地域に災害が発生した場合において、その災害に係る災害応急対策に関し、区をはじめ防災機関相互間の連絡調整を図る必要があると認められるときは、区防災会議の委員は、会長に区防災会議の招集を要請する。

3-2 防災関係機関等との相互協力

災害時には、防災機関は所管にかかわる応急対策を円滑に実施するため活動体制を定めておかなければならない。

(1) 防災関係機関の活動体制

ア 責務

災害が発生した場合、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、所管にかかわる災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

イ 活動体制

各防災機関は、上記の責務を遂行するため災害対策本部の設置等活動体制を定めておくものとする。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第6節 具体的な取組（応急対策）

なお、活動体制時における責任者及び連絡担当者は、次のとおりである。

機 関 名	本部の名称	責任者	連絡担当者	
都建設局第三建設事務所	都第三建設事務所 災害対策本部	事務所長	副所長兼庶務課長	
都交通局	交通局 災害対策本部	営業所長	品川自動車営業所	運輸係長
			渋谷自動車営業所 新宿支所	運輸担当係長
			小滝橋自動車営業所	運輸係長
			小滝橋自動車営業所 杉並支所	運輸担当係長
			早稲田自動車営業所	運輸係長
		北自動車営業所 練馬支所	運輸担当係長	
		市ヶ谷駅務管理所	駅務管理所長	市ヶ谷駅務区長
		都庁前駅務管理所		都庁前駅務区長
		大門駅務管理所		大門駅務区長
		上野御徒町駅務管理所		新宿西口駅務区長
		荒川電車営業所	荒川電車営業所長	管理係長
都水道局	水道局西部支所 応急対策部	西部支所	庶務係長	
		新宿営業所	営業係長	
都下水道局	下水道局 西部第一下水道事務所 災害対策本部	西部第一下水道事務所	新宿出張所長	
		落合水再生センター	センター長 庶務担当係長	
警視庁	第四方面本部	第四方面警備本部	方面本部長 警備担当管理官	
	牛込警察署 新宿警察署 戸塚警察署 四谷警察署	現場警備本部	警察署長 警備課長	
東京消防庁	第四消防方面本部	第四消防方面隊本部	方面本部長 副本部長	
	四谷消防署 牛込消防署 新宿消防署	署隊本部	消防署長 警防課長	
日本郵便(株)	新宿郵便局 新宿北郵便局 牛込郵便局 落合郵便局	非常災害対策本部	郵便局長 総務部長	
日本赤十字社東京都支部	日本赤十字社 東京都支部災害救護 実施対策本部	事務局長	救護課長	
東日本旅客鉄道(株) (新宿駅)	現地対策本部	新宿駅長	内勤助役	
東日本電信電話(株) (東京北支店)	災害対策本部	東京北支店長	設備部門長	

機 関 名	本部の名称	責 任 者	連 絡 担 当 者
東京電力(株)(新宿支社)	非常災害対策支部	支社長	支社長代理 (地域担当)
東京ガス(株)(中央支店)	非常災害対策本部	支店長	地域広報GM
日本通運(株) (東京引越支店)	災害対策本部	支店長	管理課長
京王電鉄(株)(新宿駅)	災害対策本部	新宿駅長	当務助役
西武鉄道(株)(新宿駅管内)	現地復旧部	西武新宿駅長	当務助役
小田急電鉄(株)(新宿駅)	現地警戒本部	新宿管区長	内勤副駅長
東京地下鉄(株) (新宿駅務管区)	現地対策本部	新宿駅務管区長	当務助役
首都高速道路(株)	現地対策本部	西東京管理局長	西東京管理局 総務・経理課 総務担当課長
一般社団法人新宿区医師会	新宿区医師会 災害対策本部	医師会長	防災担当理事
一般社団法人 東京都新宿区四谷牛込歯科医師会 一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会	新宿区内歯科医師会 災害対策本部	歯科医師会長	担当理事
一般社団法人新宿区薬剤師会	新宿区薬剤師会 対策本部	薬剤師会長	薬剤師会長
公益社団法人 東京都柔道接骨師会新宿支部	東京都柔道接骨師会 新宿支部対策本部	柔道接骨師会長	柔道接骨師会長
公益社団法人 東京都獣医師会新宿支部	東京都獣医師会 新宿支部	獣医師会新宿支部長	獣医師会新宿支部長

(2) 相互協力体制

区は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、平素から防災関係機関と連絡を密にし、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

ア 区及び防災機関は、災害対策上必要な資料、情報の提供及び調査研究の成果を相互に交換するものとする。

イ 区及び防災機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため連絡員の派遣等の措置をとるものとする。

ウ 区、防災機関及び防災機関相互の応援等は区災対本部室に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

(7) 職員等の応援又は応援のあっ旋

ア) 災害(混乱)の状況及び応援を求める理由

イ) 応援を希望する機関名

ウ) 応援を必要とする場所、期間

エ) 応援を必要とする活動内容及び入員等

オ) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

カ) その他必要な事項

(4) 新宿区防災行政無線による広報

第6章 第6節「3 広報及び広聴活動」参照

(3) 地域の防災組織との協力体制

ア 区は、区民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。

イ これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

(ア) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区その他関係機関に連絡すること

(イ) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。

(ロ) 震災時における広報広聴活動に協力すること。

(ハ) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。

(ニ) 避難誘導、避難所内避難者の救助業務に協力すること。

(ホ) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。

(ヘ) 被災状況の調査に協力すること。

(ト) 被災区域内の秩序維持に協力すること。

(チ) 被災証明書交付事務に協力すること。

(リ) その他の災害応急対策業務に協力すること。

(4) 民間団体との応援協力

都及び区並びに関係防災機関は、その所掌事務に係る民間団体に対し、震災時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

(5) 各機関の経費負担

国から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

3-3 都との相互協力

区は、平素から都と災害対策上必要な連絡を密にし、災害時には一層の連絡強化に努めるとともに、協力して応急対策の円滑な実施を図るものとする。

(1) 区長は、災害が発生し、区の能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、都知事に対して応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）又は応援のあっ旋を求めるものとする。また、区長は、都知事に応急措置等の実施を要請することができる。

(2) 都知事より、他の区市町村又は指定地方行政機関等に対する応援要請をされたときは、自らの応急措置に支障のない限り協力するものとする。

(3) 区長が都知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由）

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする場所、期間

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要な事項

3-4 他区市町村との協力

災害時における応急対策の万全を期するため、平素より他区市町村との協力体制確立に努めるものとする。

(1) 協定締結地方公共団体との相互協力

第5章 第5節「4 相互応援協力等」に記載のとおり協定を締結している。災害時の支援及び要請方法等は、各協定に基づき行う。

(2) その他地方公共団体への要請等

災害対策基本法第67条の規定に基づき、他区市町村に対し応援を求め又は応援をする場合の要請事項等は概ね都に対する応援措置要請と同様とし、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

【要請及びあつ旋事項一覧表】

要 請 の 内 容	事 項	備 考	
都 に 対 す る 要 請 又 は あ つ 旋 要 請	災害救助法の適用	第12章 第6節「10 災害救助法の適用」参照	災害救助法
	被災者の他地域への移送要請	1 移送を要請する理由 2 移送を必要とする被災者の数 3 希望する移送先 4 他地区に収容を要する予定期間 5 その他必要事項	
	応援要請又は応急措置の実施要請	1 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を求める理由 2 応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名及び数量 3 応援を必要とする期間 4 応援（応急措置）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要事項	災害対策基本法第68条
	指定行政機関又は指定地方行政機関の職員及び地方公共団体の職員の派遣のあつ旋を求める場合	1 派遣あつ旋を求める理由 2 派遣あつ旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第30条
	日本放送協会及び民間放送各社への放送依頼のあつ旋	第6章 第6節「3 広報及び広聴活動」参照	災害対策基本法第57条
指定地方行政機関の職員の派遣要請	1 派遣を求める理由 2 派遣を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第29条	

3-5 公共的団体等への協力要請

区は、災害時に積極的協力が得られるよう第5章 第5節「4 相互応援協力等」に記載のとおり、協定を締結している。災害時の支援及び要請方法等は、各協定に基づき行う。

3-6 受援の調整

(1) 災対総務部職員班による受援調整体制

応援要請団体からの職員等の受入を円滑に行うため、災対総務部職員班は、区全体の受援に関する事項を総括する。

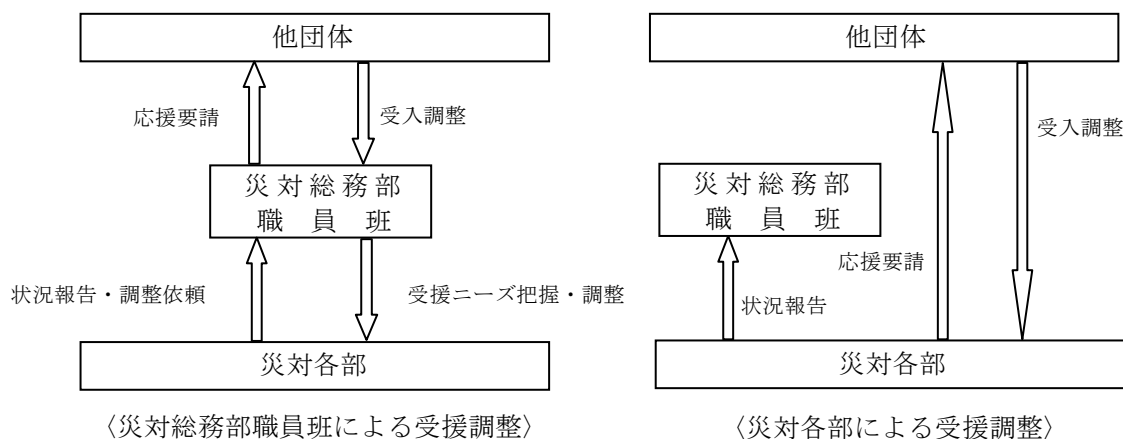
(2) 災対各部による受援調整

ア 専門性の高い業務で、災対総務部職員班での調整が非効率となる事項については、災対各部は直接各団体と受援調整を行う。

イ 災対総務部職員班が区全体の受援状況を把握するため、災対各部は受援業務及び他応援団体職員等の活動状況等について、災対総務部職員班に報告する。

ウ 複数の部を超えて調整が必要な事項等は、災対総務部職員班で調整を行う。

【受援体制概念図】



(3) 受援業務

災対各部で他団体の職員の応援が必要となることが予測される業務は、次の表のとおりとする。

ただし、被害や災害対応状況などによっては、必要に応じて表に記載されない業務についても、他団体へ応援要請する場合があります。それらの受援に関する事項については、災対総務部職員班が調整を行う。

ア 災対総務部職員班で調整する受援業務

	受 援 業 務	業 務 の 概 要	所管部署
1	救助（捜索）活動に関する業務	・救助（捜索）活動を行う自衛隊、警察等の関係機関受入業務	災対総務部
2	道路に関する業務	・道路の復旧、復興業務	災対土木部
3	避難所に関する業務	・避難所運営等の支援	各地域本部 災対教育部
4	物資に関する業務	・物資受入配分等の業務	災対総務部
5	健康・福祉・衛生に関する業務	・被災場所、避難所の衛生確保に関する業務 ・防疫活動 ・生活機能低下者に対する支援 ・介護予防事業 ・福祉施設等の運営 ・避難所の食品衛生指導 ・食品、環境衛生及び動物愛護等の相談業務 ・飼育動物等の保護及び飼養管理等に関する業務	災対福祉部 災対健康部
6	住宅・建築物等に関する業務	・住宅の応急修理等に関する業務 ・応急仮設住宅の供給（建設、借上、募集） ・被災住宅の早期復興のための相談窓口業務 ・保安上危険な建築物の調査、指導等の業務 ・仮設建築物の許可業務 ・建築確認申請の審査、検査業務	災対建築部
7	被害認定等に関する業務	・被害認定調査業務 ・り災証明等に関する業務	地域防災部 地域本部を 中心に全庁 体制
8	復興支援に関する業務	・災害復興計画の策定の支援	災対企画部
9	その他区災害対策本部の業務	・身元不明者の調査及び遺体の処理に関する業務 ・災害弔慰金等受付、支給業務	災対福祉部 地域防災部

イ 各所管部署で調整する受援業務（※専門性の高い業務で、災対総務部職員班での調整が非効率となる業務）

	受 援 業 務	業 務 の 概 要	所管部署
1	応急医療活動等に関する業務	・応急医療、救護等に関する業務 ・巡回健康相談等に関する業務 ・保健師が行う業務	災対健康部
2	災害時の廃棄物等に関する業務	・ごみ等の運搬、収集 ・がれき処理等に関する業務 ・し尿汲取り、処理、トイレ対策等に関する業務	災対土木部
3	建物、宅地等の危険度の判定に関する業務	・応急危険度判定に関する業務 ・被災宅地危険度判定に関する業務	災対建築部

(4) 応援団体職員等の受入体制

応援団体職員等を円滑に受け入れるため、次の事項について調整等を実施する。

ア 待機場所（宿泊施設及び休息のための施設）

(ア) 応援団体職員等が効率的な応援活動を行うため、1か所以上の施設を指定する。

(イ) 民間施設を待機場所として活用できるよう、協定締結等の取組を進める。

イ 食料等の提供及び燃料の供給

応援団体職員等への食料等の提供及び燃料の供給については、原則として応援団体が準備することを依頼し、必要に応じて区災対総務部職員班が調整する。

ウ 応援職員等への説明

(ア) 応援団体職員等が被害認定調査など、個別の知識・技術などが必要となる支援業務に従事する場合、必要に応じ、あらかじめ各業務所管部署が作成したマニュアル等により、事前の説明を行う。

(イ) 応援団体職員等に対する説明については、各業務所管部署又は、受援災対各部が実施する。

エ 応援団体職員等の携行品等

被害状況や気候等を勘案し、応援団体職員等に携行を依頼する品目（食料、飲料水、寝具等）を決定する。

4 自衛隊への災害派遣要請

区長は、地震等により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

自衛隊の災害派遣方法

- 1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 2 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、区長から災害に関する通報を受け、又は部隊による収集その他の方法により入手した情報から、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 3 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 4 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- 5 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- 6 防衛省の施設、又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

4-1 派遣要請の手続等

- (1) 災害派遣の対象となる事態が発生し、区長が自衛隊の災害派遣を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、口頭又は電話をもって都総務局に依頼する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項(希望の派遣人員、車両、航空機等の概数)
- (2) 区長は、通信の途絶等により、都知事に対して災害派遣を要請できないときは、直接部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに実施する。
- (3) 緊急の場合の連絡先

部隊名等 (駐屯地名等)	連絡責任者	
	課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊	第3部長又は同部防衛班長 電話(3933)1161 内線238・239 FAX254 (都防災無線76611)	司令部当直長 電話(3933)1161 内線207・228 (都防災無線76615、76611)
	第1普通科連隊 (練馬)	第3科長又は運用訓練幹部 電話(3933)1161 内線513・516 FAX:740

4-2 災害派遣部隊の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定、又は実施された場合、区は次の事項に留意して、派遣部隊の活動が十分に行われるよう受入態勢を整える。

- (1) 連絡員の受け入れ

連絡調整のため早期に派遣される連絡班(連絡幹部を含む2～3名)を区役所(災害対策本部)に受け入れ、被災状況に関する情報交換を行うとともに、救援活動の実施要領、作業計画、派遣部隊の進出経路、活動拠点及び宿泊場所等について直ちに必要な調整を行う。
- (2) 作業計画及び資機材の準備

派遣を要請した場合、応援を求める作業(救援活動内容)について速やかに作業計画を調整・策定するとともに、必要な資機材の確保に努め、派遣部隊到着後、速やかに作業を開始できるように準備する。
- (3) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

区長は、自衛隊の活動が他の機関と競合重複しないよう重点的効率的な作業を分担するよう配慮するとともに、可能なかぎり区職員を同行派遣する。
- (4) 派遣部隊の活動拠点

災害応急措置に必要な期間、区立施設を利用することができる。なお、活動拠点の選定にあたっては避難者の避難生活の状況等に配慮する。
- (5) 住民の協力

派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。

4-3 災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容

(1) 災害派遣部隊の行う救援活動の目的

災害派遣部隊は、危険な状態にある多数の人命を救助し、被災者を混乱から回復し勇気づけるとともに、関係機関の機能を早期に回復して、その復旧活動の端緒を開き、国民の生命及び財産の保護に寄与することを目的として、人命救助を最優先とした各種救援活動を行う。

(2) 救援活動全般の方針

陸上自衛隊第1普通科連隊（練馬）は、発震後、速やかに東京都23区に対する即時救援活動を実施する。

その後、引き続き応急救援活動を行い、状況の推移に応じ、所要の部隊の増援を受け、被災地域の応急復旧及び民生支援を主体とする組織的救援活動に移行する。この際、道路の緊急道路障害物除去・港湾及び埠頭の応急復旧・関係機関に対する支援を、対処可能な部隊（支援・増援部隊を含む。）をもって継続的に実施する。

(3) 平時及び発震時の連絡調整

ア 陸上自衛隊第1普通科連隊（練馬）が担任する。発震後、状況により上級部隊（方面総監部、師団司令部等）が一元的に実施することがある。

イ 発震後、直ちに連隊から連絡班（連絡幹部を含む2～3名）を区役所（災害対策本部）に派遣し、所要の連絡調整及び情報収集に当たらせる。

また、偵察班（状況に応ずる編成）を派遣し、所要の情報収集を行う。

(4) 各種救援活動の基準及び内容

以下は、国及び都との調整に基づき、被災地全域に対して行う可能性のある活動を網羅したものであり、被災地の状況により、活動の内容、程度等は異なる。

ア 即時救援活動

緊急の事態にある人命の救助を重視し、次の内容により実施する。

(ア) 救出・救護

ア) 倒壊家屋、崖崩れ等からの救出

イ) 火災現場からの救出

ウ) 津波による漂流者の救出・捜索（沿岸部）

エ) 交通（鉄道・高速道路等）途上の被災者の救出

オ) 倒壊家屋・落下物等による負傷者に対する応急救護

(イ) 避難の救助

ア) 火災・有毒ガスの発生、堤防の決壊、余震等に関する情報の収集・伝達

イ) 避難者の誘導及び輸送

ウ) 消火活動又はその支援

イ 応急救護活動

即時救援に引き続き、放置すれば生命に危険が及ぶ状態にある孤立者・傷病者に対する救出・救護を重視し、次の基準により実施する。

(ア) 人命救助

ア) 倒壊家屋、地下街、水没地域等に取残された孤立者の救出

- イ) 災害による行方不明者の捜索・救出
- ロ) 緊急患者・医師・救援物資等の輸送
- エ) 消火活動又はその支援
- (イ) 二次災害の防止（火災・爆発等の再発、浸水地域の拡大、余震等による死傷者の発生防止）
 - ア) 決壊した堤防の締切、土のうの作成・運搬・積込み等の水防活動
 - イ) 火薬類・爆発物等の危険物の保安措置及び除去（半壊建物の解体作業を含む）
 - ロ) 流出油のせき止め
- (ロ) 民生支援（主として避難地域に集合した被災者を対象に、関係機関の準備する補給品・資材によることを原則として行う支援活動）
 - ア) 給水及び配水
 - イ) 炊飯及び給食
 - ロ) 避難者の輸送
 - エ) 救援物資の輸送・配分
- ウ 組織的救援活動

被災者に対して必要最小限の生活環境を整備し、混乱からの回復を図るとともに、復旧活動への意欲を振起させることを重視し、次の基準により実施する。

 - (ア) 民生支援
 - ア) 給水・配水及び入浴
 - イ) 炊飯及び給食
 - ロ) 救援物資の輸送・配分
 - エ) 被災者等の輸送
 - オ) 防疫活動
 - カ) その他
 - (イ) 復旧支援
 - ア) 倒壊・焼失・浸水・埋没地域の整理
 - イ) 建築資機（器）材・応急施設資機材等の輸送
 - ロ) 道路又は水路等の障害物除去、応急橋りょうの設置
 - (ロ) 災害による行方不明者の捜索
 - (エ) その他
 - 関係機関の行う遺体収容・搬送作業の支援等
- エ 地震発生後、派遣の終始を通じて行う救援活動
 - (ア) 道路の緊急道路障害物除去、港湾及び埠頭の応急復旧

災害発生の範囲、程度特に人口密集地域における被災状況と道路被害状況を勘案し、即時救援活動、あるいは組織的救援活動の段階から、救援道路及び幹線道路の応急道路障害物除去及び港湾・埠頭の応急復旧を行い、迅速かつ大規模な救援活動の基盤を確立する。
 - (イ) 関係機関等に対する支援

地震発生直後から、関係機関の機能の早期回復及び組織的・効率的な救援活動のため、主として以下の継続的な支援を行う。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第6節 具体的な取組（応急対策）

- ア) 被災状況等の情報収集・提供及び伝達
- イ) 通信及び連絡手段の確保（通信支援）
- ウ) 災害対策関係者の輸送等
- エ) 関係機関の機能回復のための諸作業
- オ) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、救援物資を無償貸与又は譲与する。

【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	活 動 内 容
都の域内を担当する組織	1 陸上自衛隊第1師団司令部（第1普通科連隊） なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 2 海上自衛隊横須賀地方総監部 3 航空自衛隊作戦システム運用隊
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路等の障害物除去	道路もしくは水路等が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	1 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 2 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

4-4 災害時臨時離着陸場候補地

【災害時臨時離着陸場候補地】

名 称	所 在 地	着 陸 展 開 面	適 否		
			OH-6D	UH-1J	CH-47
明治神宮外苑軟式野球場	霞ヶ丘町明治神宮外苑	110m×100m	適	適	適
西落合公園少年野球場	西落合2-10	60m×50m	適	適	否
西戸山公園野球場	百人町4-1	70m×65m	適	適	否
落合中央公園野球場	上落合1-2	90m×80m	状況により適	状況により適	否

4-5 経費負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた区が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係機関が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、区と自衛隊で協議する。

4-6 派遣部隊の撤収要請

区長は、自衛隊災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったとき、派遣部隊の撤収を要請する。

第6章 情報通信の確保

第1節 現在の到達状況

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

区は新宿区防災行政無線網及びMCA無線網を、防災関係機関、区の出先機関等との間に整備するとともに、高所カメラを設置している。また、都は、区市町村、防災関係機関等との間に、東京都災害情報システム（DIS）を整備している。

区は、災害情報システム（DIS）に接続し、情報の相互伝達を行う体制を整えている。

2 住民等への情報提供

区は、ホームページ、電子メール、ツイッター等を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整えている。

3 住民相互の情報収集・安否確認等

通信事業者による安否確認サービスの提供とともに、安否確認方法の普及啓発を実施している。

第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震 時期及び時刻：冬の夕方18時、風速：8m/秒）】

被害項目	想定される被害
固定電話不通率	4.6%
停電率	20.5%

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

震災時に、電話、FAX等の通常の通信手段の機能が大きく低下し、区、都等の行政機関内部における情報連絡、協力機関等との情報連絡が影響を受ける。

その結果、情報の一元化がスムーズに行われなくなり、区内の被害状況や各部における対応状況について、全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障が生じ得る。

2 住民等への情報提供

新宿区公式ホームページへのアクセス集中により、閲覧に時間がかかる等の問題が生じることや、防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくい等確実に情報提供できる体制となっていないことから、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

3 住民相互の情報収集・確認等

電話や携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道等の公共交通機関の運行状況に関する情報が不足し、区民や帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。

第3節 対策の方向性

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡

防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。また、防災行政無線、専用電話、衛星携帯電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。

2 住民等への情報提供、報道機関との連携

災害情報システムの再構築、新宿区公式ホームページの機能強化、ソーシャルメディア・緊急速報メールなど新たな情報提供ツールの活用、鉄道事業者による情報提供により、区民への情報提供を推進する。また、災害情報システムを一層活用した効率的な情報共有と集計を実施し、報道発表を迅速化して報道対応の円滑化を図るなど、報道機関との連携を密にする。

3 住民相互の情報通信基盤の確保

通信事業者による安否確認手段の確保等により、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。また、安否確認サービスの利用経験を促進する。

第4節 到達目標

1 災害情報システムの再構築及び通信補完手段の確保

初動態勢の強化に向けて、迅速かつ確かな判断・指示を行うための情報収集・処理システムを構築するとともに、地域における救出救護活動や円滑な避難誘導を支援するため、避難所情報、要配慮者安否確認情報等のシステムを整備する。また、災害時における区民及び帰宅困難者に対する迅速な情報提供ができるシステムを整備する。

また、防災行政無線を補う通信手段としてのMC A無線の適正配備や新たな通信手段の導入等により、情報通信体制の強化を図る。

さらに、新宿区公式ホームページと東京都災害情報システム（DIS）、東京都防災ホームページ（災害情報提供システム）等との連携をさらに進めることにより、災害に関する情報の提供体制を強化する。

2 事業者やソーシャルメディアなどによる情報提供体制の整備

区役所内のみならず都や関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、区民に提供する災害情報の充実と報道体制の迅速化とを図り、自助・共助における意思決定を支援する仕組みを一層強化する。

また、ソーシャルメディア・緊急速報メールなど新たな情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 情報機器の整備

各関係機関がそれぞれの応急対策を的確に実施するためには、相互に緊密に連携し合い、正確な被害情報等の収集と伝達を行わなければならない。また、住民等の混乱を最小限にとどめ、秩序ある避難や応急対策等を実施するため、住民等に的確な情報を提供することが重要である。

そこで、区においては区本部の機能を強化し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、通信システム、情報処理システムからなる災害情報支援システムを導入し、防災関係機関との通信を円滑に行えるよう、無線による通信体系の整備を行っている。

1-1 通信機器の整備

(1) 防災行政無線の整備

ア デジタル移動系無線 260MHz 帯

平成19年度に従来の800MHz帯地域防災無線から、260MHz帯デジタル移動系防災無線に更新を行った。デジタル化により双方向通信となり、電話と同様の通信が可能となった。また、音声通信のほか、ファクシミリ、データなど非音声系の通信機能も有している。

区では、平成25年9月現在で、区・警察署・消防署・避難所(区立小中学校等)・二次避難所(福祉避難所)・児童館等・医療機関・ライフライン機関の184箇所は無線局を設置している。

災害発生時においても、情報収集・発信が行えるよう非常電源設備の整備も行っている。

イ 移動系 400MHz 帯

移動系無線は、昭和56年度より配備を行い、平成26年9月現在で68局設置し、主にみどり土木部の車載局を中心に運用している。

ウ 同報系

区本部からの、避難勧告などの災害情報を区民及び防災区民組織等に伝達するため、屋外拡声子局(屋外スピーカー)94局及び個別受信機(防災ラジオ)413局を設置・配備している。平成22～23年度で、デジタル化整備工事を実施し、屋外拡声子局102局及び個別受信機415台を整備した。

(2) 携帯電話の活用

携帯電話を、災害発生時の通信手段として、区本部の構成員等に配備している。また、各所属が契約する携帯電話を、災害時優先携帯電話として指定し、活用していく。

(3) アマチュア無線設備の設置

区は、アマチュア無線家からの災害情報の収集を行うため、本庁舎及び防災センターにアマチュア無線設備を設置している。平成9年3月には、新宿区職員アマチュア無線班と協定を締結し、災害時における情報収集等の協力を得るものとした。また、平成15年4月には、区と新宿区アマチュア無線災害情報協力会は、災害時における情報収集等を目的に協定を締結し、定期的に通信訓練等を行っている。

1-2 災害情報システム

災害情報システムは、各特別出張所に設置したデータ端末から入力した被害・措置等に関する情報をコンピュータで集計処理し、区本部の表示板に表示して災害対策の検討・審議に資するほか、各特別出張所に設置したデータ端末に伝達して情報の共有化を図るものである。なお、データの通信手段は、有線回線又はデジタル移動系防災無線により行う。今後は、災害応急活動拠点や避難所にも端末を設置して、迅速・確実な情報収集体制の整備に努める。

1-3 都防災行政無線の整備

都は、地震等災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、各区市町村、警視庁、消防署、防災機関などに防災行政無線網を整備している。この防災行政無線には、電話、ファクシミリ、災害情報システム（DIS）、画像伝送システム端末が導入されている。

なお、区においては、都防災行政無線を本庁舎に設置しているが、無線局が被災した場合に備え、区立防災センターに衛星通信設備を設置している。

1-4 地震計の整備

地震時の初動活動を行うためには、ある程度の面的な広がりをもった震度に関する情報が必要である。そこで、新宿区では東京都地震計ネットワークシステムと連動した地震計を整備しており、現在、新宿区で観測される地震は、リアルタイムで都に配信している。

1-5 気象情報の収集

区では、台風・大雨・地震等の被害発生に備え、正確かつ迅速な活動体制の確立を図るため、民間業者と委託契約を結び、最新の気象情報をいち早く収集し、新宿区公式ホームページを通じて広く区民に公表している。また、区民向けに新宿区防災気象情報メールシステムを整備し、登録された携帯電話等のアドレスに気象情報等を配信している。

1-6 緊急時職員参集システム

区では、迅速な初動態勢の確保を目的として、電子メールを利用した緊急時職員参集システムを一般財団法人日本気象協会と協力して構築し、平成18年8月から稼働している。

1-7 緊急地震速報

平成20年9月、区役所本庁舎及び防災センターに導入した。平成21年度には区立小中学校及び区有施設への整備が終了した。

2 情報体制の整備

2-1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

区は、都本部との情報連絡体制を構築するほか、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関など、関係防災機関との情報連絡体制の強化を図る。

2-2 住民等への情報通信連絡体制の整備

- (1) 区は、住民への情報提供体制を強化するため、通信施設の整備とともに、新宿区公式ホームページの充実や広報体制の強化、新聞社及び放送機関との連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の情報提供体制を強化するため、インターネット、SNS、緊急速報メールなどを積極的に活用するなど、様々な情報提供手段を検討するとともに、住民に情報入手方法等を周知する。

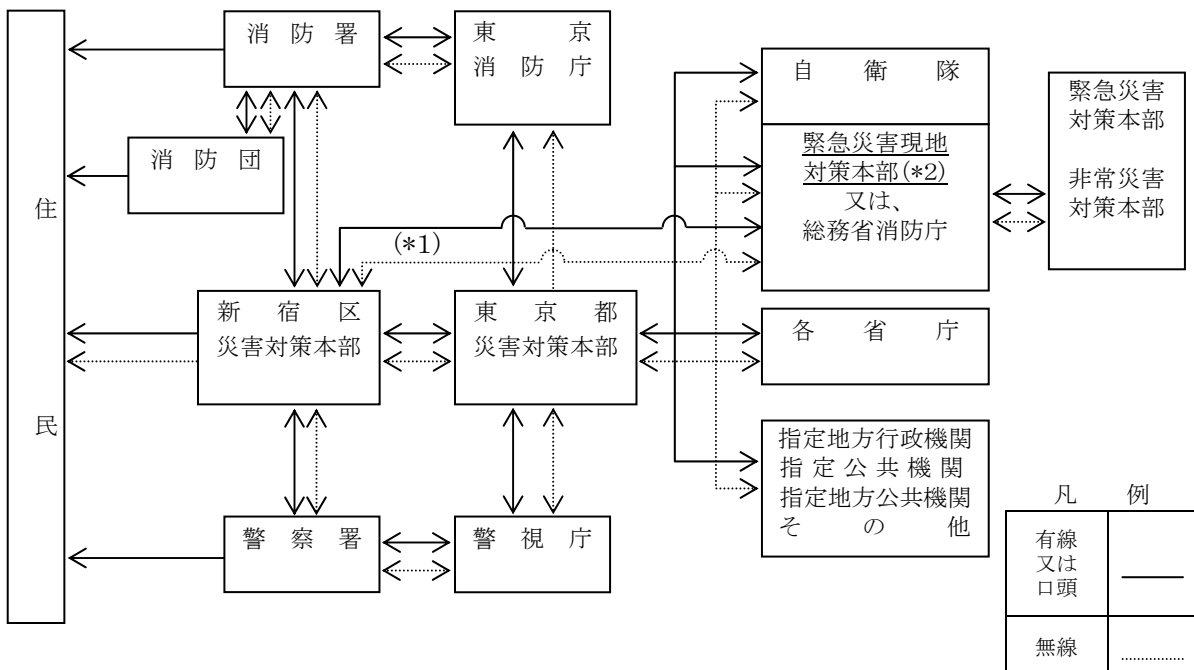
2-3 住民相互の情報連絡等の環境整備

災害時の住民の安否確認が取れる環境を整えるとともに、区民が事前にその方法を熟知できるよう周知する。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備する。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

【業務の手順】



※1 災害の状況により都本部に報告できない場合

※2 災害の状況により緊急災害対策本部が設置された場合

1-1 都

都は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。

災害が差し迫った場合で、緊急性や危険度が非常に高い場合においては、通常の通信連絡に加え、区市町村首長とのホットラインを活用する。

1-2 区

- (1) 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- (2) 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- (3) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- (4) 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織及び一般住民等に周知する。
- (5) 都及び区は、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」により、災害発生時及び本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し放送事業所と連携した避難勧告等に関する情報提供を行う。またインターネット、SNS等を積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。

具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

ア 実施機関

東京都、都内区市町村、東京都域又は都城を超える広域区域を事業区域とする各放送機関

イ 伝達する情報

- (ア) 避難準備（要配慮者避難情報）
- (イ) 避難勧告
- (ウ) 避難指示
- (エ) 警戒区域の設定

1-3 警察署

- (1) 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに区に通報する。

1-4 消防署（東京消防庁）

- (1) 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを区及びその他の関係機関に通報するとともに、都・区民に周知する。

1-5 東京管区気象台（気象庁）

- (1) 震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
- (2) 東京管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(3) 地震に関する情報を発表した場合は、気象情報伝送処理システム（アデス）及び提供システムにより、都、関係警察機関、報道機関等に伝達する。

1-6 東日本電信電話株式会社

- (1) 気象業務法に基づいて、気象庁から東日本電信電話株式会社に伝達された各種警報は、各区市町村及び関係機関に通報する。
- (2) 警報に関する通信は優先して取り扱う。

2 情報の収集・伝達

震災時の混乱した状況下で、いかに正確かつ迅速に情報を収集し伝達していくかは、その後の応急活動を進める上で重要な課題となる。区や各防災関係機関の円滑な応急活動や、被災地における住民のパニック等による混乱を防止する上でも、情報の収集・伝達及び広報活動は災害時の活動の基本となるものである。

2-1 通信連絡系統

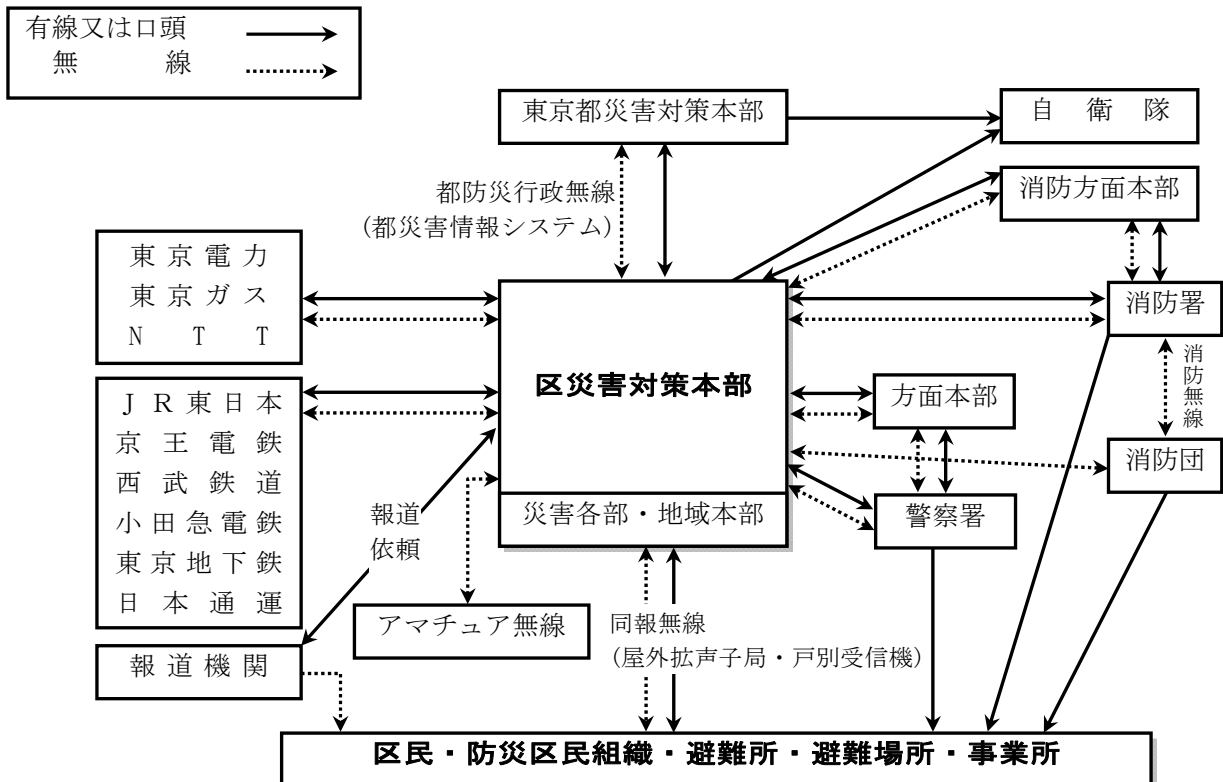
震災時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する必要がある。

本節では、震災時の区本部及び防災関係機関の連絡体制に関し、必要な事項を定める。

(1) 通信連絡体制

ア 震災時の情報連絡の流れは、次のとおりである。

凡 例



イ 連絡手段

主 体	通 信 確 保 の た め の 措 置
区	1 都の設置した東京都災害情報システム(防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末、画像端末等)及び自治体衛星通信機構が運用する地域衛星通信ネットワーク等を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 2 防災行政無線、災害情報支援システム、区イントラネット及びインターネットを基幹とし、その他の手段も活用して、都及び防災関係機関並びにその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。
N T T	災害時における通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、臨機に次の措置をとる。 1 臨時回線の作成、中継順路の変更等の通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。 2 震災時は、通常の何十倍もの電話が殺到するが、防災機関が行う救助、復旧活動に必要な重要通信を確保するため一般の電話や電報を制限する。 3 震災時優先電話の措置をとる(公共機関・防災機関・報道機関等)。非常・緊急電話は、通信事業法等の定めるところにより、一般の手動電話又は電報に優先して取り扱う。 4 警察、消防、鉄道通信その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

(2) 連絡体制

区防災行政無線及び災害情報システムを中心とした通信連絡体制は次のとおりとする。

ア 区の通信連絡窓口

(ア) 区本部設置後の通信連絡窓口

区本部への通信連絡は、災対本部長室情報調整班が担当し処理する。

(イ) 区本部設置前の通信連絡窓口

区本部が設置されるまでの間、区への通信連絡は、特に定める場合を除き通常の勤務時間内においては区長室危機管理課が担当し、通常の勤務時間外の夜間、休日においては防災対策要員が担当する。

イ 防災関係機関の通信連絡窓口

区本部から防災機関に対する通信連絡は、区防災行政無線その他の手段により第5章第6節「3 相互応援協力」に定める連絡担当者に対して行う。

ウ 情報連絡員の派遣

災害の状況により区本部と直接連絡する必要があるときは、各機関は、区本部の要請、又は自らの判断により区本部へ情報連絡員の派遣等を行う。

2-2 震災時の情報収集・伝達

地震情報や被害情報、さらに応急活動を実施するための指示伝達等、震災時に必要となる情報については、迅速かつ正確に収集・伝達しなければならない。

(1) 地震情報等の受理・伝達

ア 地震情報の収集

区は、地震発生直後から、テレビ・ラジオ、防災無線、気象情報端末、インターネット等を通じて地震情報を収集する。

イ 地震情報の受理・伝達

地震情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は区が自ら知ったときは、直ちに区内の防災機関、重要な施設の管理者、防災区民組織等の公共的団体及び一般住民等に周知する措置をとる。

ウ 異常現象の通報

区は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。

エ 津波情報等の通報及び周知

東京消防庁は、都からの通報に基づき、地震による津波等の発生のおそれがあるときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は都民に周知する。また、地震に起因する水防情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、都民に周知する。

(2) 災害情報の収集・報告

ア 災害情報の収集

(7) 区は、次の事項を重点的に収集する。

- ア) 区内の被害状況
- イ) 区が実施した措置状況
- ウ) 各機関の措置等の実施状況
- エ) 災害発生の原因及び経過

(イ) 区、警察署及び消防署は、互いに連絡をとり、被害状況等の把握に努める。

(ウ) 防災関係機関は、所管する業務に関する被害の収集に努める。

(エ) 防災機関は、災害応急対策が終了したときは、上記に掲げる被害状況及び措置状況等について区長に報告する。

イ 初動期災害情報の種類と内容

情報の種類	災害情報の内容
1 警察情報	1 けが人、生き埋め者、死者数等の概括情報 2 道路交通情報・交通規制情報
2 消防情報	1 火災延焼情報・危険物漏えい情報 2 救助救急活動情報
3 都市施設関連情報	1 河川被害情報・道路橋りょう被害情報 2 崖崩れ、崩壊危険箇所情報
4 職員参集時収集情報	1 建物倒壊、火災等、区内の被害全体情報 2 避難等区民行動情報・避難所開設情報等
5 ライフライン情報	1 電気、ガス、水道、下水道、NTT、鉄道事業者からの被害情報と復旧情報
6 各部別情報	1 区役所内各部からの被害状況等の情報
7 アマチュア無線情報	1 被災現場等の情報
8 出張所情報	1 各防災区民組織を経由した各地域での被害情報 2 職員が収集した被害情報

ウ 初動期災害情報の収集方法

情報の収集手段には、以下のものがある。

- ア) 防災行政無線
- イ) 消防無線
- ウ) 携帯電話
- エ) 電話回線（災害時優先電話・専用回線）及びFAX回線
- オ) インターネット及び区イントラネットによる電子メール
- カ) 高所カメラ等映像処理システム
- キ) テレビ・ラジオ
- ク) アマチュア無線
- ケ) 防災区民組織による情報収集
- コ) 区職員による情報収集※

地震発生時には、有線系の情報手段が使用できなくなる可能性があることから、災害直後の対応に必要な初動期災害情報の収集手段は、防災行政無線等の無線系の情報手段を中心とした情報収集を行う。

※ 区職員による情報収集

区職員は、地震発生直後、出勤途上で周囲の情報を収集し、配属先に報告、各部署は防災行政無線等を通じて区本部へ報告する（第5章 第6節 1-2 職員の参集・配置及び服務 参照）。

2-3 被害状況等の調査及び報告

区内の被害状況、被災者の実態について把握することは、各種応急対策の実施に不可欠である。

(1) 被害状況等調査の実施体制

ア 被害状況等調査体制

区内の被害状況や被災者（負傷者や避難者）に関する情報については、次のような体制で調査し、区本部に報告する。

(ア) 災対各部

災対各部は、分掌事務に関する被害状況について現地調査を実施するとともに、所管する施設（出先）からの報告をもとに被害情報を取りまとめ、区本部（災対本部室）に報告する。

(イ) 地域本部

各地域本部は、所轄する区域の被害状況について調査員を派遣し、調査結果を災害情報支援システムを通じて区本部（災対本部室）に報告する。ただし、システムの障害等により入力できない場合は他の方法による。

また、避難場所や避難所の避難者等の情報についても、その地区を管轄する地域本部が把握し、報告する。

イ 区本部における情報集約体制

(ア) 災対各部及び、各地域本部から報告された被害情報並びに関係機関からの情報は、災対本部室が集約する。

(イ) 災対本部室は、上記の情報を、区本部の被害情報として本部長に報告する。

(2) 被害状況等調査の実施

被害状況等の調査にあたっては、その判定結果が災害救助法の適用・実施等の基礎となるばかりではなく、被災者に対する各種給付、税の減免、貸付などに関わってくるため、客観性、公平性及び統一性を確保する。

なお、都災害対策本部へ、被害状況等を報告する際に使用する被害程度の認定基準は、次表のとおりである。

※ 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。

【被害程度の認定基準（都災害対策本部報告用）】

被害の種類		内 容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの、又は遺体を確認することはできないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	*一部損壊	全壊および半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

被害の種類	内 容
田の流出、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流出、埋没畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用もしくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。

その他

被害の種類	内 容
公立文教施設	公立文教施設公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
被害金額	
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとする。	
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

※ 都災害対策本部報告用の項目であり、り災証明用の項目とは異なる。

(3) 都災害対策本部への被害状況等の報告

都災害対策本部（本部を設置しないときは応急対策本部）への報告は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により行う。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

ア 報告すべき事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 災害対応体制
- (オ) 被害状況（被害程度は、認定基準に基づき報告する。）
- (カ) 災害に対して既にとった措置（前記（エ）を除く。）

災害応急対策について、区がとった措置、日時、場所、活動人員、使用資機材等を明らかにして報告する。なお、災害救助法が適用された場合、法に基づく救助措置について、所定の報告事項をそれぞれ都主管局に報告する。

- (キ) 災害に対し今後とろうとする措置（前記（カ）に準じて報告する。）
- (ク) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ケ) 災害対策に要した費用の概算額及びこれに対する予算措置

災害救助法に基づく救助費の概算額は、所定の様式に従い、それぞれ都主管局に報告する。

- (コ) その他必要事項

イ 報告の方法

東京都災害情報システム (DIS) の入力による。ただし、東京都災害情報システム (DIS) の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX など、あらゆる手段により報告する。

ウ 報告種類・期限等

報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

エ 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第12章 第6節「10 災害救助法の適用」に定めるところによる。

3 広報及び広聴活動

震災時には、住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、混乱を防止し適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。このため、区及び防災関係機関は、一体となって迅速かつ適切な広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、区及び各防災関係機関において広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

3-1 区の広報活動

区は、地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各防災機関と密接な連絡を図り、時間経過ごとに、次の事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 広報内容と手段

1 災害発生直後～

災害発生直後は、主にマスコミと連携し、広範囲かつ迅速に広報を行う。

広 報 内 容	対 象	手 段
1 区民の混乱防止情報 (1) 発生した災害の情報 (2) 概括的被害情報 (交通、ライフライン等) (3) 救援活動情報 (4) 二次被害防止情報 (含火災予防情報) (5) デマ情報への注意 (6) 避難情報・行政の対応状況 (7) 遺体収容所情報 2 生存関連情報 (1) 医療情報 (2) 飲料水・食料の物資情報	全区民及び 区内の 帰宅困難者等	1 同報系防災行政無線による区からの直接広報 2 広報車による広報 3 テレビ、ラジオや新聞等マスコミを使ったパブリシティ活動による広報 4 災害広報紙の避難所への掲示・避難者への配布 5 インターネットやSNS、ケーブルTVを活用した文字情報による広報 6 緊急速報メールによる広報

2 生活の再開時期～

生活の再開の程度には様々な段階があることから、各段階で提供する情報を各種の広報手段と組み合わせ、それぞれの対象者に広報を行う。

広 報 内 容	対 象	手 段
1 第1段階 (1) 生活関連情報 ア ライフライン復旧情報 イ 交通及び道路情報 ウ 生活の基礎情報 (商店及び風呂等) エ 教育関連情報 オ 医療情報 カ 各種相談窓口情報 (2) 行政施策情報 2 第2段階 通常生活再開のため、通常の行政サービスに関する情報も必要になる。 3 第3段階 (1) 避難所や仮設住宅等の避難者向け情報 (2) 通常生活に戻った区民向けの情報	1 生活関連情報は、避難者及び避難所外の区民 2 各種行政情報は、避難者、避難所外の区民に加え、区外避難者	1 避難者 (1) 避難所への災害広報紙の配布 (2) 同報系防災行政無線のアナウンス (3) 広報車による広報 避難所の掲示板への掲示(避難所への情報伝達手段としては、防災行政無線同報系、FAX、インターネット等) 2 避難所外の区民 (1) 広報紙の拠点配布 (2) 広報車による広報 (3) マスコミによる情報提供 (4) FAXサービス (5) ケーブルTVによる広報 (6) インターネット (7) SNS 3 区外避難者 (1) FAXサービス (2) マスコミによる情報提供 (3) ケーブルTVによる広報 (4) インターネット (5) SNS

(2) 報道機関への発表

- ア 災害に関する情報及び災害応急対策に関する事項等は、災対本部室長が事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、報道機関へ発表する。
- イ 日本放送協会及び民間放送各社への放送依頼を行う場合は、都総務局に対して次の事項を明らかにして、あつ旋を要請する。
 - (ア) 放送要請の理由
 - (イ) 放送事項
 - (ウ) 希望する放送日時及び放送系統
 - (エ) その他必要な事項

(3) 要配慮者への広報

通常的手段で広報活動を行うと、一部の区民は必要な情報を受け取ることができないおそれがあるため、特別な手段を講じる必要がある。

ア 障害者

聴覚障害者に対しては、文字情報(FAX・広報紙・ケーブルTV)による広報とともに、テレビの広報番組に手話通訳をつける等の手段を講じる。

視覚障害者に対しては、ラジオ・テレビ・広報車による巡回等で繰り返し情報提供を行う。また、各種障害者支援団体やボランティア団体と連携し、これらの団体を通じての情報提供を行う。

イ 外国人

被災外国人への情報伝達を行うため、広報内容を外国語でも表現し、既存のネットワークや外国人コミュニティ、ボランティア等の協力を得て広報を行う。また、外国語によるチラシ配布を行う。さらに、外国人支援団体等と連携し、団体等を通じての情報提供を行う。なお、外国人に対する情報提供の拠点は、しんじゅく多文化共生プラザとする。

3-2 安否情報の提供について

災害対策基本法第86条の15において、区は、家族等から被災者の安否情報の照会があったときは、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で、家族等に回答できる旨が規定された。これを受けて、区は、同法の定めるところにより、安否情報の提供を実施する。

3-3 防災関係機関の広報活動

(1) 各機関の広報活動一覧

機関名	内 容
警察署	<p>被害状況の情報等を速やかに広報し、避難を必要とする情報、混乱防止及び人心の安定を図るための情報等を発信する。</p> <p>1 広報事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難を必要とする情報 (2) 余震、津波等気象庁の情報 (3) 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し (4) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し (5) 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧見通し (6) 交通機関の被害状況及び復旧の見通し (7) 交通規制の実施状況及び渋滞情報 (8) 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 (9) その他混乱防止等を図るための情報 (10) デマ情報及び流言打ち消し情報 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警察官による携帯拡声器等を利用した広報 (2) 交番又は駐在所の放送設備を利用した広報 (3) パトカー、白バイ、広報車、サインカー、ヘリコプター、警備艇による広報 (4) 看板(交通情報板)等の広報資器材の提示等による広報 (5) ホームページ等
消防署	<p>災害時においては、災害に関する情報を収集し関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>1 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 出火防止、初期消火の呼びかけ (2) 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者等）への支援の呼びかけ (3) 火災及び水害に関する情報 (4) 避難勧告又は避難指示等に関する情報 (5) 救急告示医療機関等の診療情報 (6) その他住民が必要としている情報 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防車両等の拡声装置等 (2) ホームページ・SNS等を活用した情報提供 (3) 消防署・消防団及び町会の掲示板等への掲示 (4) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 (5) 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供
都水道局	<p>災害において断水事故が発生した場合、住民の不安と混乱を防ぐため、広報車等を巡回させるとともに、都区市町村、警察、消防、報道機関等の関係機関の協力を得ながら、区防災行政無線等を利用し、断水地域の住民に対し被害、復旧、応急給水等の状況等を適時適正に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害状況及び復旧見込み 2 給水拠点での応急給水実施状況 3 水質についての注意 4 その他必要事項 5 区民への協力要請

機関名	内 容
都下水道局	<p>発災後は、下水道施設の被害状況、復旧見通し、下水道使用自粛等の協力要請について東京都災害対策本部を通じて報道機関の協力を得ながら広報を、以下のように行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道局災害対策本部による情報機関への対応 2 下水道局災害対策本部の指示に基づく、下水道事務所等と区との連携による区民への情報提供
都交通局	<p>災害が発生した場合の広報活動としては、旅客及び報道機関に対して、災害の状況、運転状況、復旧の見込み等についての情報を提供し混乱防止を図るとともに、必要な協力要請を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地下鉄 都営地下鉄の利用者に対しては、各駅で構内放送等により行うほか、掲示により行う。また、連絡運輸機関等に状況を連絡し、旅客に対する広報を依頼する。 2 都電 都電の利用者に対しては、営業所から各停留所の放送設備を利用して行うほか、乗客に対しては、乗務員が車内放送により行う。 3 都バス 都バスの利用者に対しては、バスターミナル等に掲示を出すほか、車内客に対しては、乗務員が車内放送により行う。
東京電力	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動 災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 また、公衆感電事故、電気火災を防止するため次の広報活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力に通報すること。 (3) 切れた電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 屋外に避難するときは、ブレーカー又は安全器を必ず切ること。 (6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (7) その他事故防止のため留意すべき事項。 2 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びホームページ等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

機関名	内 容
J R 東日本	<p>被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等のマスコミを通じて、情報の提供に努める。</p> <p>1 報道機関への情報提供 各報道機関への情報提供は、本社及び東京支社の対策本部が対応に当たる。</p> <p>2 駅における広報案内 (1) 旅客の不安感を除き、動揺・混乱を防止するため、災害規模、被害範囲駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示や放送により行い、鎮静化に努める。 (2) 避難を行う場合は、社員が避難場所等安全な場所を案内するように努める。</p> <p>3 乗務員の広報案内 (1) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行い、旅客の動揺・混乱防止に努める。 (2) 避難を行う場合は、具体的な避難方法等を示すとともに、二次災害を防止するため、乗務員の指示に従った行動を行うよう案内する。</p>
N T T	<p>1 通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板等、災害用伝言板(web171)の提供開始情報等の広報を行う。</p> <p>2 公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。</p> <p>3 行政機関と連携し、区民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。</p> <p>4 災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の安否確認サービスの利用を呼びかける。</p>

機関名	内 容
東京ガス	<p>災害時には、供給区域全域を供給停止することなく被害の程度に応じてブロックごとに供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、市民の不安除去のため、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くして被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。</p> <p>広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。</p> <p>1 地震発生時には</p> <p>(1) ガスのにおいがする場合は、火気使用は厳禁であること。</p> <p>(2) 換気扇やスイッチの操作は行わないこと（火花によって、爆発が起こる原因ともなるので避けること）。</p> <p>(3) ガス臭い場合は東京ガスにご連絡を頂くこと。</p> <p>(4) 可能な場合は、ガス栓を全部閉めること。</p> <p>(5) 可能な場合は、ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。</p> <p>2 マイコンメーター（ガスメーター）が作動してガスが出ない場合 安全を確認した上で</p> <p>(1) 全てのガス器具のガス栓（器具栓）を閉じる。</p> <p>(2) 上部の（蓋がある場合は、丸い蓋を外し、中の）ボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。</p> <p>(3) 操作終了後3分間はマイコンによる漏えい検査のため、ガスを使用しないこと。</p> <p>3 供給を停止した場合</p> <p>(1) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は供給停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉じ、東京ガスから連絡があるまで待つこと。</p> <p>(2) ガスの供給が再開されるときには、必ず東京ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するのでそれまでガスを使用しないこと。</p> <p>4 供給再開時の広報</p> <p>(1) あらかじめ、通知する内管検査及び点火試験等の当日はなるべく在宅すること。</p> <p>(2) 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。</p> <p>(3) 内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は必ず東京ガスに連絡すること。</p> <p>(4) ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、東京ガスに連絡すること。</p>
首都高	<p>震災発生時は、利用者等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、首都高ホームページ、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に提供する。</p>

(2) 新宿区防災行政無線の利用

防災機関は、区民に対する広報活動を実施するうえで、必要がある場合は、区災対本部室に対し次に掲げる事項について要請するものとする。

- ア 広報の目的
- イ 広報案文
- ウ 広報の対象
- エ 放送の日時又は期間及び回数
- オ その他必要な事項

3-4 広聴活動

- (1) 区は、災害が終息したときは、広報車により被災地を巡回して移動相談を実施し、事後の救援措置の推進にあたる。
- (2) 区長は、災害収束後、特別出張所又はその他必要と認めた場所に相談窓口を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに区関係部に連絡して早期解決に努力する。
なお、災害時における法律相談等の体制については、新宿区法律相談担当弁護士クラブ、東京法律相談連絡協議会等と連携し対応がとれるよう調整していく。
- (3) 警察署は、署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して警察関係の相談に当たる。
- (4) 消防署は、災害終息後、災害の規模に応じて消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。また、区民からの電子メールによる問い合わせに対応する。

第7章 医療救護等対策

第1節 現在の到達状況

1 初動医療体制の確立

都は、東京 DMAT 指定病院を25病院指定し、約1,000名程度の DMAT の隊員を養成するほか、都医療救護班等を確保する等、初動医療体制を整備している。

また、医療搬送業務協定の締結による民間航空機（ヘリコプター）の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、搬送体制を整備している。

また、区では、災害対策本部に「災対健康部」を設け、関係機関と連携して対応する体制を整備している。

- (1) 区における災害拠点病院 6箇所
- (2) 区における災害拠点連携病院 5箇所（平成26年5月現在）
- (3) 区における救急告示病院 12箇所（災害拠点病院を含む）

2 医薬品・医療資器材の確保

都は、最大で500名まで対応できる災害用救急医療資器材を全ての災害拠点病院に配備し、更に約7万4千人に対応できる補充用医薬品の防災倉庫への備蓄や東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）の配備など災害時に対応できる医薬品等を確保している。また、医薬品、医療機器、衛生材料、歯科用医薬品の関係6団体と災害時協力協定を締結している。

区では、災害時における救護所や災害現場などで使用する医薬品等医療資材等については、蘇生、創傷、熱傷、骨折、輸血・輸液、緊急医薬品、雑品を組み合わせた「災害時医療資材セット（医師用）」を、医療救護所に1組ずつ、「災害時歯科医療資材セット」を医療救護所3箇所に備蓄している。なお、災害時医療資器材セット1組で、負傷者約500人分の応急医療が可能である。また初期救護活動用として、災害救助用医療セットを避難所備蓄倉庫に備蓄している。

3 医療施設等の基盤整備

都は、災害拠点病院等の医療機能を確保するため、医療施設を対象に耐震化等施設整備事業を実施するとともに自家発電装置の設置やエレベーター閉じ込め防止対策を推進している。また、救急告示医療機関を対象に広域災害救急医療情報システム（EMIS）を整備している。

- 災害拠点病院の指定 75病院（平成26年3月31日現在）
- 広域災害救急医療情報システムの整備 322病院（平成26年3月31日現在）

4 遺体の取扱い

都は、関係機関と協力し、震災時における検案班を編成して、遺体の検案や死体検案書の発行等を行う訓練を実施するとともに、都の検案体制のみでは不足する場合に備えて、検案活動の応援等に係る協定を東京都医師会等関係機関と締結している。また、広域火葬実施計画を策定し、民間火葬場や、各関係団体と協定を締結している。

- (1) 都内火葬場…………… 26 か所
 - ア 区部 9 か所（うち7か所が民営）
 - イ 多摩部 9 か所（うち1か所が民営）
 - ウ 島しょ部 8 か所
- (2) 遺体の搬送に関する協定
- (3) 遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定
- (4) 火葬の実施に関する協定
- (5) 棺等葬祭用品の供給に関する協定

第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震 時期及び時刻：冬の夕方18時、風速：8m/秒）】

被害項目	想定される被害
負傷者数	6,792人
重傷者数（内数）	887人
死者数	293人

1 初動医療体制

区内で約6,792人の負傷者（うち重傷者は約887人）の発生が想定されており、東京 DMAT 等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。

このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう応援医療チームの受入れ及び配置等について迅速に調整する機能が必要であり、そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。

また、傷病者等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。

さらに、災害拠点病院等に軽症者が集中し、災害拠点病院本来の機能である重症者への対応に支障がないよう、軽症の負傷者を適切に誘導できる仕組みの構築を検討する。

2 医薬品・医療資器材の確保

区は、災害時に備え医薬品等を備蓄しているが、不足した場合には医療機能の維持に大きな支障が生じることが想定される。このため、新宿区薬剤師会及び卸売販売業者との災害時協定等による医薬品及び災害時応急用資器材等の確保が必要である。

3 医療施設等の基盤整備

多くの負傷者に対し迅速かつ的確に医療提供を行うためには、災害拠点病院等の機能確保が大切である。また、地域の災害医療の中核的機能を担う災害拠点病院や被災を免れた医療機関等が連携するためには、医療機関相互の情報が共有できる基盤整備や医療連携体制の整備など、地域における医療機能を維持するための基盤を強化する必要がある。

4 遺体の取扱い

新宿区の被災による死者は、最大で293人と想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、遺体収容所等における体制の整備、関係機関と連携強化が必要である。

また、区部及び多摩部の18か所の火葬施設（火葬炉は227炉）の火葬施設のみで火葬処理を行うとすると、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 初動医療体制の確立

被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、東京都災害対策本部の下に設置する「東京都災害医療コーディネーター」と、各二次保健医療圏に設置する「東京都地域災害医療コーディネーター」並びに区の設置する「区市町村災害医療コーディネーター」を中心とする情報連絡体制を構築するほか、区における災害時医療に関する応急対応全般の調整は災対健康部で行う。

また、関係部局や東京消防庁、警視庁、自衛隊等の搬送機能を有する関係機関・団体と連携して、搬送手段を確保する。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、薬剤師会や卸売販売業者と連携した医薬品等の供給体制を強化する。

3 医療施設等の基盤整備

都では災害時において、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療施設の耐震化を促進するとともに、BCP（事業継続計画）の策定支援を行う。特に、災害拠点病院については、病院の医療機能を維持できるように、施設の耐震化の促進、飲料水、食料、自家発電に必要な燃料等の確保などライフライン機能を確保する。

なお、災害拠点病院等の配置については、「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、各二次保健医療圏の医療資源や傷病者の収容力を踏まえ、都として必要な規模を検討し、整備を進めていく。

区では、都による災害拠点病院及び災害拠点連携病院の指定、また災害医療支援病院の位置づけ等に従い、区内の医療機関との連携体制を構築する。

4 遺体の取扱い

東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発を図る。

また、協定を締結している民間関係団体とも連携して、遺体の搬送に協力し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。

第4節 到達目標

1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築

都では、東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づき都全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築することとしている。

負傷者等の搬送については、緊急度や搬送人数等に応じて、陸路、空路及び水路を最大限に活用した搬送手段を確保するとともに、他県等被災地域外への負傷者等の搬送を行う広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保する。

さらに、オープンスペースの利用に関する計画などに基づき災害拠点病院の近接地にヘリコプター緊急離着陸場を確保する。

区においても、新宿区災害医療コーディネーターを配置し、東京都地域災害医療コーディネーターと連携し、医療救護活動の統括及び調整を図る。

新宿区災害医療コーディネーターは、およそ発災直後から急性期までは、区災対健康部において、専門的見地から、医療従事者の配置調整や活動助言、傷病者の医療機関への受入れや医薬品配分などの調整を行う。また急性期以降は、圏外からの応援を含めた医療関係者によるミーティングを中心に運営する。

2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築

医薬品や医療資器材の確保に向けて、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。

また、医薬品等の確保については、医療機関が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、都では卸売販売業者が早期に復旧できるよう支援し、医療機関において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等を備蓄するよう働きかける。

3 全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院は耐震化 100%）、区内の病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築

区内の主要な病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有していることとし、その他の医療機関についても、耐震診断や耐震化を推進する。

医療機能の維持が特に必要となる病院においては、災害時にも飲料水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携するなど多面的な供給体制を確立するとともに、衛星携帯電話の整備促進など、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築する。

4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

都は、震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保する。

また、震災時における広域火葬に関しては、速やかに火葬を行う体制の充実・強化を図り、民間事業者や都、周辺各区との連携や協力体制を確保する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 初動医療体制の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

- (1) 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う新宿区災害医療コーディネーターを設置する。
- (2) 区は、新宿区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。
- (3) 区は、区内の医療機関、医療救護班及び二次保健医療圏医療対策拠点との情報連絡体制の構築をはかる。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター
区市町村災害医療コーディネーター	区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、区市町村が指定するコーディネーター

【医療対策拠点等】

名 称	説 明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

1-2 医療救護活動の確保

(1) 応援医療チーム

主に発災後72時間までは、域内災害に対処するために自治体が設置する都道府県 DMAT（東京 DMAT）や、広域災害に対処するために厚生労働省が設置する日本 DMAT が活動を行う。この DMAT を引き継いで、日本医師会により組織される JMAT が避難所や医療救護所、また被災地域の病院や診療所を支援する。

区では、こうした災害医療派遣チーム等医療関係者の支援を受入れ、医療救護活動を継続する。

※ 東京 DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム

(2) 医療救護班等の確保

- ア 区は医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、新宿区医師会、四谷牛込歯科医師会、新宿区歯科医師会及び新宿区薬剤師会等と協定を締結している。
- イ 区は、特別出張所管内ごとに1箇所を目安にしながら、区全体のバランスに配慮し、医療救護所の設置場所を確保する。
- ウ 区は、急性期以降に医療救護活動拠点を設置して、新宿区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。
- エ 区では、区外からの医療支援を、医療救護活動拠点となる「災害医療救護支援センター」に受け入れ、災害医療コーディネーターによる調整の上、巡回診療等、被災者への医療救護や健康管理を行う。

(3) 医療機関等の機能維持に向けた取組み

- ア 都福祉保健局は、医療機関等がBCP（事業継続計画）を策定できるように、支援する。
- イ 病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめBCP（事業継続計画）を策定するとともに、訓練等を定期的実施する。

(4) 医療救護所等

医療救護所とは、区市町村が区市町村地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所をいう。

区では、特別出張所管内ごとに1箇所を目安にしながら区全体のバランスに配慮し設置している。区では、医療救護所を可能な限り病院の近接地とするよう配置することで、医療救護所と緊急医療救護所は、同一のものとして位置づけている。

なお、医療救護所の場所は、医療救護所一覧のとおりである。

（別冊資料編 4-11 医療救護所一覧 6-18 震災時の避難所 参照）

【医療救護所等】

名 称	説 明
医療救護所	区市町村が、区市町村地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所
緊急医療救護所	区市町村が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
医療救護活動拠点	区市町村が、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ トリアージ：トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

(5) 医療救護活動拠点

医療救護活動拠点とは、区市町村が医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所をいう。

区では、医療救護活動拠点として、次のとおり「災害医療救護支援センター」を整備する。

◇ 災害医療救護支援センター

【設置】

地震等の大規模な災害が発生した場合に、医療救護活動を後方支援する拠点としての役割を担うため設置する。センターを開設する基準は、新宿区地域防災計画に基づき、災対健康部の設置及び医療救護所の開設が行われた場合とする。

【位置】

東新宿保健センター・新宿区医師会合築建物のうち、地下1階から2階までをセンターとして使用する。

【業務内容】

- ① 新宿区災害医療コーディネーター^{*}の医学的助言に基づく医療情報の収集及び提供、医療関係者等（医療ボランティアを含む）の配置調整、傷病者の収容先医療機関の確保
- ② 医療関係者等の受入れ及び待機施設並びにミーティング場所として医療情報・活動集約及び在宅療養支援等情報交換等
- ③ 医薬品の調達及び配分調整等

※コーディネーターは、災害時にセンターに参集し、専門的見地から、医療従事者の配置調整や活動助言、傷病者の医療機関の受入れや医薬品配分などの調整を担う。区では新宿区医師会会長はじめ医師会医師3名を平成26年1月1日より任用している。

【備蓄管理】

センター地下1階の医薬品保管庫（災害薬事センター）では、区内10か所の医療救護所の後方支援として、不足する医薬品の供給を行うための備蓄を行う。

「災害用医薬品の備蓄及び供給に関する協定」に基づき、新宿区薬剤師会では保管庫の管理責任者（災害薬事コーディネーター）を定めるほか、区との協議により定める品目及び数量の医薬品の備蓄管理を行う。

1-3 負傷者等の搬送体制の整備

- (1) 区は、負傷者の搬送方法を検討する。
- (2) 区は、医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制の構築を図る。

【負傷者等の搬送体制の整備】

各機関	対策内容
都総務局	救出救助活動拠点等を選定し確保
都福祉保健局	1 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 2 被災地域外への広域搬送を確保するため、広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）（※）の設置場所を確保 3 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保
都港湾局	医薬品、医療従事者等を搬送するため、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会と協定を締結
東京消防庁	患者等搬送事業者と協定を締結
区	1 負傷者の搬送方法の検討 2 医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制の構築

※ 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）：Staging Care Unit の略で、広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する措置等を行う臨時医療施設をいう。

1-4 防疫体制の整備

- (1) 区は防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- (2) 区は、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

2 医薬品・医療資器材の確保

2-1 医薬品

- (1) 区は、新宿区薬剤師会、卸売販売業者等と協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- (2) 区は、新宿区医師会、四谷牛込歯科医師会、新宿区歯科医師会、新宿区薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- (3) 区は、新宿区薬剤師会と連携し、医薬品保管庫（災害薬事センター）の運営、管理責任者（災害薬事コーディネーター）の設置、医薬品の搬送方法等、具体的な活動内容について協議しておく。なお、原則として、卸売販売業者は、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の医薬品保管庫へ納品することとする。
- (4) 区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に新宿区薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

2-2 医療資器材

- (1) 蘇生、創傷、熱傷、輸血・輸液、緊急医薬品、雑品を組み合わせた「災害時医療資材セット（医師用）」を全医療救護所に1組ずつ、「災害時歯科医療資材セット（歯科医師用）」を医療救護所3箇所（箇所）に備蓄している。なお、災害時医療資材セット1組で、負傷者約500人分の応急医療が可能である。また初期救護活動用として、「災害救助用医療品セット」を避難所備蓄倉庫に備蓄している。
- (2) 医薬品等医療資材の内容については、適宜見直しを行う。

3 医療施設の基盤整備

都は、広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害医療体制の充実を図っている。

【災害拠点病院等】

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 （基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院）
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 （救急告示を受けた病院等で都が指定する病院）
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 （災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

4 遺体の取扱い

- (1) 区は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。
 - ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
 - イ 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
 - ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
 - エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
 - (2) 区は、遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。
 - ア 屋内施設
 - イ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
 - ウ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設
 - エ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。
- ※ 検視・検案
 検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 救助・救急医療活動

震災時には、建物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災等により多数の負傷者の発生が予想される。このため、関係機関と協力体制を確保し、迅速、的確な救助・救急活動並びに医療救護活動に万全を期すことが必要である。

1-1 救助・救急活動

(1) 体制の整備

ア 東京消防庁の救助・救急体制

(7) 救助・救急体制の整備

ア) 初動期の救助・救急体制を強化するため、各消防署に消防隊員用救助・救急資機材の整備を図る。

イ) 東京消防庁は、東京 DMAT 連携隊を編成し、東京 DMAT と一体的に活動することを原則とし、平時からの情報共有等を図るとともに、救出救助訓練と連携した東京 DMAT の活動訓練を実施する。

※ 東京 DMAT：大震災等自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師で編成される災害医療派遣チーム

(4) 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団の応急救護資機材(担架、救急カバン等)の増強・充実を図り、応急手当普及員を養成するとともに簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。

イ 警視庁の救出・救助体制

崖崩れ現場や倒壊家屋等からの救出・救助用に強力な力を発揮するショベルカー等の災害用重機の整備拡充を図っている。また、併せて救出救助部隊が使用する救助用資機材の整備拡充を図っている。

ウ 防災区民組織等の救出・救護体制

区では、助成金の交付により防災区民組織の資機材購入を支援している。

(2) 活動の実施

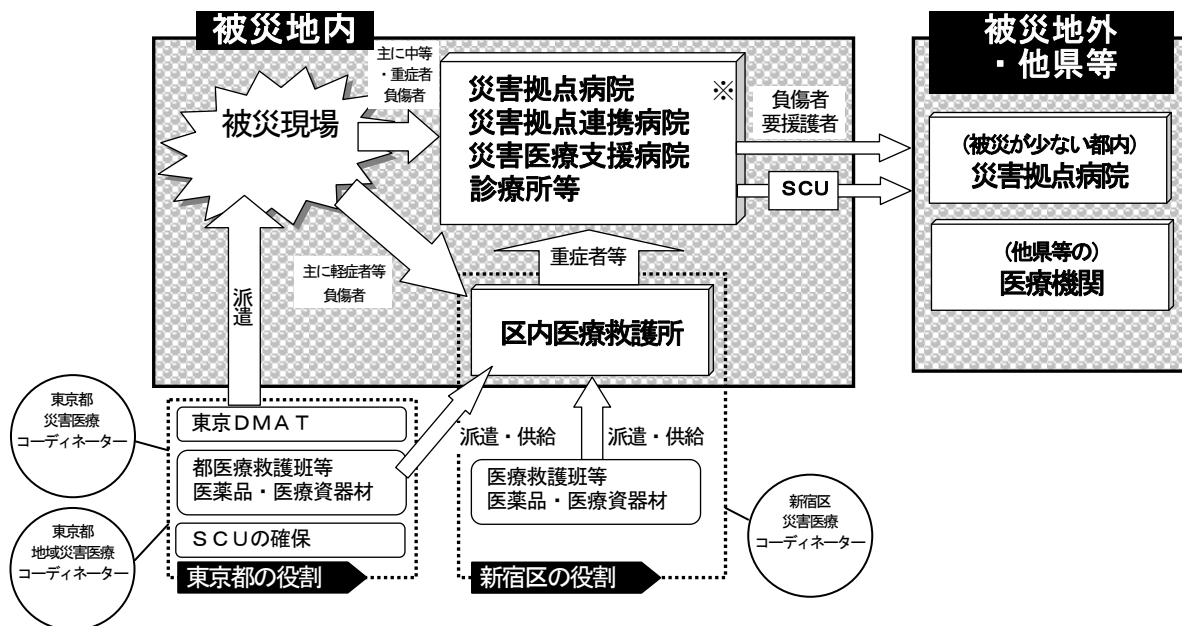
消防署及び警察署は、それぞれ以下の体制のもと、救助・救急活動を実施する。

主体	活 動 態 勢
消防署	1 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー隊)の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。 2 救助・救急活動に必要な重機、救急資機材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 3 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 4 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 5 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、防災区民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
警察署	1 生存者の救助を最優先に行う。 2 緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定する。

1-2 医療救護

災害時において、傷病者が多数発生したとき又は医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止したときにおいても、医療救護は、直接人命を左右するものであり、迅速な対応が要求される。区では、防災関係機関と連絡を密にし、災害時における傷病者に対する応急処置、災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の設定（トリアージ）等の医療救護活動を円滑に行うため、医療救護所に係る体制を整備している。

【災害時医療救護の流れ】



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

(1) 体制の整備

ア 医薬品等の備蓄

災害時に医療救護所で使用する医療資器材については、「災害時医療資材セット」を全医療救護所に1組ずつ、「災害時歯科医療資材セット」を医療救護所3箇所に備蓄している。また初期救護活動用として、「災害救助用医薬品セット」を全避難所に備蓄している。

医薬品については、災害医療救護支援センターの地下1階の医薬品保管庫（災害薬事センター）に備蓄する。

イ 災害医療運営連絡会の設置等

災害時の医療救護活動の円滑な運営態勢の確立を図るため、区、警察署、消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道接骨師会からなる「新宿区災害医療運営連絡会」において、災害医療態勢の検討、訓練の立案等を行っている。また、医療救護所の運営、医療資材・医薬品の備蓄内容及び医療救護活動の内容を検討するため、「新宿区災害医療運営連絡会」に「新宿区災害医療検討会」を設置し、関係機関との協議を進めている。

ウ 医療救護班の被服整備

区医師会医療救護班に対する被服については、都「災害医療運営連絡会」において全都的なものとしてデザイン等の統一方針が決定された。区はこれを受け、昭和53年度に新宿区災害医療運営連絡会での決定を経て新宿区医師会に支給を行っている。（帽子、ベスト、靴等）

(2) 活動の実施

ア 医療情報の収集伝達

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況の把握と医療機関等との情報連絡体制を確立することが必要である。このため、区及び都福祉保健局は、以下のような被害情報収集・提供活動をそれぞれ実施する。

主 体	医療機関の被害状況等の情報収集	区民等への情報提供
区	医師会等の協力を得て、診療所、歯科診療所及び保険薬局の被害状況や活動状況等についての情報を収集し、得られた情報は都福祉保健局に報告する。	収集した情報及び都からの情報を防災行政無線、掲示板等を活用して区民に広報を行う。
都福祉保健局	病院及び災害拠点病院等の被害状況や活動状況等についての情報を収集する。	収集した医療機関の被害状況や活動状況等を区に伝達するとともに、報道機関を通じて都民に広報を行う。

イ 医療救護本部等の設置

災害対策本部が設置されたときは、災対健康部に医療救護本部を設置し、都福祉保健局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会及び医療ボランティア等との連絡調整等を行う。

ウ 医療救護所の設置

- (ア) 区本部長は、医療救護等を必要と認めたときは、医療救護本部長に医療救護所(区内10箇所の避難所)の設置を指示する。
- (イ) 医療救護本部長は、避難所等に医療救護所を開設し、設置状況等について都福祉保健局長に報告する。

エ 医療救護班等の編成・派遣

(ア) 医療救護班等の編成・派遣

医療救護所で医療救護活動に従事する医療救護班等の編成、派遣の方法は次のとおりとする。

主 体	救護班編成・派遣方法
区	医療救護本部長の指示により、所管地域の医療救護体制の情報収集を行う。また区長は、区のみでは対応できない場合は、都福祉保健局長に医療救護班の派遣要請を行う。
医師会	区本部長の、「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく要請により、医療救護班を編成し派遣する。
歯科医師会	区本部長の、「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく要請により、歯科医療救護班を編成し派遣する。
薬剤師会	区本部長の、「災害時の救護活動についての協定」に基づく要請により、薬剤師班を編成し派遣する。
柔道接骨師会	区本部長の、「災害時の応急救護活動についての協定」に基づく要請により、班を編成し派遣する。
都福祉保健局	都福祉保健局長は、区の要請があった場合及び被災状況により医療救護の必要を認めた場合は、医療救護班の派遣を行う。

(イ) 医療救護班等の構成

医療救護班等は次の要員をもって構成する。

救護班	構 成
医師会医療救護班	原則として医師、看護師、その他の補助員からなる医療救護班を1つの単位として活動する。
歯科医療救護班	1 歯科医師 2 歯科衛生士 3 その他の補助事務員
薬剤師班	薬剤師
柔道接骨師会	柔道接骨師

オ 医療救護班等の活動内容

医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、区内10か所の医療救護所においてトリアージを行い、軽症者には応急処置をし、中等症者及び重傷者は、迅速に災害拠点病院等へ搬送する。なお、傷病者の誘導や受付、搬送などの医療救護活動は、地域住民との共助により実施する。救命救急のピークの後には、避難者に対する健康相談、診察、服薬指導等を行うため、管内の各避難所への巡回診療等を行う。

主 体	活 動 内 容
医療救護班	1 医師の指示により災害拠点病院等の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ） 2 傷病者に対する応急処置 3 転送困難な患者及び軽症患者等に対する医療 4 死亡の確認 5 状況に応じて遺体の検案に協力
歯科医療救護班	1 医師の指示により災害拠点病院等の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ） 2 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 3 避難所内における転送困難な患者及び軽傷患者等に対する歯科治療、衛生指導 4 検死・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	1 医師の指示により医療救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導 2 医療救護所及び医薬品保管庫等における医薬品の仕分け、管理 3 医療救護所等における傷病者に対する持参薬及び日頃の服薬歴の確認 4 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 5 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
柔道接骨師班	1 傷病者に対する応急救護の実施 2 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供 3 救護所において行う応急処置は、医師の指示により実施する。

(3) 東京 DMAT の活動（都が被災現場へ派遣）

ア 東京 DMAT の出場に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。

イ 災害発生直後からおおむね72時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。

ウ 都は、東京 DMAT チームが効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。

エ 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、福祉保健局、病院経営本部、東京消防庁と協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。

オ 都は、災害現場の東京 DMAT チームとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。

1-3 傷病者の搬送及び収容

(1) 搬送体制

都及び区は搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。

(2) 医療救護所から医療機関への搬送

医療救護所で医師によるトリアージの結果、中等症また重症と診断された傷病者については、災対健康部が新宿区災害医療コーディネーターの調整により、収容可能な医療機関への搬送を決定する。搬送は、地域住民との共助により、担架等の搬送器具を用い、医療救護所から医療機関へ搬送する。

今後、車両等の搬送手段を有する民間事業者の協力について検討を進める。

(3) 医療機関から被災地外・他県への搬送

被災地内の医療機関では治療また収容できない傷病者については、都福祉保健局及び東京消防庁の連携により、被災地域外への広域搬送を行う。

(4) 災害拠点病院等

都は、広域的な連携体制の下迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害医療体制の充実を図っている。第7章 第5節 「3 医療施設の基盤整備」の【災害拠点病院等】を参照。

1-4 医薬品、医療資器材の調達等

(1) 医薬品等の調達

区は、発災後速やかに災害医療救護支援センター（医薬品保管庫を含む）を設置する。医療救護班及び歯科医療救護班が医療救護所等で使用する医薬品等は、区が備蓄している災害時医療資材セット（医師用）、災害救助用医療品セット、災害時歯科医療資材セット（歯科医師用）を使用するものとし、不足を生じるときは、以下の手順で調達する。

ア 原則として、発災から72時間以内は、区は「災害用医薬品の備蓄及び供給に関する協定」に基づき、区薬剤師会に医薬品を発注し、区薬剤師会が流通備蓄している医薬品等を納品する。

イ 原則として、発災から72時間を経過した以降は、区は「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」に基づき、卸販売業者4社に医薬品を発注し、受注した卸販売業者が医薬品等を納品する。

ウ 前記の方法で調達が不可能な場合は、区は都へ調達を要請する。

エ 原則として、発注は、災害医療救護支援センターの医薬品保管庫（災害薬事センター）の管理責任者（災害薬事コーディネーター）が、医療救護所等からの要請を取りまとめて行う。納品先は、原則として、医療救護所（区内10か所）とする。

オ 区と協定を締結した区薬剤師会及び大手卸販売業者4社と発注方法・納品方法の協議を行う。

(2) 医薬品等の搬送

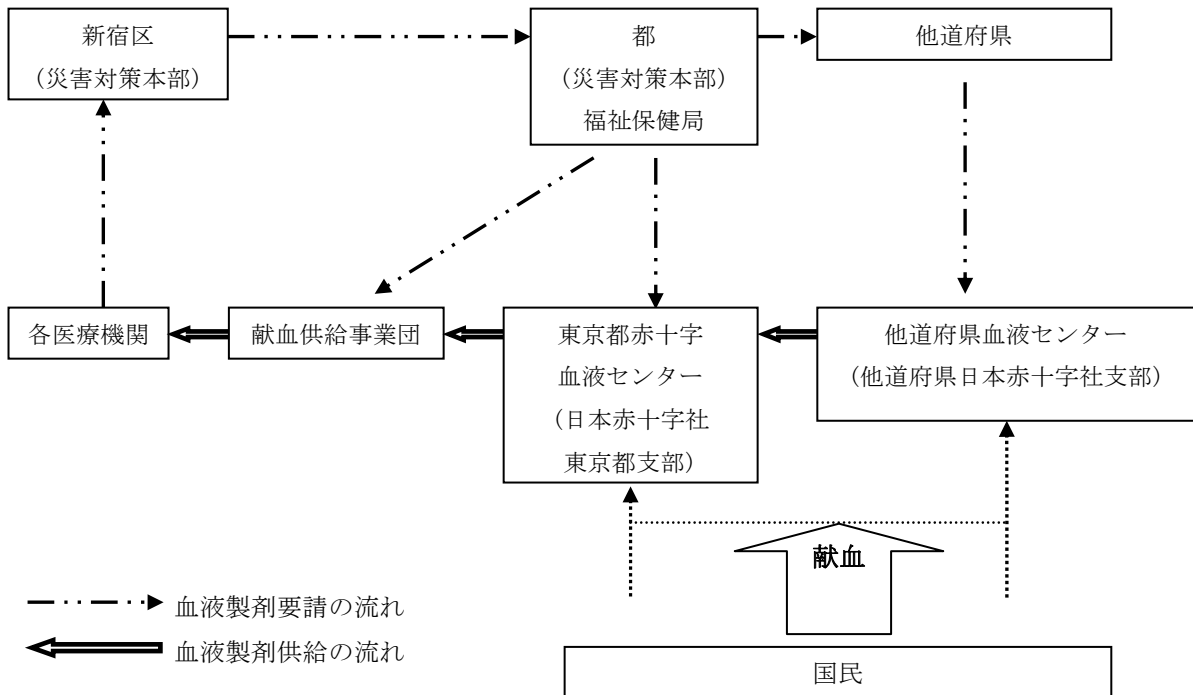
医薬品等の搬送は、72時間以内は災対健康部が災対総務部と協力して行う。

72時間を経過した以降は、協定に基づき卸販売業者が行う。ただし、卸販売業者の要請により区が配送に協力する。

(3) 血液製剤の供給

血液製剤が必要な場合は、区長は、都福祉保健局長に要請する。都は、日本赤十字社京都支部その他に要請し、同支部及び都内各血液センターが、公益財団法人献血供給事業団を通じて供給する。

【血液製剤の供給体制】



1-5 保健衛生体制

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

(1) 保健衛生

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活、被災のショック等は、心身の健康に様々な影響を及ぼす。そこで、心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策が必要である。

ア 巡回訪問チームの編成

区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士、その他必要な職種からなる巡回訪問チームを編成して避難所等へ派遣する。また、この巡回訪問チームには、圏外からの応援を含めた医療関係者も受け入れ、編成する。

イ 巡回訪問チームの活動内容

- (ア) 避難所における健康相談
- (イ) 地域における巡回健康相談
- (ウ) その他必要な保健活動

ウ 訪問看護ステーションチームの編成

区は、訪問看護ステーション利用者に対応するため、「健康調整班」に訪問看護担当を置き、訪問看護師による訪問看護ステーションチームを編成する。

(2) メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。そのため、被災住民に対するメンタルヘルスケアを実施する必要がある。そこで、区は、保健予防班を中心に精神科専門医あるいはこころのケアチームによる体制が整い次第、避難所での専門相談を実施する。また、全戸訪問により把握されたこころの健康問題がある人は、保健所や保健センター等により専門相談を実施する。

(3) 在宅難病患者への対応

区は、在宅難病患者の状況把握に努める。

(4) 在宅人工呼吸器使用者への対応

ア 区（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

イ 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

ウ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

(5) 透析患者等への対応

透析患者等に対しては、都福祉保健局が日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供することとなっている。区は在宅透析患者の状況把握に努める。

区は、被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整する。

(6) 被災動物の保護

ア 都福祉保健局は、関係団体等と協力して「動物救援本部」を設置し、関係団体等と協力して被災動物の保護を行う。

イ 区は、「学校避難所動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会新宿支部や動物愛護ボランティア等と共に、被災動物の保護に関して都、関係団体へ協力する。

1-6 防疫

(1) 防疫活動

区は、災害時における食中毒の発生、感染症のまん延を防止するための措置を講じる。

ア 衛生班及び保健予防班の編成

区は、震災時における防疫活動を実施するため、医療救護本部に衛生班及び保健予防班を編成する。

イ 衛生班の活動

(ア) 飲用水の安全管理指導及び簡易水質検査（残留塩素測定等）

(イ) 避難所における食品取扱管理者の設置指導

(ウ) 避難所入所者に対する食品衛生の啓発

(エ) 食品関係営業施設等の指導

(オ) 避難所等被災区域の消毒及び指導

ウ 保健予防班の活動

(ア) 健康調査及び感染症予防のための疫学調査

(イ) 避難所及び被災地の防疫指導

(ウ) 感染症予防の普及啓発

エ 防疫活動の通知等

(ア) 区長は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に対し速やかに通知する。

(イ) 区長は、防疫活動の実施にあたって、区の対応能力で十分でないときは、都福祉保健局長に要請する。

(ウ) 区は、感染症患者を発見したときは、直ちに都福祉保健局に通報する。

オ 防疫用資器材

(ア) 防疫活動に要する資器材については、感染症予防関係法令に基づく防疫措置及びそ族・昆虫駆除用の資器材を使用する。

(イ) 区長は、緊急事態で上記の資器材で不足する場合は、都福祉保健局に要請する。

(2) 入浴施設の確保

区は、被災規模が大きくライフラインの復旧作業が長期に及び、水・ガスが復旧しないときは、必要に応じ、自衛隊の資機材を活用することも視野に入れて入浴施設の確保対策を講じる。

2 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

災害の発生により行方不明者や死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、区及び防災関係機関は連絡を密にして遅滞なく処理し、人心の安定を図ることが必要である。

2-1 遺体の搜索

行方不明者のうち、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次のとおりとする。

機 関	活 動 内 容
区	1 搜索の実施 都総務局に協議し、都各部局、警察、関係機関の協力を得て、作業員の雇い上げやボランティアの協力、機械器具の借り上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施する。 2 搜索に要する帳簿の整備 区は、遺体の搜索に要する帳簿を整備する。 (1) 救助実施記録日計表 (2) 搜索用機械、器具、燃料受払簿 (3) 遺体の搜索状況記録簿 (4) 遺体の搜索費用関係支出証拠書類
都総務局	区からの協議に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整に当たり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
警察署	区が実施する遺体の搜索・収容に協力し、次の活動を行う。 1 行方不明の届け出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 2 身元不明者については、人相、所持品、着衣、口腔内、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

2-2 遺体の搬送

区は、遺体の搬送に必要な車両の調達及び作業員の雇い上げを行い、警察署等関係機関の協力を得て、遺体を発見現場から遺体収容所に搬送する。

なお、遺体の搬送に関しては、一般社団法人全国霊柩自動車協会との間で「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」を締結し、霊柩自動車による搬送手段の確保を図っている。

2-3 遺体の収容等

(1) 遺体の収容

区は、災害発生後速やかに指定場所(新宿コズミックスポーツセンター、四谷地域センター、牛込笹塚地域センター、落合第一地域センター)に遺体収容所を開設し、遺体を収容するとともに、開設状況について都及び警察署に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分ではないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

なお、遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備する。

(2) 遺体収容所

ア 遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受領、特例許可証の発行等の関係法令に基づく手続き、遺体引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。また、遺体収容所に管理責任者を配置

し、遺体収容所設置に関する初動的な対応や、遺体収容所における各種業務を円滑に進行するための連絡調整に当たらせる。

イ 遺体収容所の設置場所については、避難所、医療機関とは別の場所を確保し、検視・検案活動のほか、身元不明遺体収容所としての使用可能な場所に設置する。また、水・通信及び交通手段の確保を考慮する。

ウ 遺体の収容及び安置等に必要な葬祭用品に関しては、全東京葬祭業連合会との間の「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定」及び、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との間の「災害時における資機材及び施設等の提供に関する協定」により、供給の確保を図っている。

2-4 検視・検案等

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため検視・検案は原則として、同一場所で集中的に実施することとする。

(1) 検視・検案体制

各機関は、それぞれ以下の活動を実施する。

機 関	活 動 内 容
区	関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。
警察署	1 検視班を遺体収容所に派遣する。 2 検視班は、検視規則及び死体取扱規則等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。 3 「身元確認班」を編成して確認を実施し、身元が判明しない場合は、区長に引き継ぐ。
都福祉保健局	監察医等による検案班を編成して遺体収容所に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講じる。
医師会 歯科医師会	東京都医師会及び東京都歯科医師会は、都の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。また、東京都歯科医師会は、警視庁から身元確認作業の協力要請が合った場合は、身元確認班(歯科医師)を編成し、派遣する。

(2) 遺体の身元確認

各機関は、それぞれ以下の活動を実施する。

機 関	活 動 内 容
区	医師会、歯科医師会の協力などを得て遺体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記した「氏名札」を棺に貼付する。
都	警視庁の協力を得て、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。
歯科医師会	警視庁からの身元確認作業の協力要請があった場合は、東京都歯科医師会は身元確認班(歯科医師)を編成し、派遣する。また区内歯科医師会もこれに協力する。

2-5 火 葬

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急的に実施する。

(1) 火葬の要件

- ア 対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。
- イ 災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

(2) 火葬の方法

- ア 区は、遺体を火葬する場合、「災害死体送付票」を作成のうえ、指定された火葬場に送付する。
- イ 区は、遺骨及び遺留品に、「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。
- ウ 家族その他から遺骨等の引き取りを希望する者があつたときは、区は、「遺骨及び遺留品処理票」により整理のうえ引き渡す。

(3) 遺体の火葬

遺体の火葬は、必要に応じて区において火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は計画に基づき広域火葬体制を速やかに整備する。

ア 火葬特例の適用・許可証発行について

区は、通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

イ 広域火葬の実施について

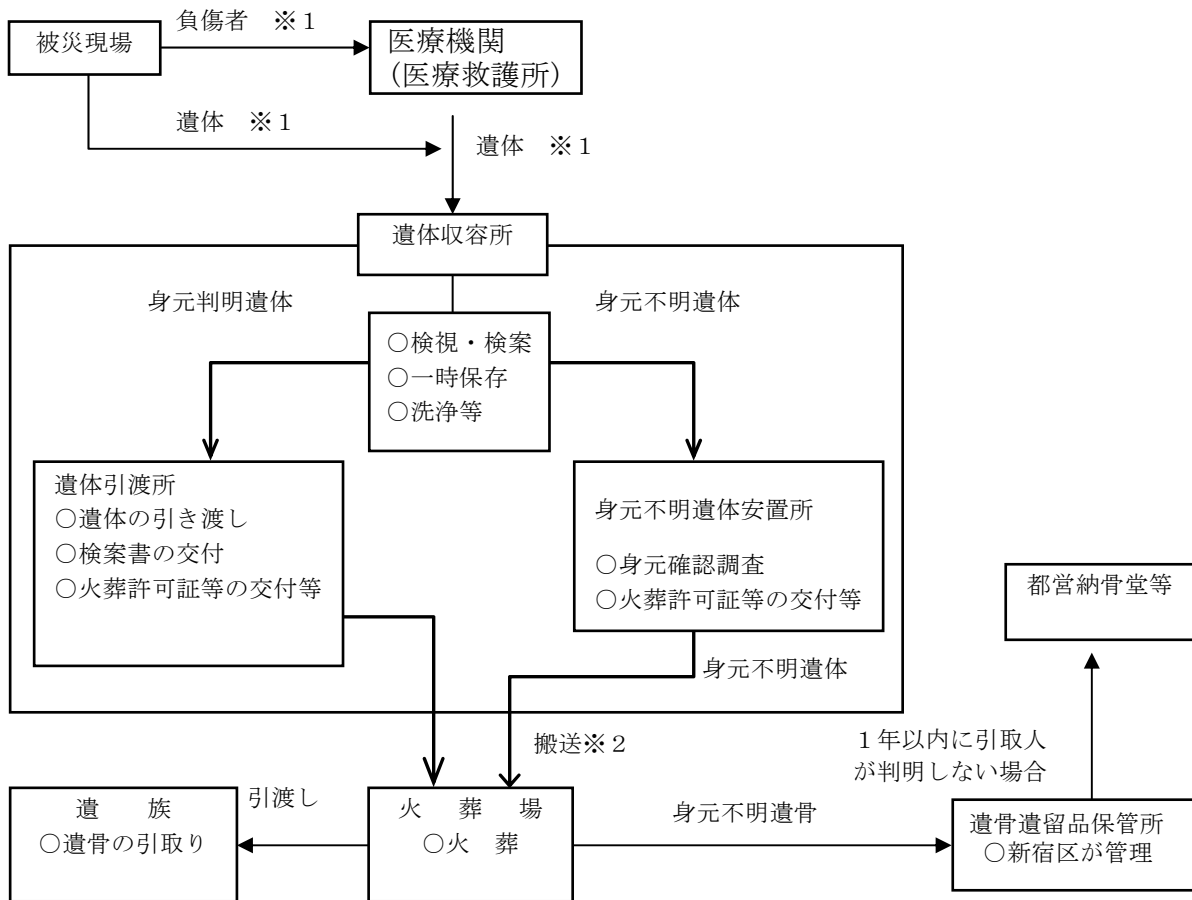
- (ア) 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。
- (イ) 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- (ウ) 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。
- (エ) 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。
- (オ) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。
- (カ) 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

2-6 身元不明遺体の遺骨の取扱い

各機関は、それぞれ以下の活動を実施する。

機 関	活 動 内 容
警察署	1 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 2 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 3 おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区長に引き継ぐ。
区	1 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 2 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 3 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 4 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

【遺体取扱いの流れ】



- ※1 警視庁は、区が実施する遺体の捜索・収容等に協力
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 区の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

第7節 具体的な取組（復旧対策）

1 防疫体制の確立

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

- (1) 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の安全管理指導や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の駆除等の指導を行う。
- (2) 「衛生班」及び「保健予防班」を編成し、防疫活動を実施
- (3) 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡
- (4) 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都福祉保健局又は新宿区医師会に協力を要請
- (5) 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。
- (6) 被災地や避難所における感染症発生状況の把握
- (7) 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施
- (8) 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施

- (9) 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保
- (10) 被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。
- (11) 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力

【班別役割分担】

班名	機関名	役割
保健予防班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康調査及び健康相談の実施 ・避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ・感染症予防のため広報及び健康指導 ・避難所におけるトイレ、ごみ保管場所等の適正管理指導 ・衛生物品の配布及び調達 ・予防接種再開の準備・実施 ・患者発生時の消毒(指導)
衛生班	保健所等	(食品衛生関係) <ul style="list-style-type: none"> ・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・食品集積所の衛生確保 ・避難所の食品衛生指導 ・その他食品に起因する危害発生の防止 ・食中毒発生時の対応 ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・手洗いの励行 ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・情報提供 (環境衛生関係) <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の安全管理指導及び簡易水質検査（残留塩素測定等） ・避難所等被災区域の消毒及び指導 ・避難所の過密状況や衛生状態の調査・確認 ・避難所における室内環境等の衛生確保のための助言・指導 ・避難所におけるねずみ族、昆虫等（※）の防除方法についての助言・指導 ・避難所におけるトイレ・ゴミ保管場所の適正管理についての助言・指導

※ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介するねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

第8章 帰宅困難者対策

新宿区には、区外から日々多くの通勤・通学者や買い物客等が流入し滞在している。大規模地震により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない人々が「帰宅困難者」として多数発生し、大きな社会的混乱が予想される。内閣府が行った調査によると、東北地方太平洋沖地震に際して発生した帰宅困難者数は、都内全域で推計約352万人である。

区内には、1日の乗降客数が350万人を超える新宿駅をはじめ、高田馬場駅、四ツ谷駅、市ヶ谷駅、飯田橋駅など複数の路線が乗り入れる駅があり、その周辺には商業・業務機能が集積している。

首都直下地震時に区内で発生が想定される帰宅困難者数は、約31万人である。東北地方太平洋沖地震でも、多くの帰宅困難者が発生し、避難所や区の施設への受け入れを行ったが、その際、避難誘導や情報提供等の帰宅困難者への対応の不備が明らかとなった。一方、震災当日から翌日にかけて、一斉に徒歩による帰宅が行われたことや交通渋滞の発生等が問題となっている。帰宅困難者対策は区の重要な課題の一つである。

第1節 現在の到達状況

1 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

都は、国とともに東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる協議会（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）を平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめた。

東京都防災会議が平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、震度5強の地震が発生した場合には鉄道等のほとんどの交通機関が停止する。そのため、想定しているいずれの地震規模でも、冬の平日18時に地震が発生した場合、都内滞留者（約1,387万人）のうち約471万人（約34%）が帰宅困難者になり、これと東京都市圏外からの流入者を合わせると、都内の帰宅困難者は約517万人（新宿区においては、313,811人）発生すると想定されている。また、都心区において発生した帰宅困難者が埼玉県、千葉県等への帰宅のため区内の幹線道路を中心に通過することも予測される。

2 東京都帰宅困難者対策実施計画の策定

都は、平成24年11月に、帰宅困難者対策の事業方針や行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定した。

3 東京都帰宅困難者対策条例及び新宿区災害対策推進条例の施行

都は、行政、事業者、区民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組みを定めた東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を平成25年4月に施行した。また、新宿区においても、帰宅困難者対策に関する規定を持つ新宿区災害対策推進条例を平成25年4月1日に施行した。

4 事業所における帰宅困難者対策検討部会（東京消防庁）

東日本大震災では、公共交通機関の停止により、首都圏において約515万人の帰宅困難者が発生し、徒歩帰宅者が道路上にあふれ混乱が生じるなど、今後、予想される首都直下地震等に備え、帰宅困難者対策を一層強化する必要性を顕在化させた。

東京消防庁では、平成23年9月から12月まで「事業所における帰宅困難者対策検討部会」を設置し、震災後に実施した防災管理対象物に対するアンケート結果や外部有識者の意見等から事業所における帰宅困難者に係る現状、課題及び対策について検討を行った。

本委員会の提言により、火災予防条例及び東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する改正告示が平成25年4月1日から施行された。

5 一時滞在施設の確保

都は、都立施設200か所を一時滞在施設（約7万人分）として指定し、備蓄品の配備を行うとともに、一時滞在施設間の情報連絡体制の整備等を行った。区においても、区有施設23か所を帰宅困難者一時滞在施設（約8,400人分）として指定した。

6 帰宅支援ステーションの整備

都は、混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを9,752箇所確保した。（平成25年10月8日現在）

7 新宿駅周辺防災対策協議会の設置

鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成14年3月に新宿区帰宅困難者対策推進協議会（現新宿駅周辺防災対策協議会）を設置した。

8 帰宅困難者用備蓄の配備

帰宅困難者用の備蓄として、水（500ml）25,416本、ビスケット25,680食、アルミブランケット9,300枚を区施設に備蓄した。

第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震 時期及び時刻：冬の夕方18時、風速：8m/秒）】

被害項目	想定される被害
区内滞留者数	754,164 人
帰宅困難者数	313,811 人

1 「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底における課題

「東京都帰宅困難者対策条例」について、区民、事業者等においても周知徹底を図り、従業員等の施設内待機に係る計画の作成や3日間の水・食料等の備蓄を行うことが必要である。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備に関する課題

東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとは言い難く、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要がある。

3 一時滞在施設に関する課題

被害想定では、行き場のない帰宅困難者が多数発生すると想定されており、一時滞在施設の確保、備蓄の充実が必要である。

4 帰宅支援に関する課題

混乱収拾後の、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制や、徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーション等の支援体制の充実が必要である。

第3節 対策の方向性

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例の内容を、区民及び事業者等に周知していく。（従業員の一斉帰宅抑制、3日分の飲料水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など）

2 情報通信基盤の整備

国、都、区、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤整備を推進する。

3 一時滞在施設の確保

一時滞在施設の確保に向けて、事業者団体に対しても一時滞在施設の提供に向け協定の締結を推進する。

4 帰宅支援のための対策

都は、帰宅支援のための代替輸送手段や、災害時帰宅支援ステーションの更なる充実、地域での取組の推進を目指す。

5 都市再生安全確保計画制度の活用

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画制度を活用して、新宿駅周辺地域の帰宅困難者対策を推進していく。

第4節 到達目標

1 事業所における帰宅困難者対策の強化

東京都帰宅困難者対策条例及び新宿区災害対策推進条例に基づき、区内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などの取組を行う。

2 一時滞在施設の量的拡大

企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設の確保を推進する。

3 災害時帰宅支援ステーションの充実

都は、混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。

4 代替輸送手段の確保

都は、徒歩帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するため、バスなどの代替輸送手段を確保する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 帰宅困難者対策条例の周知徹底

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例の内容を周知徹底する必要がある。

※帰宅困難者とは、事業所、学校等に通勤、通学し、又は買物その他の理由により来店し、もしくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。

（東京都帰宅困難者対策条例第1条）

機関名	内 容
区	1 東京都帰宅困難者対策条例の区民・事業者への周知徹底 2 駅前滞留者対策協議会等の設置 3 駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保
区民	外出時の発災に備えた必要な準備
学校等 教育委員会	児童・生徒等の安全確保のための体制整備
東京 消防庁	1 所轄の消防署は、駅前滞留者対策協議会等に対して指導助言を行う。 2 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
事業者	1 企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 2 外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄を検討 3 企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知
集客施設 及び 駅の事業者	1 集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 2 集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進

1-1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

- (1) 都は、帰宅困難者対策に関する対策全般について、「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づき、取組を推進する。
- (2) 区は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。
- (3) 都及び区は建築指導等の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進する。
- (4) 都は、東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための事業方針及び行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組を推進するとともに、区民や事業者等に周知していく。

【東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）の概要】

- 1 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 2 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 3 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 4 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 5 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 6 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- 7 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

1-2 事業所における施設内待機計画の策定

(1) 事業者は、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

(2) 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。

このことから、備蓄量の目安は3日分となる。ただし、以下の点について留意する必要がある。

ア 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄についても検討していく。

イ 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

備蓄の考え方は、次頁の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」のとおりとする。

【「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について】

- 1 対象となる企業等
国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者
 - 2 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
 - 3 3日分の備蓄量の目安
飲料水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。
主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。
毛布については、1人当たり1枚とする。
その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。
 - 4 備蓄品目の例示
 - (1) 飲料水：ペットボトル入り飲料水
 - (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※ 飲料水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
 - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ア 毛布やそれに類する保温シート
 - イ 簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）
 - ウ 敷物（ビニールシート等）・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - エ 救急医療薬品類
- （備考）
- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。
（例）非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
 - 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。
（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

(3) 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。

災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

(4) 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

ア 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

イ 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

- (7) 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの
 (例) 災害用伝言ダイヤル（171）
- (4) 固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの
 (例) 災害用伝言板（web171）、災害用音声お届けサービス、
 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、IP 電話、専用線の確保等
事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。
 (例) 毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。
- (5) 帰宅ルールの設定
- ア 帰宅時間が集中しないための対応
 日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。
- イ 帰宅状況の把握
 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。
- (6) 事業者は、地震を想定した自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。
- (7) 東京商工会議所新宿支部等は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発などを行う。また、都や区、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

1-3 駅前滞留者対策協議会等の設置と役割

- (1) 「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び区が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会等を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。新宿駅周辺については、「新宿駅周辺防災対策協議会」を設置し、対策を行っている。
- (2) 新宿駅周辺防災対策協議会では、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けて平成21年3月に「新宿ルール」を策定した。
- (3) 新宿駅周辺防災対策協議会では、東口及び西口現地本部を中心とした連絡体制を構築し、年1回、地震防災訓練を実施し、検証を行っている。
- (4) 新宿駅周辺防災対策協議会では、長距離無線LAN等を利用した訓練を実施し、参加団体間の情報共有のための仕組み作りを図っている。
- (5) 新宿駅周辺防災対策協議会は、区が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- (6) 都は、都内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、区と連携し、重点的に施策を行っていくことも検討する。この際、駅前

滞留者対策協議会と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、地元区市町村と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していく。

(7) 都は、広域的な立場から、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、都内区市町村及び駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催する。

【新宿ルール】

新宿ルール 1（安否情報を確認し、職場・学校等に留まる）

- 1 組織は構成員に正確な災害情報等を提供する。
- 2 構成員は災害情報が把握できるまでむやみに移動を開始しない。
- 3 構成員は安否確認を行い、予め各組織が定めた行動に移る。
- 4 組織は留まる構成員に飲料水・食料等を提供する。（3日分程度）
- 5 組織は停電時にも適切に対応する。
- 6 傷病者に対する適切な処置を考えておく。

新宿ルール 2（現地本部を立ち上げ、緊急交通路を確保した避難誘導）

- 1 協議会は、発災時に現地本部を立ち上げる。
- 2 現地本部は滞留者に正確な災害に関する情報を提供する。（大型ビジョン等の活用）
- 3 地域は滞留者に安全が確認できるまで移動を開始させない。
- 4 現地本部は滞留者に家族との安否確認方法を周知する。（大型ビジョン等の活用）
- 5 地域で連携し、避難場所までの避難誘導、要配慮者の保護、帰宅困難者の一時収容に対応する。
- 6 地域は要配慮者が優先して待機できる一時待機場所（プラザナード等）を西側、東側でそれぞれ確保する。
- 7 傷病者が適切な医療にかかれるよう、地域の医療機関及び医療関係者の連携を図る。

新宿ルール 3（公的機関が連携して地域をサポート）

- 1 正確な情報（被害状況・交通情報・その他危険情報等）を提供
- 2 一時待機施設の提供とそこへの避難誘導標識等の整備
- 3 混乱防止のための整理誘導を行う。
- 4 避難誘導しやすい基盤整備（標識、拡声器等）を行う。
- 5 迅速に医療機関情報を提供する。

1-4 都市再生安全確保計画の策定

国は平成24年度都市再生特別措置法を改正し、「都市再生安全確保計画」制度を創設した。この制度は、当法によって指定された全国62か所の「都市再生緊急整備地域」において、その地域に関係する公的機関と民間機関が連携して協議会組織を設立し、その協議会が策定する「都市再生安全確保計画」に基づく防災関連事業（防災設備の整備や防災訓練等）に対して、国が補助金交付や各種規制緩和等の支援を行う制度である。新宿駅周辺地域は当該「都市再生緊急整備地域」の指定を受けた地域の1つであるため、本制度を活用した取り組みを進めている。

平成26年1月、「新宿駅周辺地域都市再生緊急整備協議会」を設立し、同協議会は同年3月、「新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画」を策定した。本計画は、これまで新宿駅周辺防災対策協議会において培われてきた「新宿モデル」を基に、大規模災害発生時の新宿駅周辺の混乱防止や事業継続を図るものである。同協議会は、今後も本計画の内容の拡充を図るとともに、計画に基づく事業を推進していく。

1-5 集客施設及び駅等の利用者保護

(1) 事業者は、「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。

また、事業者は、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。

(2) 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導案内手順について、あらかじめ検討しておく。

この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人）、通学の小中学生等や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

ア 要配慮者、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

イ 外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語、韓国語等の誘導案内板による対応を検討する。

(3) 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

(4) 各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

(5) 各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

1-6 学校等における児童・生徒等の安全確保

- (1) 区教育委員会は、東京都帰宅困難者対策条例に規定する児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、必要な措置を行う。
- (2) 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

1-7 区民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

- (1) 帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容の具体的なイメージ等についてあらかじめ定めた「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」（本章では以下、「情報提供ガイドライン」という。）を基に、国・都・区・事業者等は取組を進めていく。
- (2) 都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- (3) 区は都が作成するホームページの帰宅困難者向けポータルサイト等も活用し、情報提供を行う。
- (4) 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布や利用体験を実施する。

機関名	内 容
区	事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知
都	1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 2 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営
警察署 (警視庁)	適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備
通信事業者	1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 2 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施

3 一時滞在施設の確保

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。

- (1) 都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する（都立施設に約7万人確保）。
- (2) 都は、広域的な立場から、国、区、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。国が所有・管理する施設については、区又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。
- (3) 区は、所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。また、区内の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設（ホール、映画館など）や学校（区立学校を除く）、民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。
- (4) 事業者や学校（区立学校を除く）等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、区と協定を締結する。事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- (5) 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。
民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。
- (6) 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、都が策定した「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」に基づき、都立の一時滞在施設は、災害時に帰宅困難者を受け入れるための体制を整備する。

機関名	内 容
区	1 所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請 2 区内事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める
事業者団体	加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼
事業者 学校（区立学校 を除く）等	1 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める 2 帰宅困難者の受入にできる限り協力
一時滞在施設 となる施設	行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備
国、都総務局、 区	1 区民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発 2 一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知 3 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理 4 民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化

(7) 一時滞在施設の確保・運営に当たっての行政は以下の支援をする。

ア 一時滞在施設に関する普及啓発

都及び区は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

イ 防災関係機関への周知

都及び区は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

ウ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設への備蓄等の支援などを東京都帰宅困難者対策実施計画に基づき実施する。

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方】

(1) 背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。

(2) 用語の定義

ア 帰宅困難者

地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設

エ 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため区が開設する施設

オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等

カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等

(3) 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、帰宅困難者等を一時的に受け入れることについて、都や区の指定を受けるか、協定を締結した施設とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等が想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、昭和56年の新耐震基準を満たした建物（耐震改修により同基準を満たした建物を含む。）であることが必要である。

(4) 開設基準

ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後3日間の運営を標準とする。

イ 帰宅困難者の受入は、床面積当たり3.3㎡につき2人の収容を目安とする。

(5) 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。

また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ 飲料水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布する。

ウ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

(6) 要配慮者や通学中の小中学生のニーズへの対応

施設管理者は、区や関係機関とも連携し、要配慮者や通学中の小中学生のニーズに対応する。

ア 要配慮者、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。

あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応なども実施する。

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営】

平常時

(1) 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成しておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(2) 運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入場所

イ 受入定員

約3.3㎡当たり2人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても考慮する。

ウ 運営要員の確保

(ア) 施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。

(イ) 施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順

カ 備蓄品の配布手順

キ 要配慮者のニーズへの対応

ク セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報を適切に管理する体制の整備を行う。また、帰宅困難者を受け入れた際のトラブル防止（盗難等）の体制の整備もあわせて行う。

(3) 受入れのための環境整備

ア 平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。また、停電時等の対応も含め、建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

イ 記録・帳票の整備

施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが

望ましい。具体的な書類・帳票等については、地元自治体や事業者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する

- (ア) 受入者名簿
- (イ) 受入記録日計表
- (ウ) 物品受払簿
- (エ) 一時滞在施設運営及び収容状況記録票
- (オ) 一時滞在施設設置に要した物品受払証拠書類

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

- (ア) 施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。
- (イ) 入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボードなどの掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

- (ア) 帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話やWi-Fi 等の通信手段を整備しておく。
- (イ) 災害用伝言板等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

- (ア) 施設管理者は、受け入れた帰宅困難者等が発災後留まれるよう、必要な水、食料、ブランケットなどの物資の備蓄に努める。
- (イ) 施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。
- (ウ) 非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時等に備えておくことが望ましい。

カ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都及び区の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

(4) 訓練等における定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年1回以上定期的実施し、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

4 徒歩帰宅支援のための体制整備

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

機関名	内 容
都総務局 及び区	1 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者に周知 2 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、区民・事業者に周知 3 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備
都総務局	1 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布 2 沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討 3 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置
通信事業者	1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 2 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施
事業者 学 校	1 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 2 協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 3 帰宅ルールを策定

4-1 災害時帰宅支援ステーションによる支援

【災害時帰宅支援ステーション】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校（区立学校を除く）等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水（水道水）及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。
※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

- (1) 都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう、運営に関するハンドブックを事業者に配布する。
- (2) 都は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を行う。
- (3) 区内のみで営業する事業者とは、区が協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、区は、帰宅支援の対象道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。
- (4) 事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

4-2 徒歩帰宅訓練の実施

- (1) 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- (2) 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。
- (3) 訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後4日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

4-3 帰宅支援対象道路

- (1) 都は、帰宅支援対象道路（※）として指定した16路線について都民へ周知を図る。
- (2) 帰宅支援対象道路沿道では、災害時帰宅支援ステーションだけでなく、地域ぐるみの取組も必要である。例えば、沿道のビル・店舗が、トイレの貸し出しや休憩場所の提供を行うことや、商店等による炊き出しが考えられる。これらの取組を組織的に行うために、駅前滞留者対策協議会のような地域の徒歩帰宅支援のための協議会の取組を支援する。
- (3) 帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置のほか、徒歩帰宅者のための安全な歩行空間の確保（無電柱化、バリアフリー化等）や、円滑な歩行を阻害する要因（不法占用、違法駐輪等）の解消に向けた検討を行う。

※帰宅支援対象道路：徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 駅周辺での混乱防止

1-1 新宿駅周辺の混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅である新宿駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

(1) これまでの経緯

平成14年3月、新宿駅周辺の企業、商店街、商業・集客施設、学校、鉄道事業者、ライフライン関係機関、警察、消防及び区等で構成する「新宿区帰宅困難者対策推進協議会」を設立し、帰宅困難者対策の検討を始め、平成16年1月に帰宅困難者対策訓練を実施、報告書をまとめた。その後、平成19年東京都のモデル事業として滞留者対策訓練を実施するため、名称を「新宿駅周辺滞留者対策訓練協議会」として、訓練を行ってきた。平成21年3月には、自助、共助、公助の行動の基本原則を定めた「新宿ルール」を策定した。平成21年4月からは、検討課題を帰宅困難者対策だけでなく、新宿駅周辺の防災まちづくりと拡大し、名称を「新宿駅周辺防災対策協議会」に改めた。平成26年5月現在、駅周辺地域の69団体が参加している。

(2) 新宿ルールの策定

新宿駅周辺における震災等災害時の混乱防止に向けた行動ルールとして、平成21年3月に「新宿駅周辺防災対策協議会」において策定された。「新宿ルール」は、自助・共助・公助による行動の基本原則である。（第8章 第5節 1 1-3 参照）

ア 組織は組織で行動する（自助）

事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・顧客・学生等に対応する。

イ 地域が連携して対応する（共助）

買物客などの来街者や通勤通学途上者等に地域で対応する。

ウ 公的機関は地域をサポートする（公助）

新宿区、都、国が連携・協力し、地域の対応を支援する。

(3) 混乱防止対策

ア 新宿駅周辺防災対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を東口及び西口で立ち上げ、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。

イ 区及び新宿駅周辺防災対策協議会は、大型ビジョン、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報の提供を行うよう努めるとともに、家族等との安否確認方法も周知する。

ウ 新宿駅周辺防災対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

エ 各消防署は、区等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次的災害発生防止に係る支援を行う。

1-2 集客施設及び駅等における利用者保護

《集客施設及び駅等の事業者》

(1) 施設の安全性の確認

ア 施設の安全の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

イ 施設の周囲の安全の確認

国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。

ウ 利用者の保護

安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

(2) 一時滞在施設への誘導等

ア 事業者等による案内又は誘導

保護した利用者については、区や関係機関との連携の下、事業者や新宿駅周辺防災対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

イ 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区や関係機関と連携し、施設の特性或状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。

さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。

(3) 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

(4) 要配慮者への対応

利用者保護に当たって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

(5) 利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

《鉄道事業者》

(1) 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。

(2) 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

《区》

区は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

区は、都と連携して、帰宅途中で救護が必要になった人のために、区内の主要駅周辺等に医療救護所を設置する等、応急救護対策を実施する。

1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

(1) 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。

また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合において、余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じたことにより、一時滞在施設として開設できない場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

(2) 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。（東京都帰宅困難者対策ハンドブック、平成25年1月）

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- (ア) 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- (イ) 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
- (ロ) 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- (ハ) 施設利用案内の掲示等

施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。

「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」

「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」

「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること」

「負傷者の治療等、施設において対応できない事項」等

- (オ) 電話、特設公衆電話、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保
- (カ) 区市町村等への一時滞在施設の開設報告
- イ 帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで）
 - (ア) 帰宅困難者の受入開始
 - (イ) 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
 - (ウ) 計画的な備蓄の配布など、飲料水、食料等の供給
 - (エ) し尿処理・ごみ処理のルール確立
 - (オ) テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
 - (カ) 受入可能人数を超過した場合の区等への報告
- ウ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）
 - (ア) 受入者も含めた施設の運営
 - (イ) 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供
- エ 一時滞在施設の閉鎖（おおむね4日後以降）
 - (ア) 一時滞在施設閉鎖の判断
 - (イ) 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

1-4 事業所等における帰宅困難者対策

- (1) 事業所による従業員等の施設内待機
 - ア 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
 - イ 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
 - ウ 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。
- (2) 施設内に待機できない場合の対応
 - 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等(※)の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。
 - ※一時滞在施設、避難場所等を指す。
- (3) 防災活動への参加
 - 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に

要配慮者の保護等）に努める。

(4) 情報提供体制の確保

事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

(5) 学校等の対応

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

第7節 具体的な取組（復旧対策）

1 徒歩帰宅者の代替輸送

区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

2 徒歩帰宅者の支援

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

- (1) 区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- (2) 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- (3) 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

【災害時帰宅支援ステーション】

指定されている施設は、学校（区立学校を除く）等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

第9章 避難者対策

第1節 現在の到達状況

1 避難体制の整備

都は、都県境を越える大規模水害発生時に、自治体の枠を越え、迅速な連携を可能にするための枠組みづくりを目指し、都、区市町村や防災機関、学識経験者等からなる広域避難プロジェクトを発足し、検討を進めている。区は、都の広域避難対策に連携・協力し、避難体制の整備を進めている。

2 避難場所・避難道路の指定及び安全化

都は、区部においては避難場所197か所、地区内残留地区34か所、避難道路58路線を指定している（平成25年10月現在）。避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未満となるようにその避難圏域を指定し、避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり1m²以上を確保することを原則としている。

区内では、避難場所12か所、地区内残留地区1か所が指定されている。また、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、都と連携し、「新宿区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業要綱」により、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震化を進めている。

3 避難所の指定及び管理運営の整備

平成26年9月末現在、新宿区では、一次避難所50箇所、二次避難所（福祉避難所）62箇所を指定している。一次避難所及び二次避難所の耐震化は完了済である。また、「避難所運営管理マニュアル（避難所ごと）」、「新宿区避難所開設・運営方針」を策定し、各避難所の運営を支援している。

第2節 課題

【被害者想定（東京湾北部地震 時期及び時刻：冬の夕方18時、風速：8m/秒）】

被害項目	想定される被害
避難者数	76,805 人
避難所へ避難する人	49,923 人
避難所以外のところへ避難する人	26,882 人
災害時要援護者の死者数	69人
停電率	20.5%
固定電話不通率	4.6%
ガス供給停止率	74.3～100%
上水道断水率	34.3%
下水道管きよ被害率	28%

1 避難体制の整備

避難時の情報収集伝達体制、避難誘導體制等とともに、自治体の枠を越える大規模災害時における、避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要である。

2 避難場所・避難道路の指定及び安全化

避難場所によっては、避難有効面積が不十分な場合や指定された避難場所が遠く、その避難距離が長くなる場合がある。

3 避難所の指定及び管理運営の整備

避難所における安全・安心の確保や、女性や要配慮者をはじめ、生活者の多様なニーズに応える必要がある。

第3節 対策の方向性

1 避難体制の整備

的確な避難勧告・避難指示、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

2 避難場所・避難道路の指定及び安全化

避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所・避難道路の指定及び安全化を図る。

3 避難所の指定及び管理運営の整備

避難所における安全性の確保や女性や要配慮者の視点が反映された避難所運営管理マニュアル等の整備を図る。

第4節 到達目標

1 自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みの構築

都は、広域避難プロジェクトにおいて、広域避難シミュレーションを実施し、その結果を踏まえて、実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築する。

2 避難場所の確保や安全性等の確保

都は、「防災都市づくり推進計画」（平成22年1月）に基づき、避難場所の整備を進めていく。

- (1) 2015（平成27）年度までに避難有効面積が不足する避難場所を解消
- (2) 2015（平成27）年度までに避難距離が3 km以上となる避難圏域を解消
- (3) 避難場所の量的確保や安全性等の確保

3 女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

安全性を考慮した避難所の確保とともに、女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 避難体制の整備

ここでは、震災時における避難体制の整備について記載する。洪水時の避難体制は、『第3編 風水害対策計画』に記載する。

1-1 区における対策

- (1) 地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- (2) 避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- (3) 2以上の区市町村にわたって所在する避難場所又は2以上の区市町村の住民が避難する避難場所の運用について、関係する区市町村があらかじめ協議して対処する。
- (4) 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるとともに、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。
 - ア 避難場所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
 - イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - ウ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
 - エ 避難場所の衛生保全に努める。
 - オ 避難期間に応じて、飲料水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- (5) 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。
- (6) 内閣府が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。
- (7) 混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、一時集合場所を各防災区民組織が選定し、区に届出る。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。
- (8) 都及び東京消防庁と協働して、防災区民組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- (9) 高齢者、障害者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、防災区民組織

等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。また、要配慮者に対する「避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した要配慮者に対する震災対策訓練等を実施する。

- (10) 区は、安否確認や避難支援、情報提供について、障害者団体等と連携して取り組む。
- (11) 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。
- (12) 地区内残留地区は、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため、区は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
- (13) 災害時において、避難者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

1-2 都における対策

都は、自治体の枠を越えた広域避難の体制を構築するため、国の「大規模水害対策に関する専門調査会報告」などを踏まえながら、区や防災機関、学識経験者などからなる検討組織を設置して広域避難プロジェクトを推進し、広域避難シミュレーションを実施して避難先の確保や的確な避難誘導の在り方について検討していく。

1-3 教育委員会における対策

災害状況に応じ、校長を中心に全校職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。

【児童生徒等の避難計画】

- ア 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知する。
- イ 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定する。
- ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
- エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
- オ 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の状況を想定し、代替手段を確保する。
- カ 児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

1-4 消防署（東京消防庁）における対策

- (1) 区等と協働して、防災区民組織を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- (2) 区が整備する緊急通報システム等を活用して、対象者の情報収集及び安全確保を図る。
- (3) 要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（消防のふれあいネットワーク）づくりを推進する。

- ア 区と連携して避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
- イ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災区民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- (4) 社会福祉施設等と事業所、町会、自治会等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
- (5) 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

2 避難所の指定・安全化

機関名	内 容
区	1 避難所の指定・確保及び住民への周知 2 避難所の安全性確保
区内消防署 (東京消防庁)	1 消防水利の整備 2 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認
東京電力 東京ガス	避難道路沿い施設の安全化

2-1 区における対策

- (1) 区地域防災計画において、あらかじめ避難所（二次避難所含む。）を指定し、住民に周知しておく。
- (2) 指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。
- (3) 避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物をいう。避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 避難所は、原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。
 - イ 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
 - ウ 避難所に受け入れる避難者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。
 - エ 避難所の指定に当たっては、津波等の浸水想定も考慮して選定する。
- (4) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実にを行う等、安全性を確認・確保するとともに、避難者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- (5) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておく。
- (6) 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて高齢者や障害者等の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。
- (7) 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。
- (8) 多くの帰宅困難者が発生することを想定し、帰宅困難者用の一時滞在施設（23か所）を整備している。

3 避難所の管理運営体制の整備等

3-1 区における対策

- (1) 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。
- (2) 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等避難者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (3) 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や地域生活者の多様なニーズに応じた避難所の運営に努める。
- (4) 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- (5) 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- (6) 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。（第2章第5節「5 ボランティア」参照）
- (7) 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- (8) 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- (9) 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- (10) 都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
- (11) 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

3-2 教育委員会における対策

避難所に指定されている区立学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、学校教職員と区職員（学校職員以外の応援職員等）との役割分担について協議の上、学校教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。

3-3 消防署（東京消防庁）における対策

- (1) 避難所の防火安全対策を策定し、区に対し、「避難所管理運営マニュアル」に反映するよう働き掛ける。
- (2) 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するように、区に働きかける。
- (3) 区の地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、区等の避難所運営を支援する。

4 要配慮者等の安全確保

4-1 要配慮者支援体制の確保

災害時において、高齢者や障害者等の要配慮者が正しい情報や支援を得て適切な行動がとれるとともに避難生活等を送るためには、防災区民組織や近隣住民等による協力が必要であり、そのための救助活動等の支援体制づくりを推進する。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

※ 要配慮者・避難行動要支援者：これまで、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々（高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定）を「災害時要援護者」と定義していたが、災害対策基本法の改正（平成26年4月1日施行）に伴い、以下のとおり「要配慮者」、「避難行動要支援者」を定義する。

要配慮者：発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする者。具体的には、「高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦」等を想定。

避難行動要支援者：要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。具体的には、区が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登録対象となる人である。

(1) 要配慮者の事前把握

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、区市町村の避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。区では先行して、災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成し、発災時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために区内警察署、消防署、民生委員、防災区民組織等に配布している。また、災害時要援護者名簿（対象者名簿）を作成し、発災時には、安否確認用として区の関係部署、区内警察署、消防署等へ配布することとし、重層的な備えに努めている。

区は、災害時要援護者名簿（対象者名簿）を、災害対策基本法第49条の10に規定する「避難行動要支援者名簿」として位置づけ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等に必要の限度で、支援者に名簿情報を提供する方向で取組みを進める。

なお、安否確認及び避難誘導等については、発災直後の近隣による声かけ、一時集合場所など一時的に退避した場所を拠点とする安否確認や避難誘導、避難所を拠点として防災区民組織（町会・自治会等）、民生委員・児童委員及び避難所運営管理協議会を中心に避難者の協力を得て安否確認及び避難誘導を行うなど、複数のルートを通じて対応する。

ア 災害時要援護者名簿（申請方式名簿）

要配慮者のうち、次に掲げる対象者で、本人から登録の申し出があった方を災害時要援護者として、名簿を作成する。

【対象者】

- ① 75歳以上の方のみの世帯の方（75歳以上の一人暮らしの方（日中一人で居る方を含む。）又は世帯員全員が75歳以上の世帯の方）

- ② 要介護3以上の方
- ③ 認知症の症状のある方
- ④ 障害のある方
- ⑤ 難病等により特別な医療ケアを受けている方
- ⑥ その他災害時の避難等に支援を必要とする方

【名簿記載事項】

〈本人〉 ① 氏名、② 生年月日、③ 性別、④ 住所、⑤ 電話番号、⑥ 申出理由、
⑦ 本人の状況

〈緊急時の連絡先〉 ① 氏名、② 住所、③ 電話番号、④ 登録者との関係

【名簿の作成方法】

対象者からの名簿登録申出書を集約して作成する。

【名簿の更新】

名簿に掲載する方及びその情報は、原則半年に1回更新する。

イ 避難行動要支援者名簿

【対象者】

- ① 要介護3以上の方
- ② 身体障害者手帳2級以上の方
- ③ 愛の手帳2度以上の方

【名簿記載事項】

〈本人〉 ① 氏名、② 生年月日、③ 性別、④ 住所、⑤ 電話番号その他の連絡先、
⑥ 対象内容（登録される事由となる身体状態等の別）、
⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し区長が必要と認める
事項

【名簿の作成方法】

区が通常業務で保有している対象者の個人情報を集約して作成する。

【名簿の更新】

名簿に掲載する方及びその情報は、原則半年に1回更新する。

※ 名簿の提供先においては、名簿管理責任者、鍵のかかる保管場所等の必要事項を決定する。区は、提供先に対し、必要以上の名簿複製禁止や秘密保持義務等の名簿管理に関する原則について啓発し、定期的に管理状況の報告を受ける。

※ 支援の際は、支援者の安全が前提であること、名簿掲載者を助けられない場合があることを名簿掲載者及び支援者に周知する。

(2) 消防のふれあいネットワークづくりの推進

消防署は、震災時において周囲の状況に的確、安全な避難行動をとることが困難である要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（消防ふれあいネットワーク）づくりを推進し、社会福祉施設の被災に備え、町会・自治会・防災区民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

(3) 緊急通報システムの整備

区は、平常時の福祉、救急対策事業として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、重度身体障害者等の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムを整備してきたところであるが、一層の活用を図るよう努める。

(4) 災害時要援護者名簿（申請方式名簿）登録者への家具転倒防止器具無料設置

要配慮者の安全を確保するため、災害時要援護者名簿（申請方式名簿）登録者を対象に、家具転倒防止器具等の配布及び取付けを無料で行う。

4-2 防災意識の普及・啓発

(1) 災害時要援護者防災行動マニュアルの作成

区は、「新宿区災害弱者防災行動マニュアル」を作成し、災害時要援護者やその介護者、社会福祉施設及び防災区民組織に配布し、防災知識の普及・啓発に努めてきたが、その後都が作成した「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」を参考にして改訂し、「新宿区災害時要援護者防災行動マニュアル」として配布した。また、視覚障害者のためにCDも作成した。

(2) 外国語によるパンフレット等の作成

区は、外国人向けに生活情報紙や外国語広報紙を活用し、災害対策についての外国語による啓発を行っている。また、東京消防庁では、外国人用に英語、中国語、ハンガール語、ポルトガル語、タガログ語による「消防119」のパンフレットを作成し、配布を行っている。

(3) 防災訓練の充実

区は、要配慮者を対象とした防災訓練の実施及び防災区民組織等との連携による防災訓練の実施を推進し、防災行動力の向上に努める。

4-3 災害時における対策

(1) 二次避難所（福祉避難所）の指定

区は、高齢者や障害者等のための福祉避難所として、次に掲げる施設を指定し、自宅や避難所での生活が困難な人を収容する。

ア 高齢者用：ことぶき館・児童館、子ども家庭支援センター、シニア活動館、地域交流館、高齢者いきいの家清風園

イ 乳幼児親子・妊婦用：区立幼稚園、子ども総合センター（障害のある乳幼児の親子等）

ウ 障害者用：区立福祉作業所、障害者福祉センター、新宿生活実習所、あゆみの家、新宿養護学校

(2) 要配慮者への対応

区は、高齢者、障害者等に対する応急対策等を行うため、福祉部、健康部、関係各部の連携のもと、民間ボランティア団体と協働し、安否確認や支援サービス等必要な総合的対策を行い、きめ細かく対応する。

なお、区では平成20年に災害時要援護者避難支援プラン作成実行委員会を設置し、民生・児童委員の協力による要援護者への悉皆調査を若松町地区で行った。この結果をもとに、平成23年3月に新宿区版災害時要援護者支援プラン骨子を策定した。さらに、平成23年7

月に町会連合会、民生委員・児童委員協議会、その他福祉団体、警察、消防、区職員などで構成する新宿区災害時要援護者対策関係機関連絡会を設置し、地域の支援体制づくりを進めるとともに平成24年3月に新宿区災害時要援護者支援プランを策定した。今後、新宿区災害時要援護者支援プランの見直し等を通して、更なる支援体制を推進する。

(3) 仮設住宅の建設及び入居者の選定

都は、仮設住宅を建設する際、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備、構造の住宅を建設する。また、区は、仮設住宅の入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。

(4) 都立・国立・法人立の社会福祉施設等の活用

都立・国立・法人立の社会福祉施設等も、要配慮者用避難所として利用できるように、関係機関と協議していく。なお、平成23年度には介護施設の要介護者（高齢者）の受入れ訓練を行い、要介護者の搬送、受入れ後のバイタルチェック、模擬介護についての検証を行った。

(5) 巡回保健相談の実施

災害時は、区災対健康部を中心に避難所、被災地住民、仮設住宅への巡回保健相談を行うが、その際、要配慮者に対しては、よりきめ細かい対応を行う。

(6) 食料、トイレ対策

ア 食料対策

区は、乳幼児、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、飲料水、粉ミルク、離乳食、おかゆ等の備蓄を行っている。

イ トイレ対策

区は、高齢者、障害者等に配慮し、車イスにも対応できる仮設トイレの備蓄を行っている。

ウ 二次避難所（福祉避難所）への備蓄

区は、二次避難所（福祉避難所）に、ポータブルトイレ、簡易ベッド、飲料水、食料、発電機などの備蓄を行っている。

4-4 社会福祉施設の安全対策

東京消防庁は社会福祉施設の防火対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、これまで、高齢者や障害者を対象とした施設等に、スプリンクラー設備、消防機関に直結する火災通報装置の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。今後も次のような施策推進に努めるとともに、自衛消防隊による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る。

- (1) 事業所、町会、自治会等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結する要素の促進を図る。
- (2) 総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動を実施する。
- (3) 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。
- (4) 簡易ベッドや発電機等の備品の確保に努める。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 避難場所等の定義

震災時には、がけ崩れや延焼火災の拡大等により、生命に危険が及ぶような場合や、家屋の倒壊・焼失などにより避難を余儀なくされる場合がある。このような場合の避難について避難場所等の整備と避難者の安全確保を図る必要がある。

なお、避難場所等の定義は次のとおりとする。

(1) 一時(いつとき)集合場所

避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、各防災区民組織が、近隣の公園等を選定している。

(2) 避難場所

大震災時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペースをいい、都が指定している。

(3) 地区内残留地区

都は、地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない区域として、地区内残留地区を指定している。

(4) 避難道路

避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難所に迅速にかつ安全に避難させるため、都があらかじめ指定した道路をいう。

(5) 避難所

家屋の倒壊や焼失などで、住居を失った者又は現に被害を受けるおそれのある者及び救援を要する者を一時的に受け入れ、保護するために開設する場所で、区が指定する学校、区有施設、児童館・ことぶき館等をいう。

2 避難所等の整備

2-1 一時(いつとき)集合場所

一時集合場所は、各防災区民組織が、付近の公園等を選定しており、平成26年9月1日現在192箇所が届出されている。今後も、地域の実情(安全度等)に合わせて、見直しを行っていく。

2-2 避難場所

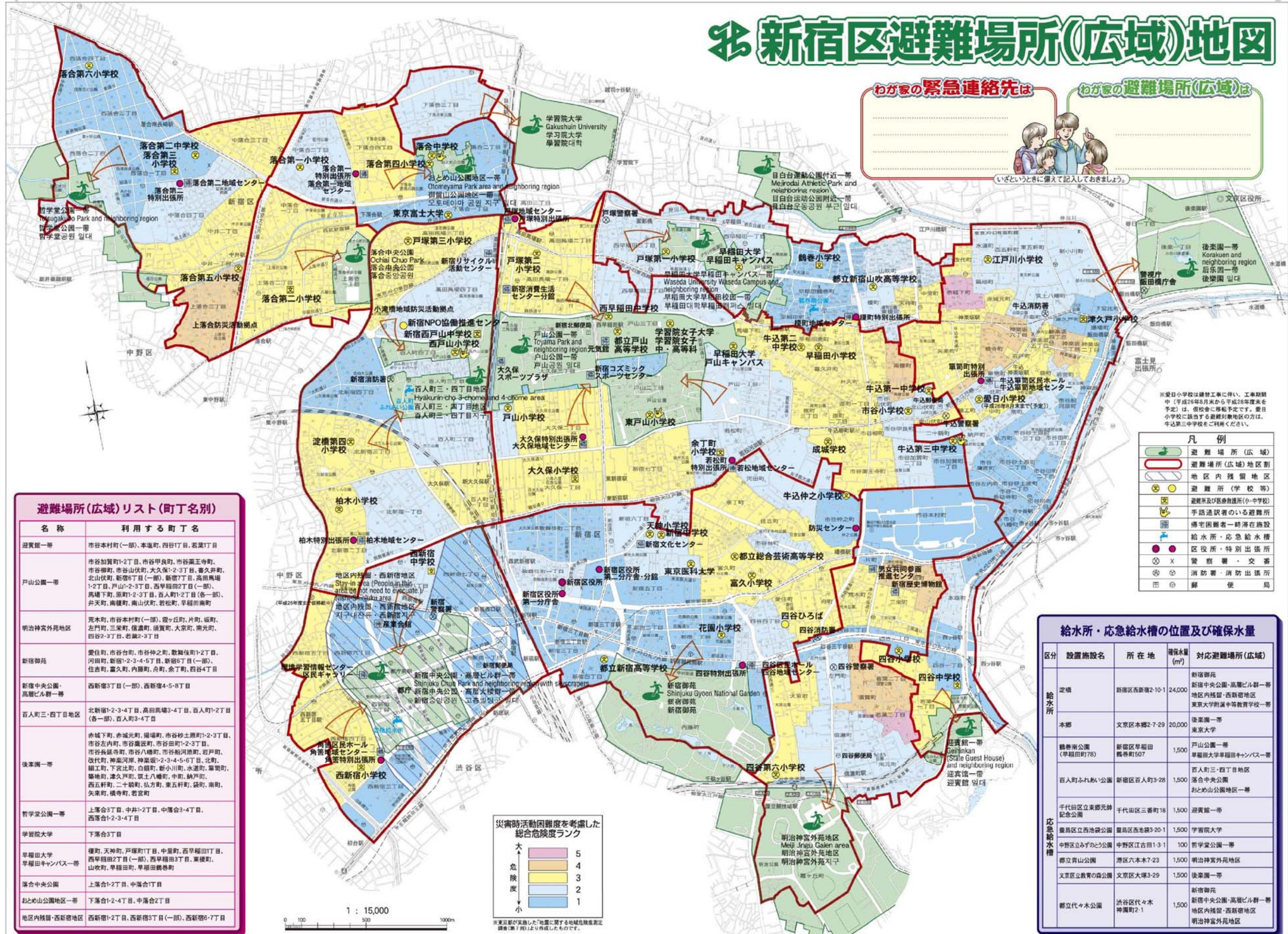
都は東京都震災対策条例に基づき、区部を対象に避難場所の指定と地区割当計画を行っており、おおむね5年に1回、各区を通じて地域の意見と区の意見を聴取しながら、見直しを図っている。

なお、区は避難場所、避難道路周辺の火災が延焼拡大した場合、避難者の安全を確保するために、避難場所には巨大水利の確保及び防火水槽等の整備を、また、避難道路には100m³防火水槽を中心とした消防水利の整備を推進する。

(1) 指定基準

- ア 避難場所は、各地区に予想される大火による、ふく射熱(2,050Kcal/m² h)に対して、安全を確保できる有効面積があること。
- イ 震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ウ 収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1m²を確保できること。
- エ 避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、町丁、町内会、自治会区域を考慮する。

新宿区避難場所(広域)地図



避難場所(広域)リスト(町丁名別)

名称	利用する町丁名
遊覧館一帯	市谷本村町(一部)、本塩町、西谷1丁目、若葉1丁目
戸山公園一帯	市谷加賀町1-2丁目、市谷甲良町、市谷薬王寺町、市谷柳町、市谷山伏町、大久保1-2-3丁目、善久井町、北山伏町、新宿7丁目(一部)、新宿7丁目、高島町1-2丁目、戸山1-2-3丁目、西早稲田2丁目(一部)、高橋下町、面町1-2-3丁目、百人町1-2丁目(各一部)、弁天町、南横町、南山伏町、若松町、早稲田南町
明治神宮外苑地区	死木町、市谷本村町(一部)、櫻ヶ丘町、片町、坂町、左門町、三栄町、儀通町、須賀町、大宮町、南光町、四谷2-3丁目、若葉2-3丁目
新宿御苑	愛住町、市谷台町、市谷神ノ町、歌仙橋1-2丁目、河田町、新宿1-2-3-4-5丁目、新宿6丁目(一部)、住吉町、富久町、内藤町、舟町、余丁町、四谷4丁目
新宿中央公園・高麗ビル群一帯	西新宿3丁目(一部)、西新宿4-5-8丁目
百人町三・四丁目地区	北新宿1-2-3-4丁目、高田馬場3-4丁目、百人町1-2丁目(各一部)、百人町3-4丁目
後楽園一帯	赤城下町、赤城光町、堀場町、市谷砂土原町1-2-3丁目、市谷左内町、市谷高島町、市谷田町1-2-3丁目、市谷長緑寺町、市谷八幡町、市谷船河原町、若井町、改代町、神楽河岸、神楽坂1-2-3-4-5-6丁目、北町、細工町、下宮比町、白鷺町、新小川町、水道町、早稲町、築地町、津久戸町、坂上八幡町、中町、納戸町、西五軒町、二十騎町、弘方町、東五軒町、袋町、南町、矢来町、横寺町、若宮町
哲学堂公園一帯	上落合3丁目、中井1-2丁目、中落合3-4丁目、西落合1-2-3-4丁目
学習院大学	下落合3丁目
早稲田大学	横町、天神町、戸塚町1丁目、中野町、西早稲田1丁目、早稲田2丁目(一部)、西早稲田3丁目、東横町、山吹町、早稲田町、早稲田橋町
落合中央公園	上落合1-2丁目、中落合1丁目
おとめ山公園地区一帯	下落合1-2-4丁目、中落合2丁目
地区内残留・西新宿地区	西新宿1-2丁目、西新宿3丁目(一部)、西新宿6-7丁目

給水所・応急給水槽の位置及び確保水量

区分	設置施設名	所在地	確保水量(m ³)	対応避難場所(広域)
給水所	定積	新宿区西新宿2-10-1	24,000	新宿御苑、新宿中央公園・高麗ビル群一帯、地区内残留・西新宿地区、東京大学附属中等教育学校一帯
	本郷	文京区本郷2-7-29	20,000	後楽園一帯、東京大学
	鶴巻南公園(早稲田町78)	新宿区早稲田鶴巻町507	1,500	戸山公園一帯、早稲田大学早稲田キャンパス一帯
応急給水槽	百人町ふれあい公園	新宿区百人町3-28	1,500	百人町三・四丁目地区、落合中央公園、おとめ山公園地区一帯
	千代田区立東郷元帥記念公園	千代田区三番町18	1,500	遊覧館一帯
	豊島区立西池公園	豊島区西池3-20-1	1,500	学習院大学
	中野区みずの七公園	中野区江古田1-3-1	100	哲学堂公園一帯
	都立青山公園	港区六本木7-23	1,500	明治神宮外苑地区
	文京区立教育の森公園	文京区大塚3-29	1,500	後楽園一帯
	都立代々木公園	渋谷区代々木神園町2-1	1,500	新宿御苑、新宿中央公園・高麗ビル群一帯、地区内残留・西新宿地区、明治神宮外苑地区

この地図の作成にあたっては、国土院の提供したデータ、関係機関の提供したデータ、および公開されたデータに基づいて作成されています。

編纂者 株式会社中央ジオマックス

新宿区の避難場所は、12箇所、次のとおりである。また、地区内残留地区として、西新宿地区（面積111ha、地区内退避人口185,042人）が指定されている。

（平成26年6月現在）

名称	区域面積 (㎡)	避難 有効面積 (㎡)	利用区及び 避難計画人口 (人)	避難計画 人口計 (人)	1人当たり 避難有効 面積(㎡)
迎賓館一帯	89,472	62,869	新宿区 13,915 港区 8,444	22,359	2.81
戸山公園一帯	724,585	404,342	新宿区 117,724	117,724	3.43
明治神宮外苑地区	701,606	405,113	新宿区 56,804 港区 23,410 渋谷区 12,475	92,689	4.37
新宿御苑	595,701	391,912	新宿区 148,919 渋谷区 18,353	167,272	2.34
新宿中央公園・ 高層ビル群一帯	352,047	182,169	新宿区 34,322 渋谷区 4,665 中野区 26,511	65,498	2.78
百人町 三・四丁目地区	249,086	120,115	新宿区 57,558 中野区 12,245	69,803	1.72
後楽園一帯	402,421	193,692	新宿区 57,339 文京区 76,498	133,837	1.45
哲学堂公園一帯	197,297	79,082	新宿区 29,688 中野区 38,650 豊島区 9,700	78,038	1.01
学習院大学	232,075	130,143	新宿区 3,901 豊島区 79,894	83,795	1.55
早稲田大学早稲田 キャンパス一帯	206,350	81,377	新宿区 53,140	53,140	1.53
落合中央公園	81,754	33,522	新宿区 13,947 中野区 6,814	20,761	1.61
おとめ山公園 地区一帯	50,563	23,284	新宿区 14,676	14,676	1.59

(2) 避難場所標識等の整備

避難場所・避難道路の周知及び誘導を目的として各種標識を設置している。

【避難場所標識等の設置状況】

（平成25年9月現在）

避難場所標識	避難道路標識	一時集合場所案内板	避難誘導標識
137基	1基	87基	8基

(3) 避難門の整備

区では、新宿御苑への災害時の避難誘導を速やかに行うため、新宿御苑管理事務所の協力を得て、緊急避難門を2箇所設置している。なお、設置した緊急避難門の平常時の点検及び災害時の開錠等については、新宿区四谷地区町会連合会と「緊急避難用門の維持管理等に関する覚書」を締結し、地元町会が維持管理運用を行うこととしている。また、閉苑時における避難を円滑に行うため、災害発生時に使用できる避難門として、一般入苑者の出入り口として日常的に使用している門についても、合鍵等の貸与を受けることにより、災害発生時の避難体制の強化を図っている。

2-3 避難道路の指定

都は、避難場所までの避難距離が長く、延焼の危険が著しいなどの理由により自由な経路での避難が困難な地区については、避難道路の指定を行い、避難の際の安全を図っている。

区内の避難道路は、次のとおりであるが、これは、新宿区民及び周辺区民のための避難道路として指定されているものである。

避難場所名	利用区	避難道路系統図
新宿中央公園・高層ビル群一帯	新宿区 中野区	延長距離1.3km 主要地方道東京・所沢線（青梅街道） （中野区本町3丁目）

※ 道路名の右側かつこ内はその道路の通称名、下側かつこ内は道路始点を現す。

2-4 避難所

住居の倒壊・焼失等により救援を要する被災者又は現にそれらの被害を受けるおそれのある者に対して、宿泊や給食の援助を行うため、避難所を整備する。

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等男女双方の利点等に配慮するものとする。

(1) 避難所

区立小中学校、区有施設（四谷ひろば、新宿NP0協働推進センター）、都立高校及び協定又は覚書を締結した私立学校を指定している。

ア 避難所の地区割

避難所となる小中学校等の地区割に当たっては、避難所運営の自主性等に配慮して、原則としては、各防災区民組織（町会・自治会等）の意見をふまえて指定する。

イ 避難所運営管理協議会の設置

避難所の円滑な運営を行うため、防災区民組織、学校、PTA 及び区からなる避難所運営管理協議会を各避難所ごとに設置している。

ウ 避難所運営管理マニュアルの策定

大震災時には、直ちに区職員が避難所業務に関与することができない可能性が高く、自主的運営の推進が必要である。そこで、各避難所運営管理協議会では、迅速・円滑に避難所運営等が行えるよう、避難所運営管理マニュアルを策定し、必要に応じて修正を加えている。

エ 避難所備蓄

災害発生時に避難所で必要な災害用資機材や食料等については、原則として避難所となる学校内の倉庫（教室等）に備蓄し、避難所機能の充実を図っている。

(2) 二次避難所（福祉避難所）

高齢者や障害者等のために、ことぶき館・児童館、子ども家庭支援センター、シニア活動館、地域交流館、高齢者いきいの家清風園、子ども総合センター、区立福祉作業所、障害者福祉センター、新宿生活実習所、あゆみの家、区立幼稚園及び新宿養護学校を指定している。

(3) 避難生活

避難生活が長期化することもあることから、旅館やホテル、公営住宅等の空き室利用について検討を進める。

3 避難体制

3-1 避難準備、勧告又は指示など

(1) 一般基準

避難、立ち退き勧告及び指示などの基準は、原則として次のような場合に発する。

- ア 火災が拡大するおそれがあるとき。
 - イ 避難の必要が予測される各種気象警報や土砂災害警戒情報が発せられたとき。
 - ウ 危険物の流出拡散又は爆発のおそれがあるとき。
 - エ 地すべり、がけ崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。
 - オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。
- 要配慮者対策として避難情報等の提供のあり方を具体的に検討する。

【避難勧告等一覧】

措置		根拠	役割	立ち退き避難が必要な住民に求める行動
避難準備情報		地域防災計画等	区長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ (災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	避難のための立ち退きの勧告	災害対策基本法第60条第1項	区長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち退き避難する。
避難指示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難のための立ち退きの指示 ・ 屋内での待避等の安全確保措置の指示 	災害対策基本法第60条第1項及び第3項	区長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・ 土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。
	(区長が指示できない、若しくは求めるとき) <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難のための立ち退きの指示 ・ 屋内での待避等の安全確保措置の指示 	災害対策基本法第61条第1項	警察官及び海上保安官	

(2) 避難勧告・指示

機 関 名	内 容
区	1 管轄区域内において、危険が切迫した場合には、区長は所轄警察署長及び消防署長と協議の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示する。この場合、直ちに東京都災害対策本部に報告する。 2 避難の勧告又は指示の伝達は、警察署、消防署の協力を得て当該住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。伝達方法は、防災行政無線等のほか、広報車、現場での拡声器等により行う。
警察署	現地において、著しい危険が切迫しており、区長が指示することができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が直接住民等に避難を指示する。この場合、警察官は直ちに区長に避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び区へのその内容の通報 3 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報

(3) 勧告及び指示の解除

区長は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民に対し、直ちにその旨を公示し、都知事にこれを報告する。

(4) 屋内での避難等の安全確保措置

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での退避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（第60条第1及び第3項）。

これは、災害によって屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直移動）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。

(5) 避難勧告等に係る助言

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は、避難勧告等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができるようになり、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第61条の2）。

3-2 避難所の開設

避難勧告・指示が出された場合、震度5弱以上の地震が起きた場合、及び自主的な避難により必要と判断される場合、区長は、当該地域の避難所を速やかに開設する。

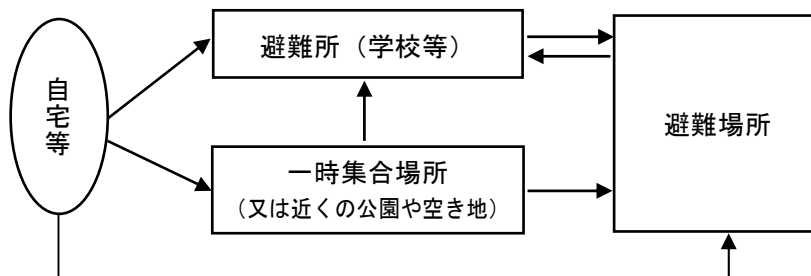
3-3 避難誘導

機 関 名	内 容
区	1 避難の勧告又は指示が出された場合、警察署及び消防署の協力を得て地域又は防災 区民組織等の単位で集団の形成を図るため、一時集合場所等に避難者を集合させる。 そして、関係機関又は防災区民組織のリーダー等を中心に集団を編成し、あらかじめ 指定してある避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。なお、この場合、病人、 高齢者、身体障害者等を優先して避難させる。 2 学校及び区立幼稚園は、学校防災計画書に基づき、震災の状況に応じ、学校（園）長 以下担当教諭を中心に、児童（園児）、生徒等の安全確保のため避難誘導に努める。
警察署	1 避難の勧告・指示が出された場合、一時集合場所に集合した地域住民、事業所職員 等で集団を編成し、避難場所等に避難誘導する。 2 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置する。 3 避難の勧告・指示に従わない者に対しては、極力説得して避難するよう指導する。 この場合、現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察 官職務執行法に基づく措置をとる。
消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報。 2 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災 拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。 3 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の 活用等により避難勧告又は指示の伝達を行う。 4 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確 保に努める。

3-4 避難方式

震災時における避難方式は、2段階避難を基本とする。避難者は、秩序正しい避難を行うため、避難場所に至る前に身近な小公園等一時集合場所に一時的に集合して集団を形成する。その後、災害の拡大状況等の様子を見ながら、防災区民組織のリーダー、区等の職員、警察官等の誘導により避難場所又は避難所へ避難する。

地区内残留区域については、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要さない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため平常時から近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。なお、原則的な避難方式を図で示すと以下のようなになる。



3-5 避難場所・避難道路の安全化

- (1) 震災時に住民が避難場所に安全に避難できるよう、道路施設の日常点検を行う。特に橋りょうについては、落橋防止装置等の設置など耐震化を図る。
- (2) 東京消防庁は、避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽を整備する。
- (3) 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。

4 警戒区域の設定

区長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。その要領は以下のとおりである。

- (1) 区長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 警察官は、区長もしくはその委任を受けて職権を行う区の職員（以下「区長等」という）から要請があったとき、又は区長等が現場にいない場合、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を区長に通知しなければならない。
- (3) 現場に区長等や警察官がいない場合に限り、自衛官は、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を区長に通知しなければならない。

5 避難場所の運用

避難場所の運用は、区が警察、消防、区医師会等の防災関係機関、住民、防災区民組織等の協力を得て次により行う。

5-1 避難場所の運用

- (1) 避難場所の運用は、当該避難場所の所在区が行うことになっている。区では、区の活動態勢の定めるところにより地域本部において、区民等が避難する12箇所の避難場所に職員を派遣し、現地連絡所を設置して運用する。
2区以上が共同使用する避難場所に派遣された職員は、共同使用する他区の職員と協力し職務を遂行する。
- (2) 避難住民の安全確保及び災害情報の交換等のため、警察署及び消防署は、区が設置する現地連絡所に必要に応じて職員を派遣するほか、区と連絡を密にして避難場所の運用に協力する。
- (3) 避難場所には、地域住民のみならず、多数の昼間都民の避難も予想されるので、混乱のないように運用には留意する。

5-2 避難場所の活動

- (1) 避難住民に対する情報の伝達
- (2) 混乱防止に必要な応急措置
 - ア 仮設トイレの設置
 - イ 必要な場合の給食・給水
 - ウ 必要な場合の仮眠所の設置
 - エ 必要な場合の照明設備の設置
 - オ NTTの協力による仮設電話機の設置

5-3 避難所等への誘導

区は、避難場所からの避難者の帰宅行動又は避難所への移動に際し、警察署、消防署及び防災区民組織の協力を得て、安全かつ円滑に誘導する。

6 避難所の設置・運営

地震による家屋の倒壊、焼失などで住居等を失い、引き続き宿舍や給食等の救援を要する者、又は現に家屋の倒壊等の被害のおそれがある者については、避難所を開設し収容保護をする必要がある。

6-1 開設場所等

- (1) 区本部長は、区立小・中学校・区有施設及び協定を締結している都立高校や覚書を締結している私立学校について、安全確認のうえ、必要に応じて避難所として開設する。また、各学校等に設置されている避難所運営管理協議会が自主的に開設したものについても、区本部長が開設したものとみなす。さらに、ことぶき館・児童館等を二次避難所(福祉避難所)として区が開設する。
- (2) 区本部長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局、警察署及び消防署等関係機関に連絡する。
- (3) 開設予定の学校等が被災等により開設することができない場合、又は避難者の増大等により避難所が不足する場合には、その他の公共施設を避難所として活用するほか、必要に応じ、都財務局が調達する資材により、一時的に避難者を収容する施設を野外に設置する。

6-2 開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む)を受ける。

なお、野外収容施設の設置期間は、避難所が開設されるまでの間、もしくは応急仮設住宅が開設されるまでの間とする。

6-3 避難所の収容基準

避難所の収容基準は、おおむね3.3㎡当たり2人とする。

6-4 避難所の運営・救援活動

- (1) 避難所の運営は、避難所運営管理協議会が策定した避難所運営管理マニュアルに基づき、区、防災区民組織等の地域住民、避難所となる学校等施設管理者、ボランティア等が中心となってこれを運営する。ただし、発災直後にあっては、区職員が運営に参加できない可能性が高いため、防災区民組織等の地域住民が中心となって運営する。
- (2) 避難所における救援活動は、地域本部、学校、避難所運営管理協議会に属する防災区民組織、被災住民、ボランティア等が協働して次の活動を行う。
 - ア 災害関連情報の収集及び伝達
 - イ 避難者(在宅者も含む)の記録、たずね人等への対応
 - ウ 避難者に対する給食、給水並びに生活必需品の支給、貸与
 - エ 避難者の防疫及び衛生
- (3) 区は、「新宿区避難所開設・運営方針」を策定した。これにより、避難所の自主開設参集基準を震度5弱と定めたほか、避難所運営における指揮命令系統や、区職員、学校教職員の役割を明確化した。

6-5 避難所の管理運営方法

【開設・報告】

- (1) 避難者の受入は、可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災区民組織等と連携して班を編成した上で、受け入れる。
- (2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 避難所は、設置者である区が学校以外にも多様な手段で確保に努める。
- (4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を受ける。
- (5) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者のニーズに対応するため、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (6) 避難所に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット、FAX等の整備を行う。避難者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- (7) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (8) 区災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。
- (9) 災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (10) 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。
- (11) 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

- (12) 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- (13) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
- (14) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答する。（災害対策基本法86条の15）

【野外受入施設】

- (1) 避難所が不足する場合には、一時的に避難者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
- (2) 野外に受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (3) 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を依頼する。
- (4) 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

【食料・生活必需品等の供給・貸与】

- (1) 避難者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- (2) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- (3) 避難者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (4) ただし、この基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。

【飲料水の安全確保】

- (1) 区の災対健康部衛生班は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒、簡易水質検査（残留塩素測定等）を行う。それ以後も管理者が自主的に検査が行えるよう指導する。

【食品の安全確保】

- (1) 区の災対健康部衛生班は、食品の安全を確保する。
- (2) 区は都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
 - ウ 手洗いの励行
 - エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底

- カ 情報提供
- キ 殺菌、消毒剤の調整
- ク 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

【トイレ機能の確保】

- (1) 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
- (2) 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- (3) 発災後4日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- (4) 備蓄分が不足した場合には、区は、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

【避難所の運営等】

- (1) 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- (2) 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙(分煙)区域を設定する。
- (3) 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- (4) 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
- (5) 区は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる巡回訪問チームを編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (7) 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ二次避難所（福祉避難所）への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
- (8) 二次避難所（福祉避難所）の運営は、障害特性に応じた支援が必要であり、避難所から二次避難所（福祉避難所）への移送手段についても確保する。
- (9) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性、乳幼児や子どものいる子育て家庭のニーズに応じた避難所の運営に努める。
- (10) ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- (11) インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

(12) 避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

【公衆浴場等の確保】

- (1) 区は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- (2) 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

6-6 避難者の他地区への移送

- (1) 区長は、区が設置する避難所に避難者を収容できないときは、避難者の他地区（非被災地、小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）に要請する。なお、相互応援協定等の締結先区市町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。
- (2) 避難者の他地区への移送を要請した区長は、区職員の中から移送先における避難所管理者を定め、当該地区に派遣するとともに、移送にあたり引率を行う。
- (3) 移送先での避難者の救援及び救護については、移送先の自治体の協力を得て移送元が実施することとなっているので、救援物資等の搬送態勢等を確立しておくものとする。
- (4) 避難者の移送方法については、都福祉保健局が区の輸送能力等を勘案して定め、都財務局が調達するバス及び貨物自動車を中心に実施するが、区においても車両の確保について協力するものとする。
- (5) 都（福祉保健局）は区から避難者の移送の要請があった場合、避難者の移送先を決定する。移送先決定後、警視庁と協議の上、移送経路を決定する。
- (6) 要配慮者の移送手段については、区による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。

6-7 要配慮者等への対応

- (1) 避難所での留意事項
避難所に避難した要配慮者等に対して、以下の点に留意する。
 - ア 高齢者や障害者、病人等は、できるだけ環境条件の良い場所に収容するよう配慮する。
 - イ 視覚・聴覚障害者、外国人への対応はボランティアを活用する他、災害情報の提供に配慮する。
 - ウ 外国人が文化・慣習・宗教等の違いにより避難所生活に支障が生じないよう配慮する。
 - エ 要配慮者が避難所生活を行う上での障害を、できるだけ取り除くよう努める（避難所となった施設のバリアフリー化）。
 - オ 障害の程度や体力、病状等に注意し、避難所での生活が困難と認められる高齢者や障害者等については、準備ができ次第、二次避難所（福祉避難所）又は適切な施設に移動する。
- (2) 二次避難所（福祉避難所）の開設
 - ア 区は、災害によって被災した高齢者や障害者等に介護等の必要なサービスを提供するため、あらかじめ耐震・耐火・鉄筋構造を備えたことぶき館・児童館や障害者福祉センター等を二次避難所（福祉避難所）として指定している。

イ 区本部長は、被害や避難の状況から必要と認めた場合、二次避難所(福祉避難所)を開設する。

ウ 二次避難所(福祉避難所)を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に報告する。

7 ボランティアの受入れ

(1) 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れる。

(2) 区災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。

8 犬猫等動物の保護・取扱

災害時には、被災により負傷又は放浪する犬猫等の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

都は、区や関係機関等との協力体制を確立し、これらに対応するものとする。

8-1 被災地域における動物の保護

ア 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救護本部」が中心となり、被災動物の保護を行う。

イ 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送及び応援要請に基づく獣医療に携わる。

ウ 都は、「動物救護本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

8-2 避難所における動物の適正な飼養

(1) 都

区市町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。

ア 各地域の被災状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等

イ 避難所から保健施設への動物の受入及び譲渡等の調整

ウ 他縣市への連絡調整及び要請

(2) 区

学校避難所動物救護マニュアルに基づき、獣医師会新宿支部等防災関係機関や動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物救護所を設置する。

ア 避難所運営管理協議会内に動物の飼主を中心とした、動物救護部を設置する。

イ 学校避難所内倉庫に備蓄してある動物救護資材(ケージ、首輪等)を用いて、動物救護所を設置する。

ウ 動物救護所は、人間の居住場所と完全に分離して設置する。

エ 救護対象とする動物は、原則として犬、猫、小鳥等小動物とする。

オ 動物救護部は、避難所内に「飼育のルール」を掲示し、周知を図るとともに、動物を巡るトラブルの防止に努める。

- カ 動物救護部は、獣医師会新宿支部並びに動物愛護ボランティアの協力を得て、負傷動物の治療及びカルテ等の作成をする。
 - キ 動物救護部は、収容された動物に対する、給餌給水及び糞尿の片付け等衛生管理に勤める。
 - ク 動物救護部は、収容された負傷動物及び飼主不明動物の保護並びに飼主探しをする。
 - ケ 動物救護部は、獣医師会新宿支部加盟獣医師の協力を得て、収容動物の健康管理をする。
 - コ 動物救護部は、獣医師会新宿支部並びに動物愛護ボランティアの協力を得て、収容動物の受付簿、カルテ等の作成をする。
- ※ 避難所運営管理協議会は、地域の実情にあわせて学校避難所動物救護マニュアルの充実を図る。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 現在の到達状況

1 食料・水・生活必需品等の確保

【都】

都と区市町村は、避難者用に、クラッカー、アルファ化米等の食料、飲料水、調製粉乳のほか、毛布、敷物、ローソク等の生活必需品を備蓄するとともに、米穀、副食品、加工食品、生鮮食料品、生活必需品等物資の調達について、あらかじめ業界団体、東京都生活協同組合連合会等に協力を依頼している。また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね2kmの距離内に1箇所の給水拠点を整備している。

さらに、防災都市づくり施策として、都市の安全性向上に向け、市街地整備や再開発等を進め、備蓄倉庫や貯水槽などの機能を有する地域における防災上の拠点を整備してきた。

- (1) 都と区市町村を合わせて、おおむね2日分の食料を確保（都は、3日目から調達物資（炊き出し等）での対応を想定）
- (2) 被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳等を都と区市町村を合わせて、おおむね7日分確保
- (3) 給水拠点 203か所整備（都民約1,300万人に一人1日3Lの給水を行うとして、約3週間分以上の水量に相当）
- (4) 区市町村で、浄水装置 3,378 個備蓄（平成23年4月1日現在）

【区】

「震災対策における都・区間の役割分担」における食料備蓄については、従前より区は1日分としているが、道路障害、道路障害物除去や流通の再開の状況によっては、輸送は3日目以降となるため、クラッカー、アルファ化米などの食料おおむね2日分を備蓄してきた。また、調整粉乳は、都・区の役割分担上、3日分を備蓄してきた。

飲料水を確保するため、都が区内に整備する浄水場・給水所1か所、応急給水槽2か所を整備している。また、帰宅困難者用の食料品として、ビスケット、ミネラルウォーター等の備蓄をしている。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

【都】

都と区は、被災者用の備蓄物資を保管するための備蓄倉庫を整備している。都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を選定している。

また、一般社団法人東京都トラック協会、日本自動車ターミナル株式会社及び一般社団法人全国物流ネットワーク協会と協定を締結し、発災時には、都有倉庫からの物資の搬出作業や広域輸送基地における荷さばき作業等を、物流事業者の協力を得て行うこととなっている。

支援物資については、都と区が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定することとなっている。

都備蓄倉庫21か所（29,776m²）、区市町村備蓄倉庫3,048か所（187,050m²）を整備（平成25年4月1日現在）

輸送拠点として、広域輸送基地を20か所（陸上5、海上12、航空3）、広域輸送基地を補完する水上輸送基地を69か所指定

【区】

区は、区施設だけではなく、民間との協定による備蓄倉庫を確保している。

区 分	現在の到達状況	
備蓄倉庫	区施設等利用による備蓄倉庫等	33か所
	区立小・中学校等指定避難所利用による備蓄倉庫等	51か所

3 輸送体制の整備

【都】

都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運、一般社団法人東京バス協会、東海汽船、調布空港協議会、東京ヘリポート協議会等と協定・契約締結等により、車両・船舶・ヘリコプターの確保に努めている。平成20年に石油連盟及び東京都石油商業組合との間で石油燃料の安定供給に関する協定を締結し、毎年、訓練を実施している。物資輸送のオペレーションは、都災害対策本部に参集した都職員が行うこととなっており、関係者との連絡手段は電話やファックスを主としている。

【区】

一般社団法人東京都トラック協会新宿支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部等との協定により、車両供給や輸送・移送手段の確保に努めるとともに、協定の実効性の確保に努めている。

第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震 時期及び時刻：冬の夕方18時、風速：8m/秒）】

被害項目	想定される被害
避難者数	76,805人
避難所へ避難する人	49,923人
避難所以外のところへ避難する人	26,882人

1 食料・水・生活必需品の確保に向けた課題

被害の程度によっては、物資の途絶が2日以上に及び、備蓄している食料が足りなくなるおそれや、区市町村が物資の供給や都への物資要請を行えなくなる可能性がある。

また、被災者の多様なニーズに応えるためには、高齢者など要配慮者、食事制限のある方や子供、男女のニーズの違いに一定の配慮をした食料・生活必需品を確保する必要があるが、現在の調達体制だけでは被災者の多様なニーズに対応できない懸念がある。飲料水については、地震に

より水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するために被害箇所を復旧するとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。また、給水拠点が高い地域等への対応も図る必要がある。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

【都】

物資の保管場所の不足、直営倉庫及び広域輸送基地での物流事業者との連携不足等により、発災時の荷さばきの仕組みが機能不全になるおそれがあり、直営倉庫及び輸送拠点における災害時の効率的な運営体制について検証する必要がある。

また、発災時に迅速かつ的確に物資を輸送するため、直営倉庫及び輸送拠点の地理的配置についても検証する必要がある。

【区】

区の備蓄倉庫から避難所等へ効果的に輸送するための運営体制を検証するとともに、災害時にも倉庫内の在庫管理を行っていく必要がある。

また、輸送拠点で荷捌きされた物資を効果的に区内の避難所等に輸送する体制を検証し、都と連携・調整していく必要がある。

3 輸送体制の整備

【都】

発災時における物資輸送を的確に行うことができるよう、物流事業者（輸送事業者等）等の活用も視野に入れた、東京都災害対策本部の物資輸送体制を強化する必要がある。

【区】

訓練等を通じて、現協定先事業者との協定を一層実効性あるものにする必要がある。さらに、上位協定となる都や国と関係事業者との協定により輸送車両等が先に確保されてしまう可能性も考慮し、きめ細やかな輸送手段の確保を講じていく必要がある。

第3節 対策の方向性

1 飲料水・食料・生活必需品等の確保

(1) 飲料水・食料・生活必需品等の確保

備蓄量の増加と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築する。そのため、区と都は連携して備蓄するなど、発災後3日分の飲料水・食料・生活必需品等の確保に努める。都の備蓄物資は区の要請に基づき供給することが原則であるが、そのいとまがない場合は、都は区からの要請を待たずに、必要な物資又は資材の供給（プッシュ型支援）を行う。

また、区は、物販事業者（小売事業者等）と協定を締結する等の連携強化を図り、様々なニーズに対応できるよう調達体制の拡充に努める。

さらに、区は在宅被災者や帰宅困難要援護者のための食料等備蓄物資の確保に努める。

(2) その他の水の確保

都の水道局職員が不在でも、区及び防災市民組織等が円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行う。

また、都は給水拠点が高い地域等への対応を図るために、現行の応急給水拠点の配置状況の再検討するとともに、消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水を初めとする多面的な飲料水確保策について支援する。

生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。

(3) 自宅における備蓄の促進

区は、被災生活に備えるため、防災用品のあつ旋等により、区民の自宅における備蓄の推進を図る。また、区民に対して、備蓄の普及啓発を図る。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

防災倉庫の配置や新しい倉庫の確保について再検討を行うとともに、円滑な物資供給を行うための災害用備蓄物資の適正配置等について検討する。

3 輸送体制の整備

区災害対策本部と物資事業者等との連携を、平常時における協議や訓練により深める等、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を確立する。

第4節 到達目標

1 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築

発災直後は道路障害物除去作業が完了していないことや、人命救助活動が優先されることにより、長距離の物資輸送が困難と予想される。そのため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、区と都の役割分担等を整理した上で、発災後3日間で必要となる飲料水・食料・生活必需品等を備蓄などにより確保する。

また、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、強固な調達体制を構築する。

2 適正な物資備蓄体制の構築

災害用備蓄物資の再配置計画の作成等により、適正な物資の備蓄体制を構築し、円滑な物資供給体制を確立する。

3 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

新宿区災害対策本部と物流事業者等との十分な連携体制を確立する等、物資輸送のオペレーション体制を再構築し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにする。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 飲料水・食料・生活必需品等の確保

災害対策のまず第一の目標が、発災時の被害を最小限に食い止めるための努力であり、それを裏付けるための施策の精力的な実行であることはいうまでもない。その場合、特に生命の安全を第一に考えることが重要である。

1-1 飲料水・食料等の確保

飲料水の確保については、「震災対策における都・区間の役割分担」により、給水拠点の整備は都が対応し、給水拠点から区民に対する給水は区が実施することになっている。

食料についても、区が当初の1日分を確保し、都はそれ以降の分について広域的な見地から区市町村の補完又は帰宅困難者に対応する量のクラッカー（ビスケット）、アルファ化米を備蓄、調達し、対処することになっている。また、毛布等の生活必需品については、都が主体となって必要最小限を備蓄及び調達により確保することになっている。

(1) 飲料水の確保

ア 都水道局

震災時には、水道施設に被害が生じた場合、飲料水や生活用水の確保が困難になると予想される。

都は震災時に飲料水を確保するため、浄水場(所)・給水所等にエンジンポンプなどの応急給水用資器材の計画的な更新を図り資器材の整備を推進して給水拠点とするとともに、これらの施設の無い地域には、応急給水槽を建設し、居住場所からおおむね2kmの距離内に給水拠点を確保するように努めている。なお、応急給水槽については電気設備や自家用発電設備等の老朽化に対応して計画的な更新を図る。

また、給水拠点での応急給水を補完するため、消火栓等からの応急給水について、区と覚書を締結の上、応急給水用資器材の貸与及び訓練を実施する。

【給水所・応急給水槽の位置及び確保水量】

(平成26年9月現在)

区分	設置施設名	所在地	確保水量(m ³)	対応避難場所
給水所	淀橋	新宿区西新宿2-10-1	24,000	新宿御苑 新宿中央公園・高層ビル群一帯 地区内残留地区・西新宿地区 東京大学附属中等教育学校一帯
	本郷	文京区本郷2-7-29	20,000	後樂園一帯 東京大学
応急給水槽	鶴巻南公園(早稲田町78)	新宿区早稲田鶴巻町507	1,500	戸山公園一帯 早稲田大学早稲田キャンパス一帯
	百人町ふれあい公園	新宿区百人町3-28	1,500	百人町三・四丁目地区 落合中央公園 おとめ山公園地区一帯
	千代田区立東郷元帥記念公園	千代田区三番町18	1,500	迎賓館一帯
	豊島区立西池袋公園	豊島区西池袋3-20-1	1,500	学習院大学
	中野区立みずのとう公園	中野区江古田1-3-1	100	哲学堂公園一帯
	都立青山公園	港区六本木7-23	1,500	明治神宮外苑地区
	文京区立教育の森公園	文京区大塚3-29	1,500	後樂園一帯
都立代々木公園	渋谷区代々木神園町2-1	1,500	新宿御苑 新宿中央公園・高層ビル群一帯 地区内残留地区・西新宿地区 明治神宮外苑地区	

イ 区

災害発生当初は、道路状況等から、車両による運搬は困難となることが予想されるので、この間の飲料水は区立小・中学校の受水槽を利用し対応することとしている。これらの受水槽については、耐震性の向上及び、自動遮断弁の設置を平成7年度から9年度までに実施した。また、応急給水に必要な資器材を保有している。

【区立小・中学校等の保有水量】

(平成26年9月現在)

設置施設名	受水槽(m ³)	高架水槽(m ³)	プール(m ³)
区立小・中学校	703.95	199.5	7,894
新宿スポーツセンター	84	22.5	637
新宿コズミックスポーツセンター	64	-	486
計	851.95	222	9,017

(2) 生活水の確保

生活をする上で欠かせないのが洗濯時等に必要生活水の確保である。このため、区では、区有井戸を利用するほか、民間深井戸を非常用災害井戸として協定を結ぶとともに、家庭にある井戸を小型消防ポンプ用水利と兼用で活用する。

【生活水の確保（井戸）】

(平成26年9月現在)

災害時における協定井戸		区有非常災害井戸	
設置施設名	所在地	設置施設名	所在地
学習院戸山キャンパス	戸山3-20-1	新宿コズミック スポーツセンター	大久保3-1-2
NTT東日本大久保ビル	大久保1-4-17	鶴巻南公園	早稲田鶴巻町507
保健会館市ヶ谷ビル	市谷田町1-10	みどり土木部 南元町資材置場	港区元赤坂2-2
早稲田大学 早稲田防災井戸	西早稲田1-6-1	若葉三丁目広場 (浅井戸)	若葉3-2
〃 戸山防災井戸	戸山1-24-1		
〃 大久保防災井戸	大久保3-4-1		

(3) 食料の確保

ア 食料の備蓄

区では、区民(外国人を含む)の28%の1日分(3食分)の食料を確保するとともに、米飯による給食に必要な給食用資機材等の整備を行う。また、要配慮者対策の一つとして、乳幼児については粉ミルク・離乳食・おかゆを、高齢者(75歳以上)についてはおかゆを、それぞれ備蓄している。なお、副食については、都福祉保健局長に要請する。

今後、在宅避難者等に対する備蓄についても、整備していく。

【食料備蓄基準】

品名	数量	対象者
ビスケット	1食分	3歳以上75歳未満
アルファ化米	2食分	3歳以上75歳未満
おかゆ	3食分	1～3歳未満及び75歳以上
粉ミルク ミネラルウォーター	3日分	1歳未満
離乳食	1食分	7箇月以上2歳以下の乳幼児

イ 食料等の調達

区が開設する避難所(小・中学校)等における食料の供給は、第1日目は避難所に備蓄しているビスケット、アルファ化米等を使用し、その間に炊き出し体制を整え、2日目以降は、原則として米飯による炊き出しを実施する。このため、米飯給食に必要な米穀については、東京都米穀小売商業組合新宿支部との米穀供給に関する協定により確保する。

また、炊出しに使用する燃料については、東京都石油業協同組合港新宿渋谷支部との石油類の供給に関する協定により調達する。

(4) 生活必需品等の確保

区では、発災当初の道路状況によっては、都から搬送が遅れることが予測されるので、避難者のうち、抵抗力の弱い高齢者、児童を対象に毛布、肌着等を備蓄するほか、避難所等における避難者の救援救護に必要な資器材を備蓄又は調達により確保する。

(5) 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

区立小・中学校を震災後の避難所と位置づけるとともに、物資等配給活動拠点として、発災初日に必要な緊急用食料及び生活必需品を配備している（避難所備蓄倉庫）。

また、高層ビル等にある33箇所の備蓄倉庫は、広域的な活動資機材の備蓄及び学校備蓄の補完施設とする（広域備蓄倉庫）。

今後、東日本大震災を受けて、備蓄物資の再配置を行う。

ア 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。

イ 区が備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

ウ 区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。

エ 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。

(6) 輸送車両の確保

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

区は、震災発生時に緊急通行車両等として使用を予定している車両について、「緊急通行車両等事前届出済証」を事前に交付を受け、必要な車両の確保を図る。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 飲料水・食料等の配給

1-1 応急給水

震災時において、水道施設の損壊等により飲料水の供給が停止した場合には、都（水道局）及び区は、直ちに応急給水を実施する。

(1) 都水道局の活動

ア 給水の方法

(7) 給水拠点での応急給水

給水拠点に指定している次の拠点で応急給水を実施する。

ア) 応急給水槽

イ) 浄水場（所）・給水所等

(イ) 車両輸送による応急給水

次の場合に車両による応急給水を実施する。

- ア) 給水拠点からの距離が概ね2 km以上離れている避難場所において、応急給水を行う場合
- イ) 後方医療機関となる病院及び重症・重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、区から都災害対策本部等を通じ緊急要請があった場合
- イ 給水拠点での都・区役割分担
 - (ア) 応急給水槽では区が応急給水に必要な資機器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。
 - (イ) 浄水場（所）・給水所では、都が応急給水に必要な資機器材等の設営を行い、区は被災者への応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った給水拠点では、区が指定した住民による応急給水も可能とする。
 - (ロ) 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所では、都が区の設置する仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、避難者への応急給水は区が行う。
 - (ハ) 消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を都水道局が区に貸与する。発災時、区が通水状況を都水道局に確認した後、区や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。
- ウ 給水基準
震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとする。
- エ 給水態勢
震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握し、応急給水の実施に係る計画を定め給水態勢を確立する。
車両輸送を必要とする給水拠点及び後方医療機関となる病院等については、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上げ車両などによって輸送する。また、道路障害除去が遅れ、輸送が困難な場合には、区において受水槽の水、ろ水機により雨水貯留槽・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。
- (2) 区の給水計画及び態勢
区は前記都水道局の計画によるほか、次により応急給水活動を行う。
 - ア 区立小中学校の受水槽の水又はプールの水をろ水機によりろ過し、避難所（小・中学校等）において給水を行う。
 - イ 深井戸給水施設において直接給水を行う。

1-2 食料の配給

区は、震災により日常の食事に支障を来した被災者に対し、速やかに食料の配布を実施する。

(1) 食料配給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者
- ウ 救助作業に従事する者で給食を行う必要がある者
- エ 食品流通機関の混乱により、食料の提供が受けられない者

(2) 給与基準

区の被災者に対する食料の給与基準は、原則として次のとおりとする。

ア 給与の限度額

災害救助法施行規則による食料給与限度額とする。

イ 給与期間

災害救助法適用前が3日間、適用後が7日間を原則とするが、被害の状況に応じて給与を必要とする期間対応する。

ウ 配布基準

被災者に対する食料の配布基準は次のとおりとする。

【配布基準】

区 分		一 般	1歳～3歳未満 及び75歳以上	1 歳 未 満
第1日	第一食	ビスケット（1人1食）	かゆ（1人1缶）	粉ミルク ミネラルウォーター
	第二食	アルファ化米（1人1食）	かゆ（1人1缶）	
	第三食	アルファ化米（1人1食）	かゆ（1人1缶）	
第2～3日		都の救援物資により実施 （米飯又はめん類等）		
第4日以降				

※ その他、7箇月以上2歳以下の乳幼児に対し、離乳食を1食分配給する。

(3) 調 達

ア 調 達

食品の調達は、次のとおりとする。

食 品	調 達 方 法
ビスケット及び アルファ化米	1 区の備蓄品から調達する。 2 区独自の調達で不足するとき又は災害救助法適用後は、都福祉保健局長に要請する。
米穀類	1 東京都米穀小売商業組合新宿支部に要請し調達する。 2 区独自の調達で不足するとき又は災害救助法適用後は、都福祉保健局長に要請する。
副食品類	都福祉保健局長に要請する。
粉ミルク	1 区の備蓄品から調達する。 2 区独自の調達で不足するとき又は災害救助法適用後は、都福祉保健局長に要請する。

イ 要請の方法

災対総務部は、次の方法により食品を調達する。

(7) 東京都米穀小売商業組合新宿支部への要請

災対総務部長は、要請の理由、提供数量、日時、場所等その他事項を記載した要請書をもって支部長に要請する。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理する。

また、同新宿支部は、災害状況等により明らかに協定に基づく要件に該当すると認めるときは、口頭及び文書による要請を待たずに区が設置する避難所に米穀を搬入するものとする。

(イ) 都への要請

都への要請は、第5章 第6節「3-3 都との相互協力」の定めるところにより必要事項を都防災行政無線又は電話で要請し、後日文書で処理する

(4) 搬 送

ア 区が備蓄する物資及び都が区に事前配置している物資で福祉保健局長の承認を得て区が使用する物資は、区が搬送する。

イ 都からの救援物資は、都福祉保健局が区の搬送拠点まで搬送し、搬送拠点からは区が搬送する。

ウ 米穀小売商業組合新宿支部からの調達食料は、原則的には提供場所まで搬送することになっているが、区もこれに協力し搬送する。

エ 区が搬送する場合は、災対総務部、地域本部が協力して行うものとする。

（←搬送の手段等については本節「2 緊急輸送」参照）

(5) 集積地

区の食品等集積地は、交通の利便及び避難所への搬送経路及び連絡等を勘案して次のとおりとする。

ア 新宿コズミックスポーツセンター（中央集積所かつ輸送拠点を兼ねる）

イ 区役所本庁舎

ウ 四谷地域センター

エ 上落合防災活動拠点

オ 北新宿公園

カ 区立津久戸小学校

キ 区立四谷第六小学校

ク 新宿スポーツセンター

(6) 被災者への配布

ア 給食の配布は、原則として避難所において実施する。

イ 給食を必要とする自宅残留被災者、代替施設収容者等についても最寄りの避難所において配布する。

ウ 避難所における食料の配布は、一時に多数の給食は困難と思われるので、高齢者、児童及び病弱者等を優先し、防災区民組織、町会等の協力により公平かつ円滑に実施する。

(7) 炊き出しによる活動態勢

ア 被災者に対する炊き出しは、収容住民、防災区民組織及び日本赤十字社奉仕団等の協力により実施する。

イ 炊き出しは、原則として備蓄してある炊き出し資材により行う。

ウ 炊き出しに使用する燃料については、東京都石油業協同組合港新宿支部から調達する。

1-3 生活必需品等の給与

区は、震災において生活必需品を失った被災者に対し、生活必需品等の配布を実施する。

(1) 給(貸)与基準

ア 基準

(ア) 災害救助法適用前

区の、被災者に対する生活必需品等の基準は、原則として災害救助法施行細則による生活必需品の給(貸)与限度額以内で区長が定める。

(イ) 災害救助法適用後

災害救助法施行細則による生活必需品の給(貸)与基準とする。

イ 給与品目

給与品目は原則として、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、光熱材料等とする。

(2) 調達

ア 災害時において実施する被災者に対する生活必需品等の給(貸)与のため、毛布等を備蓄するほか、被害の程度に応じて給与品目を決定し、それぞれ調達計画をたて調達する。

イ 区長は、災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、直ちに都知事の指示を受けるとともに、必要ある場合は物資の調達を都福祉保健局長に要請するものとする。

ウ ただし、被害の状況により現地調達が適当と認められる物資については、都知事の指示により区長が現地調達するものとする。

(3) 搬送

前記「1-2 食料の配給 (4) 搬送」に準じる。

(4) 集積地

前記「1-2 食料の配給 (5) 集積地」と同じ。

(5) 被災者への配布

前記「1-2 食料の配給 (6) 被災者への配布」に準じる。ただし、区備蓄品の被災者に対する生活必需品の内、毛布等の配布については、原則として、11歳以下及び65歳以上の者を優先して配布する。

1-4 救援物資の受け入れ・供給

災害発生後、区域内の物資だけでは被災者の需要に対応できない場合には、全国へ救援物資の要請を行うことも物資調達の一手段として有効である。

また、災害が報道されることにより、要請を待たず多くの救援物資が送られてくる事態も予想される。無秩序に送られてくる救援物資は、かえって救援活動の妨げになるおそれがあることから、こうした事態を防ぐためにも、早期に的確な要請を行うことが重要になる。

(1) 救援物資の要請

ア 区は、災害発生後、被災者の必要とする飲料水・食料等の応急物資の総量及び品目等を早急に調査し、これを把握する。

イ 調査の結果、区内での調達・備蓄では不足が生じると判断した場合、報道機関等の協

力を得て、全国へ救援物資の要請を行う。

※ 救援物資の要請を行う際は、特に以下の点について、明確に情報を提供する。

(1) 必要な救援物資の品目及び分量

(2) 送付の際の注意事項

ア 長期保存が困難なものは送付しない。

イ 都道府県・市町村及び団体単位でまとめて送付することを原則とする。

ウ 梱包の際は、単品もしくは類似の物資を一箱にし、さらに外から内容・数量が把握できるよう、ラベル表示する。

エ 原則として、物資を提供する側が運搬手段を確保し、指定する物資集配拠点まで輸送する。

(2) 救援物資の受付

ア 区は、救援物資の受け入れ窓口を開設し、国、他自治体及び報道機関に広報を依頼するとともに、需給の調整及び受け入れ体制を確立する。

イ 受け入れ窓口は、救援物資送付の申し出を受け付け、物資の運び込みを希望する物資集配拠点を指示する。

(3) 救援物資の集積・配送

ア 区は、職員を派遣して集積地に救援物資集積拠点を開設し、救援物資の受け入れ及び配分を行う。

イ 救援物資集積拠点における物品の仕分・配分等を円滑に行うため、企業、日本赤十字社東京支部、ボランティア等民間団体に協力を要請する。

ウ 区は、集積拠点から各避難所等までの輸送手段として、次項の「2 緊急輸送」に基づいて、車両を確保する。

(4) 要請の更新・終了

ア 区は、救援物資の要請を行った以降も、被災者の応急物資需要の把握を継続し、随時、新たな内容の要請もしくは要請の打ち切りを、報道機関等を通じて広報する。

2 緊急輸送

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであり、車両等を迅速かつ円滑に調達しなければならない。また、震災時の緊急輸送を実施するためには、道路障害物除去等、通行路の確保のための活動が必要となる。

2-1 車両の調達と運用

震災により、区内に被害が発生した場合、区は、避難所へ避難した避難者の救援のための緊急物資、医療救護所への医薬品等及び応急復旧に必要な資器材等の輸送手段を確保し、これらの活動が円滑に行われるようにしなければならない。

(1) 調達

ア 調達及び管理

区が災害応急活動に必要な車両等は、一部を除き、災対総務部物資調達輸送班が調達し集中管理する。ただし、本庁内部課以外の課所に配属されている車両は、物資調達輸送班長から要請があるまで当該課所が実施する応急業務に使用することができる。

イ 車両の調達

(7) 庁有車

区所有車両の現状は次のとおりである。

(平成26年8月現在)

乗用	普通貨物	小型貨物	特殊用途	軽自動車	清掃車	計
8	5	8	5	2	42	70

(4) 指定公共機関等からの調達

7) 区所有車両を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、指定公共機関である日本通運(株)東京引越支店による車両及び「大地震等災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」に基づき、一般社団法人東京都トラック協会新宿支部から車両を調達する。

8) 平成8年3月赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部との間に「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」を締結して、車両の確保を図っている。

9) 区において、車両の調達が不能になった場合は、都財務局へ調達のあっ旋を要請する。

10) 遺体の搬送が必要な場合は、一般社団法人全国霊柩自動車協会との間で締結している「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」により、霊柩自動車による搬送手段の確保を図っている。(→遺体の搬送については第7章 第6節「2-2 遺体の搬送」参照)

(2) 車両の運用

ア 運用方針

配車に当たっては、災対総務部は災害状況や輸送目的等に基づき緊急度を考慮し、優先順位を付けて効率的に運用する。

イ 配車手続

(7) 災対各部において、車両を必要とするときは、災対総務部に対し用途、使用予定時間、台数等必要な事項を添えて配車を請求する。

(8) 災対総務部は、常に配車状況を把握するなど車両台数等を確認し、災対各部の請求に対応するものとする。

ウ 車両の待機

(7) 災害の発生のおそれがあるときは、災対総務部はその状況に応じ、調達できる範囲内で車両を待機させることができる。

(8) 災対各部において、待機車両を必要とするときは、災対総務部に請求し、当該部用として待機させ又は確保することができる。

2-2 緊急輸送ネットワークの整備

都では、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行っている。指定拠点には、多くの区分・種類があるが、その一部を次に抜粋する。

(1) 輸送拠点

ア 広域輸送基地

他県等からの緊急物資の受け入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積み替え・配送等の拠点として、広域輸送基地を定める。（当区内なし）

イ 地域内輸送拠点

区の地域における緊急物資等の受け入れ、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を定める。

当区内 新宿コズミックセンター(大久保3-1-2)

ウ 輸送拠点代替地の選定

震災の状況により、あらかじめ予定した輸送拠点が確保できない場合は、可及的速やかに代替地を選定確保する。

(2) ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難になることも予想される。都及び区は、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関との調整を図るものとする。

災害時臨時離着陸場候補地

名 称	所 在 地	管 理 者	着陸展開面	他 の 用 途
明治神宮外苑総合グラウンド (軟式野球場)	震ヶ丘町明治神宮外苑	明治神宮	110m×100m	避難場所
西落合公園少年野球場	西落合2-19	新宿区	60m×50m	避難場所 仮設住宅用地
落合中央公園野球場	上落合1-2	新宿区	90m×80m	

医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地

名 称	所 在 地	管 理 者	着陸展開面	他 の 用 途
西戸山公園野球場	百人町4-1	新宿区	70m×65m	避難場所 仮設住宅用地

2-3 緊急道路障害物除去等

災害発生時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車などの障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂などにより、被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送に支障をきたすおそれがある。

このため、国、都及び区は、災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて行うこととする。

(1) 緊急道路障害物除去路線の選定

ア 都の選定基準

災害時における救援救護活動に必要な緊急車両の走行帯を確保するため、下記により選定している。

- (ア) 緊急交通路の路線
- (イ) 緊急物資輸送ネットワークの路線
- (ウ) 避難所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- (エ) ※上記ア～ウは、原則として幅員15m以上の道路の路線

イ 区の選定基準

災害時における救援救護活動を円滑に行うため、救急医療機関や避難所等の各拠点を結ぶ路線を選定する。

(2) 緊急道路障害物除去作業の内容

ア 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、救援活動のための車両の走行帯(原則として上下各一車線)を確保する。

イ 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車の走行に支障のない程度に応急措置を行う。

ウ 優先順位

道路障害物の除去は、都及び区が選定した緊急道路障害物除去路線を最優先に実施する。

エ 実施主体

- (ア) 道路管理者は、道路上の破損、倒壊物等の障害物を除去し、交通の確保に努める。
なお、倒壊建物等の障害物を除去するときは、所有者等への周知を図り実施するものとする。
- (イ) 警察署は、緊急交通路確保のため、通行の妨害になっている放置車両の排除に当たるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去するものとする。
- (ウ) 緊急を要するため、各道路管理者等に通報するいとまがないときは、当該障害物を知った機関が、直ちに応急の措置をとったうえ、各道路管理者等に連絡するものとする。

(3) 緊急道路障害物除去作業態勢

ア 機関別分担路線

区内の各機関別の分担路線は、次のとおりである。

機関	区分	主 な 路 線
国	国 道	甲州街道、新宿通り
都	都 道	外苑東通り、外苑西通り、山手通り、明治通り、青梅街道、新青梅街道、大久保通り、早稲田通り、目白通り、靖国通り、外堀通り、職安通り、新目白通り、方南通り、副都心12号線等
	区 道	小滝橋通り、西武新宿駅前通り、上落中通り、西戸山公園東側、若松通り、社会保険中央病院前、聖母病院前、落合火葬場前、防衛省正門正面
区	都道及び区道	救急医療機関や避難所等の各拠点を結ぶ路線

イ 作業の実施

(7) 各実施機関は、緊急道路障害物除去作業に当たり連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を定め、作業の効率化を図るものとする。

(イ) 都が分担する緊急道路障害物除去作業については、協定等に基づいた協力業者が実施する。

(ロ) 区の緊急道路障害物除去作業については、協定団体である新宿土木防災協力会・新宿区造園防災協力会の協力により実施する。作業の実施に当たっては、災対土木部長の指示によるものとする。

(4) 緊急道路障害物除去路線情報の共有化

緊急道路障害物除去にあたっては、都、消防、警察、自衛隊等防災関係機関と相互に情報を共有化し、有機的かつ迅速に実施する。

(5) 資機材の充実

ア 都建設局は、協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材の確保に努める。

イ 区は、平素から資機材の整備を行うとともに、新宿土木防災協力会を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

第7節 具体的な取組（復旧対策）

1 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など被災者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は変化していく被災者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

都は広域的見地から区を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

2 炊き出し

震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。

区において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。

3 飲料水の安全確保

(1) 衛生班は、飲料水の安全を確保するため、飲料水の安全管理指導を行う。

避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒や簡易水質検査（残留塩素測定等）を行う。それ以後も管理者が自主的に検査を行えるよう指導する。

(2) ライフライン復旧後、区民が衛生班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

4 生活水の確保

(1) 区

【避難場所における対応】

雨水貯留槽、非常災害用井戸等によって生活水を確保する。

【避難所における対応】

被災後、断水した場合には、学校のプール、非常災害用井戸等で確保した水を使用する。

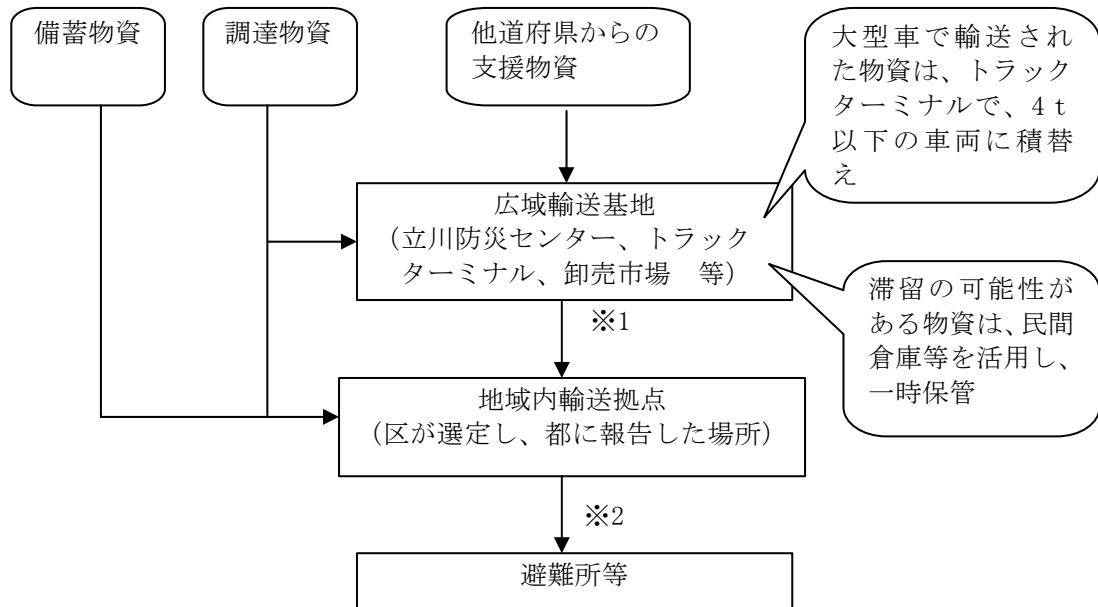
(2) 区民・事業者

【事業所・家庭等における対応】

上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保する。

5 物資の輸送

【陸上輸送概念図】



※1 予め都の協力依頼のある物流事業者等が搬送

※2 区が搬送

【区の役割】

(1) 区は、調達(都からの調達分を含む。)する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について予め定める。

(2) 地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。

(3) 地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。

※ 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、第10章 第6節 「1 飲料水・食料等の配給」と同様に行う。

第11章 放射性物質対策

第1節 現在の到達状況

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による放射能飛散は、区内において著しい汚染は確認されなかったものの、区民に生じた混乱や不安等の影響は甚大なものがあった。区は、東日本大震災被災者支援対策本部の下に放射能影響等対策部会を設置し、各部連携し一体的に対策を検討、実施する体制を整備し、以下の対応を行った。

今後は、必要に応じた測定や情報提供を行える体制を維持するとともに、原子力災害を想定し、より機能的、効果的に対応できるよう努めていく。

1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等

区は、各部が連携し、放射能汚染の現状把握及び区民不安の解消を図るため、空間放射線量測定や放射性物質検査を行った。

- (1) 区内小・中学校、幼稚園、保育園、子ども園、児童館等、公園での空間放射線量測定(地表から5センチメートル及び1メートルの高さで測定し、5センチメートルの高さで0.23マイクロシーベルト/毎時以上の値が計測された場合は、表土の入れ替え等放射線量低減化措置を実施した。)
- (2) 区内2か所における定期空間放射線量測定(毎週1回)
- (3) 区内幼稚園・保育園・子ども園等や公園の砂場の砂や土壌、小学校プール水、神田川河川水の放射性物質検査
- (4) 区内小・中学校等、保育施設の給食食材等の放射性物質検査
- (5) 地域団体との協働による区民持込み食品の放射性物質検査

2 区民への情報提供や相談体制の整備

区では、様々な分野に渡る放射能に関する相談に対し、各部連携して対応するとともに、健康影響に関するQ&Aや測定結果等を、ホームページ、閲覧用冊子により情報提供を実施している。

- (1) ホームページ、閲覧用冊子による測定結果の公表等、区民への情報提供
- (2) 健康影響等への相談(Q&Aの作成等)
- (3) 空間放射線量測定器の区民への貸出し及び測定結果に関する相談対応

第2節 課題

1 より円滑に対応できる体制の構築

福島第一原子力発電所の事故による放射能飛散への対応の経験を踏まえて、新たな事態に備えて都との連携強化を含め、放射能影響に対しより円滑に対応できる体制の整備が必要である。

2 区民への情報提供の充実に向けた体制整備

国、都との連携を強化し、土壌や水環境、空間における汚染状況や食品の流通等に関する情報収集をよりの確に行い、区民へ適切な情報を提供できる体制を整備する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 庁内で一体的に対応できる体制の整備

情報の共有化、協力体制の強化を図り、より機能的に対応できるよう、関係部署による横断的な組織体制を整備する。

2 区民への情報提供の充実

国、都との連携を強化し、土壌や水環境、空間における汚染状況や食品の流通等に関する情報収集を行い、区民へ適切な情報を提供できる体制を整備する。

第4節 到達目標

1 円滑かつ適切に対応できる体制の整備

情報の共有化、協力体制の強化を図り、より機能的に対応できるよう、関係部署による横断的な組織体制を整備し、区民に対して安心を与えられるようにする。

2 適切な情報提供による区民不安の解消

国、都との連携を強化し、土壌や水環境、空間における汚染状況や食品の流通等に関する情報収集を行い、区民へ適切な情報を速やかに提供する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 情報伝達体制の整備

区は都と連携して、今後、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、第11章 「第6節 具体的な取組（応急対策）」を参照）。

2 区民への情報提供

国、都との連携を確保し、役割分担を明確化のうえ、必要な情報を提供できる体制を整備する。

(1) 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

(2) 区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 区民への情報提供

区は、国、都及び関係機関と連携し、区内の放射線量等の測定・検査を行い、その結果を公表するとともに、他の機関からの情報を収集し、状況に応じた適切な対策を実施する。とりわけ、区民の混乱や不安等を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な情報提供を行う。

機関名	内 容
区	放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表
都水道局	浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供
都下水道局	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射線量の測定、情報提供

2 放射線等使用施設の応急措置（再掲）

放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

機関名	内 容
区	1 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施
消防署 (東京消防庁)	1 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 2 事故の状況に応じ、必要な措置を実施

区は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (1) 住民に対する避難の勧告又は指示
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難所の開設、避難住民の保護
- (4) 情報提供、関係機関との連絡

3 核燃料物質輸送車両等の応急対策（再掲）

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

(1) 区

関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ア 住民に対する避難の勧告又は指示
- イ 住民の避難誘導
- ウ 避難所の開設、避難住民の保護
- エ 情報提供、関係機関との連絡

(2) 警察署（警視庁）

ア 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。

イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

ウ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

(3) 消防署（東京消防庁）

事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

(4) 事業者等

ア 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講じる。

イ 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第7節 具体的な取組（復旧対策）

1 保健医療活動

(1) 健康相談に関する窓口の設置

(2) 区民の通報等により、必要に応じ、外部被ばく線量等の測定等を実施する。

2 放射性物質への対応

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や区内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、適切な対応を行う。

3 風評被害への対応

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

第12章 住民の生活の早期再建

第1節 現在の到達状況

1 被災者の生活再建対策

都は、被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「り災証明書」の早期発行のために「被災者生活再建支援システム」（以下、「システム」という）を構築し、モデル地区で試行を実施している。また、義援金の配分については、東京都義援金配分委員会にて決定することとしている。

区はシステムを平成25年度に導入し、平成26年度現在その運用体制について検討を行っている。また、義援金の配分については、必要により新宿区義援金配分委員会（以下この章において「区委員会」という。）にて決定することとしている。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理

都では、避難所から排水を受ける下水道管の耐震化を推進し、九都県市や全国知事会等との災害用トイレの広域応援の協定の締結を進めている。区市町村においては、災害用トイレを備蓄するとともに、し尿収集車を保有している。

＜災害用トイレの備蓄（都全体）＞

- (1) マンホール設置型トイレ……………約6,800 基
- (2) 便槽付トイレ……………約9,700 基
- (3) 簡易トイレ……………約47,000 基
- (4) 収納袋……………約1,200,000 枚
- (5) し尿収集車……………36 台

【区】

区では、災害用トイレを備蓄するとともに、し尿収集は、近隣区への委託により実施している。

＜災害用トイレの備蓄＞

- (1) マンホール設置型トイレ……………約426基
- (2) 収納袋……………約30,600枚

3 ごみ処理、がれき処理

【都】

平成8年7月に東京都地域防災計画（震災編）に基づく「がれき処理マニュアル」を策定し、平成25年2月にがれき処理の手順を定めた「東京都震災がれき処理マニュアル」を改定した。また、都内には57箇所の焼却施設があり、平成26年4月現在の一般廃棄物の焼却処理能力は年間約520万トンとなっている。

第2節 課題

【被害想定（東京湾北部地震 時期及び時刻：冬の夕方18時、風速：8m/秒）】

被害項目	想定される被害
建物被害棟数	3,683棟（全壊）、7,571棟（半壊）、2,179棟（焼失）
がれきの推定発生量	約137万トン
避難者数	76,805人（避難生活者数は約49,923人）
上水道の断水率	34.3%
下水道管きよ被害率	28.0%

1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題

り災証明書は、被災後の全ての生活再建支援手続きの基礎となるものである。また、り災証明書の発行対象となる建物は、相当数に上ると想定される。そのため、建物被害認定調査やり災証明書発行を迅速に実施する体制の整備が必要である。

また、被災者に対する義援金については、被災状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

2 災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題

発災時には、34.3%の上下水道の被害と、28%の下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧までの間を乗り切るため、被災後のトイレ機能の確保に向けた手続きを講じる必要がある。

また、都内は下水道整備地域が多いため、し尿収集車の保有台数が少ない。

3 大量のがれきやごみの発生への備え

都内で最大約4,289万トン、区内で最大約137万トンのがれきが発生する。このがれきを処理するためには、一時的な集積場所や最終処分場を検討する必要がある。また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには、電気や水道の復旧が必要である。それまでの間に避難所等から発生するごみについても一時的に集積する場所が必要となる。

第3節 対策の方向性

1 生活再建対策の早急な実施

建物被害認定調査及びり災証明書発行については、システムを活用した実施や、都・東京消防庁との連携についてよく検討し、迅速に対応できる体制を構築する。

義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

2 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え

都は避難所等から排水を受ける下水道管の耐震化を進めるとともに、被害が発生した被災自治体に対して、災害用トイレを融通すること等により、避難所の災害用トイレの確保を図る。併せて、し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を行っていく。

3 ごみ、がれきの集積場所と最終処分場の確保

大量のごみやがれきの処理については、区は、「東京都震災がれき処理マニュアル」に沿って、都と連携して、適切な一次的な集積場所や最終処分場等の確保を推進するとともに、広域処理体制の構築を図る。

第4節 到達目標

1 生活再建のためのり災証明書発行手続き等の迅速化

建物被害認定調査やり災証明書発行を、遅滞なく実施できる体制を構築する。

また、義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。

なお、発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、区市町村は、災害用トイレの確保やし尿を下水道へ直接投入する方法など、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。都は、区市町村が備蓄している災害用トイレや保有しているし尿収集車が不足する場合、広域的な応援の調整を行い、生活環境の保持を図る。

3 ごみ、がれきの広域処理体制の構築

都の「東京都震災がれき処理マニュアル」の修正にあわせて、集積場所や最終処分場等の指定や広域的な処理体制についての連携体制を構築することにより、がれきの処理を迅速に行う。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 生活再建のための事前準備

(1) 応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保

都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付けた。

応急危険度判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、引き続き実員の確保を図っていく。平成13年11月に区市町村が会員となり発足した「東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会」が毎年講習会を開催し、修了した者には判定士として知事が認定登録を行うなど、引き続き判定士の養成・確保に努めていく。

(2) 建物被害認定調査とり災証明書発行

ア 建物被害認定調査とり災証明書発行を遅滞なく実施できる体制を構築する。

イ 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月内閣府）及び「災害に係る住家被害認定基準運用指針（改訂版）」（平成25年6月内閣府）に基づき、あらかじめ建物被害認定調査のための具体的な方法や認定基準を定める。

- ウ 建物被害認定調査や、り災証明書発行に関する職員研修を実施する。
- エ り災証明書の発行に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。
- オ 区と東京消防庁は被害状況調査体制を充実するとともに、協定締結や事前協議等を行い、り災証明書発行に係る連携体制を確立する。

(3) 義援金の配分事務

- 都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。

2 トイレの確保及びし尿処理

(1) 区の取組

- ア 仮設トイレ以外の簡易トイレ等の配備を行う。
- イ 要配慮者用トイレ（車椅子対応トイレ、洋式トイレ等）の備蓄を行う。
- ウ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により利用者の利便性を確保する。
- エ 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を避難所運営マニュアルに記載する。

(2) 事業所及び家庭の取組

- ア 当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。
- イ 水の汲み置き等により生活用水を確保する。

(3) 災害用トイレの普及啓発

- ア 区及び各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- イ 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であるため、避難所運営訓練においては、災害用トイレの設置訓練等を実施する。

3 ごみ処理

大量に発生するごみの処理は、区が実施し、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

- (1) 都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して必要に応じてマニュアルの見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。
- (2) 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。

4 がれき処理

大量に発生するがれきの処理は、区が実施し、必要に応じて都が支援して集積場所や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。

- (1) あらかじめ、集積場所候補地の指定を行っておく。
- (2) 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し確保する。
- (3) がれき処理についてのマニュアルを策定するとともに、国や都の動向等を踏まえ随時見直す。

5 災害救助法等

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準は災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、区においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。

- ア 区内の住家が滅失した世帯の数が150世帯以上であること。
- イ 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、かつ区内の住家のうち滅失した世帯の数が75世帯以上であること。
- ウ 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(2) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(エ) 上記(ア)及び(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

(3) 激甚災害法の指定基準

ア 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

イ 局地激甚災害指定基準

(7) 災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害（※）として指定すること等の基準は、昭和43年11月22日の中央防災会議にて定められた。

(イ) 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。

※ 激甚災害（激甚災害制度）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 被災住宅の応急危険度判定

地震後、都等との役割分担に基づき、震災後の余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被災状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

※ 応急危険度判定は、二次災害の防止を目的とし、住宅の被害程度の判定とは異なる。

1-1 判定の対象

応急危険度判定の対象は住宅(共同住宅を含む)とする。

1-2 判定の実施

- (1) 区長は、地震発生後、区域内の建築物の被災程度の概略を把握し、必要があると認めた場合は応急危険度判定の実施を決定する。
- (2) 住宅等の応急危険度判定にあたっては、区は災対建築部に応急危険度判定実施本部(以下「区判定実施本部」という。)を設置するとともに、東京都防災ボランティアに関する要綱に基づいて登録している応急危険度判定員に出勤を要請し、これを実施する。
- (3) 区判定実施本部は、以下のような準備を行い、応急危険度判定を行う。

1 判定員到着前	1 建物被災情報の収集 2 判定員の被災地入り及び被災地内移動のための輸送手段確保 3 調査票・判定資材(判定ステッカー等の判定備品)・判定マニュアル等の調達
2 判定員到着後～判定作業開始	1 判定員受入名簿の作成及び判定チームの編成 2 判定員の食事・宿泊施設の確保 3 判定方法の指導(調査区域・調査手順の決定、判定街区の割り当て) 4 判定備品の輸送

- (4) 都知事は、区が判定の実施を決定した場合、都災害本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置し、区に対し必要な支援を行う。

1-3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

1-4 判定結果の集計・報告

判定士は判定終了後、当日の判定結果を区判定実施本部に報告する。

区判定実施本部は、必要に応じ、都の被災建築物応急危険度判定支援本部へ判定結果の中間報告を行い、判定調査完了後、判定結果の最終確定報告を行う。

1-5 その他

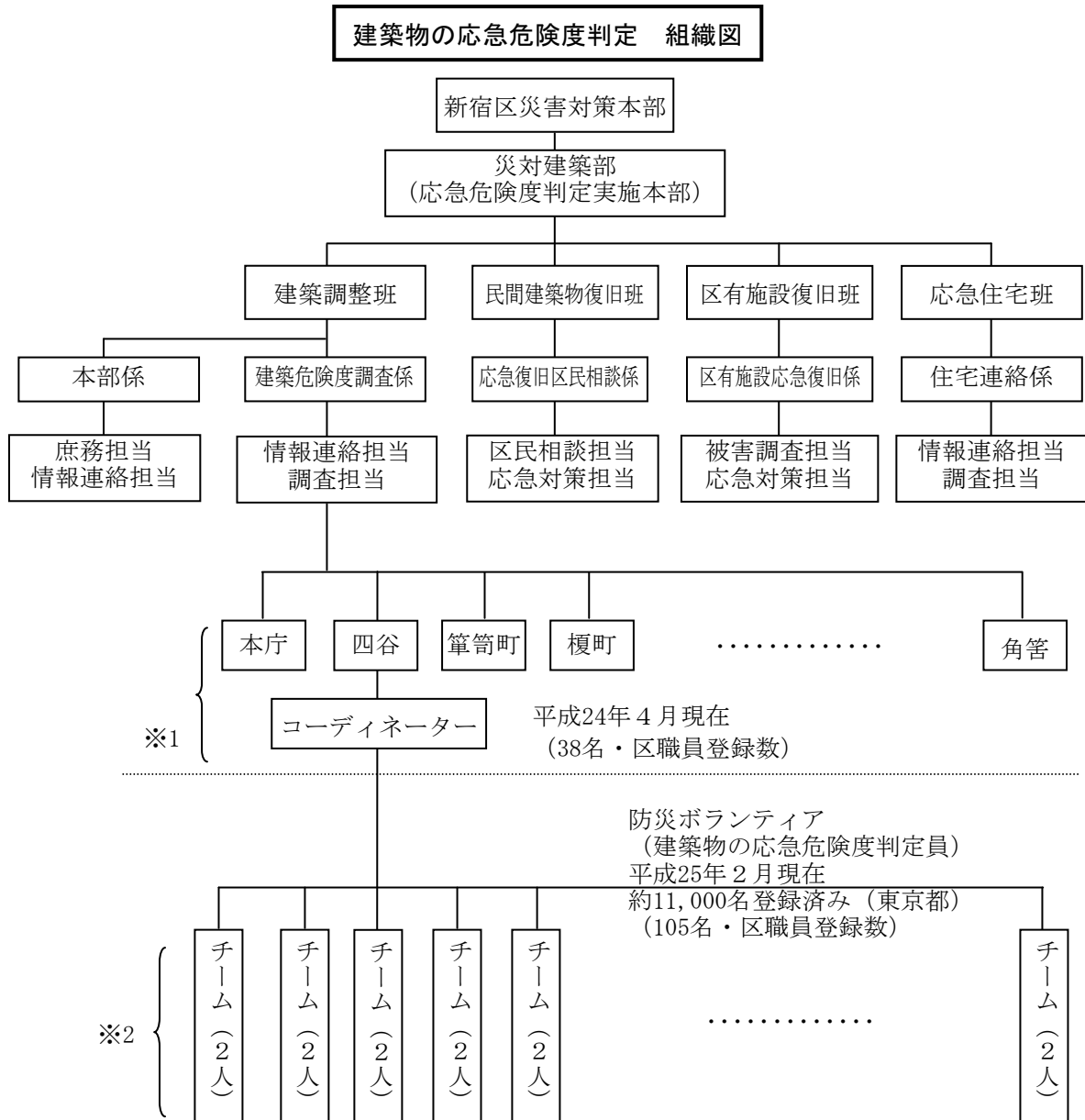
制度の円滑な運用のため、次の訓練を行う。

- (1) 応急危険度判定員参集訓練(年1回)

判定員の啓発のため、必要に応じて、都と協働し、参集及び参集現場での危険度判定を行う。

- (2) 行政間連絡訓練

東京都都市整備局との間で、災害シミュレーション(被災建築物応急危険度判定全国連絡訓練)による担当者間の連絡訓練を行う。



※1 本庁及び10箇所の地域本部（特別出張所）に、それぞれ1名のコーディネーターを配置する。
 ※2 本庁及び10箇所の地域本部（特別出張所）に、それぞれ20チームの判定ボランティアを配置する。なお、1チームは2人編成とする。

2 被災宅地の応急危険度判定

大規模な地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、平成13年11月9日、都は被災宅地の危険度判定制度を発足させた。

2-1 判定の対象

- (1) 住居である建築物の敷地
- (2) 被災宅地危険度判定実施本部長が判定の必要を認める建築物等の敷地
- (3) 上記(1)及び(2)に被害を及ぼすおそれのある土地

2-2 判定の実施

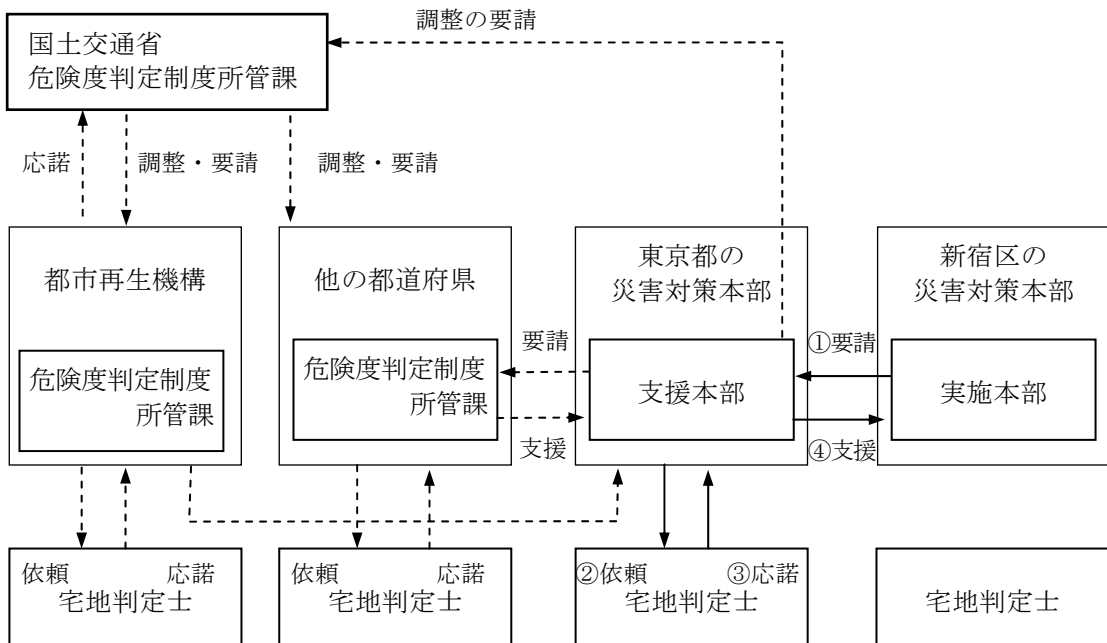
- (1) 区長(区本部長)は判定を要すると判断したときは、ただちに判定実施を決定し、都本部長に連絡するとともに、報道機関等を通じて区民に対し判定実施の周知に努める。
- (2) 区長(区本部長)が判定実施を決定したときは、区災害対策本部の下に区判定実施本部を設置する。
- (3) 区判定実施本部長は必要に応じて、被災地内あるいはその周辺に判定拠点を設置する。
- (4) 区判定実施本部の業務は以下のとおりとする。
 - ア 宅地に係る被害情報の収集
 - イ 判定実施計画の作成
都に対する被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）及び被災宅地危険度判定調整員（以下「判定調整員」という。）の派遣要請
 - ウ 宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
 - エ 判定の実施及び判定結果の現地表示
 - (ア) 「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーによる表示
 - (イ) 宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かが容易に識別できる表示
 - オ 判定結果の調整及び集計並びに区長(区本部長)への報告
 - カ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
 - キ その他

2-3 宅地判定士

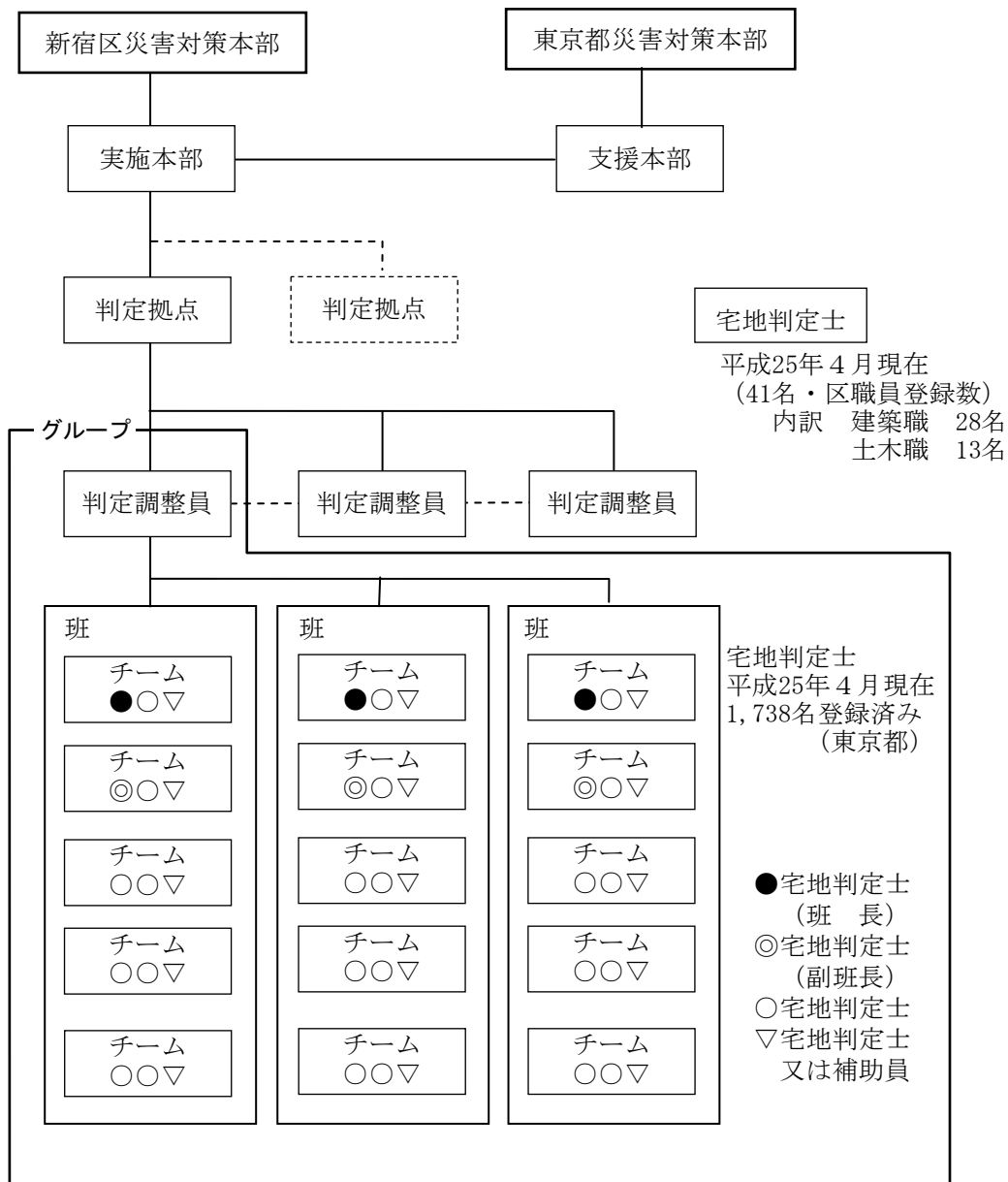
宅地判定士は、(1)宅地造成等規制法及び都市計画法に規定する設計資格を有する者、又は(2)国又は地方公共団体等の土木、建築等の職員で一定期間以上の実務経験を有する者のうち、東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会が行う被災宅地危険度判定士養成講習会を修了した者とする。

2-4 危険度判定実施体制

(1) 被災宅地危険度判定制度による危険度判定実施時の区、東京都等、国土交通省の関係は概ね下図のようになる。



(2) 判定実施に係る組織は以下の概念図のとおりである。



3 建物被害認定調査等

住宅応急修理、仮設住宅の供給等のための基礎資料とするため、また、り災証明書の発行に必要な住家の被害程度を確認するため、被災後に、家屋・住家被害状況調査等を行い、家屋・住家の被害状況を把握する。

機関名	対策内容
区	倒壊、浸水等による住家の被害状況調査を行う。
消防署 (東京消防庁)	火災による被害状況調査を行う。
都	被災区市町村からの被害状況の取りまとめ 被災区市町村への職員の応援体制の整備

(1) 調査の体制

調査は、地域本部が中心となり、全庁体制で実施する。

人員が不足する場合、専門家の助言等が必要な場合は、都に、他の公的機関、各学会・大学、他の地方公共団体からの派遣要請等の支援を要請する。

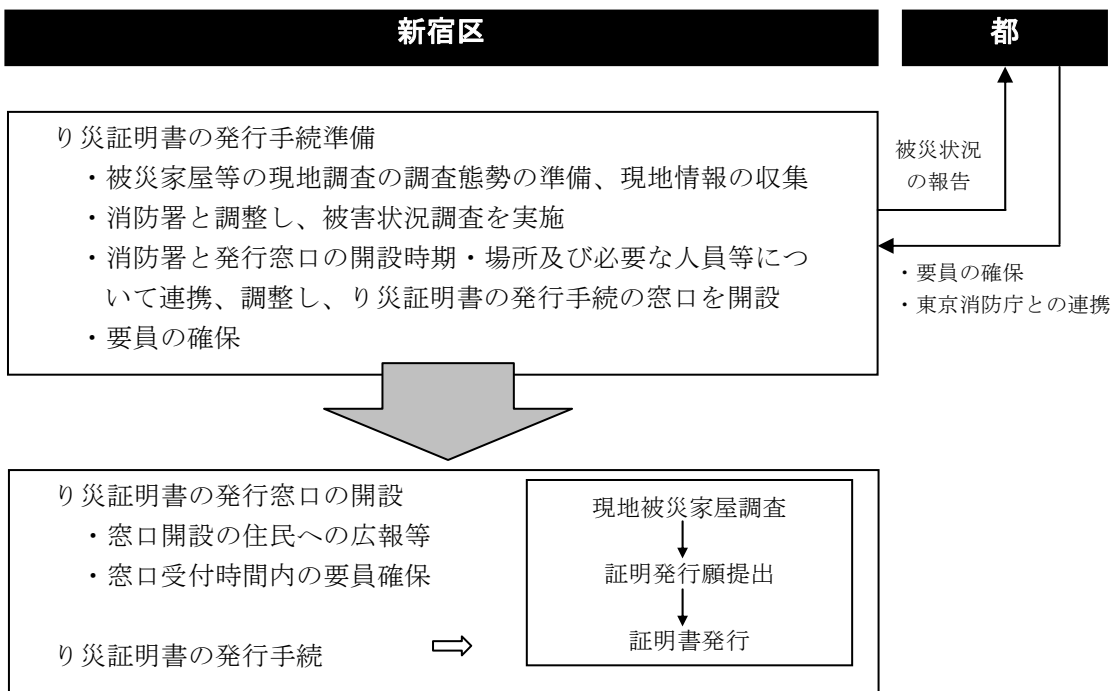
(2) 様式

被災状況調査に用いる調査票等の様式は、別途定める。

4 り災証明書の発行

被災した世帯の再建を促進するために、国・都及び区において住宅新築、補修に要する資金の貸付等の各種公的融資や租税、保険料等の減免、徴収猶予などを実施することがある。その場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので、区及び消防署は、被災世帯に対してり災証明書を下記の要領で発行するとともに、その後の被災者の生活応急対策のため、災害救助法に基づく適用基準等を都と連携して迅速に行う。

機関名	内 容
区	1 住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 2 調査の結果に基づき、速やかになり災証明書の発行手続を行う
消防署 (東京消防 庁)	1 消防署が区と調整し、火災による被害状況調査を実施 2 消防署と区が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を行う
都	1 区の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して要員確保に関する協力を要請 2 都職員の被災区への派遣 3 住家被害認定調査やり災証明書発行窓口の開設時期等についての区市町村間の調整を実施



4-1 発行所管

区の地域防災部区民班及び各地域本部（災害対策本部が設置されていない場合は地域文化部戸籍住民課及び各特別出張所。以下この章において同じ。）が、り災者に対して発行する。この場合において、地域防災部区民班は、区内全体のり災証明書の発行状況等を総括する。

なお、火災による被害の証明は、管轄する消防署が震災による火災被害の状況調査を行い、区と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、速やかに火災によるり災証明書を発行する。

4-2 発行手続き

地域防災部区民班及び各地域本部は、住家の被害認定に基づき、住家の被害認定調査を実施し、り災台帳を作成し、り災台帳等に基づき、被災者の申請により、り災証明書を発行する。

4-3 証明の範囲

り災証明書（消防署が発行する火災によるり災証明を除く。）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害で、次の事項について証明する。

(1) 住家の被害（地震の場合）

- ア 全壊
- イ 大規模半壊
- ウ 半壊
- エ 一部損壊

(2) 被害程度の判定基準

被害程度の判定については、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府（防災担当）通知）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月）に沿って被害家屋調査を行う。

(3) 様式

り災証明書等の様式は、別途定める。ただし、消防署が発行する火災によるり災証明書等の様式は、東京消防庁が定める。

4-4 り災証明書の手数料

事件の特殊性により免除とする。

5 義援金の募集・受付

区、都、日本赤十字社東京都支部等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

- (1) 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
- (2) 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社東京都支部、関係機関等と情報を共有する。

- (3) 区の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

6 トイレの確保及びし尿処理

新宿区は水洗地域であるが、ライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想される。

区は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集業務団体等関連事業者との協定等により確保可能な、し尿収集車台数等を把握した上で、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び主要管きよの指定マンホール）への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。

6-1 基本的な考え方

- (1) し尿処理は、水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用して処理する。なお、貯留したし尿は区が収集し、都下水道局との覚書の締結により、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへの搬入・処理体制を整備する。
- (3) 避難場所や避難所においては、下水道直結型災害用トイレ等の整備を進める。

6-2 処理方法

- (1) 避難所等における対応

ア 避難場所

避難場所のし尿処理については、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等避難場所の状況により、非常災害用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る一方、水洗トイレが不足する場合は仮設トイレ等を確保し、対応する。避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区は備蓄した組立てトイレ等により対応し、避難場所の衛生環境を確保する。

イ 避難所

避難所におけるトイレ対策を充実させるため、避難所となる区立小中学校等には、下水道利用型災害用トイレや汚物貯留用ピットを整備する（平成25年9月現在42避難所に設置済み）。また、仮設トイレや便槽付仮設トイレを備蓄する（平成25年9月現在、下水道利用型災害用トイレは32避難所、汚物貯留用ピットは5避難所に設置済み）。

その他、避難場所や公園等に、下水道利用型災害用トイレや汚物貯留型ピットを整備する（平成25年9月現在、下水道利用型災害用トイレは5か所、汚物貯留用ピットは11か所に設置済み）。

学校の改築時には、屋上プールの水等を活用することで、断水時もトイレを利用できる設備を整備していく（平成25年9月現在、4避難所に設置済み）。

避難所等で災害用トイレが不足した場合は、区は都に対して仮設トイレの追加配備等の支援を要請する。

ウ 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域におい

でも可能な限り水洗トイレの使用ができるようにする。このため、消防水利としても活用できる防火貯水槽を避難所等に増設整備し、水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知する。便槽付き仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の確保をはかる。

(2) し尿収集・処理計画

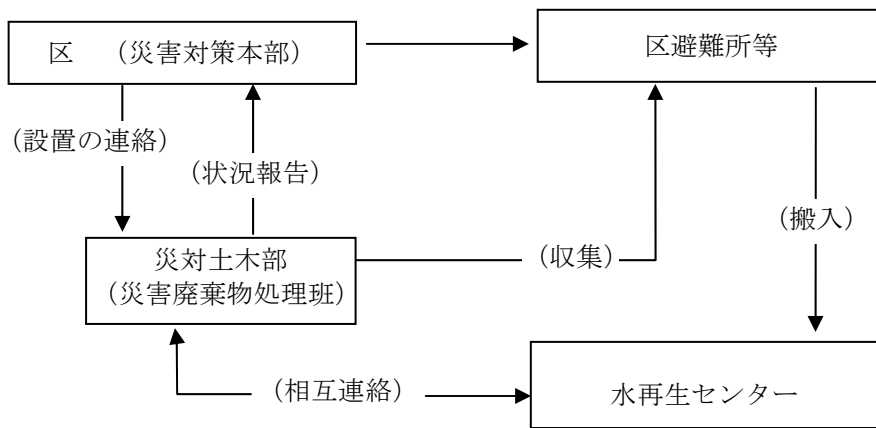
ア 仮設トイレ等の設置状況の報告

区本部は、避難場所、避難所等に仮設トイレ等を設置した場合、その設置状況を災対土木部災害廃棄物処理班に連絡する。

イ 収集作業

災害廃棄物処理班は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、都下水道局との覚書に基づき水再生センター及び主要管きよの指定マンホールへ搬入して、処理・処分を行う。

ウ 収集処理体制



7 ごみ処理

区、都及び各機関は、災害発生により大量に排出されるごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生の悪化防止を図るものとする。

7-1 推定ごみ排出量（区収集量1か月）

兵庫県南部地震の事例を基にすると、生ごみを中心とした家庭系可燃ごみは震災後もほぼ同じ排出量であるが、家具等粗大ごみや金属・陶器・ガラスなどの不燃系ごみは一時的に1か月の排出量の5倍に上がっており、通常の排出量に戻るまでに半年以上を要している。これを踏まえ、区内で発生するごみ量は、平成25年度実績ベースで可燃ごみ、約5,800t、粗大ごみ・不燃系ごみ（通常の5倍）約2,400tと推定する。

7-2 処理方法

- (1) 災害廃棄物処理班は、災害時のごみは、区民等の協力を得て分別を徹底し、収集可能な場所に設けられた環境に支障のない公有地等を利用して設置した臨時集積所に排出するように指導する。

- (2) 災害廃棄物処理班は、ごみの収集運搬について、特別区間の相互援助体制を整備し、平常作業からの応援及び臨時雇上げの人員並びに機材を活用し、衛生上速やかに処理を必要とするごみから、優先的に処理する。
- (3) 災害廃棄物処理班は、ごみ処理施設への短期大量投入が困難である場合には、都の協力を得て幹線道路に面した公有地等を中継所として活用し、収集の効率化を図る。
- (4) 区は可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

8 がれき処理

被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「がれき」という。)の再利用、適正処理を図る。

8-1 推定発生量

被害想定に基づく区のがれきの推定発生量は、次のとおりである。

(単位：万t、万m³)

東京湾北部地震 (M7.3)		多摩直下地震 (M7.3)		元禄型関東地震 (M8.2)		立川断層帯地震 (M7.4)	
重量	体積	重量	体積	重量	体積	重量	体積
137	138	66	70	59	61	4	3

8-2 処理計画

(1) 区の役割

- ア 区内における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
- イ 区内におけるがれき処理推進体制を整備する。
- ウ 発災直後のさまざまな情報を収集・整理し、区内におけるがれき処理の基本計画を明らかにしたがれき処理計画を策定する。
- エ 区内におけるがれきの処理を行う。

(2) がれき処理対策臨時組織の設置

発災後、区は速やかに「がれき処理対策班」を設置する。がれき処理は、都に設置される「がれき処理部会」と連携して行う。

(3) がれきの撤去及び倒壊建物の解体

がれきの撤去に関しては、原則として個人住宅に限り、がれき処理対策班において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則として所有者が行うこととするが、個人住宅について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。

ア 建物解体・撤去の受付

がれき処理対策班は、住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請

を受け付けた後、あらかじめ用意するデータにより、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

イ 建物解体・撤去の順位

解体・撤去することが適当と認められたものについて、がれき処理対策班は建物の応急危険度判定の結果、危険性の高いと認められる建物を優先し、次に搬出車両の通行等を考慮し大通り沿いの建物を優先する。

ウ 適正処理の指導

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出する。またPCB、アスベスト等の有害物質については、都がれき処理部会が示す指針に基づき適正に取り扱うよう、がれき処理対策班が関係処理業者等を指導する。

(4) がれきの仮置場の設置

仮置場は、積み替えによるがれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として、がれき処理対策班及び東京二十三区清掃一部事務組合が連携して設置する。

ア 第一仮置場

緊急道路の障害物除去作業により収集したがれきを処理体制が整うまでの間仮置きするために、土木復旧班が都立戸山公園戸山多目的運動広場に設置する。

除去作業終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生したがれきの積み替え用地として土木復旧班が確保する。

イ 第二仮置場

緊急道路の障害物除去作業終了後、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用するなど、建物の解体により発生したがれきの積み替え用地として土木復旧班が指定する。

ウ 第三仮置場

第一・第二仮置場から搬出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として東京二十三区清掃一部事務組合が設置する。

エ がれきの中間処理・再利用・最終処分

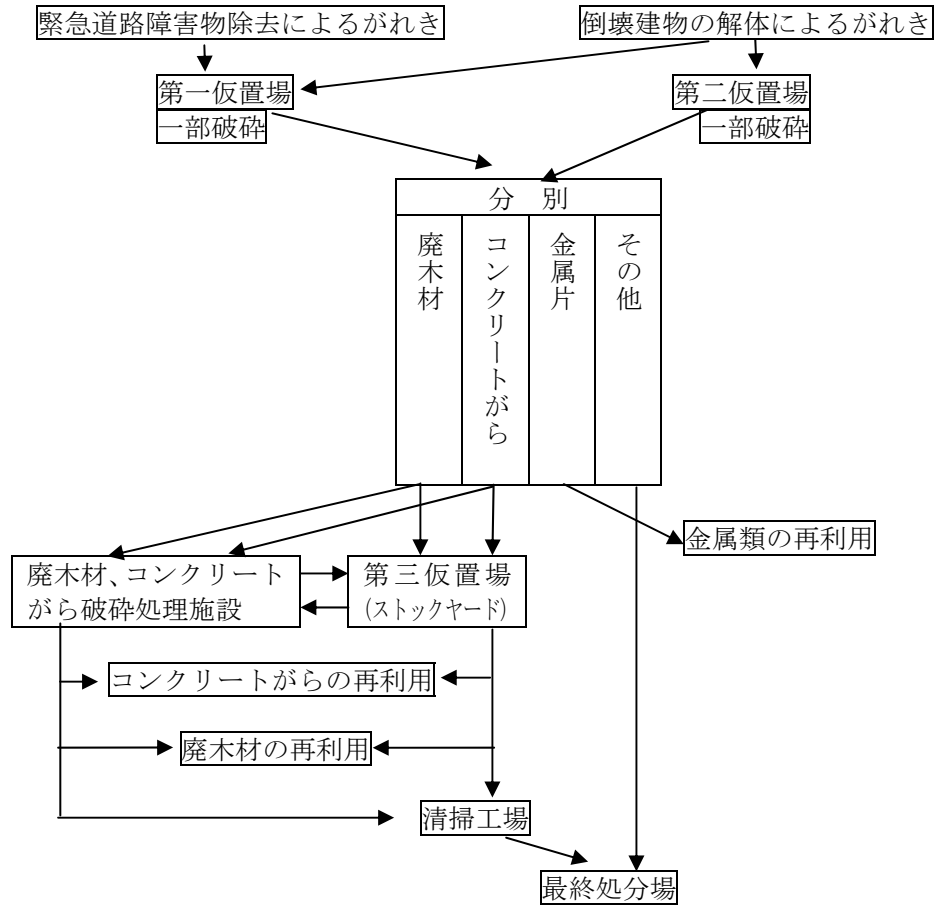
第一・第二仮置場から分別して搬出されたがれきは、破碎処理等の中間処理を行った後、資源の有効な利用の促進に関する法律やその他法令・要綱等に基づいて再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分考慮しつつ、都が管理する埋立処分場に搬入する。

(5) 都への被害状況等の報告

区は、被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び震災がれき発生量を都に報告する。

【がれき処理の基本的流れ】



9 応急教育・応急保育

9-1 応急教育

災害時における区立幼稚園児及び区立小・中・特別支援学校児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、区立幼稚園及び区立小・中・養護学校（以下「学校等」という。）における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。このため、区教育委員会、学校等は、応急教育に関する計画を樹立するものとする。

(1) 事前準備

ア 学校長及び幼稚園長（以下「学校長等」という。）は、学校等の立地条件などを考慮したうえ、災害時の応急教育や指導の方法等についてあらかじめ適正な計画を立てておく。

イ 学校長等は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

(ア) 児童生徒等の避難訓練を実施するほか、区が行う防災訓練に教職員及び児童生徒等の参加を促す。

(イ) 児童生徒等が学校等の管理下にある場合、その他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけること。また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう周知徹底を図ること。

(ウ) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡網並びに地域で児童生徒等

の安全確保を図る協力体制を確立すること。

(エ) 時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知すること。

(オ) 児童生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するように努めるとともに学校医や地域医療機関等との連携を図ること。

(2) 災害時の態勢

ア 学校長等は、児童生徒等が学校等に在校中であるときに、区内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、児童生徒等は全て学校等に留め置き保護する。児童生徒等は、保護者の引き取りにより下校する。

イ 学校長等は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設設備等の被害状況を速やかに把握するとともに、区教育委員会(区に災害対策本部が設置された場合は災対教育部)に報告しなければならない。

ウ 学校長等は、避難所の開設等に協力し、学校管理に必要な教職員を確保し万全の態勢を確立する。

エ 学校長等は、事前に作成した計画を被災状況により見直し、臨時の学級編制を行うなど、状況に即した応急教育を行う。また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。

オ 応急教育計画については、区教育委員会と協議するとともに、決定しだい、速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の態勢

ア 区教育委員会は、被害状況により教育活動再開の目途や応急教育計画作成の指針を決定し、学校長等に伝える。学校長等は、学校施設・設備の被害状況、教職員及び子どもの被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して応急教育計画を作成する。

イ 学校長等は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、児童生徒等の安否や被災状況を調査し、区教育委員会に連絡し、教材、学用品等の給与に協力する態勢を整える。

ウ 区教育委員会は、学校長等からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。

エ 区教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員及び担当指導主事を定め、応急教育に関する情報の収集及び指令の伝達について万全を期する。この場合において、担当指導主事は、被災学校等の運営について、指導と助言に当たる。

オ 区教育委員会及び学校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達の徹底を期する。

カ 学校長等は、応急教育計画に基づき、学校等へ受入可能な児童生徒等を保護及び指導する。その際、登下校の安全の確保に留意し、指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くものとする。また、心のケア対策にも十分留意する。

キ 学校長等は、教育活動の再開にあたって、児童生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、区教育委員会に報告し、必要な整備を要請する。

- ク 学校長等は、疎開した児童生徒等について、教職員の分担を決め、地域ごとに実情の把握に努める。
- ケ 学校施設の避難所利用が長期化する場合には、学校長等は避難所運営管理協議会等と協力して、避難所利用のルールを定め、応急教育活動のスペースを確保する。また、必要に応じて、区教育委員会に代替施設の確保を要請し、早期の授業再開に努める。
- コ 学校長等は、災害の推移を把握し、区教育委員会との緊密な連絡のうえ、平常授業に戻すよう努める。
- サ 区教育委員会は、区立学校間の教職員の応援体制について調整を行う等、教育活動再開のために必要な措置を講じる。

9-2 教材、学用品の調達及び支給

(1) 支給の対象

災害救助法が適用された災害により住家に被害を受け、教科書等の教材、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小・中・特別支援学校児童生徒(私立学校を含む。)に対し、被害の実情に応じ、教材及び学用品を支給する。

(2) 支給の期間

災害発生の日から教科書等の教材については1箇月以内、学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶による調達及び輸送の困難が予想される場合には、厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3) 支給の方法

特別の場合を除き、区教育委員会が学校長の協力を受け、調達から分配までを実施する。

(4) 費用の限度額

給付物	限度額
教科書等の教材	児童及び生徒に対して支給する教科書又は教材の実費
学用品	災害救助法に定める学用品等の給与の限度額とする。

(5) 学校納付金等の減免

区教育委員会は、り災した区立学校等の児童生徒に対する学校納付金等の減額、免除その他について必要な事項を定めておくものとする。

9-3 応急保育

災害時における保育園及び子ども園児、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、学童クラブの利用児の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、保育園（私立保育園を含む。）、子ども園、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、学童クラブにおける災害予防・応急対策等について万全を期する。

子ども家庭部保育園子ども園課及び子ども総合センターが策定した「保育園防災の手びき」「子ども園防災の手引き」「児童館・子ども家庭支援センター・学童クラブの防災の手引き」

「大地震!その時あわてないために…」等を基本に、これらの応急保育についての必要な事項を定める。

(1) 事前準備

ア 保育園及び子ども園児、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、学童クラブ利用児の安全を守ることは、職員にとって最重要の使命であり、各施設の園児及び利用児が職員の指示に従って安全に行動できるように、日ごろより訓練を重ねておくとともに、災害時の役割分担をお互いに理解しておく。

イ 定期的に施設器具等の安全点検を行い、不備や危険な箇所は改善する。

ウ 防災計画や非常時の対応等については、保育園、子ども園、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、学童クラブの職員のみが知っているのではなく、保護者に周知させることではじめて完全なものになるため、保護者の理解と協力が得られるよう、災害時の一時集合場所や避難場所、連絡や引き渡しの方法等について、日ごろから周知徹底を図っていく。

(2) 災害発生時等の対処

ア 保育園長、子ども園長、子ども総合センター所長、子ども家庭支援センター館長、児童館長は、自衛消防組織表に基づき職員を指揮し、園児及び利用児の安全確保に努めるとともに、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じる。

イ 保育園長、子ども園長、子ども家庭支援センター館長、児童館長は、早急に、災害発生及び避難状況等を子ども家庭部保育園子ども園課、子ども総合センター（災害対策本部が設置された場合は災対福祉部）に随時報告する。

ウ 職員は、園長、子ども総合センター所長、館長の指示に従い、保育時の各状況ごとに職員のとるべき行動として「大地震!その時あわてないために…」等に定められた行動を基本に、協力して園児及び利用児の安全確保を図る。

エ 施設を離れる場合は、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めるとともに、避難場所及び避難経路等を示した標識を保護者の目につきやすい場所に掲示する。

オ 避難場所では園児及び利用児を見渡せる場所に集め、保護者に居場所が分かるようにして、園児及び利用児を速やかに引き渡すように努める。ただし、児童館の一般利用児は安全が確認され、かつ自宅で適切に保護されることが確認された場合は帰宅させる。

カ 引き渡しの遅延あるいは引き渡しが困難な園児及び利用児については、施設で責任を持って保護する。

(3) 災害後の保育業務

ア 施設の被害が少ない場合は、施設の安全を確認し、保育再開に努める。

イ 災害後の業務については、災対福祉部の指示に従い実施することとし、保育再開の時期や今後の体制などについては、あらゆる方法で保護者に知らせる。

(4) 孤児の保護態勢

ア 災対福祉部は、地域本部と連絡をとり、避難場所及び避難所等における孤児の実情を把握する。

イ 災対福祉部は、孤児を避難所及び前記の施設で保護するとともに都福祉保健局に報告し、児童相談所への移送計画を策定する。

10 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、災害に際して飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。

区域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が上記のような応急的な救助を必要としている場合、区長は災害救助法の適用を都知事に要請し、応急対策に万全を期さなければならない。

10-1 災害救助法の適用手続

(1) 災害に際し、区の区域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、区長は直ちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。その場合には都総務局（総合防災部防災対策課）を経由し要請し、後日文書によりあらためて処理する。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 適用を要請する理由

エ 適用を必要とする期間

オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

カ その他の事項

(2) 災害の事態が急迫して、都知事による救助を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指揮を受けなければならない。

(3) 区長は、区の区域に災害救助法が適用されたときは、都知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

10-2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによるが、区における具体的適用基準は、次のとおりである。

(1) 対象となる災害の程度

ア 区内の住家の滅失した世帯の数が150世帯以上であること。

イ 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、かつ区内の住家の滅失した世帯の数が75世帯以上であること。

ウ 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(2) 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(3) 住家の被害認定基準

住家の被害認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府（防災担当）通知）」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府）」に基づく。

ア 住家の全壊（全焼・全流失）

住家はその居住のため基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

イ 住家の半壊（半焼）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。

ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(ア) ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも。

(イ) 土砂、竹木等のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

(4) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

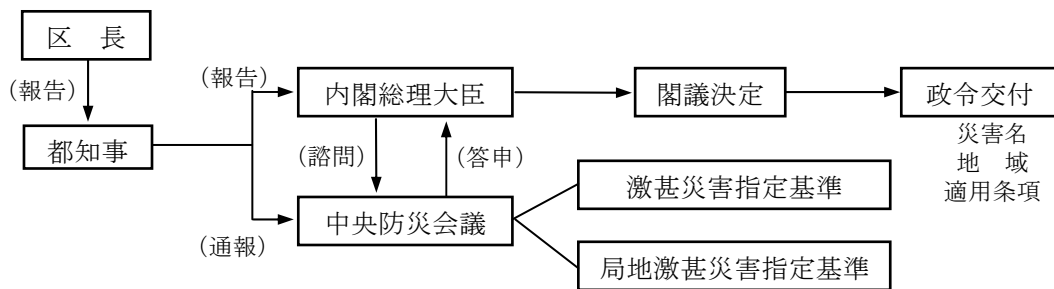
現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

1.1 激甚災害の指定

1.1.1 激甚災害の指定手続

区長は、災害が発生した場合は、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を、都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、これを受けその災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえ激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定する。これにより必要な財政援助措置がとられることになる。



著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚法」が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため激甚法による助成援助等を受けることが必要である。

1.1.2 激甚災害に関する被害状況等の報告

(1) 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかに、その被害状況等を都知事に報告するものとする。

(2) 被害の状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

11-3 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

11-4 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

11-5 特別財政援助額の交付手続き

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各局へ提出する。

第7節 具体的な取組（復旧対策）

1 応急住宅対策

1-1 被災住宅の応急修理

(1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は都が行い、区は、これに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は区において実施する。

(2) 応急修理の対象住宅

災害により、住家が半焼又は半壊し、そのままでは、当面の日常生活を営むことができない状態にあること。

(3) 対象者

自らの資力で応急修理ができない者で、知事が必要と認める者とする。

(4) 対象者の調査及び選定

ア 災害救助法適用の場合は、区が被災者の資力その他の生活条件を調査のうえ、り災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委託された区が募集・選定事務を行う。

イ 災害救助法が適用されない場合で、区長が実施の必要を認めたときは、区において調査のうえ、り災証明書に基づき選定する。

(5) 修理の方法

ア 災害救助法適用後は、区長が必要であると認めた場合、都知事に要請し、都都市整備局が対応する。

都都市整備局は、一般社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上に欠くことのできない部分の修理を行う。

イ 災害救助法が適用されない場合は、区が区内業者の協力により実施する。

(6) 経費

一世帯あたりの経費については、国の定める基準による。

(7) 工事の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1箇月以内に完了する。
なお、同法が適用されない場合は、適用の場合に準ずるものとする。

(8) 応急修理後の事務

応急修理を実施した場合は、必要な帳票を整備する。

1-2 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の供給は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区において供給する。

ア 都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

イ 民間賃貸住宅の供給

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

ウ 公的住宅の活用

都は、都営住宅等の空き家を確保するとともに、都の要請を受けた区、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社から空き家の提供を受けて、被災者に提供する。

(2) 入居者の募集・選定

ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区市町村に住宅を割り当てるものとする。割り当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の割り当てが困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。区は、住宅の割り当てを受け、区内の被災者に対して募集を行う。

イ 入居者の選定は、都が策定する基準に基づき、要配慮者・ひとり親世帯等の優先的入居を原則とし、生活条件等を考慮して、区が行う。

ウ 区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

(3) 応急、仮設住宅の管理及び入居期間

ア 災害救助法が適用され、都が設置する応急仮設住宅の管理は、原則として都が都営住宅の管理に準じて行い、入居者管理等は区が行う。区は入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、入居者の心のケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、女性の参画を推進するなど、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。なお、応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

イ 同法が適用されない場合に区が設置するものは、これに準じて区が管理する。

(4) 高齢者・障害者等への配慮

身体的・精神的に虚弱な状態にあり避難所での生活が困難と認められる高齢者、障害者等及びその家族に対しては、早急に仮設住宅等を提供する必要がある。なお、その手続にあたっては以下の配慮を行う。

ア 高齢者・障害者用地域型仮設住宅の提供

バリアフリー、手すり、車椅子用斜路等、高齢者や障害者等のハンディキャップのある人の利便に配慮した仮設住宅を設置する。

イ 居住地及び地域コミュニティへの配慮

可能な限り、元の住居に近い仮設住宅を割当てるよう努める。困難な場合は、同じ地域に住んでいた住民同士を一括して同じ仮設住宅に割り当てるなど、できる限りの配慮をする。

1-3 応急仮設住宅の建設

(1) 建設用地の選定

ア 区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ建設用地を定めておき、都の求めに応じて年1回建設予定地を報告する。

(ア) 接道及び用地の整備状況

(イ) ライフラインの状況

(ウ) 避難場所の利用の有無

区では、第一次的に、次の区立公園を建設用地とする。また、建設用地に不足を生じる場合は、都立公園等への建設についても検討を行う。

イ 都は、予定された建設用地の中から選定する。用地の選定にあたっては、区の行政区域内では必要戸数の確保が困難な場合など必要に応じて各区市町村相互での融通を行う。

応急仮設住宅建設公園一覧表(建設可能面積順)

(平成26年9月現在)

公園名		所在地	公園面積	対象面積	可能面積	可能戸数
区立公園	1 新宿中央公園	西新宿2-11	88,066㎡	14,300㎡	11,440㎡	191戸
	2 西戸山公園	百人町4-1	22,430	9,500	7,600	127
	3 西落合公園	西落合2-19	11,560	9,500	7,600	127
	4 みなみもと町公園	南元町20	9,298	2,600	2,080	35
	5 北新宿公園	北新宿3-20	6,991	2,430	1,944	32
	6 百人町ふれあい公園	百人町3-28	6,989	2,100	1,768	30
	7 鶴巻南公園	早稲田町78	5,576	2,100	1,680	28
	8 花園公園	新宿1-21	3,988	1,730	1,384	23
	9 落合公園	中井1-14	9,603	1,730	1,384	23
	10 甘泉園公園	西早稲田3-5	14,235	1,650	1,320	22
	11 北柏木公園	北新宿4-12	5,199	960	768	13
区立公園小計			183,935㎡	48,600㎡	38,968㎡	651戸
都立公園等	1 戸山公園	大久保3丁目地内、 戸山1・2・3丁目地内	186,807㎡	185,080㎡	37,016㎡	617戸
	2 明治公園	霞ヶ丘町地内	57,309	28,810	5,762	96
	3 外濠公園 (管理は千代田区)	市谷本村町外	38,794	5,240	1,048	17
都立公園等小計			282,910㎡	219,130㎡	43,826㎡	730戸
合計			466,845㎡	267,730㎡	82,794㎡	1,381戸

(2) 建設の実施主体、基準・規模等

ア 災害救助法適用後は、区長が必要であると認めた場合、都知事に要請し、都の都市整備局が対応する。

イ 設置基準

構造	平屋建て・2階建の軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
規模	1戸あたりの床面積は、29.7㎡（9坪）を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。
設置費用	1戸当たり設置費用については、国の定めによる。
着工の時期	災害発生の日から20日以内に着工する。

(3) 建設資材の調達

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に要する資材等は、災害救助法適用の場合には都が、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会があつ旋する業者を通じて調達するが、同法が適用されない場合は、区は、建設業者を通じて迅速に調達するものとする。

2 被災者の生活再建支援

2-1 被災者の生活相談等の支援

(1) 被災者のための相談所を設置し、被害者の生活に関する相談、苦情又は要望等への対応を実施するとともに、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

(2) り災証明書発行時に確定した情報を基づき都、区、関係機関が連携して被災者の生活再建支援を推進する。

ア 被災者からの申請により、消防署と区が連携してり災証明書を発行する。

イ 必要に応じて被災者台帳を作成する。

ウ 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。

エ 都は区が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を行う。

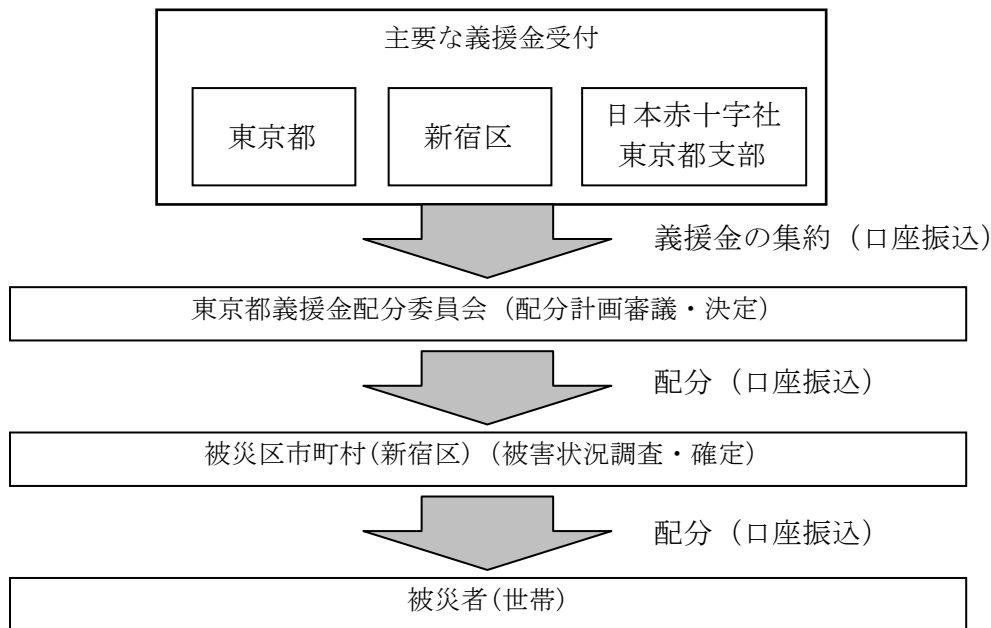
2-2 義援金の募集・受付・配分

(1) 義援金の募集・受付・配分の役割分担

区は、区民をはじめ個人、企業等から区に寄託された被災者あての義援金品を确实、迅速に被災者に配分するため、都と連携して迅速に対応する。

機関名	内 容
都	<p>1 東京都義援金配分委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 義援金の管理 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。</p> <p>3 義援金の配分 (1) 都委員会の開催 ア 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。 イ 被災区市町村への義援金の配分計画の策定 ウ 義援金の受付・配分に係る広報活動 エ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (2) 義援金の送金 決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。</p> <p>4 義援金の広報 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。</p>
区	<p>1 義援金の募集・受付 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。</p> <p>2 義援金の配分・受入れ 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。</p> <p>3 義援金の支給 (1) 区は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 (2) 区は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。</p>
日本赤十字社 東京都支部	<p>1 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。</p> <p>2 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。</p>

(2) 義援金受付・配分の流れ



2-3 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を、また自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

支給対象災害	対象となる災害の規模は次の各号の一に該当する場合とする。 1 区内において5世帯以上の住家が滅失した災害 2 上記に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるもの
対象者	1 災害弔慰金 災害により死亡した区民の遺族 配偶者・子・父母・孫・祖父母 ※いずれも存在しない場合は死亡者の兄弟姉妹 (死亡当時、同居又は同一生計の者に限る) 2 災害障害見舞金 災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が定した時を含む)に精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害を生じた区民
支給額	1 災害弔慰金 (1) 死亡者が生計維持者 500万円 (2) 死亡者がその他の者 250万円 ※ただし、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除した額とする。 2 災害障害見舞金 (1) 障害者が生計維持者 250万円 (2) 障害者がその他の者 125万円
支給の制限	1 死亡者又は障害者の故意又は重大な過失による場合 2 災害に際し、区等の避難の指示に従わなかったことなど区が不相当と認めた場合

2-4 災害援護資金等の貸付

地震等の災害により、家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用を受けた時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建築もしくは補修に必要な資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金、生活福祉資金

	災害援護資金	生活福祉資金
申込者の資格	1 災害救助法による救助が行われる災害により被害を受けた当時、新宿区の区内に住所を有した世帯主。 2 被害を受けた年の前年の総所得額（課税標準額）が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める額以下の世帯。 3 療養に要する期間がおおむね一月以上の世帯主の負傷又は住居の半壊以上もしくは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯。	低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね1.7倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯。
貸付限度額	災害弔慰金の支給等に関する法律に定める額	1世帯150万円
償還期間	10年（据置期間3年）	7年以内（据置期間6か月以内）
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	保証人有：無利子 保証人無：年1.5%（据置期間中は無利子）
償還方法	年賦又は半年賦（元利均等償還）	月賦（元利均等償還）

※災害援護資金は、東北地方太平洋沖地震により被害を受けた場合、特例措置が適用されている。

(2) 民間住宅再建の支援

都は、生活の基盤である住宅の復興について、持ち家、賃貸住宅、分譲マンションに対し東京都地域防災計画震災編の定めるところにより融資あっ旋等を行う。

2-5 被災者生活再建支援金

区及び都は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 根拠法令

被災者生活再建支援法

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる被害の程度は次のとおり。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した区市町村
- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村

- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの区市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。)
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。)
- カ アもしくはイの区市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る。）

(3) 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により①住宅が全壊した世帯(全壊)、②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体)、③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難)、④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊)。

(4) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。(※ 世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (前項①に該当)	解体 (前項②に該当)	長期避難 (前項③に該当)	大規模半壊 (前項④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建築・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

(5) 支援金の支給申請

- ア 申請窓口 区
- イ 申請時の添付書面
 - (7) 基礎支援金:り災証明書、住民票等
 - (4) 加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等)等
- ウ 申請期間
 - (7) 基礎支援金:災害発生日から13月以内
 - (4) 加算支援金:災害発生日から37月以内

2-6 職業のあっ旋

区民の暮らしは、安定雇用の実現や事業の再開によってはじめて安定したものとなる。区は都と協力して、失業を余儀なくされた人々が速やかに再就職できるよう対策を講じる。あわせ

て、区民が事業を速やかに再建できるよう、資金的な支援や事業スペースの確保への支援、取引等のあっ旋、物流の安定など、総合的な対策を展開する。

(1) 雇用対策

区は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、都産業労働局に報告するとともに、状況によって都に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。また、離職者の状況に応じて、(公財)新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、早期就職に向け、相談や職業紹介等支援を行う。

都では雇用対策を進めるために以下の事項について取り組む。

ア 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、区市町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所（ハローワーク）（17か所）と緊密な連絡を取り、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっ旋を図る。

イ 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。

ウ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講じる。

(ア) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(イ) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

(2) 事業再開の支援

区は、地元におけるきめ細かな情報収集を行い、都と協力して地元の要請に的確にこたえていく。

都では事業再開の支援を進めるために以下の事項について検討していくとしている。

ア 業界団体などを通じて定期的に被害状況の確認を行う。

イ 一時的な事業スペースを確保することが困難な事業主に対して仮スペースの提供、経費及び情報提供によって自力再建を支援する。

ウ 自力再建にむけて、設備・運転資金などについて関係金融機関に資金の準備を要請したり、事業主などに対して各種の融資制度の活用を促進する。

エ 受注安定及び拡大を促進するために発注先の開拓や物流ルートに関する情報提供を行う。なお、区及び都が実施する中小企業者への融資は次のとおりである。

新宿区商工業緊急資金

融資対象	区内の中小商工業者で、区長が指定した風水害、地震等の災害により甚大な被害を受けている者
融資額	500万円以下
期間	5年以内（据置6か月以内）
利率	2.1%以下
利子補給	貸付利率の2分の1を区が補給

※平成26年4月現在

東京都中小企業制度融資（災害復旧資金融資）

（平成26年4月現在）

資金使途	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金
対象企業	つぎのアからウを全て満たすもの ア 中小企業又は組合であること イ 基本要件を満たしていること ウ 知事が指定した災害により損失を受けていること
対象災害	次のア又はイに該当するもののうち、知事が指定するもの ア 災害救助法の適用があった災害 イ アのほか特に知事が必要と認めたもの
その他	限度額、利率等は、都中小企業制度融資要項の定めるところによる

(3) 産業復興支援

区は、都が行う産業復興計画策定への参画や産業活動活性化にむけての規制緩和などに合わせて、側面的支援を検討していく。

2-7 租税等の徴収猶予及び減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法又は区条例等により、納付期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じるものとする。

(1) 特別区税の納税緩和措置

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 災害が広域にわたる場合は、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

(イ) その他の場合、災害が収まったあと、被災した納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 減 免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

(ア) 特別区民税・都民税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(イ) 軽自動車税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(ウ) 延滞金

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免等

ア 減免

災害により生活が著しく困難となり、保険料を納められなくなった者に対し、その者の申請に基づき、被災の状況に応じて申請月以降の保険料を減免する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内において徴収を猶予する。

(3) 国民年金保険料の免除

被災が著しいことにより、保険料納付が困難と思われる第1号被保険者は、保険料の免除を受けることができる。

2-8 その他の生活確保

国や関係機関が連携し、被災者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

機関名	対策内容
東京労働局	1 雇用保険の失業給付等に関する特別措置 2 労働保険料等の徴収の猶予 3 労働保険料等の免除
日本郵便	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本放送協会	1 NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 2 被災者の受信料免除 3 状況により避難所へ受信機を貸与
NTT 東日本 NTTコミュニケーションズ NTT ドコモ	1 NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 2 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

3 事業者等への支援

都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

4 がれき処理の実施

(1) 都は、被災した区市町村の状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都本部及び「がれき処理部会」の下で検討し、決定することとなっている。

(2) 区は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。

5 災害救助法の運用等

都は、区市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

5-1 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

【災害救助法に基づく救助の種類】

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 7 被災した住宅の応急修理
- 8 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 9 学用品の給与
- 10 埋葬
- 11 死体の捜索及び処理

(1) 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

(2) 災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

5-2 救助実施体制の整備

(1) 救助実施組織の整備

ア 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

イ そのため、都は、災害対策本部の組織を救助法適用後、災害救助法実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

(2) 被害状況調査体制の整備

災害救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

ア 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられている。

イ 災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

5-3 救助の実施方法等

(1) 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

(3) 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法・期間については、別冊資料編「(8-1) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。基準額については、都規則により適宜改訂を行うこととなっている。

第2部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

- ・大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。
- ・応急、復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。
- ・復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めていく。

1 生活復興

- (1) 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- (2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。
- (3) 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- (4) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

2 都市復興

- (1) 特に大きな被害を受けた地域のみでの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。
- (2) 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。
- (3) 住民、事業者、区市町村、都、国など、多様な主体が「協働と連帯による都市づくり」を行う。

第2章 震災復興計画の策定

新宿区では、関東大震災と戦災を契機に二度、抜本的な都市改造が行われた。その際策定された復興計画に基づき実施された復興事業により、道路・公園などの基盤施設の整備が進み、それらは今日の大きな財産となっている。

一方、阪神・淡路大震災の教訓は、高度に発達した都市が被災した場合の、円滑で計画的な復興の進め方や地域像について、事前に検討研究しておくことの重要性を如実に教えたところである。

復興計画の樹立に向けた流れは次のとおりである。

【復旧・復興プログラム】

期間	期間の性格	配慮すべき事項	対応方針
緊急対応期 発災から 1週間程度	1 生命の維持と緊急の生活条件の確保 2 復興の初動体制の確立	1 緊急の救援救護活動の推進 2 的確な被災状況の把握 3 初動期の対応方針の確立	1 区民への周知と緊急救助 2 災害対策本部の設置 3 避難所の開設と運営 4 救援物資の配給と調整 5 緊急輸送路の確保 6 震災復興本部の設置準備
避難期 1週間から 1箇月程度	1 都市生活・都市活動の復旧措置 2 復興の基本方針の確立	1 避難所の運営と救援活動の推進 2 復旧活動の推進と仮設市街地づくり 3 復興方針の確立と復興条例の準備	1 避難所の円滑な運営 2 救援物資の配給と調整 3 インフラ復旧 4 がれき処理 5 応急仮設住宅の建設 6 都市復興基本方針の策定 7 建築制限と復興整備条例
応急復興期 1箇月から 2箇月程度	1 応急的な仮設市街地づくりの推進 2 都市計画の手続き	1 建築制限期間(2箇月)以降の対応方針の確立 2 仮設市街地づくり 3 都市計画手続きの推進	1 被災市街地復興推進地域指定等の都市計画の手続き 2 応急仮設住宅及び仮設市街地づくりの推進 3 都市復興基本計画の策定と公表
復興準備期 2箇月から 3箇月程度	1 必要な応急復旧の完了 2 復興街づくりの協議始まる	1 復興に向けての準備 2 復興街づくりの協議と合意形成 3 復興に向けての第一歩	1 ライフラインの応急復旧 2 仮設市街地づくりの完了 3 復興まちづくりの協議 4 街づくり手法の準備と合意形成 5 都市施設計画決定と事業化
復興始動期 3箇月から 6箇月程度	1 本格市街地づくりへの移行 2 街づくりの合意形成	1 本格市街地づくりの推進 2 街づくりの合意形成と街づくり計画の策定 3 復興都市計画の策定	1 恒常的な住宅への移行 2 ライフラインの本格復旧 3 街づくりの協議と街づくり計画の策定 4 必要な都市計画決定 5 復興都市計画の策定と公表
本格復興期 6箇月以降	新しい復興街づくりの推進	1 街づくり事業の推進	1 街づくり計画の策定と街づくり事業の推進 2 都市施設の整備

第1節 被害状況の把握

復興本部では、災害対策本部で集約した被害状況に基づき、速やかに復興計画の策定と都市復興及び生活再建のための施策実施に着手する必要がある。そこで、まず、区では、都市計画部、みどり土木部を中心に、区内の大学等の建築・土木関係教員や学生、民間建築事務所等の協力を仰ぎな

がら、被害状況の早急な把握を図る。その後の都市、生活復興施策を円滑に実施するためにも、被害調査・認定の手法と役割分担を整理し、基準の統一を図り、各機関が相互に連携、協力していくことやデータベースシステムの構築を都、区市町村などの関係機関に事前によびかけていく。

第2節 緊急整備事業の実施

応急仮設住宅、がれき、ライフライン等の緊急の処理を行うとともに、被災建築物の応急判定等の震災後対策を推進する。

第3節 震災復興本部の設置

震災後の復興活動は、行政のあらゆる分野に及ぶだけではなく、多くの年月が費やされる。

そのためにまず、復興後の都市のビジョン、区民生活のビジョンを明確にし、都市復興基本方針の策定や復興都市計画等の取扱い等を検討する必要がある。

本格的な復興にむけて、立ち上がり期から復興活動を速やかにかつ組織的・計画的に行うための統轄組織として区長を本部長とする震災復興本部を設置する。また学識経験者や関係機関職員等からなる本部長の諮問機関も設置する。

第4節 新宿区都市復興基本方針の策定

市街地復興都市計画対象地区の抽出及び「新宿区総合計画」等を活用した新宿区都市復興基本方針等を策定し、都と協議して都が策定する市街地復興基本方針に反映させていく。

第5節 震災後の市街地の復興に関する条例

新宿区都市復興マニュアル(平成15年3月策定)に基づき、「新宿区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例」を平成15年6月に定め、被災地域の復興を円滑に推進し、災害に強い活力ある都市を形成することを目的とするものである。

被災した市街地の復興にあたっては、「区都市復興基本方針」を策定し、これに基づき震災復興事業を推進するため、必要な施策等を実施する必要がある。

このためこの条例では、目的、復興の理念、復興対象地区の指定、区都市復興基本計画の策定、事業の推進、建築行為の届出などを規定している。

第6節 復興都市計画の策定

復興都市計画の策定においては、都市復興基本方針に基づき「復興対象地区の指定」を行い「都市復興基本計画」を速やかに策定し、区民及び事業者に公表するとともに、これらの意見を反映したうえで「被災市街地復興特別措置法」の規定により、「被災市街地復興推進地域」の指定をする。

「復興対象地区の指定」については、災害により建築物の滅失状況や都市基盤の損壊状況を復興判定基準により、「重点復興地区」、「復興促進地区」、「復興誘導地区」等を指定する。これらの区域においては都市計画が定められるまでの間(災害の日から2年以内)一定の建築行為を制限する。

「都市復興基本計画」においては、都の上位計画との整合を図ると共に、基本構想や総合計画を考慮し策定する。

「被災市街地復興推進地域」においては、都市基盤や都市改造等、面的整備が必要である「重点復興地区」、「復興促進地区」の区域をはじめ、都市復興事業として「土地区画整理事業」、「市街地再開発事業」等の推進を、区民及び事業者の意見を反映したうえ都市計画決定する。

【復興判定基準による地区区分】

重点復興地区	基盤未整備地区であって大被害地区であるもの (抜本的な基盤整備が必要な地区)
復興促進地区	基盤未整備地区であって中被害地区であるもの 基盤整備済み地区であって大被害地区又は中被害地区であるもの (一部の基盤整備と自力再建復興を併用する地区)
復興誘導地区	基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって小被害地区であるもの (自力再建復興を図る地区)
一般地区	被害がほとんど見られない地区

第7節 財政・人的資源の確保

着実に復興を図っていくためには、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込みを把握し、予算の執行方針、予算見積もり方針等の財政方針を定め、対応することが必要となる。財源確保のためには特例の措置がされるか否かは財政計画上、大きな影響を及ぼす。したがって、被災後速やかに国に対して特例措置を要望し、財源の確保に努めることが必要である。また、本格復旧や復興のための事業がすすめられることとなれば、通常業務に加えて特定の部門や職種に膨大な仕事量が集中することとなる。したがって職員の再配置、都や他自治体からの応援職員の派遣を要請するなど、円滑な業務遂行を図る。

第8節 生活復興

1 経緯

都が平成10年1月に策定した「東京都生活復興マニュアル」を踏まえて、新宿区では平成13年度に「新宿区生活復興マニュアル」を策定した。

2 背景

平成7年1月17日に起こった兵庫県南部地震は、日本で初めて近代的な大都市を襲った直下型大地震であり、未曾有の被害をもたらした。神戸市だけでも、4千5百人以上の方が亡くなり、全・半壊又は火災による建物被害は約13万棟にものぼった。

その後、復興対策は着実に進展してきたが、応急仮設住宅の撤去が終了するまでに5年の歳月を要している。また、避難所生活の長期化にともなう精神的疲労やPTSD(心的外傷後ストレス障害)などが被災者に及ぼした心理的ダメージは決して小さいものではなかった。さらに、被災企業等の市外移転は雇用不安をもたらし、持ち家を失った被災者は二重ローンを余儀なくされ、個人商店やアパート経営で生計を営んでいた人々は収入の道を奪われたが、これらはその後の人々の生活再建に大きな影響を与えた。その一方で、既存のコミュニティにも多大なダメージを与えた。

3 目的

このように、いわゆる生活復興は長期間を要し、またその守備範囲はかなりの広さとなるため、大災害が起こってから復興の進め方を検討するのではなく、準備可能な事項に関しては予め適切な対応をしておくことが重要であり、新宿区生活復興マニュアルの目的はここにある。

4 役割

新宿区生活復興マニュアルは新宿区の職員が被災直後から復興に向けて迅速かつ的確な対応をするためのものであり、区の復興対策事業のメニューであるとともに復興事務推進の手引書としての役割を併せ持つものである。

第9節 東京消防庁における復興本部の事務

東京消防庁においては、以下の事務を分掌事務として定めている。

- (1) 震災復興に係る火災その他の災害、警戒及び防御並びに救急に関すること。
- (2) 危険物施設等の機能回復に関すること。
- (3) 震災復興に係る消防についての区民相談体制の整備に関すること。
- (4) 前(3)に掲げるもののほか震災復興に係る消防に関すること。

第3編 風水害対策計画

第1部 計画の前提条件

第1章 計画の前提条件

第1節 近年の被害実績

水害に関する被害想定は、昭和47年7月東京都防災会議風水害部会より報告の「風水害に関する被害想定と救助目標」の数値がある。ただし、これらは区単位の被害量ではなく、ある一定の区域での数値になっている。

また、かなりの年数が経過し、その間、関連事業の進捗や市街地状況等も変化していること等から、現状では適当でないと判断し、前提条件としては、近年の水害時における区内の被害内容を示すこととした。

1 平成元年8月1日(集中豪雨)

総雨量；212mm 7/31 20:50～8/1 17:20
最大時間雨量；53mm/時間 8/1 2:50～3:50

住宅一床上浸水	28世帯 (58人)
住宅一床下浸水	104世帯 (326人)
非住宅一床上浸水	127
非住宅一床下浸水	23
主な被害地区(町丁目)	西新宿五丁目

2 平成元年9月20日(台風22号)

総雨量；80mm 9/19 21:40～9/20 5:50
最大時間雨量；38mm/時間 9/20 3:40～4:40

住宅一床上浸水	1世帯 (2人)
住宅一床下浸水	6世帯 (22人)
事業所一床上浸水	3
主な被害地区(町丁目)	新宿四丁目、早稲田鶴巻町、西新宿五丁目

3 平成2年7月26日(集中豪雨)

総雨量；21mm 7/26 19:30～20:10
最大時間雨量；21mm/時間 7/26 19:30～20:30

住宅一床下浸水	3世帯 (12人)
事業所一床上浸水	4
事業所一床下浸水	2
主な被害地区(町丁目)	中落合三丁目、西落合四丁目

4 平成2年9月13日(集中豪雨)

総雨量；-mm 最大時間雨量；-mm/時間

住宅一床下浸水	3世帯 (13人)
主な被害地区(町丁目)	早稲田鶴巻町

5 平成2年9月30日(台風20号)

総雨量 ; 155mm 9/30 4:00~19:30

最大時間雨量 ; 30mm/時間 9/30 18:00~19:00

住宅一床下浸水	2世帯 (不明)	(早稲田鶴巻町)
崖崩れ; 1箇所	アパート1棟半壊、5世帯被災(若葉三丁目)	

6 平成3年8月1日(集中豪雨)

総雨量 ; 32mm 8/1 15:10~16:00

最大時間雨量 ; 32mm/時間 8/1 15:10~16:10

住宅一床上浸水	6世帯 (21人)
住宅一床下浸水	43世帯 (130人)
事業所一床上浸水	9
事業所一床下浸水	14
主な被害地区(町丁目)	若葉三丁目

7 平成3年8月8日(集中豪雨)

総雨量 ; 3mm 8/8 18:40~20:40

最大時間雨量 ; 2mm/時間 8/8 20:10~21:10

住宅一床上浸水	1世帯 (4人)
住宅一床下浸水	4世帯 (10人)
事業所一床上浸水	1(住居と兼用)
主な被害地区(町丁目)	若葉三丁目

8 平成3年9月8日(台風15号)

総雨量 ; 114mm 9/8 1:10~9/9 6:30

最大時間雨量 ; 29mm/時間 9/8 8:10~9:10

住宅一床上浸水	1世帯 (4人)
住宅一床下浸水	8世帯 (23人)
事業所一床上浸水	1(住居と兼用)
主な被害地区(町丁目)	若葉三丁目

9 平成4年9月19日(台風18号)

総雨量 ; 237mm 9/18 19:10~9/19 19:10

最大時間雨量 ; 43mm/時間 9/19 14:40~15:40

住宅一床上浸水	7世帯 (7人)
住宅一床下浸水	21世帯 (64人)
事業所一床上浸水	14
事業所一床下浸水	38
崖崩れ	1箇所
主な被害地区(町丁目)	若葉三丁目、新宿四丁目、西新宿五丁目

10 平成4年7月15日(集中豪雨)

総雨量 ; 64mm 7/15 21:10~23:40

最大時間雨量 ; 34mm/時間 7/15 21:40~22:40

住宅一床下浸水	11世帯 (30人)
崖崩れ	1箇所
主な被害地区(町丁目)	若葉三丁目、新宿四丁目

1.1 平成4年12月8日(集中豪雨)

総雨量；45mm 12/8 7:00～10:00
最大時間雨量；40mm/時間 12/8 8:50～9:50

住宅一床上浸水	3世帯	(5人)
住宅一床下浸水	31世帯	(79人)
事業所一床上浸水	42	
事業所一床下浸水	8	
主な被害地区(町丁目)	若葉三丁目、新宿四丁目、新宿六丁目	

1.2 平成5年7月25日(台風4号)

総雨量；58mm 7/25 0:00～6:50
最大時間雨量；26mm/時間 7/25 5:50～6:20

住宅一床上浸水	7世帯	(16人)
住宅一床下浸水	5世帯	(11人)
事業所一床上浸水	4	
事業所一床下浸水	5	
家屋倒壊	1箇所	
道路陥没	1箇所	
主な被害地区(町丁目)	北新宿二丁目	

1.3 平成5年8月26日(台風11号)

総雨量；231mm 8/26 15:00～8/27 17:00
最大時間雨量；40mm/時間 8/27 13:40～14:40

住宅一床上浸水	79世帯	(187人)
住宅一床下浸水	190世帯	(491人)
事業所一床上浸水	233	
事業所一床下浸水	11	
主な被害地区(町丁目)	北新宿二丁目、西新宿五丁目、山吹町	

1.4 平成5年11月13日(集中豪雨)

総雨量；121mm 11/13 17:00～11/14 3:00
最大時間雨量；27mm/時間 11/13 23:10～24:10

住宅一床上浸水	6世帯	(9人)
住宅一床下浸水	19世帯	(61人)
事業所一床上浸水	9	
事業所一床下浸水	1	
道路冠水	3箇所	(南元町、高田馬場四丁目、北新宿二丁目)
主な被害地区(町丁目)	北新宿二丁目	

1.5 平成6年7月7日(集中豪雨)

総雨量；78mm 7/7 20:00～7/8 1:00
最大時間雨量；57mm/時間 7/7 21:10～22:10

住宅一床上浸水	7世帯	(22人)
住宅一床下浸水	11世帯	(29人)
事業所一床上浸水	4	
事業所一床下浸水	3	
道路冠水	1箇所	(新宿四丁目)
主な被害地区(町丁目)	北新宿四丁目、中落合三丁目、西落合三丁目	

16 平成6年7月18日(集中豪雨)

総雨量 ; 40mm 7/18 14:00~16:10

最大時間雨量 ; 37mm/時間 7/18 14:00~15:00

住宅一床下浸水	2世帯 (3人)
事業所一床上浸水	5
事業所一床下浸水	1
道路冠水	4箇所 (新宿六丁目、早稲田鶴巻町、馬場下町、中井二丁目)
主な被害地区(町丁目)	早稲田鶴巻町、馬場下町

17 平成6年9月2日(集中豪雨)

総雨量 ; 27mm 9/2 15:00~19:00

最大時間雨量 ; 16mm/時間 9/2 16:10~17:10

住宅一床下浸水	1世帯 (4人)
事業所一床上浸水	3
事業所一床下浸水	1
主な被害地区(町丁目)	矢来町

18 平成7年5月13日(集中豪雨)

総雨量 ; 92mm 5/12 16:00~5/13 1:50

最大時間雨量 ; 26mm/時間 5/13 0:40~1:40

住宅一床下浸水	4世帯 (12人)
主な被害地区(町丁目)	新宿四丁目

19 平成8年9月22日(台風17号)

総雨量 ; 205mm 9/22 0:00~18:00

最大時間雨量 ; 25mm/時間 9/22 10:50~11:50

住宅一床下浸水	2世帯 (6人)
屋根破損	4世帯 (6人)
道路冠水	2箇所(新宿四丁目、高田馬場一丁目)
主な被害地区(町丁目)	新宿四丁目

20 平成9年4月7日(集中豪雨)

総雨量 ; 44mm 4/7 17:00~19:00

最大時間雨量 ; 28mm/時間 4/7 17:00~18:00

最大10分間雨量 ; 9mm 17:40~17:50

住宅一床上浸水	2世帯 (5人)
事業所一床下浸水	1
主な被害地区(町丁目)	新宿四丁目、中落合一丁目

21 平成9年6月6日(集中豪雨)

総雨量 ; 15mm 6/6 16:40~17:30

最大10分間雨量 ; 7mm 6/6 16:50~17:00

事業所一床下浸水	1
主な被害地区(町丁目)	中落合一丁目

2.2 平成9年7月17日(集中豪雨)

総雨量；44mm 7/17 17:00～23:00
最大時間雨量；26mm/時間 7/17 8:00～19:00

住宅一床下浸水	1世帯	(4人)
主な被害地区(町丁目)	新宿四丁目	

2.3 平成9年8月23日(集中豪雨)

総雨量；32mm 8/23 21:00～22:20
最大時間雨量；30mm/時間 8/23 21:00～22:00

住宅一床下浸水	1世帯	(4人)
主な被害地区(町丁目)	新宿四丁目	

2.4 平成10年7月26日(集中豪雨)

総雨量；28mm 7/26 11:50～12:50
最大時間雨量；28mm/時間 7/26 11:50～12:50

住宅一床下浸水	1世帯	(3人)
主な被害地区(町丁目)	新宿四丁目	

2.5 平成10年9月15日(台風5号)

総雨量；161mm 9/15 21:00～9/16 7:00
最大時間雨量；35mm/時間 9/16 2:00～3:00

住宅一床上浸水	6世帯	(6人)
住宅一床下浸水	4世帯	(9人)
事業所一床上浸水	2	
半地下駐車場等浸水	5	
倒木	6	
道路冠水	5	
主な被害地区(町丁目)	新宿四丁目	

2.6 平成11年7月21日(集中豪雨)

総雨量；57mm
最大時間雨量；33mm/時間 7/21 16:00～17:00
最大10分間雨量；11mm 16:20～16:30

死亡者	1人	(地下室浸水による溺死)
住宅一床上浸水	15世帯	(33人)
住宅一床下浸水	9世帯	(21人)
事業所一床上浸水	4	
道路冠水	3	
道路陥没	1	
主な被害地区(町丁目)	中落合一丁目、中落合三丁目、西落合三丁目、天神町	

27 平成11年7月22日(集中豪雨)

総雨量；31mm

最大時間雨量；31mm/時間 7/22 15:10～16:00

最大10分間雨量；9mm 15:10～15:20

住宅一床上浸水	6世帯	(10人)
住宅一床下浸水	5世帯	(12人)
事業所一床上浸水	3	
事業所一床下浸水	5	
主な被害地区(町丁目)	上落合二丁目、中落合一丁目、中落合三丁目、西落合三丁目	

28 平成11年8月24日(集中豪雨)

総雨量；39mm

最大時間雨量；39mm/時間 8/24 19:00～20:00

最大10分間雨量；13mm 19:30～19:40

住宅一床上浸水	5世帯	(5人)
住宅一床下浸水	9世帯	(23人)
事業所一床上浸水	3	
事業所一床下浸水	6	
主な被害地区(町丁目)	南榎町、新宿六丁目、中落合一丁目、中落合三丁目、上落合二丁目、西落合三丁目	

29 平成11年8月29日(集中豪雨)

総雨量；100mm

最大時間雨量；74mm/時間 8/29 19:00～20:00

最大10分間雨量；23mm 19:20～19:30

住宅一床上浸水	4世帯	(11人)
住宅一床下浸水	15世帯	(35人)
事業所一床上浸水	10	
事業所一床下浸水	4	
道路一部損壊	2	
主な被害地区(町丁目)	新宿四丁目、新宿六丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、百人町二丁目、西早稲田二丁目、戸山三丁目、中落合一丁目、中落合三丁目、西落合三丁目、西落合四丁目	

30 平成11年10月27日(集中豪雨)

総雨量；74mm

最大時間雨量；28mm/時間 10/27 17:30～18:30

最大10分間雨量；14mm 18:00～18:10

住宅一床下浸水	1世帯	(2人)
事業所一床上浸水	1	
事業所一床下浸水	1	
道路冠水	1	
主な被害地区(町丁目)	百人町二丁目、中落合一丁目、西落合三丁目	

3.1 平成12年7月4日(集中豪雨)

総雨量；74mm
最大時間雨量；52mm/時間 7/4 18:10～19:10
最大10分間雨量；18mm 18:30～18:40

住宅一床上浸水	4世帯	(6人)
住宅一床下浸水	2世帯	(4人)
事業所一床上浸水	12	
事業所一床下浸水	1	
道路一部損壊	1	
道路冠水	1	
主な被害地区(町丁目)	若葉二丁目、坂町、新宿四丁目、新宿六丁目、 笹笥町、南榎町、市谷本村町、早稲田鶴巻町、 市谷台町、住吉町、百人町一丁目	

3.2 平成12年7月8日(台風3号)

総雨量；168mm
最大時間雨量；23mm/時間 7/8 2:30～3:30
最大10分間雨量；6mm 1:10～1:20、2:40～2:50、3:30～3:40

住宅一床上浸水	3世帯	(3人)
事業所一床上浸水	1	
主な被害地区(町丁目)	天神町、築地町	

3.3 平成12年8月5日(集中豪雨)

総雨量；64mm
最大時間雨量；59mm/時間 8/5 21:20～22:20
最大10分間雨量；22mm 21:30～21:40

住宅一床上浸水	13世帯	(26人)
住宅一床下浸水	11世帯	(22人)
事業所一床上浸水	21	
事業所一床下浸水	2	
主な被害地区(町丁目)	新宿四丁目、新宿五丁目、新宿六丁目、新宿七丁目、 戸山三丁目、大久保二丁目、百人町二丁目、 中落合一丁目、中落合二丁目、中落合三丁目、 西新宿四丁目	

3.4 平成12年8月7日(集中豪雨)

総雨量；39mm
最大時間雨量；32mm/時間 8/7 18:50～19:50
最大10分間雨量；10mm 19:00～19:10

住宅一床上浸水	1世帯	(4人)
住宅一床下浸水	1世帯	(1人)
事業所一床上浸水	18	
主な被害地区(町丁目)	新宿二丁目、市谷船河原町、笹笥町、市谷薬王寺町、 柳町、百人町二丁目、大久保二丁目、戸山三丁目	

3.5 平成13年7月18日(集中豪雨)

総雨量；8mm
 最大時間雨量；4mm/時間 7/18 21:00～22:00
 最大10分間雨量；3mm 21:40～21:50

住宅一床上浸水	2世帯	(8人)
主な被害地区(町丁目)	西早稲田三丁目	

3.6 平成13年7月25日(集中豪雨)

総雨量；47mm
 最大時間雨量；46mm/時間 7/25 14:00～15:00
 最大10分間雨量；10mm 14:40～14:50

住宅一床上浸水	6世帯	(13人)
主な被害地区(町丁目)	西早稲田三丁目、西新宿四丁目	

3.7 平成15年6月25日(集中豪雨)

総雨量；32mm
 最大時間雨量；29mm/時間 6/25 10:30～11:30
 最大10分間雨量；17mm 11:20～11:30

事業所一床上浸水	1
主な被害地区(町丁目)	百人町二丁目

3.8 平成15年10月13日(集中豪雨)

総雨量；60mm
 最大時間雨量；57mm/時間 10/13 13:40～14:40
 最大10分雨量；16mm 14:00～14:20

住宅一床上浸水	3世帯	(10人)
住宅一床下浸水	3世帯	(6人)
事業所一床上浸水	20	
事業所一床下浸水	2	
主な被害地区(町丁目)	片町、大京町、荒木町、南榎町、市谷薬王寺町、住吉町、百人町二丁目、新宿六丁目	

3.9 平成16年9月4日(集中豪雨)

総雨量；88mm
 最大時間雨量；43mm/時間 9/4 18:10～19:10
 最大10分雨量；9mm 18:30～18:40

住宅一床上浸水	1世帯	(4人)
事業所一床上浸水	1	
主な被害地区(町丁目)	百人町二丁目	

4.0 平成16年10月9日(台風22号)

総雨量；249mm
最大時間雨量；49mm/時間 10/9 17:10～18:10
最大10分雨量；13mm 17:30～17:40

住宅一床上浸水	8世帯	(19人)
住宅一床下浸水	6世帯	(12人)
事業所一床上浸水	9	
事業所一床下浸水	7	
主な被害地区(町丁目)	原町、坂町、早稲田鶴巻町、西早稲田三丁目、南榎町、住吉町、百人町三丁目、新宿五丁目、新宿六丁目、西新宿五丁目、高田馬場一丁目、上落合三丁目、中井二丁目	

4.1 平成16年10月20日(台風23号)

総雨量；199mm
最大時間雨量；38mm/時間 10/20 21:40～11:10
最大10分雨量；16mm 22:00～22:10

住宅一床上浸水	16世帯	(30人)
住宅一床下浸水	12世帯	(18人)
事業所一床上浸水	38	
事業所一床下浸水	4	
主な被害地区(町丁目)	山吹町、築地町、早稲田鶴巻町、南榎町、住吉町、河田町、市谷台町、坂町、市谷本村町、若葉一丁目、上落合一丁目、高田馬場一丁目、百人町二丁目、新宿六丁目、北新宿二丁目、西新宿五丁目	

4.2 平成17年5月23日(集中豪雨)

総雨量；20mm
最大時間雨量；20mm/時間 5/23 19:10～20:10
最大10分雨量；7mm 19:20～19:30

住宅一床上浸水	6世帯	(14人)
住宅一床下浸水	7世帯	(18人)
事業所一床上浸水	11	
主な被害地区(町丁目)	坂町、住吉町、市谷薬王寺町、高田馬場四丁目	

4.3 平成17年9月4日(集中豪雨)

総雨量；57mm
最大時間雨量；39mm/時間 9/4 22:20～23:20
最大10分雨量；16mm 23:00～23:10

住宅一床上浸水	87世帯	(134人)
住宅一床下浸水	56世帯	(145人)
事業所一床上浸水	14	
事業所一床下浸水	3	
主な被害地区(町丁目)	上落合一丁目、上落合二丁目、中落合四丁目、中井二丁目、西落合二丁目、西新宿五丁目	

4.4 平成20年7月29日（集中豪雨）

総雨量；28mm

最大時間雨量；28mm/時間 20:22～21:22

最大10分雨量；15mm 20:56～21:06

住宅一床上浸水	3世帯	(8人)
主な被害地区(町丁目)	中落合二丁目、西落合四丁目	

4.5 平成20年8月5日（集中豪雨）

総雨量；49mm

最大時間雨量；22mm/時間 14:55～15:55

最大10分雨量；8mm 11:51～12:01

住宅一床上浸水	31世帯	(76人)
住宅一床下浸水	22世帯	(52人)
事業所一床上浸水	66	
事業所一床下浸水	5	
擁壁損壊	2	(南榎町、矢来町)
主な被害地区	四谷、箆笥、榎、若松	

4.6 平成20年9月6日（集中豪雨）

総雨量；19mm

最大時間雨量；12mm/時間 20:44～21:44

最大10分雨量；5mm 21:05～21:15

住宅一床上浸水	4世帯	(4人)
住宅一床下浸水	2世帯	(8人)
事業所一床上浸水	1	
事業所一床下浸水	1	
主な被害地区(町丁目)	北新宿四丁目、西落合一丁目	

4.7 平成21年8月10日（台風9号）

総雨量；87mm

最大時間雨量；39mm/時間 6:29～7:29

最大10分雨量；13mm 6:37～6:47

事業所一床下浸水	1	
道路冠水	2	(新小川町、東五軒町)
擁壁倒壊	1	(下落合二丁目)
主な被害地区(町丁目)	東五軒町	

4 8 平成 21 年 10 月 7 日 (台風 18 号)

総雨量 ; 143mm
最大時間雨量 ; 48mm/時間 2:38~3:38
最大10分雨量 ; 15mm 3:28~3:38

事業所一床下浸水	1
道路冠水	4 (南元町、新宿六丁目、諏訪通り)
倒木	13
主な被害地区(町丁目)	南元町、新宿六丁目、市谷加賀町、大久保三丁目、西早稲田三丁目

4 9 平成 22 年 9 月 8 日 (台風 4 号)

総雨量 ; 49mm
最大時間雨量 ; 22mm/時間 13:46~14:46
最大10分雨量 ; 8mm 14:23~14:33

住宅一床下浸水	2世帯 (9人)
事業所一床上浸水	7
道路冠水	3 (坂町、若葉町)
主な被害地区(町丁目)	四谷一丁目、若葉三丁目、坂町、神楽坂六丁目

5 0 平成 22 年 12 月 3 日 (集中豪雨)

総雨量 ; 75mm
最大時間雨量 ; 29mm/時間 7:00~8:00
最大10分雨量 ; 13mm 7:35~7:45

住宅一床上浸水	1世帯 (6人)
道路冠水	9 (西新宿五丁目、歌舞伎町一丁目、百人町一丁目、下落合三丁目、西落合二丁目、)
主な被害地区(町丁目)	弁天町

5 1 平成 23 年 8 月 26 日 (集中豪雨)

総雨量 ; 140mm
最大時間雨量 ; 96mm/時間 14:57~15:57
最大10分雨量 ; 27mm 15:32~15:42

住宅一床上浸水	18世帯 (23人)
住宅一床下浸水	15世帯 (37人)
事業所一床上浸水	13
事業所一床下浸水	5
主な被害地区(町丁目)	上落合三丁目、西落合一丁目、西落合四丁目、下落合一丁目、下落合四丁目、中落合三丁目、中落合四丁目、高田馬場一丁目、高田馬場二丁目、百人町二丁目、大久保二丁目、西新宿七丁目、西新宿八丁目、山吹町、市谷薬王寺町、住吉町

5.2 平成25年4月6日（集中豪雨）

総雨量；94mm
最大時間雨量；37mm/時間 22:47～23:46
最大10分雨量；14mm 23:18～23:27

住宅一床上浸水	6世帯
事業所一床上浸水	20
主な被害地区(町丁目)	早稲田鶴巻町

5.3 平成25年6月25日（集中豪雨）

総雨量；28mm
最大時間雨量；27mm/時間 11:44～12:43
最大10分雨量；14mm 11:43～11:53

事業所一床上浸水	1
主な被害地区(町丁目)	早稲田鶴巻町

5.4 平成25年10月15日（台風26号）

総雨量；199mm
最大時間雨量；35mm/時間 10/16 4:26～5:25
最大10分雨量；7mm 10/16 4:29～4:38

住宅一床上浸水	2世帯
住宅一床下浸水	15世帯
事業所一床上浸水	1
主な被害地区(町丁目)	信濃町、市ヶ谷砂土原町二丁目、住吉町

第2節 東京都における検討

都は平成11年から13年にかけて、「地下空間浸水対策検討会」及び「東京都都市型水害対策検討会」を設置して、近年の大都市に特有な水害についての対策を検討した。その後、平成17年9月に杉並区・中野区を中心に、6,000棟に及ぶ浸水被害が発生したことを契機として、平成19年8月に東京都豪雨対策基本方針、平成20年9月に東京都地下空間浸水対策ガイドラインを策定した。区としては、これらの検討結果を視野に入れて、今後の水害対策を進めていく必要がある。

1 地下空間浸水対策検討会

(平成11年9月設置；平成12年4月報告書公表)

(1) 経緯

平成11年7月21日に、練馬区では1時間に131mmという記録的な集中豪雨が発生し、新宿区では地下室への浸水による死亡事故が発生した。また、同年8月29日の集中豪雨では、港区で1時間115mmを記録し、品川区、大田区を中心に約5,000棟の浸水被害が発生した。

地下鉄・地下街に代表される地下空間の利用は近年ますます高度化し、地下駐車場や地階・地下室を有する建物は大規模建築物だけではなく、中・小規模のマンションや一戸建住宅にまで広がっている。しかし、これら地下施設への浸水に対する備えは必ずしも十分とはいえず、速効性のある対策を提言するため検討会を設置した。

(2) 基本的な考え方

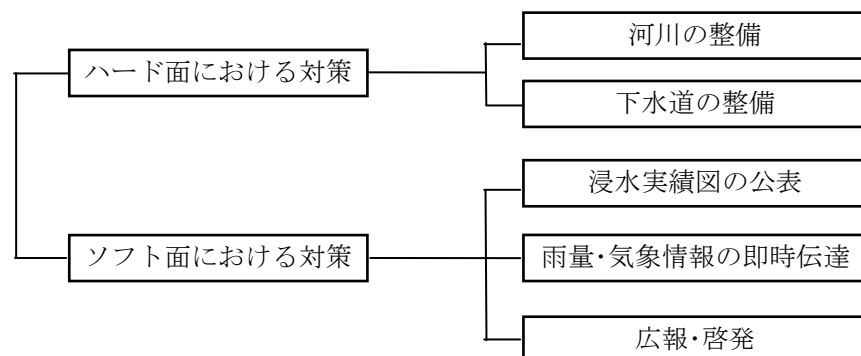
ア 対策における役割

(ア) 地下街、鉄道及び地下室等での利用者の安全の確保は、それぞれの施設管理者の責務である。

(イ) 行政は、各管理者に対して情報提供や啓発活動を行うなど、安全の確保のための支援を行う。

(ウ) 行政は、浸水被害の実績を踏まえ、河川や下水道の整備を推進する。

イ 対策の体系



(3) 地下空間浸水対策の推進

ア 河川の整備

未改修区間のうち、過去の浸水実績や土地利用状況から判断し、水害の危険性の高い区間から重点的に整備を進める。

今後、河川、下水道及び流域対策との連携を更に強化し、浸水被害の解消に努める。

イ 下水道の整備

区部の下水道については、都市化による雨水流出量の増大に対応するための幹線やポンプ場などの整備を進める。

加えて、新たに策定した緊急重点雨水対策「雨水整備クイックプラン」を着実に推進する。

ウ 浸水実績図の公表

浸水実績図は、

(ア) 都民が、地域における水害に関する危険性を知り、自ら対応するための資料

(イ) 建築計画を立てる際に、浸水防止のための事前資料

(ウ) 円滑な水防活動を行うための資料

などを目的に公表するものである。

エ 雨量・気象情報等の即時伝達

オ 広報、啓発

2 東京都都市型水害対策検討会

(平成13年1月設置；8月中間報告公表、11月最終報告公表)

(1) 検討内容の意義

平成12年9月に名古屋地方を襲った東海豪雨と同規模の豪雨が神田川流域に降った場合を想定して、都は平成13年1月から11月にかけて都市型水害の検討会を数回にわたって行った。

この検討の中で、8月の中間報告では、流域の関係区市が洪水ハザードマップを作成・公表することを位置付けるとともに、その基礎図となる「神田川流域浸水予想区域図」を公表した。さらに、11月には最終報告を発表した。

前節の「近年の被害実績」を見る限りにおいては、河川改修や下水道整備等の充実により、当区では河川のはん濫による広域的な浸水被害は解消の方向に向かっているように思われる。しかし、東海豪雨のような、現在の河川や下水道の整備能力を大きく上回る大豪雨があった場合は、神田川(妙正寺川を含む)のはん濫による広域的な浸水被害が発生する可能性は十分に考えられる。

このため、検討会での検討結果も今後の水害対策における前提条件のひとつとする。

(2) 検討内容の要旨

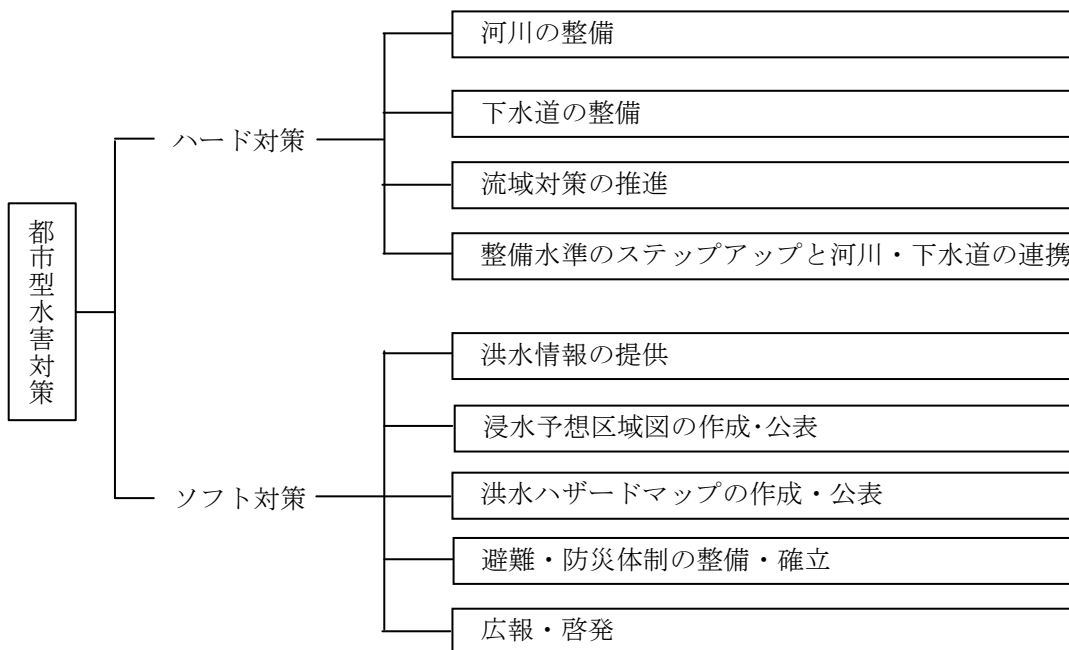
ア 基本的な考え方

(ア) 現況下において緊急に対応が可能な対策を優先的に実施する。

(イ) 河川・下水道のハード対策を進めるとともに、連携を図りながら、住民に対して被害軽減のためのソフト対策を講じる。

(ウ) 都・区は、都市型水害対策を水防計画及び地域防災計画に位置付ける。

イ 施策の体系



ウ 対策推進のための施策

(ア) 河川の整備(ハード対策)

ア) 浸水実績などをもとに、現在行っている河道や調節池などの治水施設を、より重点的に進める。

イ) 地下調節池のネットワーク化により、局地的な集中豪雨に対応した施設の効率的な運用を図る。

(イ) 下水道の整備(ハード対策)

ア) 現在行っている雨水排除の基幹施設の整備を着実に進める。

イ) 「雨水整備クイックプラン」に基づく、早期浸水被害の軽減を推進する。

ウ) 管渠のバイパス化や貯留管の設置、幹線の暫定貯留施設としての利用などによる浸水対策の促進を図る。

(ウ) 流域対策の推進(ハード対策)

ア) 車道の透水性舗装や貯留

イ) 浸透施設設置などの流域対策の更なる推進

ウ) 雨水流出抑制のための更なる研究・開発・本格実施

エ) 流出抑制施設の適正な管理・運用

オ) 「総合治水基本計画(仮称)」の策定とそれに基づく流域対策の推進

(エ) 整備水準のステップアップと河川・下水道の連携(ハード対策)

ア) 河川・下水道の連携による次期整備水準への早期かつ効率的なステップアップ

イ) 河川・下水道施設の連携による調節池・貯留管・ポンプ運転調整など総合的な治水施設の効率的運用の検討

(オ) 洪水情報の提供(ソフト対策)

ア) 洪水情報共有システムの拡充

イ) 多様なメディア(インターネット、CATV等)を介した住民への洪水情報の提供

- (カ) 浸水予想区域図の作成・公表(ソフト対策)
 - ア) 浸水予想区域図の作成・公表により、水害の危険性に関する水防機関・住民への事前周知を図る。
- (キ) 洪水ハザードマップの作成・公表(ソフト対策)
 - ア) 浸水予想区域図とともに、水災に対する避難情報の事前周知を図る。
- (ク) 避難・防災体制の整備・確立(ソフト対策)
 - ア) 防災拠点施設の浸水時における現状の点検と対策
 - イ) 資器材、物資の備蓄及び点検
 - リ) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達
 - エ) 要配慮者の避難時の支援
 - オ) 危機管理訓練の実施
 - カ) 地域防災計画の充実
- (ケ) 広報、啓発
 - ア) 都市型水害についての広報活動を行う。
 - イ) 都市型水害についての自助努力の必要性に対する意識啓発を行う。

3 東京都地下空間浸水対策ガイドライン

(平成20年9月策定)

(1) 地下空間の浸水危険性と周知

地下空間は地上の浸水は浅くとも、出入口などの高さを超えると一気に流入が始まり短時間で水位が上昇するなど、地上と異なる危険性がある。このため、地下空間の管理者や建築主、利用者に対して地域の浸水危険性を正確に周知する必要がある。

(2) 浸水被害の防止・軽減対策

地下空間における浸水対策は、地上の浸水の流入を遅らせたり、軽減させたりするためのハード対策や日常から水害に関する情報の収集方法を知り、防災対策を確立し、水防訓練を行うなどのソフト対策が重要である。

(3) 公民の役割分担

地下空間の浸水被害に対しては、公助としての「河川整備」や「下水道整備」に加え、自助・共助を促進するという視点に立って「流域対策」や「家づくり・まちづくり」などの減災対策を推進していく。

※ 新宿区は、地下室等への浸水被害を防止するため、地下室等を設置する建築物を建築しようとする建築主に対する啓発及び事前の届出など、浸水対策を行う上で必要な事項について定めた「新宿区地下室等の設置をする建築物への浸水対策の実施に関する指導要綱（平成21年4月1日施行）」を策定

4 中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～

(平成24年11月策定)

近年、1時間50mmを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、学識経験者等による「中小河川における今後の整備のあり方検討委員会」より提言を受け、平成24年11月に「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」がとりまとめられた。

この方針では、河川・下水道施設（流下施設、貯留施設）の目標整備水準を時間50mm降雨から引き上げ、区部河川では時間最大75mm降雨、多摩部河川では時間最大65mm降雨とし、優先度を考慮して流域ごとに対策を進めることとした。時間50mm降雨を超える部分の対策は調節池による対応を基本とし、広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図る。

5 東京都豪雨対策基本方針

(平成19年8月策定；平成26年6月改定)

都は、平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨に対し対策を推進するため、有職者による検討を経て、平成19年度に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。

【10年後の目標（対策促進エリアにおいて）】

- ① おおむね55ミリの降雨までは床上浸水等を可能な限り防止。そのために、浸透ますの設置などの流域対策（5ミリ相当分）及び河川・下水道施設（流下施設、貯留施設）の整備（50ミリ相当分）を推進
- ② 避難方策の強化等により、既往最大降雨などが降った場合でも生命安全を確保

【長期見通し（おおむね30年後）（都内全域において）】

- ① おおむね時間60ミリの降雨までは浸水を解消。おおむね時間75ミリの降雨までは床上浸水等を可能な限り防止。そのために、浸透ますの設置などの流域対策（約10ミリ相当分）及び河川・下水道施設（流下施設）の整備（50ミリ相当分）を推進。さらに、深刻な浸水被害の発生が予想される場所に河川・下水道施設（貯留施設）の整備を適切に進めるとともに、家づくり・まちづくり対策（15ミリ分）を促進
- ② 避難方策の強化等により、既往最大降雨などが降った場合でも生命安全を確保

平成26年6月には、近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備について」の提言などを踏まえ、東京都豪雨対策基本方針の改定を行った。

【平成26年6月の主な改定内容】

頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組の方向性を明らかにした。

- ① 基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確立1/20（区部時間75ミリ、多摩部時間65ミリ）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

- ② 対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これら

の流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

※ 対策強化流域として神田川流域、対策強化地区の地下街対策地区として、新宿駅が選定されている。

③ 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実、豪雨災害に関する情報の提供、災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

第2部 水害予防計画

第1章 総合治水対策

区内には、荒川水系1級河川として、神田川、妙正寺川の2河川があり、その総延長は、8,816mとなっている。河川等の改修は、かなり進んでいるが、豪雨時には流域内の雨量を流下しきれず、所々で浸水被害を及ぼす危険性は残されている。

本章においては、この河川の改修状況、今後の計画や調節池の整備状況とともに、内水排除施設としての下水道施設の整備状況と計画、また雨水の一時的な貯留や地下浸透施設についての施策をとりあげることとした。

第1節 河川

1 区の河川の現状

(平成26年3月31日現在)

河川名	神田川	妙正寺川
延長	6,404m	2,412m

2 神田川の整備状況及び今後の整備計画

神田川については、平成26年6月の「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、時間降雨50mm対応から時間降雨75mm対応に引き上げ対策を進めることになった。

名称	改修(整備)区間	改修(整備)状況
水道橋分水路	区間:水道橋下流 ～白鳥橋上流 延長:1,640m	神田川沿いの放射7号線(目白通り)及び環状2号線(外濠通り)の路面下に、水を流す暗渠を2連建設して神田川のバイパスとする工事で、昭和61年度に完成している。 なお、船河原橋下流～白鳥橋上流間の左岸は、旧大曲分水路として昭和46年度に完成している。
江戸川橋分水路	区間:船河原橋上流 ～江戸川橋上流 (右岸側) 延長:1,644m	都道放射7号線の路面下に暗渠を2連設置したもので、地下鉄の新設工事とあわせて施工され、昭和52年度に完成している。
高田馬場分水路	区間:高戸橋上流 ～新堀橋上流 延長:1,460m	都道放射7号線の路面下等に暗渠を2連設置し、妙正寺川の流水を全量取り入れるとともに、神田川の流水の一部及び落合水再生センターの下水処理水を取り入れるもので、昭和57年度に完成している。

名 称	改修(整備)区間	改修(整備)状況
神田川本川	区間:船河原橋～江戸川橋 延長:1,700m	水道橋分水路及び江戸川橋分水路をバイパスとして有する本川の整備は、平成3年度より工事に着手しており、平成25年度現在も工事施工中である。
	区間:源水橋～清水川橋 延長:600m	平成2年5月に事業承認を受け工事に着手、平成25年3月時点で、源水橋から神高橋、及び西武新宿線鉄橋の区間は完成している。引き続き上流の整備に向けて調整を進めており、今後には JR 山手線鉄橋部から清水川橋の区間について工事を予定している。

3 妙正寺川の整備状況及び今後の整備計画

妙正寺川についても、神田川と同様に時間降雨50mm 対応から時間降雨75mm 対応に引き上げ対策を進めることになった。

名 称	整備区間	整備状況
妙正寺川本川	区間:水車橋上流 ～下田橋 延長:1,200m	平成5年から整備を進め、未整備であった西武新宿線の架け替え工事まで完了した。
	区間:落合調節池 ～環七地下調節池 延長:3,900m	上記区間と重複する本区間については、平成17年9月の大きな水害により河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を得て、整備し、平成22年度に完成している。

河川整備状況については、「河川整備及び下水道整備の状況図」のとおり。

第2節 調節池の整備状況

河川増水による下流部への洪水を防止するため、流水の一部を一時的に貯留し、浸水被害を防ぐための施設として、調節池の整備を進めている。

名 称	整備場所	整備概要及び状況
妙正寺川 第一調節池	新宿区西落合二丁目及び 中野区松が丘一丁目	掘り込み式 最大貯留量 30,000m ³ 昭和61年度完成
妙正寺川 第二調節池	中野区松が丘一丁目	地下式 最大貯留量 100,000m ³ 平成7年度完成
落合調節池	新宿区中井一丁目	地下式 最大貯留量 50,000m ³ 平成7年度完成
上高田調節池	中野区上高田五丁目	地下式 最大貯留量 160,000m ³ 平成9年度完成
西落合調節池	新宿区西落合二丁目	地下式 最大貯留量 100,000m ³ (計画中)
環状七号線 地下調節池(第一期)	自 杉並区和泉一丁目 至 杉並区梅里一丁目	トンネル式 最大貯留量 240,000m ³ 延長2.0km 内径12.5m 平成10年度完成
環状七号線 地下調節池(第二期)	自 杉並区梅里一丁目 至 中野区野方五丁目	トンネル式 最大貯水量 300,000m ³ 延長2.5km 内径 12.5m 平成19年度完成 平成20年3月に管理施設が完成し、第一期、第二期を合わせて集中管理し、取水を開始している。

調節池の整備状況については、「河川整備及び下水道整備の状況図」のとおり。

第3節 内水排除施設

1 区の内水排除施設の現況

区内は、下水道完備地域であり、その規模は、次のとおりである。

(平成26年3月31日現在)

幹 線	枝 線
33,145m	451,372m

2 内水排水施設の整備状況及び事業計画

本区では、区内全域にわたり下水道が整備されているが、一部地域では、なお内水氾濫の危険が去っていない。

下水道の雨水対策は、1時間50mmの雨に対処できるよう雨水排水施設の整備を行っている。

特に市街化の進展が著しく雨水の流出量の増大している地域については、新・雨水整備クイックプラン等により管渠等の貯留や排水施設能力の増大に努めている。

なお、雨水ますの増設、改善については、各道路管理者が実施している。

(1) 下水道幹線施設等

集中豪雨時に、一時的に下水道管に流れ込んでくる雨水を効率良く処理するため、都では、水害地域を中心に下水道の整備を進めている。

名 称	整備 区 間	整備 概 要 及 び 状 況
第二戸山幹線	延長:3,320m 内径:2.2~3.5m	下水道幹線で、既設の戸山幹線と同一の排水区域であって、特に歌舞伎町一・二丁目、新宿六・七丁目、戸山一・二・三丁目、馬場下町等の内水を都道環状5号線(明治通り)及び戸山ハイツ等の路面下を通過して神田川に排水するもので、昭和57年1月に都市計画決定された。昭和62年に工事を中断していたが、下流部(約2.4km)は既に供用を開始しており、残りの区間については現在工事中である。
みなみもと町公園 雨水調節池	新宿区南元町20	最大貯留量13,000m ³ で平成5年度に完成している。雨天時には四谷幹線よりピーク時雨水の一部を貯留している。
南元町幹線	延長:1,250m 内径:2.8m	南元町、若葉一~三丁目、須賀町、信濃町、左門町、四谷二・三丁目を対象流域とした幹線の整備により、既設の下水道施設の能力を補うもので、平成26年度現在、施工中である。
戸山幹線 西落合幹線	—	区内に整備されている既設の幹線の中で、老朽化が著しいものから順次、内面被覆等による補修を再構築整備として実施している。

※ 内水排除施設整備状況については、「河川整備及び下水道整備の状況図」のとおり。

第4節 雨水流出抑制施設

水害対策として、河川や下水道など治水施設の整備を促進するとともに、流域から河川や下水道に流出する雨水量を抑制する工夫も重要な対策である。区では、このような総合的な治水対策の一環として、区所管の公共施設に雨水流出抑制施設の設置を実施し、さらに区以外の公共施設及び民間施設に対しても設置の指導を行っている。

1 抑制対策の方法

- (1) 貯留方式—敷地の周囲を囲ったり、屋上の利用、貯留槽の設置等により、雨水を一時貯留してゆっくり流出させる方法。
- (2) 浸透方式—雨水浸透ますや浸透管、透水性舗装等により、雨水を地下に浸透させる方法。

2 対象施設及び実施状況

(1) 区の施設

施設名	整備概要
道路(区道)	過去に水害のあった地区の区道及び交通量の少ない区道を対象として透水性舗装等の整備を実施している。
公園	区立公園及び児童遊園を対象として新設又は、改修を行う際に浸透施設や貯留槽等の整備を実施している。
区立小・中学校	区立小中学校を対象として新設又は、改修を行う際に浸透施設や貯留槽等の整備を実施している。
その他(特別出張所等区所管施設)	特別出張所など区所管施設の新設や改修を行う際に浸透施設や貯留槽等の整備を実施している。

(2) 区以外の公共施設

国、都、公社その他公共公益的団体が所轄する施設に、雨水流出抑制施設を整備し、水害の防止を図っている。

(3) 民間施設

敷地面積250㎡以上の民間施設に雨水流出抑制施設の設置を指導し、水害の防止を図っている。

第5節 水位・雨量観測システム(テレメータ)及び水位警報(サイレン)装置の整備

都は、平成3年度から水害による被害を軽減するため、「東京都水防災総合情報システム」を運用している。このシステムは、河川等の水防上必要な地点に設置された水位観測局(テレメータ)や雨量観測局(テレメータ)等からのデータを収集し、コンピュータ処理化することによって、水防に関する情報を迅速かつ的確に水防関係機関等に提供するものである。

区では、区の水防上特に重要であるこれらの河川水位・雨量等のテレメータ情報に、都独自の情報以外に区が保有している水位・雨量のデータも取り込み、リアルタイムで収集、配信することが可能となっている。平成17年度からは、さらに改善を加え、河川の水位現況をモニターするカメラや警戒情報を音声で放送するスピーカースystem等を付け加えた。また、平成18年度に水車橋(中井1-13)に水位観測局(テレメータ)を追加し落合公園、落合第五小学校屋上に警報用スピーカーを設置した。

この水位観測局において河川等の水量が一定の水位(はんらん注意水位・はんらん危険水位)に達した場合、河川流域住民へ河川等水量の警戒・危険状態を知らせるため、区では、河川流域各所に水位警報(サイレン)装置を設置している。

水位・雨量観測システム(テレメータ)及び水位警報(サイレン)装置等の整備状況は、次のとおりである。なお、区が保有している水位・雨量のデータについては、区ホームページと携帯端末(NTTドコモ、au、ソフトバンク)で公開されている。

1 水位観測局(テレメータ)及び水位警報(サイレン)装置設置位置

(1) 河川

河川名	観測所名(設置位置)	管理者	水位警報(サイレン)装置設置場所
神田川	1 白鳥橋(中之橋上流護岸) 新宿区新小川町7-17	新宿区	(1) 新小川公園 新小川町3 (2) 東五軒町ことぶき館・児童館 東五軒町5-24 (3) 江戸川小学校 水道町1-28 (4) 区道36-870 新小川町5-2
	2 一休橋(一休橋上流護岸) 文京区関口1-25	〃	(1) 佐藤商店前区道 山吹町350 (2) ミカド薬局前区道 早稲田鶴巻町308
	3 戸田平橋(戸田平橋下流護岸) 新宿区高田馬場2-11	〃	(1) 戸田平橋脇 高田馬場2-11 (2) 警視庁戸塚寮脇 高田馬場2-5-27
	4 田島橋(田島橋上流護岸) 新宿区高田馬場3-8	都建設局(三建)	(1) 旧新宿区立中央図書館 下落合1-9-8 (2) 宮田橋公園 高田馬場3-8 (3) 三建旧第三工区 下落合1-3-20
	5 南小滝橋(南小滝橋上流護岸) 新宿区北新宿4-37	新宿区	(1) 神田上水公園(大東橋下流)北新宿4-35 (2) 〃 (亀齢橋下流)北新宿4-9 (3) 万亀橋上流 北新宿3-39-1 (4) 北新宿公園 北新宿3-20
	6 相生橋(相生橋下流護岸) 新宿区西新宿5-14	〃	(1) 栄橋 北新宿2-18 (2) 相生橋上流 西新宿5-15-7 (3) 駐車場前区道 西新宿5-18

河川名	観測所名(設置位置)	管理者	水位警報(サイレン)装置設置場所
妙正寺川	7 昭和橋(昭和橋上流護岸) 新宿区中落合1-6	新宿区	(1) 昭和橋上流 中落合1-6-22 (2) 落合橋上流 中落合1-1-29
	8 水車橋局 新宿区中井1-13	新宿区	(1) 落合公園 中井1-14 (2) 落合第五小学校 上落合3-1-6
	9 落合上(落合調整池) 新宿区中井1-14	都建設局 (三建)	—
	10 上高田上 中野区上高田5-6	都建設局 (三建)	—
	11 西落合(西落合公園) 新宿区西落合2-19	新宿区	(1) 西落合公園 西落合2-19
	12 妙正寺川 (妙正寺川第一調整池) 中野区松が丘1-33	〃	—

(2) 調節池

河川名	観測所名	管理者	水位警報(サイレン)装置設置場所
妙正寺川	1 妙正寺上 (妙正寺川第一調節池中間) 中野区松が丘1-33	新宿区	(1) 妙正寺川公園 西落合2-20-11
	2 妙正寺二上 (妙正寺川第二調節池) 中野区松が丘1-33	都建設局 (三建)	

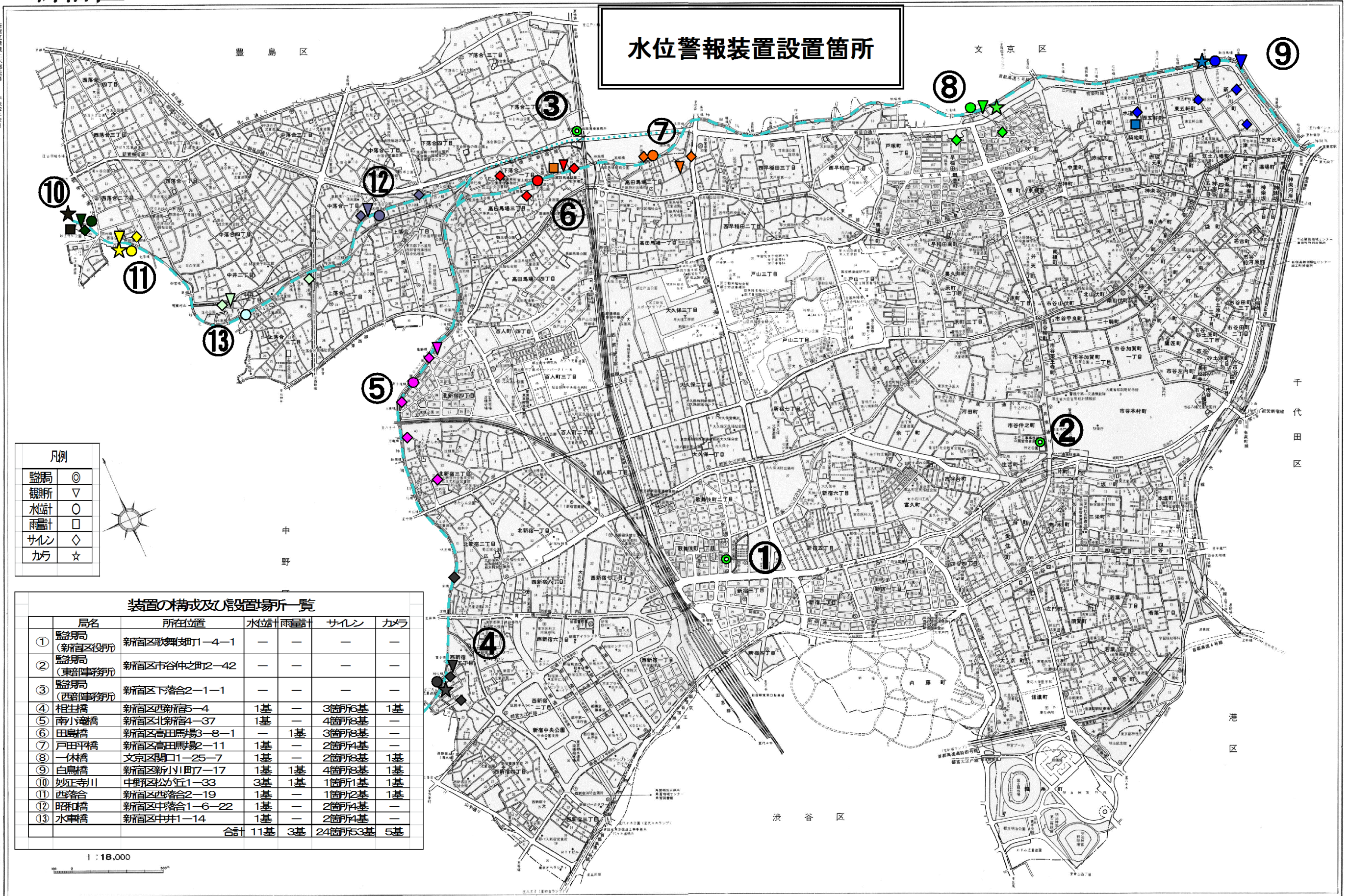
神田川・妙正寺川の水位警報(サイレン)装置設置位置は、水位警報装置設置箇所のとおり。

2 水位警報装置(サイレン)の吹鳴方法

種 類	吹 鳴 方 法
はんらん注意吹鳴	チャイム 「こちらは、新宿区です。ただいま川の水が増えておりますのでご注意ください。」2回 チャイム 擬似音 20秒(10秒休止) ○——○ 6回 30分後水位が低下しない場合再吹鳴
はんらん危険吹鳴	チャイム 「こちらは、新宿区です。ただいま川の水が溢れるおそれが発生しました。」2回 チャイム 擬似音 10秒(10秒休止) ○——○ 6回 30分後水位が低下しない場合再吹鳴

新宿区

水位警報装置設置箇所



装置の構成及び設置場所一覧

局名	所在位置	水端計	雨量計	サイレン	カメラ
① 監視局 (新宿区役所)	新宿区歌舞伎町1-4-1	—	—	—	—
② 監視局 (東宮御所)	新宿区市谷中町2-42	—	—	—	—
③ 監視局 (西宮御所)	新宿区下落合2-1-1	—	—	—	—
④ 相生橋	新宿区西新宿5-4	1基	—	3箇所6基	1基
⑤ 南小澗橋	新宿区北新宿4-37	1基	—	4箇所8基	—
⑥ 田島橋	新宿区高田馬場3-8-1	—	1基	3箇所6基	—
⑦ 戸田平橋	新宿区高田馬場2-11	1基	—	2箇所4基	—
⑧ 一休橋	文京区関口1-25-7	1基	—	2箇所4基	1基
⑨ 白鳥橋	新宿区新小川7-17	1基	1基	4箇所8基	1基
⑩ 妙正寺川	中野区公方1-33	3基	1基	1箇所1基	1基
⑪ 西落合	新宿区西落合2-19	1基	—	1箇所2基	1基
⑫ 昭和橋	新宿区中落合1-6-22	1基	—	2箇所4基	—
⑬ 水車橋	新宿区中井1-14	1基	—	2箇所4基	—
合計		11基	3基	24箇所53基	5基

1 : 18,000



不詳複製

第2章 崖・擁壁等の崩壊対策

第1節 崖・擁壁の安全化

『第2編 震災対策計画 第1部 第3章 第5節 1-9 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止』
を準用する。

第2節 急傾斜地等の安全化

『第2編 震災対策計画 第1部 第3章 第5節 1-9 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止』
を準用する。

第3章 都市施設対策

道路、鉄道などの交通施設や電気、ガス、水道、通信などの生活関連施設は、都市機能や区民の生活を維持していく上で不可欠なものである。

このため、これらの施設についても災害が起こった際に被害の軽減を図るため、安全化が重要な課題となっている。

第1節 交通施設の安全化

1 道路及び橋りょう施設

道路及び橋りょうは、災害時において、避難及び応急対策活動を実施する上で不可欠である。

このため、各道路管理者は、耐震対策をはじめ、防災施設の整備を図ってきたところであるが、今後も道路施設の安全化を推進する。

(1) 道路及び橋りょうの現況

- ア 区内一般道路(国道・都道・区道)
- イ 区内の自動車専用道路(首都高速道路)
- ウ 区内の橋りょう

区内の道路及び橋りょうの現況については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第5節 1-1 道路及び橋りょう施設」を準用する。

(2) 道路等の安全化対策

機関名	安全化対策等
区	透水性舗装、排水性舗装及び雨水浸透ますを整備し、雨水の貯留・浸透により浸透被害の低減を図っている。また、電線類を地下に埋設し電柱を撤去することにより、風水害による電線の垂れ下がりや電柱倒壊のない災害に強いまちづくりを進めている。
警察署	交通信号施設 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 1 交通信号機用制御装置内への浸水を防護するため、その取り付け位置を必要に応じて見直す。 2 背面板等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。 3 風水害予想地域に設置してある信号施設の被害を防止するため、台風シーズン前に灯器用アーム及び背面板等の点検補強を実施する。 4 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検を実施する。
首都高	「第2編 震災対策計画」を準用。

2 鉄道施設

区内には、日本一の乗降客数を誇る新宿ターミナル駅を中心に多数の鉄道路線が通っており、万一、鉄道事故が発生した場合の影響力は、極めて大きい。

このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の増強を進めてきたところであるが、今後とも施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保を図るものとする。

(1) 鉄道施設の現況

- ア 新宿区内の路線
- イ 新宿区内の駅舎

区内の鉄道施設の現況については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第5節 1-2 鉄道施設」を準用する。

(2) 鉄道施設の安全化対策

機関名	安全化対策等
都交通局	1 浸水防止対策 都営地下鉄における浸水対策として駅出入口、エレベーター出入口、換気塔(搬入口等)には、防水扉等を整備し、浸水のおそれのあるときは、これを設置する。 2 電源設備 3 照明設備 4 中央防災室・駅防災管理室 } 「第2編 震災対策計画」を参照のこと。
JR東日本	1 区内における施設の風水害に対する補強工事はほぼ完了している。 2 風水害防止のため風速計の設置などの対策を進めている。
京王	1 風水害防止のため、土留壁、法面防護、排水溝等防災に関する措置を講じている。 2 地下線区の浸水防止のために各駅出入口は地上歩道面より一段高くするとともに止水板及び強制排水装置を整備している。 3 低地など出水が予想される箇所には排水孔を整備するとともに、雨量計を設置するなどの対策を進めている。
西武	1 区内においては、風水害に対する改良及び補強工事は、ほぼ完了しているが、設備の改善に努めていく。 2 風水害防止のため、風速計を全線13箇所(区内1箇所)、雨量計を全線15箇所(区内設置箇所無)に設置している。
小田急	1 区内における施設物の風水害に対する強度調査及び改良、補強工事は、ほぼ完了しているが周辺状況の変化及び老朽化等を考慮し、必要に応じ調査及び改良工事を実施する。 2 風水害防止のため、沿線の要所に雨量計及び風速計を設置して災害予知に努めるほか、土のう、松丸太等の資材を要所要所に常時配備している。
東京地下鉄	1 風の影響を受けやすい橋りょう等には、風速計を設置し、風速に応じて列車の運転を規制する。 2 駅出入口には、止水板等を整備し、浸水のおそれのあるときは、これを設置する。 3 路面等の換気口には、浸水防止機を整備し、浸水のおそれのあるときは、これを作動させる。

第2節 生活関連施設の安全化

区民の生活を維持していく上で電気、ガス、水道、通信などの生活関連施設は、まさにライフライン(生命線)と呼ぶべき重要な機能を果たすものである。

災害により、これらの施設に被害が生じた場合、日常生活ばかりでなく、救助活動や復旧活動に大きな支障をきたす。

本節においては、水害時においても生活関連施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に与える影響を最小限に止めるための安全化対策について定める。

1 電力施設

電力施設の防災対策として、浸水対策、強風対策を実施する。

(1) 浸水対策

機 関 名	安 全 化 対 策 等
変電設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。 また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。
送電設備 (地中電線路)	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防災対策を実施する。
配電設備	地中埋設機器については、浸水対策を施している。

(2) 強風対策

各施設とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

2 ガス施設

「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第5節 2-4 ガス施設(東京ガス)」を準用する。

なお、地下整圧器に対しては防水を完全に行い、出水のおそれのある地域においては、ガスメーター部分の位置を棚上げとし、床上浸水程度では被害のないようにしている。

3 水道施設

発災時における効果的な応急対策のため、職員の活動態勢、監理団体との協力態勢、復旧活動に従事する民間事業者及び復旧用材料の確保等について、機動性及び実効性を重視した体制を整備する。これらの水道施設の確保に必要な事項については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第5節 2-1 水道施設」を準用する。

(1) 復旧活動

次の復旧順位に留意し、30日以内の復旧を目指すものとする。

ア 首都圏中枢機関、災害拠点病院等の重要施設への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。

- イ 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び排水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。
- ウ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。
- エ アを除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、段階的に復旧作業を進める。

(2) 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

4 通信施設

災害時における通信の途絶は、災害応急対策活動に支障をきたすとともに情報の不足からパニックを生じるなど、社会的影響は大きい。

このため、浸水のおそれのある地域では、耐水構造化、また、暴風に対しては、耐風構造化についての設計標準を定め、設計にこれをおり込み、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策を確立するものとする。

これらの通信施設の確保に必要な事項については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第5節 2-5 通信施設（NTT）」を準用する。

第4章 防災行動力の向上

近年、台風や大雨による洪水などの浸水被害は、河川改修をはじめとする治水対策により減少している一方、都市化の進展により、区内各所で局地的に起こるいわゆる都市型水害による被害が増加している。

被害の未然防止や軽減を図るため、日ごろから地震同様、水害に対する十分な備えをしておくことが必要である。

災害から区民の生命、身体及び財産を守るためには、区をはじめとする防災機関の防災対策だけでは十分でなく、区民一人ひとりが災害に対する生活環境への配慮と発災時の適切な対応がとれるよう、水害を防ぐための資器材の整備及び防災行動力の向上を図ることが必要である。

そこで、区及び防災機関は、自らの防災力の向上を図るとともに、区民に対し、防災意識の普及・啓発に努めるものとする。

第1節 自助による区民の防災力の向上

- (1) 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- (2) 区等で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- (3) 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- (4) 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
- (5) 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- (6) 風水害の予報が出た場合、状況に応じてむやみな外出を控えたり、若しくは危険が想定されれば事前に避難するなど、必要な対策を講じる。
- (7) あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所・避難経路の確認を行っておく。
- (8) 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。
- (9) 区や都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- (10) 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- (11) 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- (12) 高齢者や障害者等は差し支えない限り、「災害時要援護者名簿（申請方式名簿）」に登録し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第2節 防災意識の啓発

1 防災広報の充実

各防災機関の広報は、次のとおりとする。

機関名	事業内容
区	1 印刷物等による広報 (1) 新宿区広報 毎年、水害対策関係記事を記載し水災知識の普及を図る。 (2) 啓発用パンフレット 「災害に備えて」を作成し、配付する。 (3) 浸水実績図の公表 (4) 地下室の浸水危険を一般に周知するチラシの窓口配付 (5) 新宿区洪水ハザードマップの作成・配布 2 その他の広報活動については、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 2-1 防災広報の充実」を参照のこと。
都	都は、平成14年から東京都水防災総合情報システムで収集した雨量、河川水位観測情報をインターネット、携帯電話にリアルタイムに提供している。都市型水害対策（水害にそなえて）や過去の水害記録、パンフレット等をホームページで提供している。
警察署	チラシ、ミニ広報紙、災害対策課ツイッター、ホームページ等を利用し、防災の意識の普及啓発を図る。
消防署	1 チラシ、小冊子等広報印刷物、ソーシャルメディア、ホームページ及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 2 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 3 都民防災教育センターにおける、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 4 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発
東京電力	1 電気事故防止のための広報 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力に通報すること。 (3) 切れた電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 屋外に避難するときは、ブレーカー又は安全器を必ず切ること。 (6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (7) その他事故防止のため留意すべき事項。 2 広報の方法 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

その他の機関については、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 2-1 防災広報の充実」を準用する。

2 防災教育の充実

防災教育の充実は「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 2-2 防災教育の充実」を準用する。

第3節 防災訓練の強化

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各種訓練を実施する。

1 防災訓練

新宿区及び各防災関係機関の実施する防災訓練については、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 3 防災訓練の強化」を参照のこと。

2 非常通信訓練

機関名	内 容
都総務局	<p>都の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における迅速かつ正確な情報連絡体制の確立を図るため、防災機関相互において実施する「東京都災害通信訓練」の一環として年1回、「風水害通信訓練」を実施している。</p> <p>1 訓練の内容</p> <p>(1) 警報、注意報及び台風情報等の気象情報の伝達</p> <p>(2) 区及び関係機関の被害・措置状況及び活動体制等の情報収集</p> <p>(3) 東京都災害対策本部の設置等の伝達</p> <p>(4) 被害状況の把握及び復旧見込みの確認</p> <p>(5) 収集情報の整理、記録、集計、対応措置の決定</p> <p>(6) 救助要請の受信及び救助の要請</p> <p>(7) その他</p> <p>2 区及び各防災関係機関の訓練</p> <p>当該訓練に併せて情報連絡訓練及び対応措置の確認を実施する。</p>

3 水防訓練

機関名	内 容
区	<p>関係防災機関と協力又は協働し水防訓練を実施するよう努める。</p>
消防署	<p>風水害の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係防災機関と協力又は協働し水防訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関 消防署、消防団、区等</p> <p>2 訓練項目 次の全部又は一部を訓練統裁者が選択して実施する。</p> <p>(1) 部隊編成訓練 (2) 水防工法訓練</p> <p>(3) 情報通信訓練 (4) 救助・救急訓練</p> <p>(5) 本部運営訓練 (6) その他水害時の活動に必要な訓練</p> <p>3 実施時期 年1回以上実施する。</p>

4 警備訓練

機関名	内 容
警察署	<p>風水害に関する災害警備訓練を実施し、災害時における警備態勢の確立と事案対処処理能力の向上を図る。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 救助活動要領 (2) 救命索操作要領 (3) 舟艇操作(船外機操法を含む。) (4) 水防工法 (5) 埋没者発掘要領 (6) 簡易架橋 (7) 避難誘導 (8) 交通規制 (9) 照明資器材の操作要領 (10) 災害重機の操作要領 (11) 広報活動 (12) 通信訓練</p> <p>2 実施時期及び場所 実施時期は、原則として5月以降10月までとする。場所は、その都度定める。</p>

第4節 防災区民組織等の強化

区には、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下、町会・自治会を母体とした住民の自主防災組織である防災区民組織が結成され、水害に備えて、地域での防災活動に取り組んでいる。区では、これらの防災区民組織に対する助成等の支援を行い、地域防災コミュニティづくりを進めるとともに、区内には中高層の集合住宅が多いことから、個々の集合住宅においても防災行動力が向上するように働きかけている。

また、各消防署は区と連携し、都市型水害等を想定した各種防災訓練の指導を実施するとともに、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会の開催、ポンプ操法大会等の各種防災訓練技術指導を通じて防災区民組織の活性化に努める。

防災区民組織の強化については、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 4 防災区民組織等の強化」を参照のこと。

第5節 要配慮者の安全確保

1 地域における安全体制の確保

要配慮者の安全確保については、近隣住民や防災区民組織による協力、連携の体制を平常時から確保しておくことが必要である。水害時において周囲の状況変化に的確で安全な避難行動をとることが困難である要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（消防のふれあいネットワーク）づくりを推進する。

区は、災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成し、区内の消防署、警察署、民生委員、防災区民組織等に情報提供しているが、その具体的な支援方法を検討するため、平成20年に災害時要援護者避難支援プラン作成実行委員会を設置し、民生委員・児童委員の協力による要配慮者への悉皆調査を若松町地区で行った。この結果をもとに、平成23年3月に新宿区版災害時要援護者支援プラ

ン骨子を策定した。さらに、平成23年7月に新宿区災害時要援護者対策関係機関連絡会を設置し、平成24年3月に新宿区災害時要援護者支援プランを策定した。今後、新宿区災害時要援護者支援プランの見直し等を通して、更なる支援体制を推進する。

2 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、水害時に消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等がきわめて重要であることから、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。このため、

- ア 施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進
- イ 各施設の自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるように訓練内容の充実指導に努める。

第6節 事業所による自助・共助の強化

1 事業所の役割

災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。また、区では、広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と防災区民組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

- (1) 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用物品等の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- (2) 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
- (3) 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

2 自衛消防力の強化

消防署では、事業所の管理者等に対して、自衛消防活動中核要員等の選任及び配置について指導している。防火防災に関する有資格者を中心とした自衛消防訓練を定期的実施するようにしている。

- (1) 防火管理者の選任を要する事業所
防火管理者の選任を要する事業所では、消防計画に基づく自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
- (2) 自衛消防組織の設置義務のある事業所
消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。
この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
- (3) 防災管理者の選任を要する事業所
消防法第36条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施

などが規定されている。

この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

(4) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

不特定多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、東京都の火災予防条例第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者の配置が義務付けられている。

震災時には一定の知識及び技術を持つ自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練の指導を推進する。

(5) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第55条の4の規定により、自衛消防活動を効果的に行うための自衛消防の組織を編成し、自衛消防隊の訓練の推進に努める

第7節 救出・救護能力の向上

1 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防署は、応急手当普及員の養成など、教育訓練の充実を図る。

災害時に、消防署所及び消防団に配置されている資器材を有効に活用し、消防職員との連携による救出・救護活動体制の充実を図る。

2 区民の救出・救助活動能力の向上

消防署は、災害時に、区民自らが、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。

事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。一定の応急手当技能を有する都民に対してその技能を認定する。

3 事業所の救出・救護活動能力の向上

(1) 救出活動技術の普及啓発

消防署は、事業所の実態に応じ、組織、資器材を有効に活用した活動が行えるように訓練を通じて自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を推進する。

(2) 応急救護知識の普及及び技術の向上

消防署は、火災予防条例第55条の5に基づき、自衛消防活動中核要員を中心に、事業所の従業員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図る。

応急救護知識及び技術を有する者を中心とした訓練を推進することで応急救護能力の向上を図る。

第8節 防災意識の啓発

消防署は、児童生徒を対象とした防災思想の普及、町会・自治会等を単位とした講演会等の開催による防災意識の啓発、区民や事業所を対象とした応急救護知識及び技術の普及、事業所における応急手当の指導員要請、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成、都民防災教育センター（防災館）の整備、区と連携した防災教育を推進等する。

(1) 防災対策に関する情報の提供

災害履歴、地形図、浸水予想区域図、洪水ハザードマップ等を参考として、地域の防災対策に関する情報を提供する。

(2) 簡易水防工法等の防災教育の実施

家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。

第9節 区民・行政・事業所等の連携

従来の行政、企業(事業所)、区民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。

区及び関係防災機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

住民等から地区防災計画の提案があった際は、必要があると認められれば区地域防災計画の中に位置付ける。

第10節 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- (1) 区は、児童・生徒の発達段階に応じた防災活動について普及啓発を推進する。
(2) 区及び各防災機関は、防災教育の充実を図ることにより、住民の防災意識の向上を図る。

機関名	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。 2 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 3 各避難所運営主体による避難所運営訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 都民、防災市民組織のリーダー、事業所防災担当者などを対象に、防災シンポジウム・防災セミナー、各種講演会等を開催し、防災知識の向上と防災意識の高揚を図る。 2 都は、広域的な立場から都内全域を対象としたリーダー研修を実施し、座学のみならず実技を取り入れた実践的な内容とする。区市町村で行うリーダー研修は、地域特性を踏まえた内容とする。 3 区市町村の防災担当職員を対象に毎年研修会を実施して、知識の付与・意識の高揚を図る。
消防署 (東京消防庁)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、町会・自治会等を単位とした講演会・座談会、映画会等を開催し、防災意識の啓発を図る。 2 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 3 区民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。 4 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。 5 区民の防災に関する知識の習得や防災行動力の向上のため、都民防災教育センターの利用促進を図る。 6 事業所における風水害の軽減を図るには、管理権原者、防火・防災管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、防火・防災管理者講習、消防計画作成時等をとらえ、事業所における風水害による被害の軽減を図ることについて指導し、防災意識の高揚を図る。 7 区市町村等と連携を図り、都民の防災教育を推進する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害履歴、地形図、浸水予測区域図、洪水ハザードマップ等を活用して、地域の防災対策に関する情報を提供する。 (2) 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。

- (3) 消防署（東京消防庁）は、学校と連携し、児童生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。
(4) 消防署（東京消防庁）は「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、住宅の防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器等の設置等の指導助言を行うこと）を実施する。
(5) 気象庁は、学校安全の推進に関する計画（平成24年4月27日閣議決定）等を受けて各学校が行う学校安全計画や危険等発生時対処要領（学校防災マニュアル）等見直しへの助言、防災訓練への参画、委員会等への参加などの協力を求められた場合は、積極的に対応する。

第5章 都市型水害へのソフト対策

区は、都の「地下空間浸水対策検討会」及び「東京都都市型水害対策検討会」の検討結果を受け、いわゆる都市型水害へのソフト対策の充実を図る。

第1節 浸水実績図の公表

区内の浸水実績図を公表している。

これは、平成元年以降の一定規模以上の浸水実績を示したもので、区役所窓口で閲覧が可能である。また、東京都建設局のホームページでも閲覧が可能。

(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/suigai_kiroku/kako.htm)

第2節 広報、啓発

- (1) 建築指導課等の関係窓口では、地下室の浸水危険を一般に周知するチラシの窓口配布を行っている。
- (2) 平成21年4月1日に「新宿区地下室等の設置をする建築物への浸水対策の実施に関する指導要綱」を定めた。その内容は、新宿区洪水ハザードマップに表示された「浸水した場合に想定される水深0.2メートル以上の区域」で地下室等を有する建築物を建築しようとする場合には、建築主は浸水対策上必要な措置を講じ、区長に浸水対策に係る届出をすることとし、建築主に注意喚起を行っている。

第3節 神田川流域ハザードマップの作成・公表

- (1) 神田川流域(妙正寺川を含む)浸水予想区域図
東京都都市型水害対策検討会の中間報告では、「神田川流域浸水予想区域図」及び「城南地区河川流域浸水予想区域図」が公表されるとともに、関連区はこの予想区域図を踏まえて洪水ハザードマップを作成・公表することが緊急を要する施策と位置付けられた。
- (2) 新宿区洪水ハザードマップの作成・公表
ア 区の大部分は神田川流域であるが、東海豪雨と同規模の雨が降った場合には、神田川流域浸水予想区域図及び城南地区河川流域浸水予想区域図によれば、河川・下水道の整備能力をはるかに超え、区内各所で著しい浸水被害の発生が予想される。
イ 区は、住民の生命・身体及び財産を守るために、平成14年の出水期に合わせ、新宿区洪水ハザードマップを作成し、公表した。
- (3) 神田川浸水想定区域図
神田川の洪水予報河川の指定に伴い、平成22年9月に都より「神田川浸水想定区域図」が公表された。この図には、神田川本川からの外水はん濫（河川から水が溢れることによる浸水）による浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深が示されている。これに伴い、平成23年2月に新宿区洪水ハザードマップに、神田川浸水想定区域をあらたに表示した。

- (4) 洪水ハザードマップに掲載する主な内容
- ア 浸水予想区域及び浸水想定区域
 - イ 浸水深
 - ウ 浸水時の避難所
 - エ 避難時の注意事項
 - オ 防災関係機関

第4節 神田川浸水想定区域における警戒避難体制の整備

神田川浸水想定区域においては、洪水予報等や避難情報の伝達方法等について、区民に対する周知徹底を推進するとともに、区は、これまで水防法に基づき、神田川浸水想定区域内の地下街等及び高齢者等が利用する要配慮者利用施設（本計画に施設の名称及び所在地を定めたものに限る）の所有者又は管理者へ洪水予報等を伝達してきた。

平成25年7月11日に施行された改正水防法により、対象施設に大規模工場等が追加されるとともに、各施設の自衛水防組織（要配慮者利用施設及び大規模工場等にあつては、設置されている場合に限る）の構成員に対しても洪水予報等を伝達することとされた。

また、避難確保又は浸水防止活動の確実な実施を促すため、各施設において、避難確保・浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置が求められる。

(1) 地下街等における警戒避難体制

ア 地下街等の範囲

水防法第15条に基づき、神田川浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の範囲は、「別冊資料編神田川浸水想定区域における地下街等及び要配慮者利用施設の名称及び所在地（水防法第15条関係）」に定める。

イ 避難確保・浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置

前記アに該当し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、水防法第15条の2に基づき、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため、次に掲げる事項が義務づけられている。

- (ア) 単独で又は共同しての避難確保・浸水防止計画の作成
- (イ) 避難確保・浸水防止計画の区長への報告
- (ロ) 避難確保・浸水防止計画の公表
- (ハ) 避難確保・浸水防止計画に基づく訓練の実施
- (ニ) 自衛水防組織の設置
- (ホ) 自衛水防組織の構成員及びその他事項の区長への報告

ウ 洪水予報等の伝達体制の整備

区は、前記アに該当し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、新宿区防災気象情報メール等により以下の情報を伝達する。

- (ア) 大雨警報 洪水警報
 - (イ) 特別警報
 - (ウ) 神田川洪水予報
 - (エ) 河川水位情報
 - (オ) 避難勧告及び避難指示
 - (カ) その他、浸水対策上、有効な情報等
- (2) 要配慮者利用施設における警戒避難体制
- ア 要配慮者利用施設の範囲
水防法第15条に基づき、神田川浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の範囲は、「神田川浸水想定区域内における地下街等及び要配慮者利用施設の名称及び所在地（水防法第15条関係）」に定める。
 - イ 避難確保計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置
前記アに該当し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、水防法15条の3に基づき、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次に掲げる事項について努力義務が課せられている。
 - (ア) 避難確保計画の作成
 - (イ) 避難確保計画に基づく訓練の実施
 - (ウ) 自衛水防組織の設置※ 避難確保計画を作成し、又は自衛水防組織を設置した時は、遅滞なく当該計画又は当該自衛水防組織の構成員及びその他事項を区長に報告しなければならない。
 - ウ 洪水予報等の伝達体制の整備
区は、前記アに該当し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、新宿区防災気象情報メール等により以下の情報を伝達する。
 - (ア) 大雨警報 洪水警報
 - (イ) 特別警報
 - (ウ) 神田川洪水予報
 - (エ) 河川水位情報
 - (オ) 避難勧告及び避難指示
 - (カ) その他、浸水対策上、有効な情報等
- (3) 大規模工場等における警戒体制
- ア 大規模工場等の範囲
大規模工場等の範囲の設定については、改正水防法の内容を踏まえ、今後必要な措置を検討する。
 - イ 浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置
大規模工場等の範囲に該当し、施設の所有者又は管理者から申出により、本計画に施設の名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者には、水防法第15

条の4に基づき、当該大規模工場等の洪水時の浸水に防止を図るため、次に掲げる事項について努力義務が課せられている。

- (ア) 浸水防止計画の作成
- (イ) 浸水防止計画に基づく訓練の実施
- (ウ) 自衛水防組織の設置

※ 浸水防止計画を作成し、又は自衛水防組織を設置した時は、遅滞なく当該計画又は当該自衛水防組織の構成員及びその他事項を区長に報告しなければならない。

ウ 洪水予報等の伝達体制の整備

区は、大規模工場等の範囲に該当し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者、自衛水防組織が設置された場合はその構成員に対し、新宿区防災気象情報メール等により以下の情報を伝達する。

- (ア) 大雨警報 洪水警報
- (イ) 特別警報
- (ウ) 神田川洪水予報
- (エ) 河川水位情報
- (オ) 避難勧告及び避難指示
- (カ) その他、浸水対策上、有効な情報等

第6章 ボランティア等との連携・共同

『第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 5 ボランティア』を準用する。

第3部 水害応急対策計画

第1章 応急活動態勢

気象状況等により、浸水被害が発生するおそれがある場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は、都水防計画に従い水防活動態勢を確立するとともに、水害に即応できる体制を確保している。

第1節 区の水防態勢

台風・集中豪雨等に伴う洪水・浸水等により被害が発生するおそれがあるとき、水害の予防及び迅速かつ的確な応急活動を実施するために水防態勢をとることとする。

1 水害態勢

区は、気象状況等に応じ、情報連絡態勢、警戒態勢及び出動態勢(第一次、第二次)の各態勢をとるものとするほか、区長は、水防法第9条に基づく態勢をとることができる。

各態勢の内容については、以下の表に記載するとおりである。

(1) 情報連絡態勢

項目	内容
時期	雷、大雨もしくは洪水に関する気象注意報が発令され、降雨量や雲の動きから今後更に気象情報の収集及び注意が必要な場合、もしくは台風の接近に伴い情報連絡が必要な場合、又はその他の状況により副区長が必要と認めたとき。
活動	1 気象情報・災害情報の収集伝達 2 警戒態勢(水害対策室設置)の検討 3 警戒態勢要員に対する待機等の連絡
設置機関 (構成員)	連絡調整会議 (副区長、区長室長、総務部長、みどり土木部長、区政情報課長、危機管理課長、総務課長、地域調整課長、道路課長、教育調整課長) 水害等連絡会(大雨・洪水注意報が発令又は台風接近時に設置。) (副区長、区長室長、総務部長、みどり土木部長、区政情報課長、危機管理課長、総務課長、地域調整課長、道路課長、教育調整課長)
要員 (連絡員)	区政情報課職員、総務課職員、危機管理課職員、道路課職員 (警戒態勢要員は、自宅待機)
連絡体制	1 勤務時間内に発せられた時 庁内放送・電話等により態勢要員に伝達する。 2 夜間・休日等の勤務時間外に発せられた時 水害対策連絡網により各要員に伝達する。

(2) 警戒態勢

項目	内容
時期	雷に関する気象注意報もしくは大雨又は洪水に関する気象警報が発令され、短時間に相当量の降雨が予想される場合、もしくは台風の接近に伴い警戒が必要な場合、又はその他の状況により副区長が必要と認めたとき。
活動	1 情報の収集伝達 2 河川の監視、雨水ますのゴミの除去、土のうの整備 3 区民に対する警戒広報、気象情報広報等 4 第1次出動配備態勢要員に対する待機等の連絡
設置機関 (構成員)	水害等対策室 (水害等連絡会構成員、福祉部地域福祉課長、健康部健康推進課長)
要員 (連絡員)	情報連絡態勢構成員、地域調整課職員、特別出張所職員、福祉部地域福祉課職員、健康推進課職員、みどり土木部職員
連絡体制	1 勤務時間内に発せられた時 庁内放送・電話等により職員に伝達する。 2 夜間・休日等の勤務時間外に発せられた時 水害対策連絡網により職員に伝達する。

(3) 第一次出動態勢

項目	内容
時期	被害が発生するおそれがあり、もしくは現実に被害が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要であると認めたとき。
活動	1 災害対策各部による応急対策活動 2 第二次出動配備態勢要員に対する待機等の連絡
設置機関 (構成員)	災害対策本部 (本部長室)本部長：区長 副本部長：副区長、教育長 本部員：区長室長、総務部長、健康部長、新宿区保健所長、みどり土木部長、区政情報課長、危機管理課長、総務課長、健康部健康推進課長、道路課長 (災害対策部) 災対総務部、災対企画部、地域担当部、災対福祉部、災対健康部、災対土木部
要員	第一次出動配備態勢要員 (夜間：第二次出動配備態勢要員は、自宅待機)
連絡体制	1 勤務時間内に発せられた時 庁内放送・電話等により職員に伝達する。 2 夜間・休日等の勤務時間外に発せられた時 水害対策連絡網により職員に伝達する。

(4) 第二次出動態勢

項 目	内 容
時 期	被害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合、もしくは区内の広範囲にわたって特別警戒が必要な場合又はその他の状況により、本部長が必要であると認めたとき。
活 動	1 拡大した水害に対する災害対策各部による応急対策活動 2 全職員に対する待機等の連絡
設置機関 (構成員)	災害対策本部
要 員	第二次出動配備態勢要員 (夜間：態勢要員以外の職員自宅待機)
連絡体制	1 勤務時間内に発せられた時 庁内放送・電話等により職員に伝達する。 2 夜間・休日等の勤務時間外に発せられた時 水害対策連絡網により職員に伝達する。

(5) 配備態勢の拡大

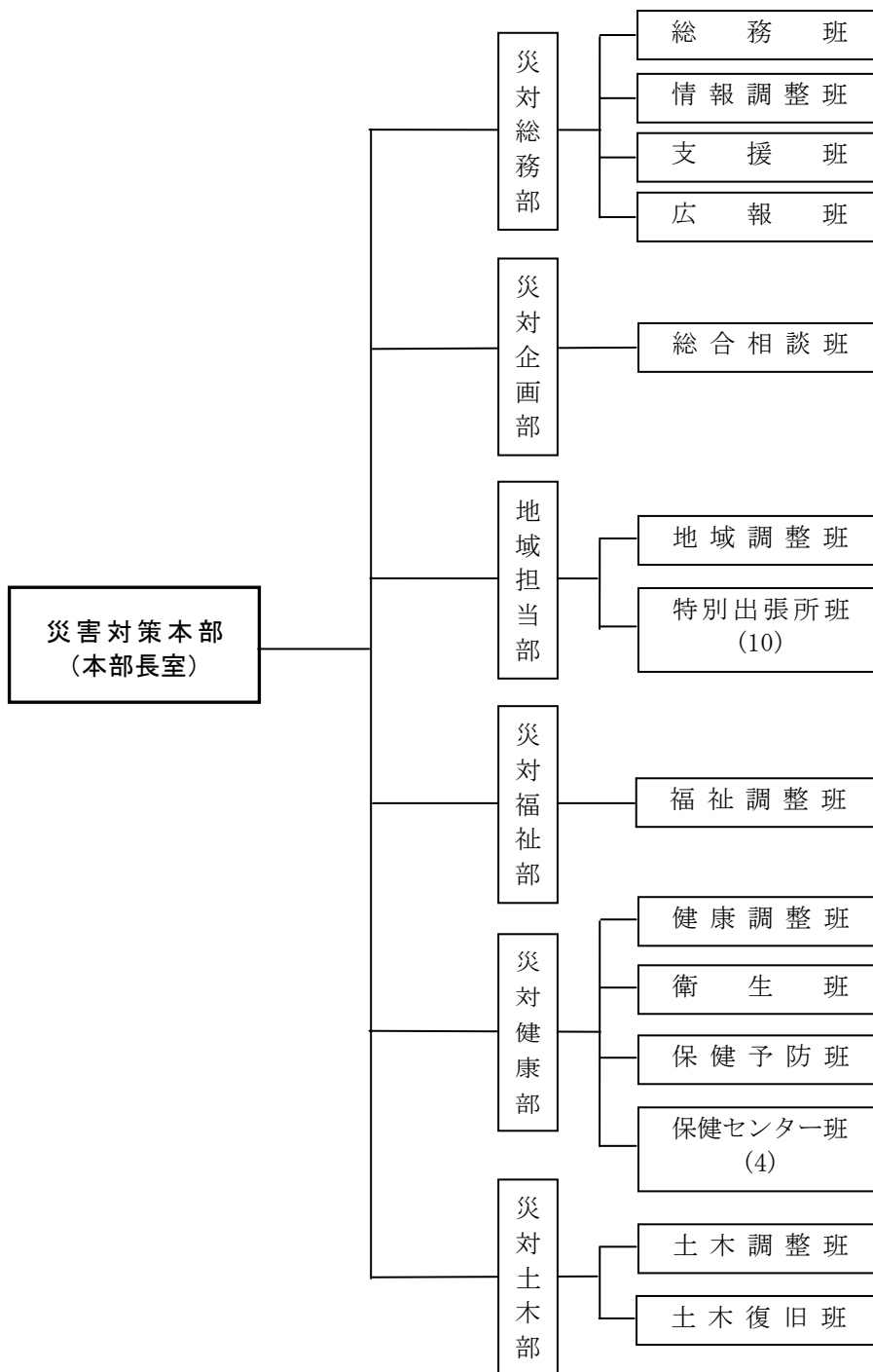
全職員のおおむね1/2程度を限度として出動となる。

2 水害時(震災時以外)に設置される組織

区の水防態勢は、災対総務部を中心とした情報収集伝達活動態勢、災対土木部を主体とした、河川、下水道、護岸等の水防活動態勢及び災対各部からなる住民被害対応等の活動態勢から成っている。

本部長は、災害状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

なお、災害対策本部の設置及び廃止、職員の配置及びサービス、本部長室の運営、本部の財務、災害対策の実施については、「新宿区災害対策本部運営要綱」の定めるところによる。



3 現地連絡態勢

(1) 現地連絡所の開設

水害等により被害が発生した場合、もしくは被害が発生すると見込まれた場合、各特別出張所班は、現地連絡所を開設し現地パトロール及び情報収集を行う。

現地連絡所の設置場所は、各特別出張所又は、必要に応じて現地に開設する。

(2) パトロール要員

第一次出動態勢要員をもって編成し、各支援班の班長が責任者となる。

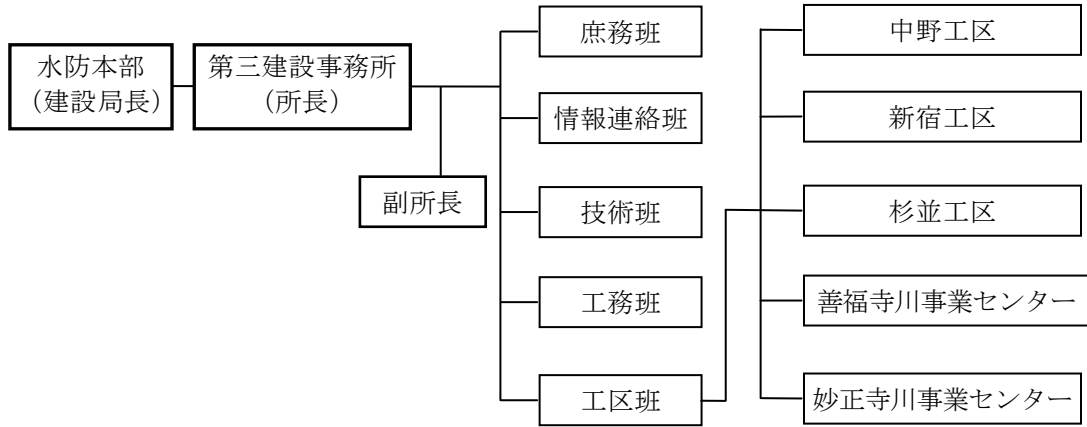
(3) 役割

被災地域及び被災予想地域の現地状況調査並びに区民状況の把握。

第2節 東京都建設局第三建設事務所の水防態勢

1 組織態勢

水防組織は次のとおりである。



2 態勢の指示

建設局長(水防本部長)は、都が分担する水防活動に万全を期するため、気象、水害等に応じて次表の基準を目安に態勢を指示するものとする。

なお、各事務所の態勢人員は、当該所管地域の特性等を考慮し、河川部長に協議のうえ、各事務所長が定めるものとする。

種 類	基 準 及 び 内 容	人 員
連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢 1 水防用気象情報の注意報が発表されたとき 2 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機又は準備）が発表されたとき	若干名
警戒配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1 東京地方に水防用気象情報の警報が発表されたとき 2 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（出動）が発表されたとき 3 都管理の水位周知河川に警戒情報が発表されたとき 4 国管理・都管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、注意情報（洪水注意報）、警戒情報（洪水警報）が発表されたとき	水防要員のおおむね1/15

種 類	基 準 及 び 内 容	人 員
第1 非常配備態勢	局地的な水害が発生するおそれがあるとき、又は、発生したとき	水防要員のおおむね1/10
第2 非常配備態勢	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、又は、発生したとき	水防要員のおおむね1/5
第3 非常配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき、又は、発生したとき	水防要員のおおむね1/3
第4 非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、又は、発生したとき	水防要員全員

水防要員は、異常気象が発生した時、もしくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し事態に即応した水防態勢ができるよう留意するものとする。

第3節 消防署の水防態勢

署及び消防団(以下「消防機関」という。)は、署水防計画に基づき、次の水防態勢により水防活動にあたる。

1 活動拠点

区内3消防署、6消防出張所を活動拠点とする。

2 水防態勢

気象情報、その他により水害が予想されるときは、水防態勢を発令して、関係機関と連絡を取り情報収集、分析を行い、水害に備える。また、必要に応じて車両等により地域の降雨、浸水状況等を調査するとともに、広報を行う。

3 水防非常配備態勢

気象情報、その他により被害の発生が予想され、もしくは発生したときには、その被害予測に応じ、水防第1非常配備態勢から水防第4非常配備態勢を発令し、水防部隊を編成する。

第4節 警察署の水防態勢

関係警察署長は、現場警備本部を設置して、水災地域の人命救助等及び水防活動にあたるほか、周辺地域の交通規制を行う。

第5節 集中豪雨等への対応

1 気象情報の早期収集

(1) 気象庁防災機関向け専用電話(ホットライン)

ア 気象庁東京管区气象台では、大雨時等において都及び区市町村における避難勧告の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの電話回線(以下「ホットライン」という。)を設置し、運用している。

- イ 区は、大雨時等に避難勧告の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁予報部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。
- ウ 気象庁東京管区気象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、都及び区市町村に対し直接厳重な警戒を呼びかける。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を都及び区市町村に対し、直接実施する場合がある。
- エ ホットラインにより得られた情報や判断について、都が必要と認める場合には区市町村、関係機関等へ提供することとなっている。

2 風水害初動対応マニュアルによる活動

- (1) 都は、台風や集中豪雨等において、都総務局が取るべき情報収集態勢、各機関等との連携内容、都民への情報発信等を取りまとめた風水害初動対応マニュアルにより、初動態勢の迅速な確立を目指している。区は、このマニュアルを参考に初動態勢の強化を図る。
- (2) このマニュアルでは、風水害のおそれが生じた際の対応手順を整理している。具体的な内容は以下のとおりである。
 - ア 各種システムの立ち上げ
 - イ 関係機関からの気象情報や水位情報等の収集
 - ウ 区市町村や各関係機関との情報連絡対応
 - エ 警視庁や東京消防庁からの被災情報の収集
 - オ Twitter 等による都民への情報発信
 - カ 被害が生じた場合の体制構築 等

3 区市町村等との確実な情報の共有

- (1) 都は特別警報、警報、重要な注意報、災害原因に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある区市町村等に通報する。
- (2) 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときは、気象庁と都は共同して土砂災害警戒情報を作成、発表し、区等へ伝達する。
- (3) これらの具体的な伝達系統図は「第3編 第3部 第2章 第1節 1 気象情報」を参照。
- (4) 通報、伝達された情報は、区長の避難勧告等の判断及び区民の自主避難の参考になるものであるため、確実に区へ伝達されるとともに、都、区及び関係防災機関との間で情報共有されることが重要である。しかし、担当者不在時又は夜間など情報が発信される時間によっては、情報共有を迅速に図ることが困難なケースが想定される。平成25年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、都と区長等との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保した。
- (5) また、都は気象警報発表時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区に配信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。

4 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

(1) 情報の共有の必要性

中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時又はわずかな時間差で起こる可能性が高いため、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難勧告等に有用な情報を提供することとなっている。

区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報（避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図るものとする。

(2) 同一河川・圏域・流域の設定

新宿区における同一河川・圏域・流域は、下記の2流域である。

ア 神田川流域

イ 城南地区河川流域

(3) 情報の内容

ア 都は、同一河川・圏域・流域内の区市町村に対して、必要に応じて、次のような情報を提供する。

(ア) 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難勧告等

(イ) 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等

(ウ) 避難が必要な区域

(エ) 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況

(オ) その他

イ なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達系統による情報提供は、従来どおりである。

5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

(1) 気象庁は、必要に応じて、次のような情報を提供する。

ア 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

イ 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

ウ 竜巻注意情報

気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時に、東京地方又は伊豆諸島に対して竜巻注意情報を発表する。雷注意報が発表され

ている状況下において発表する情報で、有効期間は、発表から1時間である。

なお、平成26年度からは、竜巻の目撃情報を活用したより確度の高い竜巻注意情報の発表を新たに開始する。

エ 竜巻発生確度ナウキャスト

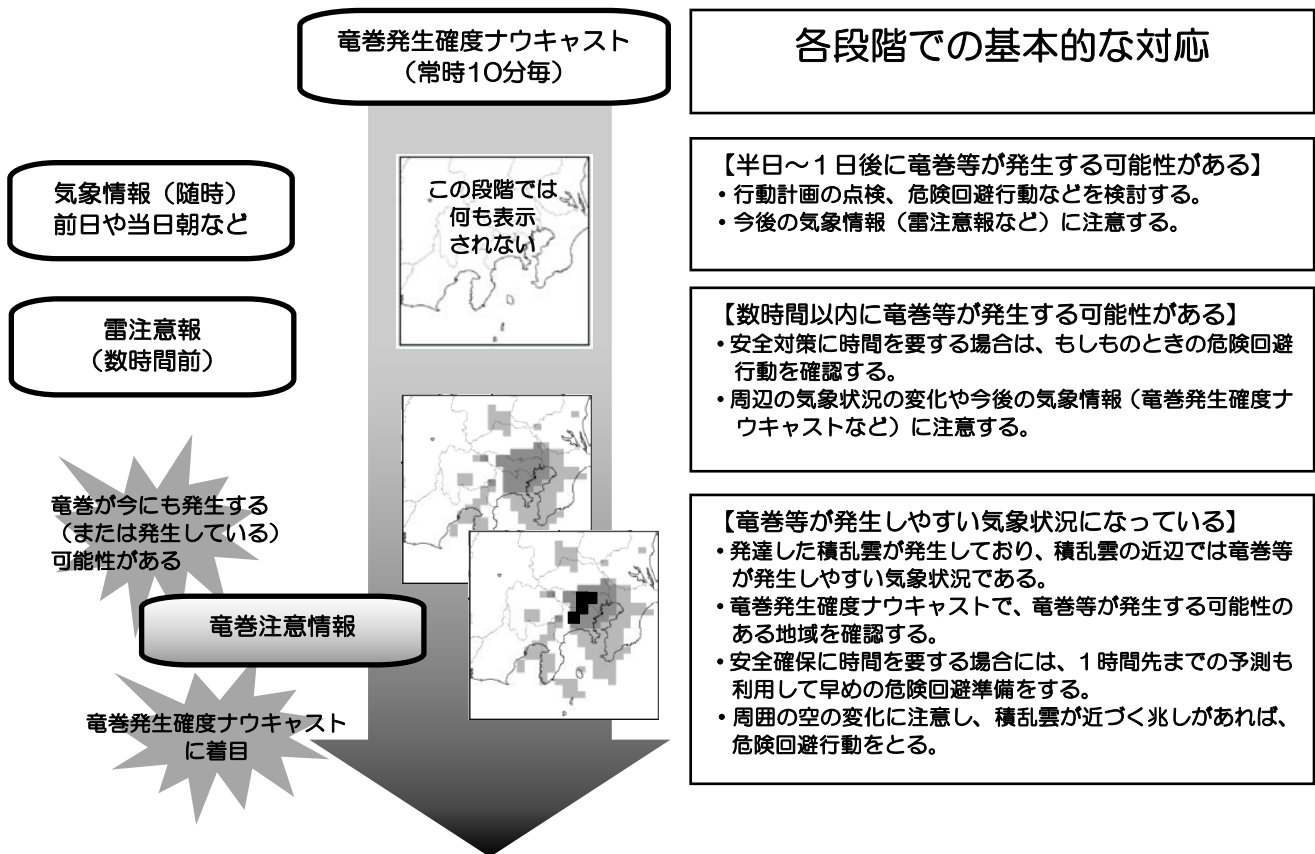
気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性がある地域を分布図(10km格子単位)で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表される。

(2) 都内において、竜巻等が発生した場合の情報及び情報伝達

ア 気象庁は、気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会(NHK)等報道機関へ伝達する。

イ 伝達は、発表者(都及び気象庁)から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。

<竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表(気象庁ホームページより)>



(3) 激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、竜巻に関する情報は比較的広い範囲(おおむね一つの県)を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲

の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

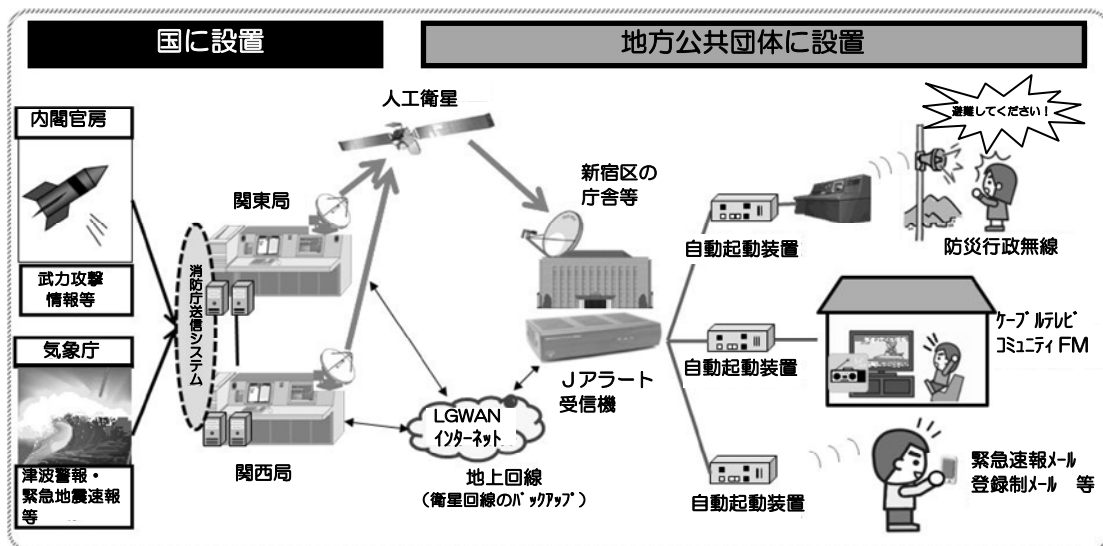
(4) 区は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。

(5) 区は、気象庁から全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」※という。）により送信されている竜巻注意情報について、区市町村の判断に応じ、防災行政無線等を起動する等の措置を行うものとする。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみににおいて、情報番号に対応する、予め録音された放送内容の自動放送を行う。

【 J-ALERT システムの構成図 】



(参照：総務省消防庁のホームページ「全国瞬時警報システム（J-ALERT）のJ-ALERT概要」より)

第2章 情報の収集・伝達

第1節 気象情報等及び通信連絡

気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合は、各水防関係機関は、的確な情報の把握に努めるとともに、相互の連絡、指示、通報又は伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、情報の目的、性質、伝達の系統、方法等について精通し、効果的な水防活動に努めるものとする。

1 気象情報

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報・警報は、次のとおりである。

(1) 種類と発表基準

新宿区について定められた基準に到達することが予想される場合に発表される。

気象情報発表基準値(新宿区)

種 類		発 表 基 準							
注 意 報	大雨注意報	風雨、大雨によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間雨量25mm以上</td> <td>138</td> </tr> </tbody> </table>			雨量基準	土壌雨量指数基準	1時間雨量25mm以上	138	
	雨量基準	土壌雨量指数基準							
1時間雨量25mm以上	138								
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>雨量基準</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間雨量25mm以上</td> <td>神田川流域:18以上</td> <td>1時間雨量20mm以上かつ 神田川流域:14以上</td> </tr> </tbody> </table>			雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	1時間雨量25mm以上	神田川流域:18以上	1時間雨量20mm以上かつ 神田川流域:14以上
雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準							
1時間雨量25mm以上	神田川流域:18以上	1時間雨量20mm以上かつ 神田川流域:14以上							
警 報	大雨警報	暴風雨、大雨等によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間雨量40mm以上</td> <td>173</td> </tr> </tbody> </table>			雨量基準	土壌雨量指数基準	1時間雨量40mm以上	173	
	雨量基準	土壌雨量指数基準							
1時間雨量40mm以上	173								
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>雨量基準</th> <th>複合基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間雨量40mm以上</td> <td>1時間雨量30mm以上かつ 神田川流域:14以上</td> </tr> </tbody> </table>			雨量基準	複合基準	1時間雨量40mm以上	1時間雨量30mm以上かつ 神田川流域:14以上		
雨量基準	複合基準								
1時間雨量40mm以上	1時間雨量30mm以上かつ 神田川流域:14以上								

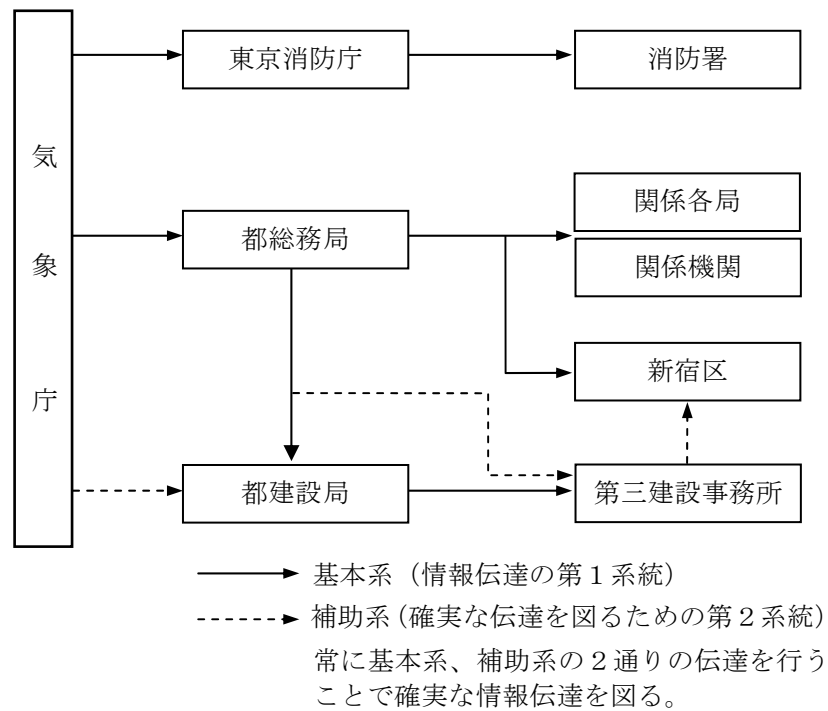
※ 大雨警報を継続中に、記録的な1時間雨量を観測又は解析したときは、記録的短時間大雨情報として速報される。その発表基準雨量は、東京地方100mmである。

<参考>

土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

(2) 気象情報伝達



(3) 災害予警報等の伝達

東京消防庁は、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、ただちに、消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。

都は、災害が差し迫った場合で、緊急性又は危険度が非常に高い場合においては、通常の通信連絡に加え、区長とのホットラインを活用する。

2 神田川洪水予報

気象庁の1時間先までの予測雨量をもとに、河川水位の変動を予測し、神田川が溢れるおそれがあるときに、気象庁と都は共同で、神田川洪水予報を発表する。

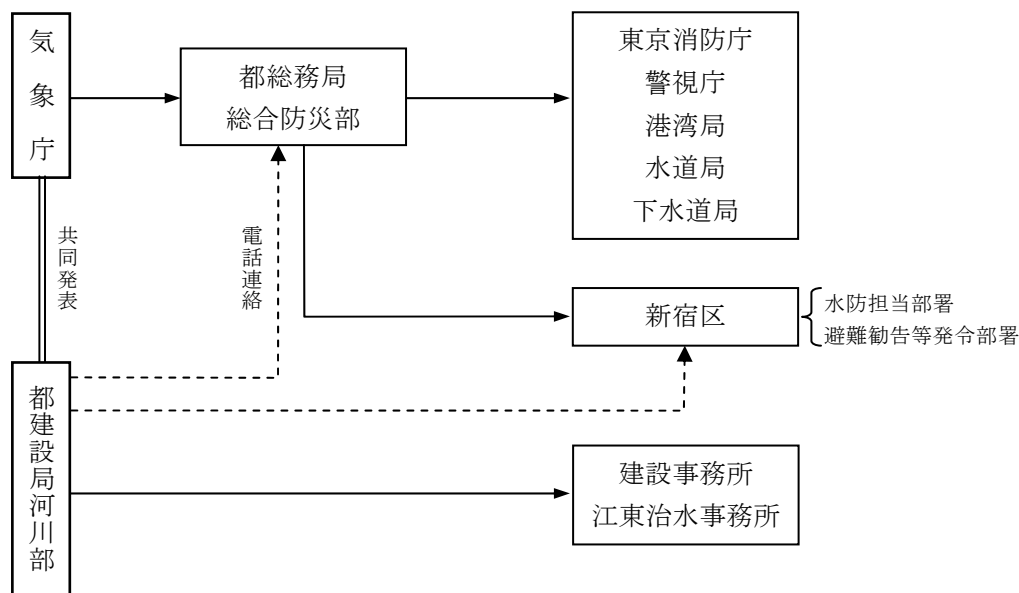
(1) 種類と発表基準

種類	基準地点	発表基準
神田川 氾濫警戒情報	番屋橋 和田見橋 南小滝橋 飯田橋	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内にはん濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

(2) 洪水予報河川発表基準水位

河川名及び区間	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位
神田川 左岸：三鷹市井の頭 三丁目322番地先から 隅田川合流点まで 右岸：三鷹市井の頭 三丁目322番地先から 隅田川合流点まで	番屋橋	杉並区和泉	—	—	34.10m	34.93m
	和田見橋	中野区弥生町	—	—	29.72m	30.59m
	南小滝橋	新宿区北新宿	—	—	17.96m	20.10m
	飯田橋	文京区後楽	—	—	3.67m	5.27m

(3) 洪水予報伝達



————> 基本系（情報伝達の第1系統）

- - - - -> 補助系（確実な伝達を図るための第2系統）

※洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて区民に伝達

※総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

3 土砂災害警戒情報

都は、次のとおり、土砂災害警戒情報の発表基準を作成し、気象庁と共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成20年2月1日に発表を開始した。

(1) 土砂災害警戒情報の目的

東京都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、区市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

区市町村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき、大雨警報に伴って、都が区市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを1つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表する情報である。

ア 発表対象地域を設定する際は、災害対策基本法に基づく避難勧告等の権限者である区市町村長を利用者として考える。

イ 住民の自主避難の判断等にも利用できるよう留意する。

ウ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨情報の伝達に準ずる。

エ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であることから、大雨警報発表後に発表する。

オ 区市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。

カ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測を利用する。

キ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、気象庁のデータに加えて都の持つきめ細やかな雨量情報を活用する。

ク 国土交通省、気象庁及び都は、区市町村をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警報の目的及び内容等について、連携して広報活動に努める。

ケ 今後、新たにデータや知見が得られた時は、土砂災害警報情報の発表の判断に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

(3) 情報の特徴および利用にあたっての留意事項

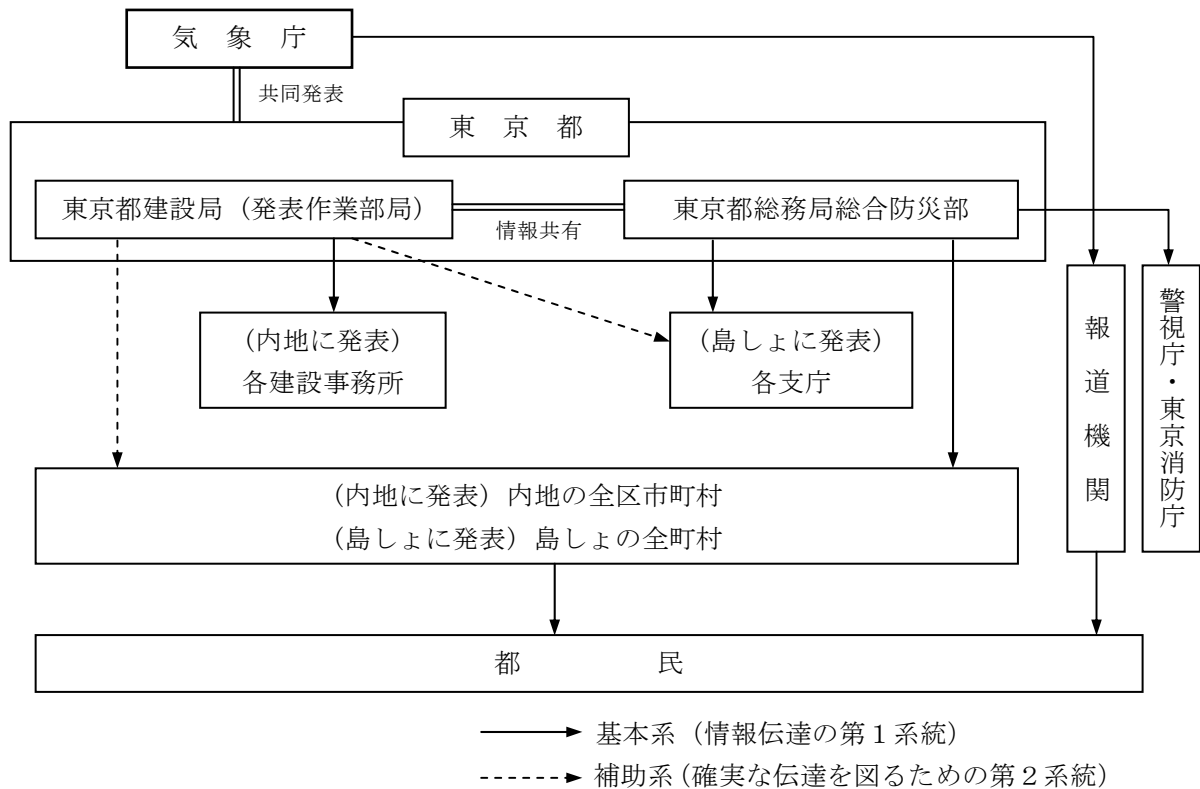
大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判断し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動率を反映したものではない。したがって、情報の利用にあたっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。そのため、

区市町村等が行う避難勧告等の発令に当たっては、情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断する必要がある。

(4) 情報の発表基準

都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて情報の発表を行う。

(5) 土砂災害警戒情報伝達



4 特別警報

気象庁は、大雨、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけてきた。この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、これに加え新たに特別警報を平成25年8月30日0時より発表することとなった。

特別警報が発表された場合、尋常でない大雨やそれに伴う洪水等が予想されており、重大な災害が起こる可能性が非常に高くなっているため、ただちに身を守るための行動を開始する必要がある。

(1) 種類と発表基準

種 類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧より大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

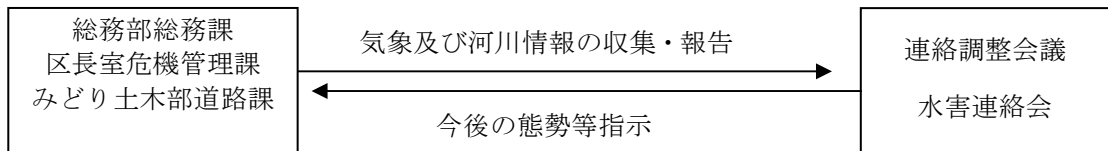
(2) 特別警報伝達

特別警報が発令された場合、直ちに区民に周知するため、区は、防災行政無線、新宿区公式ホームページ、新宿区防災気象情報メール、フェイスブック、ツイッター、エリアメール等による伝達体制を整備する。

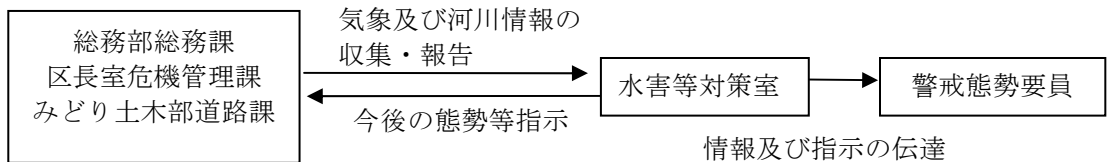
第2節 区の情報連絡系統

水害時の情報連絡態勢は、以下のとおりである。なお、その他の事項については、「第2編 震災対策計画 第1部 第6章 第6節」を準用する。

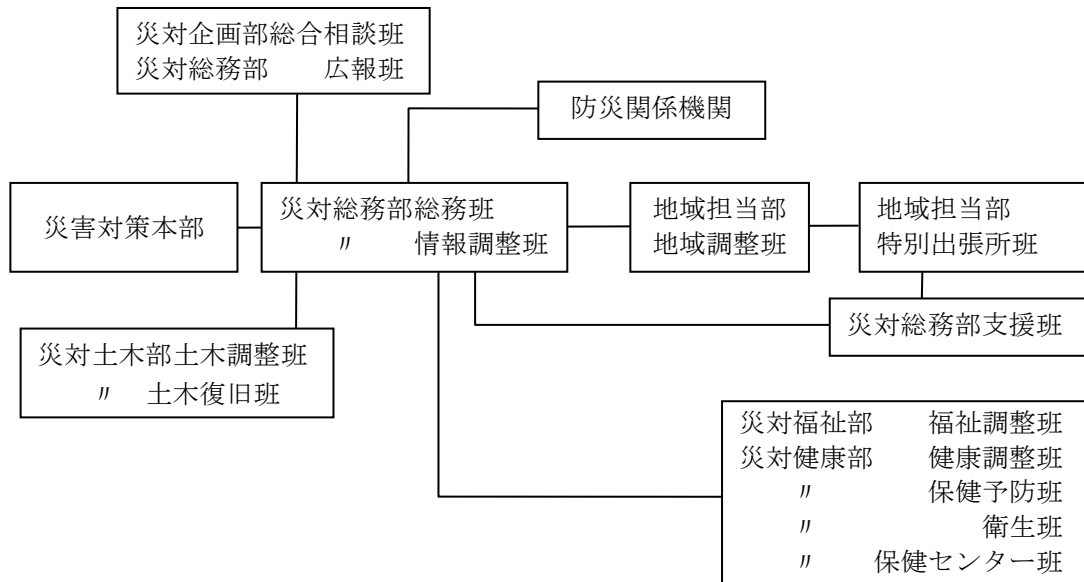
1 情報連絡態勢時の情報連絡系統



2 警戒態勢時の情報連絡系統



3 第一次及び第二次出動態勢時の情報連絡系統



4 各機関の報告体制

各消防署、消防団が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これをとりまとめ区に通報するとともに関係機関との相互の情報交換を図る。

また、主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、要救護情報及び医療活動情報、その他災害活動上必要ある事項とする。

第3節 通信施設の利用

1 通信施設の整備及び運用

区では、地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備している。また、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備を進めている。

2 電気通信設備の優先利用(電話、電報の優先利用)

通信事業者は、公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報の確保については、それぞれ「非常又は緊急通話」、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の通話、電報に優先して接続又は配達する。

3 非常無線通信の利用(電波法第52条第4号に定める非常通信)

各防災機関は、それぞれの有線通信系が被災により不通となった場合又は利用することが著しく困難な場合は、関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

4 総務省消防防災無線及び地域情報通信ネットワークの利用

他の自治体との相互応援協定に基づく応援依頼や災害対策活動を行う上で、通信が必要な場合は、区は、消防防災無線(総務省消防庁所管)又は衛星通信を利用して自治体間を結ぶ地域衛星通信ネットワーク等を利用して通信する。

5 防災相互通信用無線の利用

防災対策に係る行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信無線(※)を活用する。

※ 防災相互通信用無線は、消防・警察・海上保安庁などの間で災害現場で直接交信し情報交換・作業打ち合わせを行い、円滑に防災活動を行うための移動無線通信である。

6 全国瞬時警報システムの利用

区は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)(※)から送信された地震や津波警報等の情報を活用する。

※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)は、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。

7 災害用伝言ダイヤル等の利用促進

区は、災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」などの利用促進を図るよう区民に周知する。

第4節 被害状況等の調査及び報告

水害時の区内の被害状況及び被災者の実態について把握することは、各種応急対策の実施に不可欠である。

1 区の被害状況調査

区内の被害状況や被災者情報に関しては、次のような態勢で調査し、区本部に報告する。

なお、区本部における調査及び情報収集態勢その他については、「第2編 震災対策計画 第1部 第6章 第6節」を準用する。

(1) 浸水状況等の連絡(情報連絡及び警戒態勢時)

区長室危機管理課は、浸水状況の把握に努め、消防署等から浸水等の情報を得たときは、速やかに関係部課所に連絡する。

また、各部課所も現場において、浸水等の直接情報を得たときは、速やかに危機管理課に連絡する。

(2) 現況調査(第一次出動態勢時)

ア 被害がでていない場合

特別出張所班は、現地連絡所を原則として特別出張所に設置し、支援班は、浸水予想地域の巡回を行う。

イ 被害がでた場合

特別出張所班及び支援班は、浸水地域の分布状況把握のための現況調査・とりまとめを行う。

特別出張所班は、現況調査の結果、得られた情報を災害情報支援システムを通じて災対総務部情報調整班に報告する。

ただし、災害情報支援システムの通信障害等により、入力できない場合は、他の方法により報告する。

(3) 被害状況調査

浸水等による被害がでた場合、その状況に応じ、特別出張所班及び支援班は、水が引いた後、調査班を構成し、「被害世帯調査票」に基づき個別訪問による被害状況調査を行う。

特別出張所班は、「被災世帯調査票」をもとに「被災世帯調査総括表(被災者名簿)」及び「被災状況報告書」を作成し、災対総務部情報調整班へ報告する。

2 被害程度の認定

風水害による被害程度の認定については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 3 家屋・住家被害状況調査等」を準用して行う。

3 都災害対策本部への被害状況等の報告

被害状況等の都災対本部への報告については、「第2編 震災対策計画 第1部 第6章 第6節 2-3 被害状況等の調査及び報告」を準用して行う。

4 水防活動等に関する情報伝達及び報告

東京都水防計画(本冊5-1～5-4及び資料編9-1～9-13)に従う。

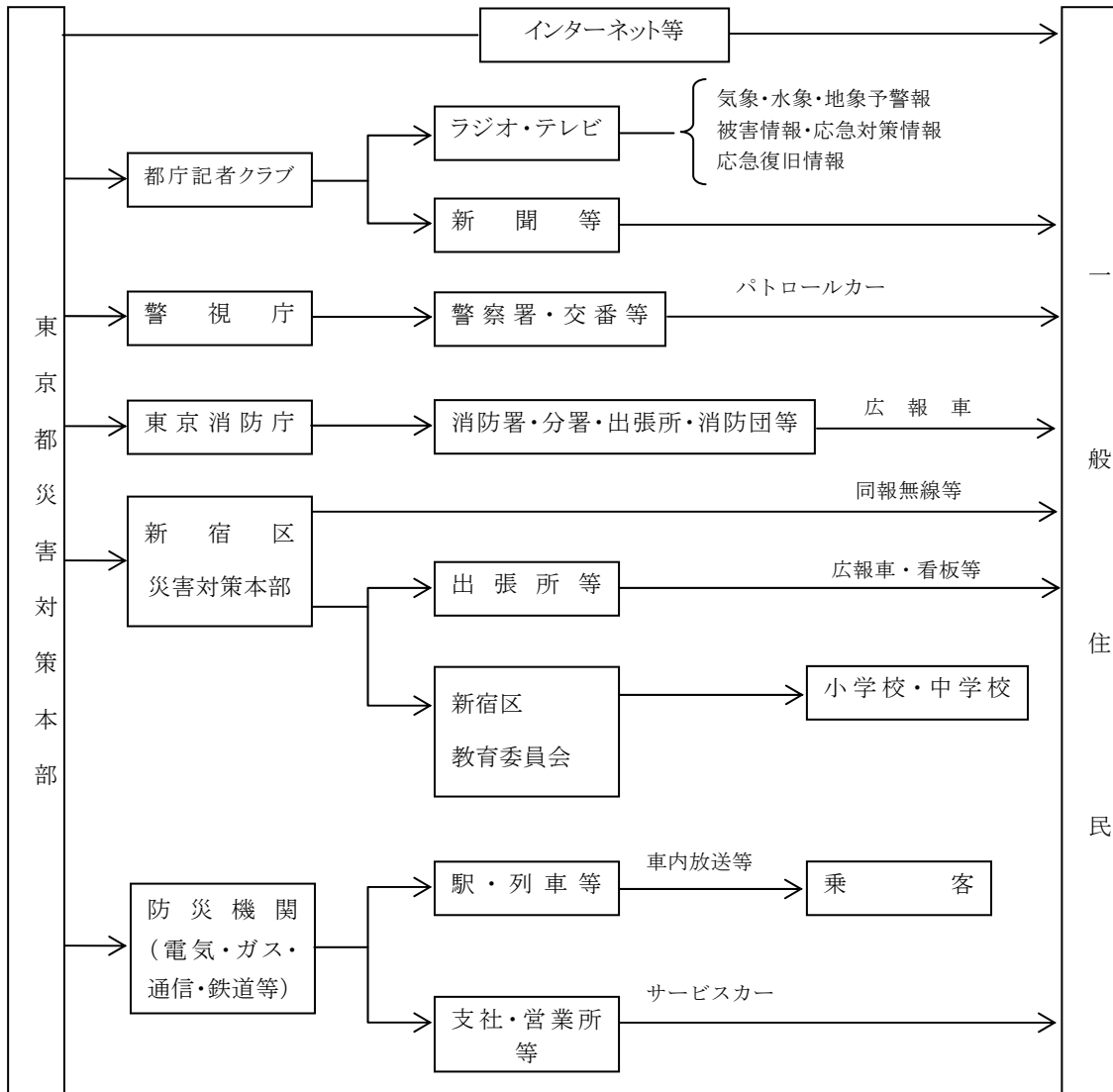
第5節 広報及び広聴活動

水害時には、区民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、混乱を防止し適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

機関名	内 容
消防署	1 広報活動 (1) 広報内容 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。 ア 気象及び水位の状況 イ 水災及び土砂災害に関する情報 ウ 被災者の安否情報 エ 水防活動状況 オ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ (2) 広報手段 ア テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 イ 消防車両の巡回 ウ ホームページ・SNS 等 エ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供 2 広聴活動 (1) 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 (2) 区民からの電子メールによる問合せを対応する。

区及びその他の機関については、「第2編 震災対策計画 第1部 第6章 第6節 3-2 防災関係機関の広報活動および3-3 広聴活動」を準用する。

【広報活動】



第3章 相互応援協力・派遣要請

区の区域に災害が発生した場合、区及び各防災関係機関は、あらかじめ定める所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、その災害の状況に応じて他の機関の協力を求め、災害対策の円滑な実施を期することが必要である。

防災関係機関、都、他区市町村、区民及び民間団体との相互協力体制等については、「第2編 震災対策計画 第1部 第5章 第5節 4 相互応援協力等 及び 第6節 3 相互応援協力」を準用する。

第4章 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、災害に対して飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。

災害救助法の適用については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 10 災害救助法の適用」を準用する。

第5章 水防機関の活動

第1節 区の水防活動

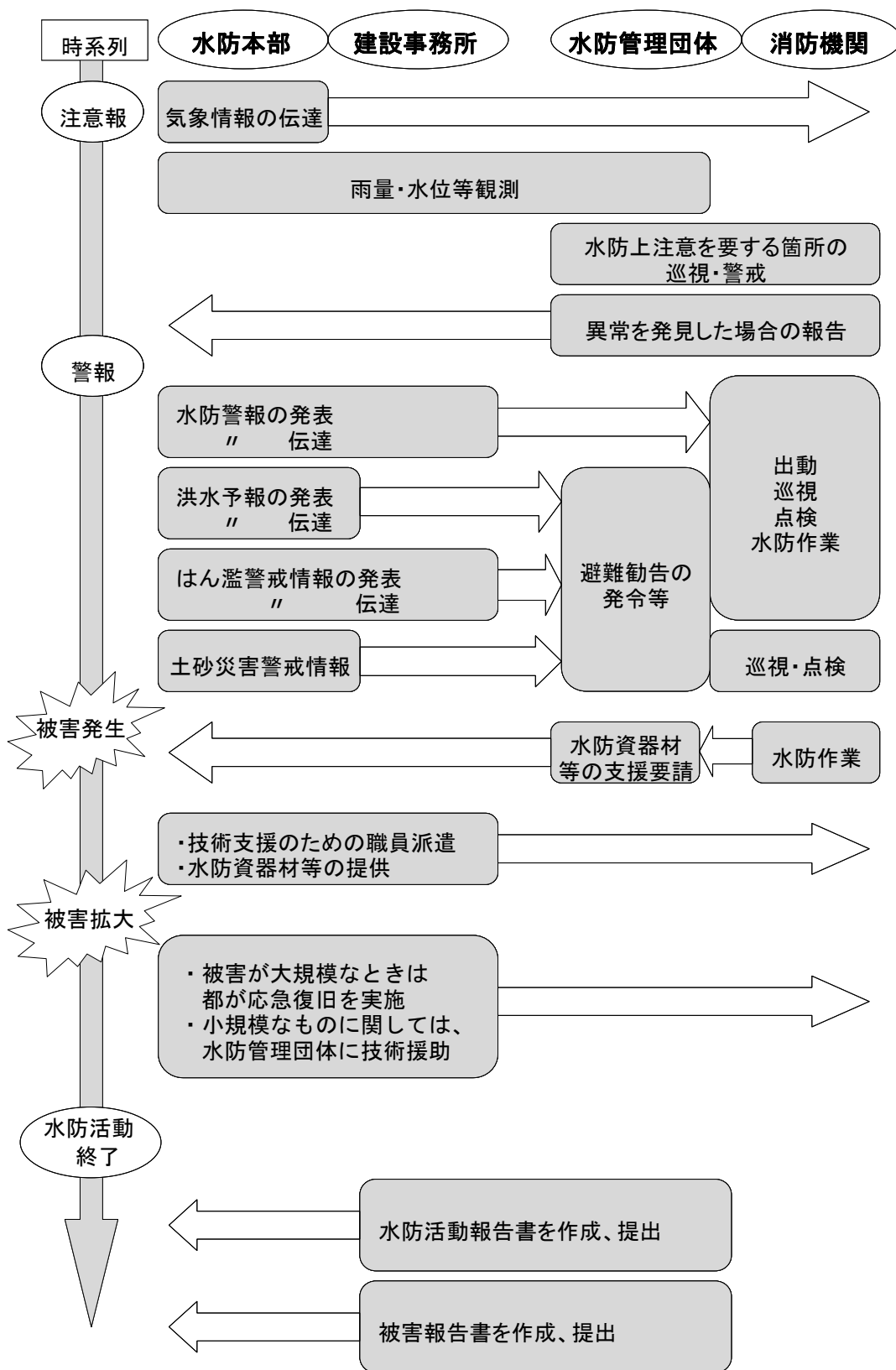
区は、水防管理団体(区長は、水防管理者)として、河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

また、気象状況等により水害のおそれのあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともにおおむね次の水防活動を行うものとする。

- (1) 気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置をとる。
- (2) 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (3) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- (4) 次の場合には、直ちに消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は、直ちに都建設局(都水防本部)及び都総務局に報告するものとする。
 - ア 水位が、はんらん注意水位に達し、危険のおそれがあるとき。
 - イ その他水防上必要と認めたとき。
- (5) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
- (6) 護岸その他の施設が決壊又はこれに準じる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知すること。決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (7) 浸水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく所轄警察署長に、その旨を通知しなければならない。
- (8) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。
- (9) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、区の所轄の下に行動をする。
- (10) 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し、自衛隊の派遣を要請することができる。

第2節 東京都建設局第三建設事務所の水防活動

第三建設事務所は、都建設局(水防本部)からの指示又は、所長が必要と認めたときは、直ちに事態に即応した対応をとるとともに、区を行う水防が十分に行われるように、以下の水防活動を行う。



第3節 消防機関の水防活動

消防機関は、浸水や内水はん濫等による水害が発生する危険があるとき及び水害が発生したときは、単独又は区その他の防災機関と連携し、次により水防活動を実施する。

- (1) 消防機関の長は水防管理者から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。
- (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防法（昭和24年法律第193号）第21条に基づき消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- (4) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちに関係者に通報するとともに、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。
- (5) 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- (6) 決壊の通報及びその後の措置として、事態が発生した場合は、ただちに関係機関へ通報し、相互に情報交換するとともにできる限りはん濫による被害が発生しないよう努める。

第4節 水防工法

水防工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、次の工法を単独又は併用して実施する。

1 積土のう	越水防止
2 月の輪	濁水からの堤体防護及び堤体損害時の応急措置
3 裏法積土のう	越水防止
4 薄銅板土留	越水防止
5 木流し	堤体崩落の拡大防止
6 築回し	堤体の強化
7 蓆張り	堤体崩落の拡大防止
8 折返し	きれつによる堤体弱化の防止
9 五徳縫い	堤体弱化の防止
10 川倉	堤体崩落の拡大防止及び水制
11 矢板締切り	堤体決壊箇所の応急措置
12 連結水のう	越水防止
13 ベニヤ板工法	人孔噴出防止
14 鋼板工法	人孔噴出防止
15 防水シート工法	地下入口等への浸水防止
16 マンホール等噴出防止工法	人孔噴出防止

第5節 水防設備及び備蓄資材

区は、その管内における水防施設及び資材を準備しておく。また、資材を確保するため、最寄りの資材業者を常時調査し、緊急の補給に備えておくものとする。

都は、区の行う水防作業に対し、効果的な援助が行えるよう資材の準備に努める。

区及び都第三建設事務所の水防用倉庫及び備蓄資材は、下記のとおり。

1 区

倉庫

名称 及び所在地	排水ポンプ (65mm) (台)	土のう (袋)	つる はし (丁)	掛矢 (本)	シヨベル (丁)	ロープ (m)	発電機 (台)	一輪 台車 (台)	シート (㎡)	鉄線 (kg)
東部工事事務所 市谷仲之町2-42	4	800	6	5	18	1,100	5	10	870	175
西部工事事務所 下落合2-1-1	3	300	2	2	8	100	5	4	58	50
柏木倉庫 北新宿4-36-5	0	3,000	10	10	30	2,300	0	7	1,108	275

水防用土砂採取所

採取場所	所在地	採取可能量
区立西戸山公園(3号地)	百人町4-1	60m ³

2 東京都建設局第三建設事務所

倉庫〔連絡先 工事第二課工務係(電話)3387-5137〕

倉庫名及び所在地	土のう 類 (袋)	土のう 留抗 (本)	軽量 鋼板 (枚)	シート (㎡)	鉄線 (kg)	杭 (本)	縄 (m)	シヨ ベル (丁)	つる はし (丁)
向陽橋 (杉並区永福3-1-1)	13,500	3,090	130	6,080	300	360	7,300	145	78
新道橋 (中野区沼袋 3-2-15)	9,800	2,990	30	4,870	300	360	5,800	145	78
計	23,300	6,080	160	10,950	600	720	13,100	290	156

倉庫名及び所在地	掛矢 (丁)	鋸 (丁)	鉋 (丁)	ペンチ (丁)	もっこ (枚)	一輪車 (台)	面積 (㎡)
向陽橋 (杉並区永福3-1-1)	14	15	7	4	10	4	46.2
新道橋 (中野区沼袋 3-2-15)	16	15	10	2	0	5	30.0
計	30	30	17	6	10	9	76.2

第6章 警備・交通規制

水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、さまざまな社会的混乱及び道路交通の混乱の発生が予測される。

このため、住民の生命の安全確保、各種犯罪の予防・取り締まり、交通秩序の維持等について万全を期することが必要である。

第1節 警備

1 警備態勢

風水害警備の態勢は、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階に分けて発令する。ただし、発令がない場合であっても警察署長において必要と認めるときは、気象状況、管内情勢等に応じて各段階の態勢をとる。

2 警備活動

水害発生時における警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 河川及びその他危険箇所の警戒
- (2) 災害地における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取り締まり
- (9) 行方不明者の調査
- (10) 遺体の調査等(検視)

第2節 道路交通規制

1 交通秩序の維持

被災地及びその周辺は交通の混乱を生じ、かつ危険箇所が多いので、速やかに危険箇所を表示し、局地的な通行禁止、一方通行、う回等適切な交通規制を行い、交通秩序の維持に努める。

2 交通の確保

交通の障害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋りょう等の応急補修並びに排水等の応急対策については、関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。

第7章 避難

水害時には、浸水やがけ崩れ等の発生により、住民の避難を要する地域が発生することが予想されるため、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策を講じる必要がある。

第1節 避難体制の整備、勧告、指示

1 避難体制の強化

- (1) 区は、避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じる。措置内容はおおむね次のとおりとする。
 - ア 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - イ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
 - ウ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - エ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- (2) 地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- (3) 避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- (4) 効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。
- (5) 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。
- (6) 区は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
- (7) 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。
- (8) 警視庁は、災害が発生するおそれがある場合には、区に協力し早期に避難の指示、指導を行い、要配慮者（高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等）に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

2 避難準備、勧告又は指示など

(1) 一般基準

避難、立ち退きの勧告及び指示などの基準は、原則として次のような場合に発する。

- ア 河川がはん濫注意水位あるいは避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- イ 避難の必要が予想される各種気象警報や土砂災害警戒情報が発せられたとき。
- ウ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき。
- エ 地すべり、山崩れ及び土石流等により著しい危険が切迫しているとき。
- オ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき。
- カ その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。

※ 基準については、内閣府策定の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の内容を踏まえ、今後必要な措置を検討する。

(2) 発令及び伝達、通報

- ア 区長は、区域内において危険が切迫した場合には、地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難準備、勧告又は指示するとともに、速やかに都本部に報告する。
- イ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。
- ウ 内閣府が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき要配慮者に対する避難準備情報を発令する。
- エ 警察官は、急を要する場合において、区長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は区長から要求があった場合、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、警察官は、直ちに区長に通報する。

【避難勧告等一覧】

措置		根拠	役割	立ち退き避難が必要な住民に求める行動
避難準備情報		地域防災計画等	区長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ (災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。
避難勧告	避難のための立ち退きの勧告	災害対策基本法第60条第1項	区長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち退き避難する。
避難指示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難のための立ち退きの指示 ・ 屋内での待避等の安全確保措置の指示 	災害対策基本法第60条第1項及び第3項	区長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ・ 土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。
	(区長が指示できない、若しくは求めるとき)	災害対策基本法第61条第1項	警察官及び海上保安官	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難のための立ち退きの指示 ・ 屋内での待避等の安全確保措置の指示 			
	避難のための立ち退きの指示	水防法第29条	水防管理者※	
		水防法第29条 地すべり等防止法第25条	知事及びその命を受けた職員	

※水防法第29条に基づき、水防管理者として洪水津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
(内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より)

(3) 屋内での避難等の安全確保措置

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった(第60条第1項及び第3項)。

これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動(垂直避難)したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。

(4) 避難勧告等に係る助言

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は、避難勧告等に当たって国(指定行政機関の長・指定地方行政機関の長)又は都知事に対して助言を求めることができるようになり、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された(第61条の2)。

(5) 平常時から地域又は町会(自治会)単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

第2節 避難誘導

浸水やがけ崩れ等のおそれがあり、生命に危険が及ぶと認められ、避難勧告・指示等が発せられた場合、区は、警察署及び消防署の協力を得て、次により避難者を避難所に誘導する。

1 避難誘導

機関名	内容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の準備、勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。 2 避難の準備、勧告又は指示が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会(自治会)、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、防災区民組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。 3 避難所等の運用は、原則として避難所等所在の区が行う。 4 高齢者や障害者等の要配慮者を、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察署は誘導経路を事前に調査検討して、その安全を確認しておき、誘導する場合には危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置するなど事故防止に努める。また、夜間の場合には、照明器具を活用し、浸水場所等には、必要によりロープ等の資材を配置し、安全を期するものとする。 2 地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難所等に避難させる。この場合、要配慮者は優先して避難させる。 3 避難所等では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難所等の秩序維持に努める。
消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の規模、気象状況、災害拡大の経路、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報等避難に関する必要な情報を区や関係機関に通報するとともに避難経路の安全確保に努める。 2 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難勧告又は指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

2 安全な避難方法の確保

- (1) 区は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- (2) 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。

第3節 避難所の設置

洪水やがけ崩れ等が発生し又は発生するおそれがあり、当該地域住民を避難させる必要があると認めるとき、区長は警察署長及び消防署長と協議して、避難勧告・指示等を発令するとともに、河川の状況、水防上注意を要する箇所、浸水想定区域等を勘案し、避難所を開設する。

避難した避難者等のうち、住居等を失い、引き続き宿舎や給食等の救援を要する者については、避難所に収容保護する。

消防署は、避難所における消防設備等の維持管理状況等を確認するとともに、防火対策の策定等による避難所運営を支援する。

1 避難所の開設場所等

- (1) 避難所は、原則として地域センター及び区立小・中学校等（一部の学校を除く）の区施設とする。
- (2) 区長は、避難所を開設する必要があると認めたときは、災対福祉部に対して開設を指示する。
- (3) 区長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局、警察署及び消防署等関係機関に連絡する。

第4節 避難所の管理運営

風水害時における避難所の管理運営及び他地区等への移送については、「第2編 震災対策計画 第1部 第9章 第6節 6-5 避難所の管理運営方法 及び 6-6 避難者の他地区への移送」を準用する。

第5節 要配慮者の安全確保

風水害時における要配慮者の安全確保については、「第2編 震災対策計画 第1部 第9章 第5節 4 要配慮者等の安全確保」及び「第3編 風水害対策計画 第2部 第4章 第5節 要配慮者の安全確保」を準用する。

第6節 広域避難

平成25年11月4日に発生した台風第30号は、その後発達を続け、中心気圧895hPa、最大瞬間風速90m/sにまで達し、その進路上に位置するフィリピンに甚大な被害をもたらした。日本では、昭和9年（1934年）9月21日に上陸した室戸台風（上陸時中心気圧911hPa）、昭和34年（1959年）9月26日に上陸した伊勢湾台風（上陸時中心気圧929hPa）など、勢力の強い台風の上陸による大規模な被害の記録があるほか、昭和22年（1947年）9月のカスリーン台風では、上陸しないにもかかわらず、停滞した前線が台風によって刺激され、記録的な雨量によって利根川が決壊するなどの被害が出た。このように大規模な台風の上陸、若しくは台風接近に伴う前線の刺激による豪雨の危険性は、今後も十分に想定される。

そのため、国、区市町村や学識経験者を交えて、都は平成25年7月に広域避難検討会議を設置し、想定を超えるような大規模水害の発生が予想される場合における住民の円滑な避難を検証するためのシミュレーションや、具体的な避難対策の検討を行ってきた。本節では、こうした検討結果を踏まえ、住民の生命を最優先に守る取組の一つとして、自治体の枠を越えた広域的な避難について記載する。なお、国（内閣府）は、首都圏大規模水害対策大綱に基づき、平成25年11月に首都圏大規模水害対策協議会を立ち上げ、荒川及び利根川の洪水氾濫等の首都圏に影響を及ぼす大規模水害に

対する広域避難対策の検討を開始したところである。今後、本協議会での検討結果を踏まえ、必要に応じて適宜広域避難対策の見直しを図っていく。

1 広域避難体制の整備

- (1) 大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- (2) 区は住民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識づけに努める。
- (3) 広域避難に係る避難勧告・指示等の発令タイミングについては、本章第1節にて区で作成することとしている避難勧告等の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について、国や都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。
- (4) 区市町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。
- (5) 広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先的な避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により区長に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」を活用するなどし、避難対策を強化する。

2 大規模水害時に使用可能な避難所の確保

- (1) 住民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、低地帯又は堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の把握を進める。
- (2) 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や自区域内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、自区域外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。
- (3) 河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講じる。

3 避難誘導

- (1) 区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、当該区域内で区民を避難させることが困難なときは、都本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。なお、区長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告する。
- (2) 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、区長は必要に応じて、当該区域内の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、区民へ避難に関する情報の発信を行う。
- (3) 区長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難準備情報の発表若しくは避難勧告又は指示の発令を行う。
- (4) 避難の実施方法としては以下のとおり。なお、国の首都圏大規模水害対策協議会の検討状況等も踏まえ、具体的な実施手順等については今後検討していく。

- ア 要配慮者や低地等に居住する住民については優先的に避難させる。
 - イ 風水害時に使用可能な自区域内の避難所へ避難させる。
 - ウ 風水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難所へ避難させる。
 - エ 他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。
 - オ 必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。
- (5) 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民については、地域ごとに設けた拠点へ一時的に集合し、そこから都が調達したバス等で避難先へ向かう。
- (6) 東京消防庁は、避難の勧告又は指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。また、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難勧告又は指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

4 避難所の開設・運営

- (1) 受入側区市町村は、都福祉保健局からの要請に基づき避難所を開設する。
- (2) 避難所の運営は原則として受入側区市町村が行い、要請側区市町村は積極的にその運営に協力する。
- (3) その他区市町村は、『東京都地域防災計画 風水害編 第6章 第4節の「避難所の指定、開設・管理運営」』で区が行う業務として掲げた対策を講じる。

第8章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

風水害時における飲料水・食料・生活必需品等の供給については、「第2編 震災対策計画 第1部 第10章 第6節 1 飲料水・食料等の配給」を準用する。

第9章 救助・救急対策

水害時においては、救助・救急事象の発生が予想されることから、関係機関との協力体制を確保し、迅速かつ的確な救助・救急活動の万全を期することが必要である。

第1節 救助・救急体制

機関名	内 容
警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 出水によるでき水者、家屋の倒壊、がけ崩れ等による埋没者その他負傷者の救出・救護に重点をおいて救助活動を行う。 2 負傷者は、速やかに救護施設や医療施設に収容する。 3 漂流者を発見したときには、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。 4 救出救助にあたっては、都や消防署等との関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出・救護の万全を期する。
消防署 (東京消防庁)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救急活動は、災害に対応した資器材を活用し、組織的な活動を行う。 2 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 3 救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。 4 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。傷病者の搬送を効率的に行うため、「広域災害・救急医療情報システム」等を活用し、医療情報収集体制を強化する。また、東京民間救急コールセンター登録事業者協議会、タクシー事業者（サポート Cab）等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。 5 被災直後（初動期）の救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京 DMAT チームと連携して行う。

第10章 医療・救援・救護

災害時において被害を最小限に抑え、被災者の生命及び安全を確保するとともに人心の安定を図るためには、迅速に医療・救援・救護活動を実施することが重要である。

第1節 医療救護対策

風水害時における被災者への医療救護対策及び活動については、「第2編 震災対策計画 第1部 第7章 第6節 1-2 医療救護」を準用する。

第2節 防疫・保健衛生対策

風水害時における防疫対策及び被災者の保健衛生対策及び活動については、「第2編 震災対策計画 第1部 第7章 第6節 1-5 保健衛生体制 及び 1-6 防疫」を準用する。

第3節 応急給水〔区・水道局〕

災害時の応急給水は、役割分担に基づき都水道局及び区が実施する。

災害時において飲料水の供給が停止又は汚染した場合、浄水場(所)・給水所等においては都水道局が応急給水資器材を設置し、区が住民へ応急給水を行う。応急給水槽においては、区が応急給水資器材の設置及び住民への応急給水を行う。

また、後方医療機関等から応急給水の要請があった場合、区関係部署は、都災害対策本部へ応急給水の要請を行い、都災害対策本部は水道局給水の依頼を水道局給水対策本部へ行い新宿営業所等が必要に応じて車両による応急給水を実施する。

第4節 その他の応急対策

上記以外の風水害時における被災者への応急対策及び活動については、「第2編 震災対策計画 第1部 第7章 第6節 1 救助・救急医療活動」を準用する。

第11章 緊急輸送

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであり、車両等を迅速かつ円滑に調達しなければならない。また、風水害時の緊急輸送については、通行路の確保に対する活動が必要となる。

風水害時における緊急輸送については、「第2編 震災対策計画 第1部 第10章 第6節 2 緊急輸送」を準用する。

第12章 ごみ・し尿・がれき処理等

被災地での道路障害等により一時的に通常の体制によるごみ処理や、し尿の収集が困難となることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の環境衛生に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧の障害ともなる。

風水害時におけるこれらの対策については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 6 トイレの確保及びし尿処理、7 ごみ処理、8 がれき処理」を準用する。

第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い

風水害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容、検死・身元確認、火葬等の対策については、「第2編 震災対策計画 第1部 第7章 第6節 2 行方不明者の捜索・遺体の取扱い」を準用する。

第14章 応急住宅対策

第1節 被災宅地の危険度判定

風水害時における被災宅地の危険度判定については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 2 被災宅地の応急危険度判定」を準用する。

第2節 家屋・住家被害状況調査等

風水害時における家屋・住家被害状況調査等については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 3 家屋・住家被害状況調査等」を準用する。

第3節 被災住宅の応急修理

風水害時における被災住宅の応急修理については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第7節 1-1 被災住宅の応急修理」を準用する。

第4節 応急仮設住宅の供給

風水害時における応急仮設住宅の供給については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第7節 1-2 応急仮設住宅」を準用する。

第15章 応急教育・応急保育

第1節 応急教育・応急保育

風水害時における応急教育や応急保育の実施については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 9 応急教育・応急保育」を準用する。

第2節 学用品等の支給

区教育委員会事務局学校運営課は、被害状況調査等の情報を災対総務部情報調整班より受け、被災世帯の学童・児童に対し学用品等の支給を速やかに行う。

上記以外の風水害時におけるこれらの対策については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 9-2 教材、学用品の調達及び支給」を準用する。

第16章 義援金品の取扱い

風水害時における義援金品の受付・募集と管理・配分については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第7節 2-2 義援金の募集・受付・配分」を準用する。

第17章 都市施設の応急・復旧対策

道路、鉄道などの交通施設や電気、ガス、水道、通信などの生活関連施設が、風水害により損壊した場合、その後の救援救護活動等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

これらの都市施設が被災した場合は、速やかに応急措置を講じ、円滑な応急対策活動ができるよう努めなければならない。

第1節 交通施設の対策

1 道路及び橋りょう施設

道路及び橋りょう施設対策については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第6節 2-1 道路及び橋りょう」を準用する。ただし、雪害時には、迅速な道路啓開活動の実施など、除雪体制の充実を図る。

2 鉄道施設

機関名	応 急 ・ 復 旧 対 策 等			
都 交 通 局	1 運行基準			
		強 風	大 雨	濃霧・吹雪等
	地下鉄	風速が毎秒25m以上に達し、危険と認められる場合、出発を一時見合わせる。(但し、区内に地上区間の該当無し)	ずい道内浸水の場合状況に応じて運転を中止する。	視界不良の場合注意運転を行う。(但し、区内に地上区間の該当無し)
	都電	暴風雨雪又は、特に天候険悪の場合には、その警戒を厳にすることとし、運転に危険を生ずるおそれのあるとき又は、風速毎秒25m以上になると認めるときは、その状況を考慮して運転を一時中止する。	—	視界不良の場合注意運転を行う。
	都バス	橋りょう堤防上、がけ道及び曲がり道等の通行に注意し、徐行する。		視界不良の場合注意運転を行う。
	2 応急・復旧			
	台風、豪雨等により被害が発生した場合、被害の程度に応じて、被災現場等に事故対策本部及び事故復旧本部を設置し、旅客の安全確保及び輸送の早期回復に努める。			
	3 情報連絡体制			
		内 容		
	地下鉄	1 関係事業所は、規定の連絡系統により相互に連絡し、二次災害の防止応急対策の実施等協力して処置にあたる。 2 通信設備としては、運転指令電話、事業電話、列車無線電話、保安電話、沿線電話等があり、災害状況の把握、情報連絡、復旧作業で対応する。		
都電	1 営業所は、無線機を搭載した巡回自動車の出動を要請し、災害状況の把握及び連絡の保持に努める。 2 通信設備としては、電車無線、軌道内保安電話等があり、災害状況の把握、情報連絡及び復旧作業等に対応する。			

機関名	応 急 ・ 復 旧 対 策 等
都交通局 (つづき)	<p>4 浸水時等の対応 「第2部 水害予防計画 第3章 都市施設対策 第1節 交通施設の安全化 2 鉄道施設 (2) 鉄道施設の安全化対策」を参照のこと。</p> <p>5 復旧対策 (1) 復旧体制 ア 動員体制 規定の緊急時の動員体制により、災害の規模に応じた職員を動員し、場合によっては請負業者の応援を得て、復旧体制を整える。 イ 被害状況調査 応急対策の実施後、速やかに行い、被災の規模、程度について調査、確認し復旧計画に支障のないようその復旧体制を整える。</p> <p>(2) 復旧対策 ア 復旧は、排水、不良障害物除去、埋没、決壊等からくる二次災害の防止を最優先とし、早期に旅客の安全、列車運行の正常化を確保するため、機能、形態において被災前の状態に復することを第一の目標とする。 イ 被災施設の復旧については、工務事務所長、各保線管理所長、電気総合管理所長及び各電気管理所長は、早急に被災状況を確認し、都交通局長へ報告するとともに、比較的軽微な損傷については、各事業所の保存する応急資材をもって直ちに復旧に努める。損傷の大きい場合は、建設工務部又は車両電気部ごとに工事費を算出、資材を調達し、迅速に復旧に努める。</p>
JR東日本	<p>1 運行基準 降雨、降雪、強風等により災害の発生が予想される場合は、運転規制を行う必要がある区間の運転規制基準及び運転規制方法をあらかじめ定めて、運転中止の手配をとり、輸送の安全を確保する。</p> <p>2 活動体制 現地に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告、応援の要請、外部機関との連絡対応にあたる。</p> <p>3 情報連絡体制 通常の水害に対しては、鉄道電話、公衆電話、乗務員無線、携帯無線機等及び、情報通信機器の活用を図る。</p> <p>4 浸水時等の対応「第2部 水害予防計画 第3章 都市施設対策 第1節 交通施設の安全化 2 鉄道施設 (2) 鉄道施設の安全化対策」を参照のこと。</p> <p>5 復旧対策 路線及び電気施設の被害に対しては、輸送の重要度の高い線区から重点的に復旧作業を行うものとし、東京支社は、事故復旧作業計画に基づき、これに必要な次の対策を実施する。 (1) 社員の応急業務分担 (2) 応急工事用の労務の調達 (3) 応急工事用の機器の運用及び調達 (4) 応急工事用の機材の準備及び調達</p>

機関名	応急・復旧対策等
京 王	<p>1 運行基準 強風、豪雨及び豪雪等により、被害の発生が予想される場合は、運転を中止又は徐行とする。 (1) 駅長は、風速が毎秒25m以上と認めた場合は、運転を中止する。 (2) 激しい雷雨及び豪雪の場合は、一時運転を中止する。</p> <p>2 活動体制 台風等異常気象による災害に対しては、被害を最小限に防止し、輸送の安全を確保することを第一とし、災害対策本部を設置し、速やかに被害の復旧にあたる。</p> <p>3 情報連絡体制 現地との間で鉄道電話による有線連絡をとるほか、各短波無線基地局と移動局間で無線による通信を行うため、移動局無線車を災害現場に急派し、災害状況を把握し、連絡指示を行う。 また、異常時に備え、沿線300m間隔に沿線電話機を設置して、迅速な情報連絡を図っている。</p> <p>4 浸水時等の対応 被害の予想される地点には、必要に応じて排水ポンプ、水位警報装置等安全装置を施すとともに、状況に則して巡回員を派遣し、現状の把握につとめ、人的災害を防止する。 浸水防止対策は次による。 (1) 浸水防止の土のう配備 (2) 排水ポンプによる浸水箇所の排水 (3) 止水板による浸水の防止</p> <p>5 復旧対策 あらかじめ定められている事故連絡体制に従い、情報の授受を行うとともに、予想される被害に応じて従業員を動員して、速やかに対応する体制をとる。</p>
西 武	<p>1 運行基準 運転司令は、天候の状態に常に注意し、風雨が激しくなったときは、次のような指示を行う。 (1) 風速が毎秒20m以上になったと認められるか豪雨のおそれがあるときは、暴風雨警報を指令する。なお、風速が毎秒20m以上になったと認めるときは、毎時55km以下で注意運転するよう指令する。 (2) 風速が毎秒25m以上になったと認めるときは、毎時25km以下で注意運転するよう指令する。 (3) 風速が毎秒30m以上になったと認めるときは、列車運転の一時中止を指令する。</p> <p>2 活動体制 災害が発生した場合、その状況により本社に災害対策本部を、また、災害発生地には、現地復旧部を設置する。</p> <p>3 情報連絡体制 指令電話、鉄道電話、列車無線及びNTT加入電話により、必要な連絡を図る。</p> <p>4 復旧対策 運輸部、電気部、工務部及び車両部においては、それぞれの内規により、災害に即応可能な人員及び資材の手配を行う。</p>

機関名	応急・復旧対策等
小田急	<p>1 運行基準</p> <p>(1) 風速が毎秒25m以上になったと認めるときは、状況に応じ、一時運転を見合わせる。また、風速が毎秒30m以上になったと認めるときは、列車運転を一時中止する。</p> <p>(2) 豪雨等により路線その他の施設物に浸水したため、列車の運転が危険と認められた場合は、ただちにその区間に対する列車の運転を中止する。</p> <p>2 活動体制</p> <p>台風・豪雨等により災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、被害を最小限に防止し、輸送の安全確保及び早期復旧を図るため、事故対策本部を設置し、情報収集にあたりとともに適切な措置を講じる。</p> <p>3 情報連絡体制</p> <p>(1) 列車無線を利用し、災害情報、応急活動の連絡指示を行う。</p> <p>(2) 必要に応じ緊急無線車を災害地に急派し、通信連絡にあたる。</p> <p>(3) 通信線路線使用可能のときは、指令電話、鉄道電話及びN T T加入電話を活用する。また、必要に応じ鉄道携帯電話器を災害地に設置する。</p> <p>4 浸水時の対応</p> <p>(1) 浸水等の災害発生が予想される場合は、警備指定区域を重点にあらかじめ要員資機材を配備して警戒体制を厳重にする。</p> <p>(2) 浸水等により、路線、その他の施設に被害が生じ、列車の運行が危険であると認められた場合は、列車の運行を中止するとともに、状況に応じた措置をとる。</p> <p>(3) 旅客に対しては、事故の状況、復旧見込、振替、代替輸送等の案内を徹底する。</p> <p>5 復旧対策</p> <p>速やかに被害原因等の調査を行ったうえ、本復旧計画をたて、これに基づいて資材要員を確保し、状況に応じ、外部業者への応援要請を行う等適切に対処して早期復旧に努める。</p>
東京地下鉄	<p>1 運行基準</p> <p>(1) 地上区間において、風速が毎秒25m以上(東西線は、毎秒20m以上)になったときには、列車の運転を休止する。なお、濃霧又は吹雪に遭遇した場合で、進路の見通しが距離50m以下となったときは、列車の運転を休止する。(但し、区内で地上区間に該当する区間無し)</p> <p>(2) 出水又は、浸水等によりレールが冠水したときは、列車の運転を休止する。</p> <p>2 活動体制</p> <p>本社に対策本部を、現地に現地対策本部を設置し、人命救助及び避難誘導、二次災害及び付帯事故の防止、被害者への対応等を重点として行動する。</p> <p>3 情報連絡体制</p> <p>(1) 気象庁、都その他関係機関と密接な連絡をとり、情報収集伝達を行う。</p> <p>(2) 通信連絡は、列車無線装置、指令電話、鉄道電話及びN T T加入電話等を活用する。</p> <p>4 浸水時の対応</p> <p>(1) トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。</p> <p>(2) 駅構内放送、車内放送、掲示板その他の方法により適切に広報活動を行う。</p> <p>5 復旧対策</p> <p>被害状況、工事の難易度及び運転開始による効果の大きさを勘案し、復旧工事の計画を策定する。</p>

第2節 生活関連施設の対策

生活関連施設の対策は「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第6節 3 生活関連施設の応急対策」を準用する。

第18章 激甚災害の指定

風水害時における激甚災害の基準及び指定手続き等については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 11 激甚災害の指定」を準用する。

第4部 水害復旧計画

第1章 民生安定のための緊急計画

「第2編 震災対策計画 第2部」を準用する。

第2章 り災証明の発行

「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 4 り災証明書の発行」を準用する。

※ ただし、風水害の際のり災証明発行所管については、以下のとおりとなる。

災害対策本部が設置されている場合は、地域担当部の特別出張所班と地域調整班が発行し、設置されていない場合は、各特別出張所と地域文化部地域調整課が発行する。

第4編 大規模事故等対策計画

第1部 計画の前提条件

第1章 計画の前提

災害対策基本法では、自然災害の他に大規模な火災もしくは爆発その他の大規模な事故による被害についても災害として定義している。

21世紀を迎え、ますます激しく変化する社会状況は、都市における市街地の高度・重層利用、交通体系の高度・複雑化及び危険物施設の増大などをもたらし、当区をとりまく防災上の問題の多様化を招いている。

区内においては、建築物の不燃化の進展により延焼火災の危険性は徐々に減りつつあるものの、まだ広範囲の木造密集地域が存在する。また、高層ビルや大規模な地下街では、万一出火した場合の危険性は極めて高い。さらに、交通・ライフライン関連施設や区内各所に点在する危険物施設などは、万一事故が発生した場合には多大な被害を与える危険性をはらんでいる。

一方、平成13年9月1日に発生した歌舞伎町の雑居ビル火災のような繁華街での出火も懸念されており、さらに、米国での同時多発テロのような事件も、政治・経済の中核が多数存在し、膨大な昼間人口を擁する新宿区にとっては、決して無関係ではない。国は、テロ事件による災害に対しても、災害対策基本法の適用を排除しないとする方針を明らかにしている。

区及び各防災機関は、これらの社会状況の変化及び近年の大規模事故等の現状を前提として対策を定めることが必要である。

第2部 大規模事故等予防計画

第1章 火災の予防

1 防火思想の普及の徹底

(1) 区民に対する防災指導

- ア パンフレット、ポスター、ホームページ等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。
- イ 出火防止、初期消火及び応急救護要領について教育、訓練を実施し、区民の防火意識と防災行動力の向上を図る。
- ウ 都民防災教育センターを活用し、区民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の防火管理及び防災管理指導

- ア 防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図る。
- イ 統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防災管理者、防火管理技能者、火元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して、自衛消防に係る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

2 火災予防査察

消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備、及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

3 市街地等の不燃化

建築物の新築又は増改築等に係る消防同意事務等において不燃化の指導を行う。

4 一般建築物等の防火対策

消防署は一般建築物等の防火対策を以下のとおり行う。

- (1) 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。
- (2) 建築物に対して、火災予防査察を実施する。
- (3) 小規模雑居ビルに対し、各地で発生した同種ビルの火災を受けて改正された消防法、建築基準法及び火災予防条例に基づき、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。

第2章 市街地の安全化

区には、高層ビル群や大規模な地下街・繁華街が存在し、また災害に対して多くの危険性を内包する木造密集市街地も多く残っており、火気を多く使う繁華街等では出火危険度が高く、木造密集市街地では広範囲な延焼火災の危険性が高いと言える。

特に、区内に多く存在する繁華街の雑居ビルについては、様々な業態のテナントが混在し、営業時間、経営態様、権利関係等も多様・複雑化しており、行政サイドだけではなく、ビル所有者でさえ実態を把握することが困難な場合がある。また、消防法をはじめとする各種の法規制が遵守されていない傾向性もある。このような雑居ビルで、火災・爆発等が発生すれば、人命に及ぶ大惨事が引き起こされる可能性が極めて高い。

平成13年9月1日に発生した歌舞伎町一丁目の雑居ビル火災においては、焼損面積は160㎡と少ないにもかかわらず、東京消防庁管内で戦後最大となった44名もの人命が奪われた。さらに平成13年10月29日に起こった歌舞伎町二丁目の火災では、2名が死亡している。

このような事故を未然に防止し、市街地の安全を確保するために、区・警察・消防は相互に連携し、ビル所有者・使用者に対して、消防法、建築基準法、食衛法、風適法、屋外広告物条例等の法規制の遵守を徹底させる。それとともに、区は、危険性の高い施設・場所に立ち入る際の留意点を広報誌やインターネット等を活用して広く一般に周知を図る。

なお、東京消防庁は歌舞伎町一丁目の雑居ビル火災を契機として、「小規模雑居ビルの火災安全対策検討委員会」を設置し、平成13年11月19日に提言をまとめた。この中では、現行制度の抜本の見直しを前提として、

- (1) 二方向避難施設の確保
- (2) 管理権原者の明確化
- (3) 事前連絡なしの査察の実施
- (4) 階段・通路等における放置・存置物の除去に関する消防吏員の命令措置権限の強化
- (5) 火災危険度の高い対象物の公示・表示等

を検討すべき対策としている。

区としても、この提言を踏まえ、自立と助け合いの精神に基づき、誰もが安心して暮らすことのできるまち、訪れる人にとっても心から愛着の持てるまち新宿を、区民、事業者及び区が一体となって創造していくため、平成15年6月に「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」を定めた。

第3章 高層建築物及び地下街の安全化

現在、区内には、地上100m以上の高層建築物が39棟（平成26年9月現在）ある。これらの高層建築物については、関係法令に基づき設計段階から安全確保に対する対策が求められ、指導されている。しかし、構造上の特殊性から火災などの事故発生時にパニックが起こったり、避難誘導や消防活動などが極めて困難であると予想される。

また、地下街も新宿駅周辺に4箇所（延床面積102,291㎡）あるが、その空間の閉鎖性により同様の事態が考えられる。

このことから、高層建築物及び地下街についての安全化（防火）対策が必要となる。

機関名	防火対策等
警察署	「第2編 震災対策計画 第1部 第3章 第5節 1-10 高層建築物及び地下街等の安全化」の定めるところによる。
消防署	<p>1 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防火対策の強化を図るとともに、内装並びに収容物の不燃化を徹底し、出火防止・延焼拡大防止を図る。</p> <p>2 高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、消防活動の困難性が予想されることから、屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行う。</p> <p>3 高層建築物及び地下街の特性に応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・設備の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理及び防火管理業務の執行体制の充実強化を図る。</p> <p>4 大規模事故発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の活動が効果的に行われるよう自衛消防隊の育成を図るとともに、ビル防災センターの機能の充実、さらに、ガスの漏洩による事故を防止するため、関係施設・設備の点検、整備及び初動措置について必要な指導をする。</p>
東京ガス	<p>1 高層ビル 東京消防庁の指導指針に基づき、グレードの高い安全システムを設置している他、ガス配管、ガス栓、接続具、機器のすべてに耐震性のある設計と固定を施している。 また、震度5程度以上の地震が発生した場合には、各テナント・住戸に設置されたマイコンメーターがガスをストップする他、被害が予想される場合は、遠隔操作で緊急遮断弁を止め、住棟全体へのガス供給を停止する。</p> <p>2 地下街 消防法及びガス事業法によって保安対策が強化されており、以下の3つのシステムを組み合わせた総合ガス安全システムを確立している。 (1) ガス漏れを起こさない強固な接続具 (2) ガス漏れをすばやく発見する都市ガス警報システム (3) 緊急時にガスを瞬時にストップする緊急ガス遮断システム さらに、都市ガス警報システムと緊急ガス遮断システムは、防災センターと信号線で結ばれ、ビル全体で集中的に監視されている。 また、特定地下街には、非常時の迅速な連絡を図るため、専用電話回線を設置している。</p>

第4章 危険物施設等の安全化

石油類、LPガス・塩素等の高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質等は、燃料、冷凍、医療、教育及び研究の分野に幅広く利用されている。これらの取扱施設等については、それぞれの関係法令により取締まり、指導が行われている。危険物施設等の安全化については、「第2編 震災対策計画 第1部 第3章 第5節 2 危険物等の安全化」を準用するほか、次による。

1 危険物施設等の安全化

機関名	保安対策
消防署	1 通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、回収指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 2 危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因を究明し、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 3 消防署は、次の事項について積極的に指導する。 (1) 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資機材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること (2) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たって十分な用地を確保させること。

2 規制及び立入検査

対象施設	内容
石油類施設	1 消防署は、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等をはかるため、自主保安管理等に係る指導を推進する。 2 火災予防査察を行う。
高圧ガス施設 火薬類施設 毒・劇物施設 放射線等 使用施設 都市ガス施設	1 火災予防査察を行う。

3 危険物等の輸送の安全化

石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両に等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送、貨車による鉄道輸送等により行われている。

消防署は、タンクローリーについて、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、立入検査を行う。

4 応急対策資器材の整備

消防署は、応急対策資器材として以下の整備を行っている。

- (1) 毒・劇物、放射線対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。
- (2) N B C災害対策として、各種防護服、測定機器を整備している。

第5章 都市施設の安全化

日本一の乗降客数を誇る新宿ターミナル駅には、各種路線が集中し、また、区内各所の鉄道駅施設を接点として鉄道路線が網の目のように区内全域に広がっている。これらの交通機関は、高速で多数の人々を反復して輸送するという性格上、万一事故が発生した場合には、多くの人の生命、身体に係わる事態の招来が予想される。また、道路施設についても同様のことが言える。

さらに区内各所で頻繁に見られる地下工事現場等においても事故が発生した場合、その中にいる人はもちろん、周辺への影響も大きく、多数の人命に係わる被害が発生するおそれがある。

これら都市施設の大規模事故を防止するため、以下に各機関の保安対策について示す。

第1節 鉄道施設

列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は、次の保安対策を行う。

機関名	保安対策等
都交通局	<p>鉄道輸送における安全の確保を図るため、多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災等の重大事故の発生を未然防止する。</p> <p>1 保安対策 信号保安装置、保安通信設備及び防災設備を整備して列車運転の安全化を図る。</p> <p>2 設備及び規定等の整備 保安装置その他の設備に対して、検査、保全等を行い、機能の保持に努めるとともに運転取扱いに関する規定等の整備を図り、安全の確保を図る。</p>
J R東日本	<p>大規模事故対策として、従来から車両及び地上設備の整備を進めてきたが、今後もこれら設備等の改良整備を推進し、人命の安全確保と輸送の確保を図る。</p>
京 王	<p>列車衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全と輸送の確保を図るため、踏切道の立体化を鋭意推進するほか、次の保安装置を設置し、事故の未然防止に努めている。</p> <p>1 列車運行管理システム(T T C) 全線の列車運行管理に必要な情報の収集と鉄道信号の制御を行い、列車運行を管理する。</p> <p>2 列車無線装置 無線連絡装置により、走行中の列車と運輸指令所が、相互に安全運行に必要な情報を連絡、収集する。また、列車には防護無線装置を設置し、当該列車の前後1km の範囲を走行中の列車に「停止」の緊急通報ができる体制をとっている。</p> <p>3 自動列車制御装置(A T C) 先行列車との間隔及び進路の条件に応じて信号現示により列車の速度を減速又は停止させる制御機能を有する装置をいう。</p> <p>4 踏切保安装置 全踏切道に、踏切警報装置機・自動遮断機を設置するとともに、見通し不良箇所や自動車等通行量の多い踏切には、踏切障害物検知装置を設置し、踏切事故防止を図っている。</p>

機関名	保安対策等
西武	<p>輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 踏切の立体化と整理統合及び踏切支障報知装置の設置 2 運行管理システムと自動列車停止装置、列車集中制御装置
小田急	<p>橋りょう、ずい道等建造物の改良整備を推進するほか、次の保安対策を講じて事故防止を図っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 踏切の立体化と整理統合及び踏切警報装置、障害物検知装置の設置 2 全列車に対する列車無線設備の設置 3 自動列車停止装置の設置 4 発煙信号装置、車内非常通報装置、非常ドア開扉装置、放送設備等の車両の非常用装置の設置
東京地下鉄	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動列車制御装置(ATC)、列車防護装置、脱線防止ガード等を整備している。 2 総合指令所には、運輸指令、電力指令、車両指令、施設指令、情報担当を配置し、それぞれの情報を共有して一元的な輸送管理を行っている。

第2節 トンネル(道路)、地下工事

1 トンネル(道路)

トンネル内での事故を防ぐため、以下の保安対策がなされている。

機関名	保安対策等
首都高	<p>トンネル内には、火災報知機や火災感知器等の通報、警報設備、消火設備、避難施設等の防火設備を設置しており、定期的に点検を行っている。</p>
国道事務所	<p>トンネル内には、火災検知器、消火設備、非常用電話、通報装置及び避難誘導標示等の防災設備を設置している。また、24時間体制でトンネル内を監視し、災害・事故等に備えている。なお、停電時に備え、自家発電設備を設けている。</p>

2 地下工事

区内各所で行われている地下工事現場で、万一、事故が発生した場合には、周辺への被害も多大なものとなることが予想される。このような大惨事を未然に防止するために各関係機関では、地下工事を実施する際の保安対策を以下のとおり実施している。

(1) 生活関連施設工事

機関名	保安対策等
都水道局	<p>1 安全管理態勢 工事所管事業所の工事担当課長を工事の安全管理に関する総括責任者とする。また、工事担当課長の指揮を受けて安全対策事業を担当する監督員を置く。</p> <p>2 夜間態勢 各事業所の夜間における職員の動員については、所定の「職員の非常配備態勢、非常参集に関する要領」により行う。</p> <p>3 工事現場態勢 工事受注者が毎日巡回点検する他、必要に応じ他の埋設物の管理者に立会、点検を要請する。また、舗装材料、土留材、支保工材等の応急資機材を常備する。</p> <p>4 大規模工事現場 掘削構内には、非常警報装置を設け、現場事務所には、消火器を配備するとともに地下埋設物の表示及び通路非常口等の標識類の点検を常時行う。また、工事現場、現場事務所相互の通報設備を設置する。</p>
都下水道局	<p>1 安全管理対策の確立 (1) 工事所管事業所で毎月1回、事故防災対策協議会を開催するとともに現場の安全パトロールを実施する。 (2) 工事の施行にあたっては、請負業者に施工計画書を提出させるとともに工法等について他の地下埋設物管理者と協議する。 (3) 仮設構造物、地下埋設物の保安点検のため、請負者に現場責任者を配置させる。 (4) 非常事態における緊急措置全般にわたる分担区分を確立し、動員計画を定める。</p> <p>2 安全対策(事故防止対策) (1) 工事の設計にあたり、道路使用及び地下埋設物の状況等について調査確認する。 (2) 工事の実施にあたっては、以下の事項を考慮の上、施工する。 ア 現場の諸条件の十分な調査及び現場に適した工法 イ 仮設構造物の調査点検及び補強(常時) ウ 地下埋設物の防護工についての各埋設物管理者との防護協定に基づく協議 エ 他の地下埋設物に接する部分の工事についての常時点検の実施並びに当該埋設物管理者の立会及び点検の依頼 オ 工事現場付近の他の工事施工者との連絡 カ 非常時通報体制の確立 キ 定期点検の実施 (3) 安全対策設備を設置する。 ア 必要箇所へのガス検知器、酸素濃度測定器、消火器及び保安ロープの設置 イ 露出埋設物への識別及び連絡先明示標識の設置 ウ 非常出口、火気厳禁場所及び防災用具設置場所明示の標識の設置 エ 応急措置に必要な資器材の常備 (4) その他 ア 入坑者の氏名標識 イ 工事従事者に対する各種安全講習会及び防災訓練等の実施</p>

機 関 名	保 安 対 策 等
東京電力	<p>1 安全管理対策の確立</p> <p>(1) 安全管理組織</p> <p>ア 各店所及び建設所に安全担当を設け、安全の確保及び事故防止に努めている。</p> <p>イ 大規模工事については、地中送変電並びに東京支店において監理員によりきめ細かな施工監理を行い、事故の防止を図っている。</p> <p>(2) 現場責任者の指定</p> <p>ア 適正円滑な工事の施工及び安全確保のため、責任者として担当管理職を当て工事毎に担当監理者を選任している。</p> <p>イ 請負会社に対しては、責任者として現場代理人を届けさせるとともに、災害の防止に関する事項を補佐する災害防止責任者を選定させる。</p> <p>(3) 工事の安全確保及び事故発生時の体制について万全を期している。</p> <p>2 安全対策(事故防止対策)</p> <p>事故防止に対する対策については、以下の事項を考慮のうえ工事の施工を実施する。</p> <p>(1) 各施工段階毎の安全対策の徹底</p> <p>(2) 東京ガスとの保安協定</p> <p>(3) 地下埋設物、重要施設物管理者との協議</p> <p>(4) 他工事との連絡・調整</p> <p>(5) 各種標識の設置</p> <p>(6) 工事現場の巡回・点検</p> <p>(7) 工事従事者に対する安全教育の徹底</p>
東京ガス	<p>1 保安管理体制</p> <p>(1) 導管を管理する事業所には、ガス事業法により保安総括者及び保安主任者を置く。</p> <p>(2) 工事については、監理者を定め、現場ごとに責任者を置き、導管に関する工事の実施にあたる。</p> <p>(3) 非常事態に際しては、直ちに緊急出動し保安措置にあたる。また、事故の程度等に応じ、特別組織を編成する。</p> <p>2 地下工事の保安対策</p> <p>(1) 工事の施工にあたっては、請負者に対し関係法規、許可条件、打ち合わせ事項等を遵守し、標識類、安全柵等の施設を準備するよう指示するとともに、管理・監督及び検査を行う。</p> <p>(2) 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打ち合わせ会議において、十分な打ち合わせを行い、現場でも相互に連絡を密にし、協議して工事にあたる。</p> <p>(3) 工事現場への標識類の設置、溶接及び既設管の切断に際する消火器の準備、ガス検知器の設置また従事員の送風マスクの携帯を行う。</p> <p>(4) 緊急時には、導管ネットワークセンター、ガスライト24、支店に連絡し、緊急車を出動させて沿道住民への広報活動を行う。</p> <p>(5) 導管工事の安全・適正化のため、請負者の工事の巡回・点検を行い、指示事項が遵守されていない場合は、中止又は改善措置をとる。</p>

機 関 名	保 安 対 策 等
N T T	1 安全管理体制 (1) 安全管理組織として電気通信設備工事安全指導委員会を設け、また、地下工事の安全管理については、各工事の担当監督が当たる。 (2) 現場責任者として請負業者の現場代理人を当てているほか、安全責任者を選定し、現場指導を行っている。 2 安全対策 事故対策として下記の安全策を実施している。 (1) ガス管防護に関する東京ガスとの協定の締結及び地下埋設管理者との協議等の防護対策 (2) 他施工工事との連絡協調体制 (3) 沿道住民等への非常警報装置の設置 (4) 消火器及びガス検知器等の防災用具また、各種標識の設置 (5) 工事現場の巡回、点検 ア 請負業者、監督員等の巡回 イ 電気通信設備工事安全指導委員会による巡回 ウ 事故防止月間の設定による点検、パトロール (6) 応急用資器材の確保 (7) 社員に対する安全教育

(2) 鉄道施設工事

機関名	保 安 対 策 等
都交通局	<p>1 安全管理体制</p> <p>(1) 現場代理人(受注者)に現場における工事の施工に関する指揮をさせる。</p> <p>(2) 非常時に備え、緊急連絡表を整備して現場作業所に表示する。</p> <p>2 安全対策(事故防止対策)</p> <p>工事の際には、以下の事故防止対策を実施している。</p> <p>(1) 受注者の施工 道路法、道路交通法、その他官公署等からの命令事項の遵守及び監督の実施</p> <p>(2) 地下埋設物 ア 安全確保のための取扱い、防護、復旧方法等に関する各管理者との協定又は承認書の取り交わし イ 工事の際の試掘による位置の確認及び各管理者の立ち会いの要請</p> <p>(3) 競合工事 道路調整会議、企業者間の打ち合わせ会議等の開催及び施工中の連絡調整</p> <p>(4) 緊急時の広報 緊急時は、緊急連絡網に従って、交通管理者、道路管理者、埋設物管理者等へ緊急連絡するとともに、現場内の作業員に早期に避難を呼びかけ、付近住民まで影響が懸念される場合は、速やかに避難場所まで誘導する。</p> <p>(5) 防災器具及び標識の設置 現場内には、工事に必要な標識の設置はもとより、酸素及びアセチレン等の危険器具類の管理、点検励行等を受注者に義務付けて指導する。</p> <p>(6) 工事現場への巡回、点検 定期的な工事現場の安全点検と巡回を実施して、常に緊張した安全の確保に努める。</p> <p>(7) 緊急時の要員及び応急資器材の確保 緊急時に必要な要員及び応急措置等に必要な資材等を現場近くに確保、準備させ緊急時に備える。</p>
J R 東日本	<p>1 安全管理体制の確保</p> <p>(1) 安全管理組織</p> <p>(2) 現場責任者の指定</p> <p>(3) 非常事態における緊急措置全般にわたる分担区分の確立、動員計画</p> <p>(4) その他</p> <p>2 安全対策(事故防止対策)</p> <p>安全対策として、以下の事故防止対策を実施している。</p> <p>(1) 各施工工事に係る安全対策、防護工法 ア 各埋設物管理者との協議、協定、施工承認(東京ガスとは、基本協定締結) イ 各埋設物管理者の現場立ち会い及び巡回の要請</p> <p>(2) 同時施工、受委託施工の協定</p> <p>(3) 区域外工事現場との常時連絡協調</p> <p>(4) 異常事態の迅速な通報 ア 現場作業員及び沿線住民へ異常事態を通報するための警報装置の設置 イ 工事現場への緊急通報用電話機の指定</p> <p>(5) 消火器等防災用具及び標識の設置</p> <p>(6) 工事現場への巡回、点検</p> <p>(7) 現場付近への応急資器材の確保</p> <p>(8) 工事従事者への安全教育</p>

機関名	保安対策等
東京地下鉄	1 安全管理体制の確保 (1) 現場代理人(請負業者)に現場における工事の施工に関する指揮をさせる。 (2) 事故・災害対策規定に基づき、異常時連絡体制を整備し各現場に徹底する。 2 安全対策(事故防止対策) (1) 工事施工管理 道路法・道路交通法その他官公署等からの指示事項の遵守及び監督の実施 (2) 地下埋設物 ア 安全確保のため各埋設物管理者との協定・施行承認の取り交わし イ 各埋設物管理者の現場立会い及び巡視の依頼 (3) 競合工事 企業者間道路調整会議等の開催及び施工中の連絡調整 (4) 現場巡回・点検 ア 請負現場責任者の現場巡回、点検の常時実施 イ 監督員及び関係社員による随時巡回 (5) 緊急資材の確保 各現場の緊急資材の確保及び所在、数量の工事関係者周知徹底

(3) 地下工事(地下埋設物を含む)の火災予防対策等

機関名	保安対策等
警察署	1 平素から地下埋設物の把握に努め、ガス管等が埋設された道路使用(工事)の許可(協議)の際に事故発生時の措置について指導する。 2 地下埋設道路における工事については、随時、工事現場の視察パトロールを実施し、許可(協議)条件が守られているか、事故発生の場合の措置等の対策が講じられているかどうかについて調査し、必要な指導取り締まりを行う。 3 地下埋設道路において大規模工事が行われた場合は、関係機関と協力し、住民に対し事故発生時の措置について指導を行う。
消防署	1 地下街工事、地下鉄工事、各種管路の埋設による大規模なずい道工事及び圧気を用いる工事を行う場合は、当該工事関係者に対し、工事概要、設計図書、防火管理等に関する資料を提出させ、出火防止、初期消火、避難、救助等必要な対策について指導を徹底する。 2 上記について、特に必要があると認められる時、又は、工事関係者から要請があった場合は、現場確認を行い危険性の排除に努めるとともに、工事現場構内の実態を把握し、災害活動時の障害要因の除去について指導する。

第3部 大規模事故等応急対策計画

第1章 応急活動態勢

区の地域で大規模な火災、又は不測の事故等の局地的な災害が発生した場合には、区及び防災機関は相互に協力体制をとり、災害対策本部を設置するなど、災害地周辺への拡大防止及び救援救護活動が的確かつ迅速に実施できるような態勢を確立する必要がある。

第1節 区の活動態勢

新宿区のような大都市においては、大火災、鉄道・地下工事等の事故、危険物の漏えい又は爆発といった大規模事故等による災害の発生しうる可能性は高いと予想される。

このような局地的な災害が区の地域に発生した場合、区は、各関係機関からの通報や区機関による情報収集活動を行い、その災害の規模及び状況に応じて、災害対策本部の設置、災害現場近くの特別出張所への現地連絡所の設置、医療救護活動の支援、住民への避難勧告・指示及び避難所の開設等の災害対策活動を実施する。

大規模事故等発生時における区の活動態勢については、「第3編 風水害対策計画 第3部 第1章 応急活動態勢」を準用する。

第2章 情報の収集・伝達

区の地域で大規模な事故が発生した場合、被害の拡大を防止し、的確かつ迅速な対応を行っていくためには、まず第一に被災状況等正確な情報を収集する必要がある。

第1節 区の情報連絡態勢

区では、各関係機関からの通報や事故の情報を入手するとともに、被災現場近くの特別出張所に現地連絡所を設置し、被害状況の把握及び情報連絡に努める。

また、必要がある場合については、関係機関と協力し、周辺への広報を行い、区民等の安全を図る。

区の情報連絡及び被害状況態勢については、「第3編 風水害対策計画 第3部 第2章 情報収集・伝達」による。

第2節 関係機関の情報連絡態勢

各関係機関が行う事故発生の通報、被害状況調査報告等の情報連絡については、以下のとおりである。

1 警察署及び消防署

機関名	内 容
警察署	関係警察署は、事故発生時において、当該事故等に関する情報を警視庁に連絡する。警視庁は、直ちにその旨と被害状況をとりまとめ、事故等の状況が著しく大規模で、総合的な応急対策が必要であると判断したときは、関係機関と相互の情報交換を図る。
消防署	事故が発生した場合、その規模、内容等により、事故等の状況が著しく大規模で総合的な応急対策が必要と判断したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに相互の情報交換を図る。

2 生活関連機関

機関名	内 容
都水道局	局施設に事故が発生した場合は、事故等の処置、手順等を定めた連絡システムに基づき、情報の収集、伝達を行う。
都下水道局	局施設に事故が発生した場合は、その種類・規模により、緊急連絡体制をとり、警察署、消防署及びその他関係機関へ通報連絡する。
東京ガス	1 社内の連絡体制 ガス施設に事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡体制により、社内への通報連絡を行う。 2 警察、消防機関への連絡体制 ガス漏えい等の事故の情報を入手した場合は、状況に応じて直ちに警察署及び消防署へ連絡する。

3 鉄道機関

機関名	内 容
都交通局	1 大規模事故が発生した場合の処置 (1) 関係係員は直ちに処置にあたるとともに、その状況を総合指令所その他必要箇所に報告する。 (2) 総合指令所は、事故状況の把握に努めるとともに、随時、駅その他関係事業所に事故状況、復旧状況等を連絡し、必要に応じて指示を行い、復旧に努める。 (3) 監督官庁、報道機関に対しては、それぞれ担当において情報を収集、整理のうえ通報する。
J R東日本	事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた情報システムにより、関係箇所への通報、連絡を行う。
京 王	1 大規模事故が発生した場合の処置 (1) 係員は、必要に応じ列車防護を行い、電話等により運輸指令所及び関係箇所、関係機関に一報する。 (2) 運輸指令所は、情報を正確かつ迅速に把握し、定められた方法によって関係箇所への連絡を行う。 (3) 事故対策本部を設置し、情報収集・伝達を行い、関係機関との相互連絡を密にし被害を最小限に食い止めるよう努力する。

機関名	内 容
西武	<p>事故が発生したとき、その当事者又は発見者は、応急処置をとり速報要領により最寄り駅長に通報しなければならない。また、運転司令長にも報告する。</p> <p>事故の当事者又は発見者から事故の速報を受けた駅長又は事故を発見した駅長は、速報要領により、運転司令長に報告しなければならない。</p> <p>事故の当事者又は発見者から通報を受けた駅長又は事故を発見した駅長は、状況により警察署および消防署に通報するものとする。</p>
小田急	<p>大規模事故発生時には、概ね次の内容による情報を収集し、必要に応じ、危機管理規則集による総合対策本部を設置するとともに、警察署、消防署、医療機関等の関係機関へ通報する。</p> <p>1 事故の種類、被害現場、発生時刻 2 被害状況、復旧の見込み 3 列車の運行状況、駅、車内の混雑状況 4 振替、代替輸送の手配</p>
東京地下鉄	<p>大規模事故が発生した場合、対策本部が設置されるまでの情報伝達は、次のとおり行う。</p> <p>事故の発生現場—総合指令所—関係現業長等—本社関係機関</p>

第3節 災害警報等の伝達

1 火災警報

(1) 火災気象通報の実施基準

- ア 実行湿度50%以下で最小湿度25%以下になる見込みのとき
- イ 平均風速が13m以上吹く見込みのとき（降雨、降水中は通報しないときもある。）
- ウ 実行湿度60%以下で最小湿度30%以下となり、平均風速が10m以上吹く見込みのとき

(2) 火災警報

ア 発令

東京消防庁は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

イ 伝達

- (ア) 東京消防庁は、前記警報を発令したときは、都総務局、気象庁、管下各消防署、消防団及び関係防災機関に通報する。
- (イ) 東京消防庁は、報道機関を通じて警報の発令を都民に周知するとともに、各消防署はあらかじめ定めた場所への掲示、官公署等への通報及び巡回広報等を行う。

2 気象情報の収集及び伝達

機関名	内 容
東京消防庁	<p>都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けた時、又は自らその発表を知ったときは、ただちに、消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署は、管内住民に周知する。</p>

第4節 災害時の広報及び広聴について

1 関係機関の広報

機関名	内 容
消防署	1 広報活動 事故等の災害時においては、消防署等において当該災害に関する情報を収集し、現地連絡所等において関係機関と協力し、次の事項に重点を置いて、適時活発な広報活動を実施する。 (1) 被害の状況 (2) 災害活動の状況 (3) 住民の安否情報 (4) 避難勧告又は避難命令の伝達 2 広報手段 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防署車の巡回等

2 関係機関の広聴

機関名	内 容
消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 テレビ、ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防署車の巡回等

第3章 消防活動

第1節 活動方針

大規模な事故等が発生した場合において、それらの事象から生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と連携のもと、東京消防庁の機能を十分に発揮して消防部隊等を運用し、災害等による被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。

第2節 活動態勢

1 本部の構成

東京消防庁に災害活動組織の総括として警防本部を、消防方面本部ごとに方面隊本部を、消防署ごとに署隊本部を置く。

2 部隊の運用等

東京消防庁は、地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成するとともに、災害の様相及び規模により特別な消防部隊を運用し、火災等に対処している。

第4章 危険物事故の応急対策

現在、区内には、石油等の危険物の貯蔵所・取扱所等が約420施設ある。また、高圧ガス製造所等の危険物施設についても約600施設以上ある。これらの施設については、関係法令等に基づき安全化対策がとられているが、万一、大規模な事故が発生した場合、従業員はもとより、周辺の住民等に対しても大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、被災者の救助や災害拡大防止等の応急措置を迅速かつ的確に実施し、被害を最小限に止めることが必要である。

第1節 石油类等危険物施設の応急対策

機関名	内容
警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生が予想される場合は、特に危険と認められる施設に職員を派遣して、施設の責任者に対して防災措置の実施について指導する。 2 災害が発生した場合は、直ちに現場へ警察官を派遣して施設の管理責任者並びに防災責任者と密接な連絡をとり、警戒区域の設定、被災者の救出・救護、周辺住民等の避難誘導その他必要とする防災措置を講じる。
消防署	<p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物施設の実態に応じて、次の措置を実施させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の流出、爆発のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火及びタンク破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 3 災害発生時の自主防災活動組織の活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の徹底

第2節 火薬類施設の応急対策

機関名	内容
警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類取り扱い場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがあるときは、当該施設の責任者その他関係者に対し、必要な警告を発し、危害防止のため通常必要と認められる措置を講じることを命じ、又は自らその措置をとる。 2 必要と認められる措置を講じる余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれのある地域に対して立入禁止の措置をとるとともに、危険区域内にいる区民を避難させる。
消防署	<p>火災が発生し、火薬類等に引火爆発の危険のおそれがある場合は、関係機関と連携し、施設責任者に対し次の措置を実施させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 延焼防止、火薬類の搬出及び関係者以外の立入禁止措置 2 前記措置の余裕がない場合は、爆発被害の及ぶ危険区域を設定し、立入禁止区域内からの緊急避難を行う。

第3節 高圧ガス施設の応急対策

機関名	内 容
警察署	1 ガス漏れ等事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 2 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めた時又は区市町村長から要求があった時は、避難の指示を行う。 3 避難区域内への車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保及び避難誘導を行う。
消防署	1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の勧告又は指示を行う。 2 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

第4節 毒物・劇物施設等の応急対策

機関名	内 容
消防署	1 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の勧告又は指示を行う。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。
都下水道局	事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したとき、下水道への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導する。また、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

第5節 放射線施設の応急対策

事故により、放射性同位元素(RI)又は放射線発生装置に起因する放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の対策を講じ、原子力規制委員会に報告を行うこととされており、また、原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命じることができる。関係機関の応急対策は、次のとおりである。

機関名	内 容
区	1 放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表 2 必要に応じ住民に対する避難の勧告等の措置を実施 3 健康相談に関する窓口の設置 4 外部被ばく線量等の測定 5 必要に応じて除染等の対策を実施 6 風評被害等への対策

機関名	内 容
警察署	放射線、防災活動実施要綱に基づき、災害の状況に応じて概ね次の措置をとる。 1 応急的危険場所の設定 2 関係機関との連携 3 被災者の救出・救護 4 危険原因の応急的排除 5 危険場所内所在者の避難誘導 6 必要な広報活動
消防署	放射線施設からの放射性同位元素等の露出又は流出による人命危険を排除するため、施設責任者・防火管理者に対し、次の措置を実施させる。 1 施設の破壊による放射線源の露出又は流出防止の緊急措置 2 放射線源の露出又は流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

第6節 危険物等輸送車両の応急対策

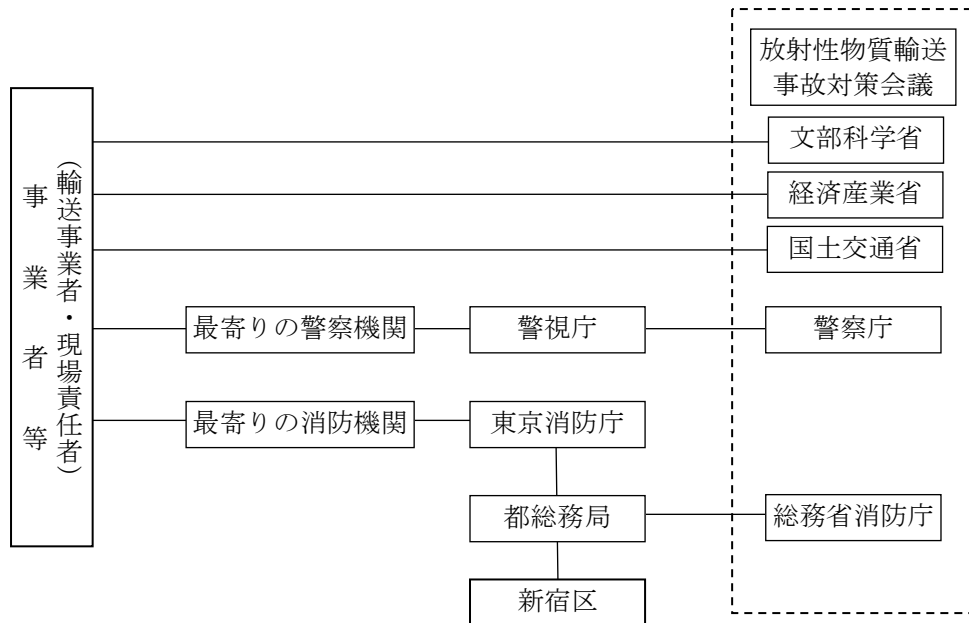
1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機関名	内 容
警察署	1 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材等を整備充実させるための効果的な活動を推進する。 2 移動可能なものは、周囲の状況により安全な場所へ移動させる。 3 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
消防署	交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行うとともに、災害応急対策については、前章「消防活動」により対処する。

2 核燃料物質輸送車両の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」(昭和58年11月10日設置)において次のような核燃料物質輸送事故時の安全対策がとられるようになっている。

(1) 事故時の連絡体制



(2) 事故時の対応措置

機関名	内 容
国の省庁 (文部科学省) (国土交通省) (警察庁) (消防庁)	<p>1 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。</p> <p>(1) 事故情報の収集・整理及び分析 (2) 関係省庁の講ずべき措置 (3) 係官及び専門家の現地派遣 (4) 対外発表 (5) その他必要な事項</p> <p>2 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官又は、消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連携を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。</p>
警察署	事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに状況に応じて原子力業者その他関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を講じる。
消防署	核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火及び延焼の防止、警戒区域の設定、救助並びに救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区をはじめとする関係機関に連絡するとともに、国とも連絡を密にし、専門家の派遣要請や区民の避難など必要な措置を講じる。
区	関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の勧告等の措置を実施する。

第5章 大規模事故対策

大規模事故が発生した場合、人命救助や被害の軽減を図るため応急対策が重要となってくる。

第1節 鉄道事故

機関名	応急対策等								
都交通局	<p>1 事故発生時の対応 地下高速電車の事故及び災害が発生した場合、又は、発生が予想される場合、地下高速電車運転取扱実施基準、事故災害取扱要綱及び関係達示等により処理する。</p> <p>2 事故対策本部の活動方針 事故が発生した場合、又は、発生が予想される場合における旅客及び輸送の安全確保を図るため、情報の収集・伝達及び指揮命令を確立し、その円滑な取り扱いにより輸送の早期回復及び損害の拡大防止に努める。</p> <p>[事故対策本部の組織及び任務]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>局長又は局長が命じた者 事故対策本部の業務を総括する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>関係部の部長 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これに代わる。</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>関係部の課長で本部長が命じた者 事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業状況等を打ち合わせ、業務を掌理するとともに班員を指導監督する。</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	任 務	本部長	局長又は局長が命じた者 事故対策本部の業務を総括する。	副本部長	関係部の部長 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これに代わる。	班 長	関係部の課長で本部長が命じた者 事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業状況等を打ち合わせ、業務を掌理するとともに班員を指導監督する。
組 織	任 務								
本部長	局長又は局長が命じた者 事故対策本部の業務を総括する。								
副本部長	関係部の部長 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これに代わる。								
班 長	関係部の課長で本部長が命じた者 事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業状況等を打ち合わせ、業務を掌理するとともに班員を指導監督する。								
J R 東日本	<p>事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に即応できる救命救助及び復旧体制を整備している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急処置方法 2 情報の伝達方法 3 事故復旧対策本部の設置方法 4 非常招集の範囲及び方法 5 救援車の配備、復旧用具の整備及び方法 								
京 王	<p>大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、予め定められている事故連絡体制、動員体制に基づき、人命尊重を第一に、被害を最小限に食い止めるよう努力する。</p> <p>速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって乗客の誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに輸送(代替、振替を含む)の確立を図る。</p> <p>なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平素から応急資材の整備及び緊急自動車の配備を行っている。</p>								
西 武	<p>事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先に行うとともに、続発事故の防止に万全の措置をとる。また、救急措置及び復旧については、迅速且つ的確に対処し、必要を認めたときは本社に「事故対策本部」、事故現場に「現地事故復旧部」を設置して応急活動にあたる。</p>								
小田急	<p>事故が発生した場合は、人命財産の安全を第一として、負傷者の救助、併発事故防止等の応急措置をとるとともに早期復旧に努め、必要と認めたときは、災害現場に「現場事故対策本部」また、本社に「総合対策本部」を設置して応急活動にあたる。</p>								
東京地下鉄	<p>大規模事故が発生した場合、本社に対策本部を、現地に現地対策本部を設置し、人命救助及び避難誘導、二次災害及び付帯事故の防止、被害者への対応等を重点として行動する。</p>								

第2節 道路・橋りょう・トンネル事故

機関名	応急対策等
消防署	必要に応じて、東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第3節 ガス事故

機関名	応急対策等
東京ガス	<p>1 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、事故の内容に応じてガスライト24、支社並びに警察、消防、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。</p> <p>2 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の体制は、あらかじめ定められた非常災害対策組織による。なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト24では、24時間緊急出動体制を確立している。</p> <p>3 事故時の応急措置 (1) 消防署又は、警察署と密接な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 ア 人身事故が発生したときは、直ちに医師又は消防署に連絡し、適切措置をとる。 イ ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 ウ 状況に応じ、ガスメーターガス栓、遮断装置等によりガスの供給を遮断する。 エ 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 オ 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により付近住民等に対する広報活動を行う。 (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。</p>
消防署	必要に応じて、東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第4節 航空機事故（市街地）

機関名	応急対策等
消防署	東京消防庁の大規模災害出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等の対応により対応する。

第6章 訓練及び防災知識の普及

大規模な事故災害においては、防災機関や事業者、住民が事故発生時に連携し、迅速かつ確かな防災行動をとる必要がある。防災訓練の充実や防災知識の普及については、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節」及び「第3編 風水害対策計画 第2部 第4章 第3節」を準用する。

第7章 地域防災力の向上

都民、事業所等は「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する普段の備えを進めるとともに災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。平成17年に発生したJR福知山線脱線事故においては、地元企業が救出搬送に大きく貢献した。この教訓を生かし、大規模事故においても事業所・都民との連携を図る。

地域防災力の向上は、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節」及び「第3編 風水害対策計画 第2部 第4章 第1節」を準用する。

第8章 ボランティア等との連携・協働

大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動や流出油等への対応のための活動を実現するために、ボランティアやNPO等との連携を図る。ボランティア等との連携・協働については、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節」及び「第3編 風水害対策計画 第2部 第6章」を準用する。

第9章 警備・交通規制

大規模事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、さまざまな社会的混乱及び道路交通の混乱の発生が予測される。このため、住民の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり、交通秩序の維持等について万全を期することが必要である。警備、交通規制等については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第6節」及び「第3編 風水害対策計画 第3部 第6章」を準用する。

第10章 避難

火災、危険物の漏えい及び大爆発等の大規模事故時には、付近の住民の避難が必要となる。このため、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策を講じる必要がある。避難については、「第2編 震災対策計画 第1部 第9章」及び「第3編 風水害対策計画 第3部 第7章」を準用する。

第11章 その他の応急対策

大規模事故発生時において被害を最小限に抑え、被災者の生命及び安全を確保するとともに人心の安定を図るためには、迅速に救援・救護活動を実施することが重要である。その他の大規模事故に対する応急対策については、「第2編 震災対策計画」及び「第3編 風水害対策計画」を準用する。

附 編 東海地震災害事前対策

第1章 対策の考え方

第1節 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づく地震防災対策強化地域の指定(昭和54年8月7日)が、平成14年4月24日に1都7県に改められ、都では新島村、神津島村及び三宅村が、東海地震により津波の襲来が予測されるとして、内閣総理大臣から、地震防災対策強化地域に指定された。

この指定に伴い、東京都防災会議は、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震防災強化計画を地域防災計画に定めるため、東京都地域防災計画震災編の「付編 警戒宣言に伴う対応措置」を「第5部 東海地震災害事前対策」(現在は「第4部 南海トラフ地震等防災対策」に統合されている。)に改め、修正した。

そこで、新宿区防災会議においても、都の対応にならって新宿区地域防災計画の附編として「東海地震災害事前対策」を策定したものである。

第2節 基本的考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

- (1) 東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされている。ここでは、東海地震の発生前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。
- (2) 東海地震発生の際、区部においては震度5弱(地域によって5強)程度とされていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、
 - ア 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - イ 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講じることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。
- (3) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
- (4) 東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかにより浸透するための支援策等を講じる。
- (5) この対策に記載のない東海地震の事前対策については、新宿区地域防災計画震災対策計画の「震災予防計画」及び「震災応急対策計画」で対処するものとする。
- (6) 本計画の策定にあたっては次の事項に留意したが、今後、本計画の実施にあたり十分配慮するものとする。
 - ア 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則とし

- たが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個の対応をとることとした。
- イ 警戒宣言が発せられた時点には、地震発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、対策の優先度を配慮した。
- ウ 都及び他区並びに防災関係機関と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとした。

第3節 前提条件

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

- (1) 東海地震が発生した場合、新宿区の予想震度は震度5弱程度(ただし、中小河川沿い及び人工改変地の盛土部分は震度5強)である。
- (2) 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。このため、本計画においては、警戒宣言が発せられた時刻は原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間(午前10時～午後2時)と想定する。
- (3) ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第2章 防災機関の大綱

新宿区及び区の地域における防災関係機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

第1節 新宿区

業	務	内	容
1	新宿区防災会議に関すること。		
2	東京都災害対策本部及び防災機関との連絡に関すること。		
3	区民等に対する防災対策の指導に関すること。		
4	建築物の災害予防の指導に関すること。		
5	庁舎等区所有施設の災害予防及び災害対策に関すること。		
6	新宿区災害対策本部に関すること。		
7	道路等の障害物の除去に関すること。		
8	東海地震予知情報の収集及び伝達に関すること。		
9	清掃に関すること。		

第2節 東京都関係機関

機 関 の 名 称	業 務 内 容
都建設局 第三建設事務所	1 水防に関する事。 2 道路及び橋りょうの保全に関する事。 3 道路・河川における障害物の除去に関する事。
都建設局 東部公園緑地事務所	1 都立公園の保全及び利用に関する事。
都交通局 品川自動車営業所 渋谷自動車営業所 新宿支所 小滝橋自動車営業所 小滝橋自動車営業所 杉並支所 早稲田自動車営業所 北自動車営業所 練馬支所 市ヶ谷駅務管理所 都庁前駅務管理所 大門駅務管理所 上野御徒町駅務管理所 荒川電車営業所	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 電車、地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する事。
都水道局 西部支所 新宿営業所	1 水道施設の保全に関する事。 2 応急給水の準備に関する事。
都下水道局 西部第一下水道事務所 落合水再生センター	1 下水道施設の保全に関する事。
警視庁 第四方面本部 牛込警察署 新宿警察署 戸塚警察署 四谷警察署	1 各種情報等の収集連絡に関する事。 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 3 交通の混乱等の防止に関する事。
東京消防庁 第四消防方面本部 四谷消防署 牛込消防署 新宿消防署	1 各種情報等の収集連絡に関する事。 2 災害の予防、警戒に関する事。 3 住民等に対する指導に関する事。 4 事業所の消防計画、危険物施設の予防規程等に関する事。

第3節 指定公共機関

機関の名称	業務内容
東日本旅客鉄道(株) (新宿駅)	1 鉄道輸送の確保に関する事。 2 鉄道施設の保全に関する事。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事。
東日本電信電話(株) (東京北支店)-	1 電報、電話等の通信の確保に関する事。 2 災害時における電報・電話の通信の提供に関する事及び気象予報の伝達に関する事。
日本赤十字社 (東京都支部 新宿区地区)	1 赤十字の行う医療救護に関する事。 2 救援物資の配布に関する事。 3 義援金の受付と配分に関する事。 4 赤十字奉仕団及び救護ボランティアによる救護活動に関する事。 5 災害時の血液製剤の供給に関する事。
日本通運(株) (東京引越支店)	1 貨物自動車による救助物資の輸送の準備に関する事。
東京電力(株) (新宿支社)	1 電力供給施設の保全に関する事。 2 災害時における応急・復旧対策に関する事。
東京ガス(株) (中央支店 中央導管ネットワークセンター 中央がスライト24)	1 ガス供給施設の保全に関する事。 2 災害時における応急復旧対策に関する事。
日本郵便(株) (新宿郵便局 新宿北郵便局 牛込郵便局 落合郵便局)	1 郵便事業の運行管理に関する事。

第4節 指定地方公共機関

機関の名称	業務内容
京王電鉄(株) (新宿駅) 西武鉄道(株) (西武新宿駅) 小田急電鉄(株) (新宿駅) 東京地下鉄(株) (新宿駅務管区)	1 鉄道輸送に関する事。 2 鉄道施設の保全に関する事。

第5節 公共的団体

機関の名称	業務内容
一般社団法人新宿区医師会	1 医療及び助産活動に関すること。 2 傘下医療機関との連絡調整に関すること。
一般社団法人東京都新宿区 四谷牛込歯科医師会	1 歯科医療に関すること。 2 傘下歯科医療機関との連絡調整に関すること。
一般社団法人東京都新宿区 歯科医師会	1 歯科医療に関すること。 2 傘下歯科医療機関との連絡調整に関すること。
一般社団法人新宿区薬剤師会	1 医薬品の管理、調剤及び服薬の指導に関すること。 2 支部との連絡調整に関すること。
公益社団法人 東京都柔道接骨師会新宿支部	1 傷病者に対する応急救護に関すること。

第6節 自衛隊

機関の名称	業務内容
陸上自衛隊第1師団 第1普通科連隊	東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること。

第3章 事前の備え

第1節 区民・事業所等のとるべき措置

東海地震は、現時点において、その発生を予知し得る唯一の地震とされている。そして、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国・都・区をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることには、限界がある。

区民、防災区民組織及び事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、区民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニケーションによる「共助」の二つの理念を、区民一人ひとりが理解したうえで、区民、防災区民組織及び事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

ここでは、区民、防災区民組織及び事業所が、平時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

1 区民のとるべき措置

(1) 平時

ア 東海地震の発災に備え、危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。

イ 消火器具など防災用品を準備しておく。

ウ 家具類の転倒、落下、移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。

(ア) 窓ガラスに飛散防止フィルム等を貼る。

エ ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。

オ 飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）、食料を3日分程度の備蓄、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備、地域内の応急給水拠点を確認しておく。

カ 家族で対応措置を話し合っておく。

(ア) 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。

(イ) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、安否確認方法など警戒宣言発令時の行動を家族とよく相談しておく。

キ 防災訓練や防災事業へ参加する。都、区、消防署、防災区民組織が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

ク 高齢者や障害者等は差し支えない限り、「災害時要援護者名簿（申請方式名簿）」に登録し、円滑かつ迅速な避難に備える。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

ア テレビ、ラジオ等の情報に注意する。

イ 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。

ウ 電話の使用を自粛する。

エ 自動車の利用を自粛する。

(3) 警戒宣言が発せられた時から発災まで

ア 情報の把握を行う。

(ア) 区等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。

(イ) 都、区、警察、消防等防災機関の情報に注意する。

(ウ) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。

イ 火気の使用に注意する。

(ア) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。

(イ) ガスメーターコックの位置を確認する（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。）。

(ウ) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオ等を除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。

(エ) LPガスボンベの固定装置を点検する（避難するときは、LPガスボンベの元栓を閉める。）。

(オ) 危険物類の安全防護装置を点検する。

- ウ 消火器の置き場所、消火用水等を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- エ テレビや家具の転倒、落下、移動防止装置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- オ ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないように措置をとる。
- カ 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - (ア) 窓ガラスに荷造用テープ等を貼る。
 - (イ) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- キ 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- ク 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく（非常持出品の準備）。
- ケ 防災素材で、なるべく動きやすい服装にする。
- コ 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- サ 自家用車等の利用を自粛する。
 - (ア) 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - (イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに空き地や駐車場に移す。
 - (ウ) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以後は車を使わない。
- シ 幼児、児童の行動に注意する。
 - (ア) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - (イ) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合には、園、学校との事前の取り決めに基づいて引き取りに行く。
- ス 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- セ エレベーターの使用は避ける。
- ソ 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- タ 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- チ 買い急ぎをしない。

2 防災区民組織のとるべき措置

(1) 平時

- ア 東海地震の発災に備え、危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- イ 情報の収集、伝達体制を確立する。
 - (ア) 区及び防災機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - (イ) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- ウ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- エ 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- オ 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。

- カ 地域内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- キ 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。
- (2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで
 - ア テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
 - イ 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼び掛ける。
- (3) 警戒宣言が発せられた時から発災まで
 - ア 区等からの情報を地区内住民に伝達する。
 - イ 防災区民組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
 - ウ 地区内住民にとるべき措置を呼び掛ける。
 - エ 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
 - オ 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
 - カ 要配慮者の安全に配慮する。
 - キ がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
 - ク 救急医薬品等を点検する。
 - ケ 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。
- (4) その他
 - 防災区民組織が結成されていない地域においては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

3 事業所のとるべき措置

- (1) 平時
 - ア 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成。
 - イ 従業員等に対する防災教育の実施
 - ウ 自衛消防訓練の実施
 - エ 情報の収集・伝達体制の確立
 - オ 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
 - カ 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄
- (2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで
 - ア テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
 - イ 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
 - ウ 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
 - エ その他状況により、必要な防災措置を行う。
- (3) 警戒宣言が発せられた時から発災まで
 - ア 自衛消防組織等の編制、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
 - イ テレビ、ラジオ等より必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。

- ウ 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、要配慮者の安全に留意する。
- エ 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあっては混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- オ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全装置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出防止のための措置を講じる。
- カ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じる。
- キ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を講じる。
- ク 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用を中止するとともに、特に都・区・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- ケ バス、タクシー、生活物資輸送車等を除き、非常時に必要でない車両の使用はできる限り制限する。
- コ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- サ 建築工事、ざい道工事、金属溶融作業又は高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。
- シ 一般事業者の従業者は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあっては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

第2節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対処するためには、区民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

区民が東海地震に対して的確な行動がとれるように、地震に対する情報提供等を行い、防災対応について、広報、教育、意識啓発及び指導を行うものとする。

1 広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的流れは、

ア 平時

イ 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまで

ウ 警戒宣言が発せられた時から発災まで
エ 注意情報が解除された時
の四段階に区分し広報する。また、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止
など安全対策とともに住民の不安解消のための広報活動を中心に行う。

(2) 広報内容は下記の事項について実施する。

- ア 東海地震についての教育、啓発及び指導
- イ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、注意情報についての広報
- ウ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置、各種規制の内
容の広報
- エ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- オ 東京の予想震度、被害程度、津波の高さ及び津波の到達時間
- カ 区民のとるべき措置
- キ 事業所のとるべき措置
- ク 住民の不安解消のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- ケ 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそ
れがなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報
主な例を示すと次のとおりである。

(ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- ア) 電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- ウ) その他防災上必要な事項

(イ) 道路交通の混乱防止のための広報

- ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
- イ) 自動車利用の自粛の呼び掛け
- ウ) その他防災上必要な事項

(ウ) 電話の異常ふくそうによる混乱防止のための広報

- ア) 警戒宣言時等の異常時電話利用の自粛
- イ) 回線のふくそうと規制の内容
- ウ) 災害用伝言サービス等のサービス提供開始

(エ) 買い急ぎによる混乱防止のための広報

- ア) 生活関連物資取扱店の営業
- イ) 生活物資の流通状況と買い急ぎの自粛

(オ) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報

金融機関の営業状況と急いで引き出しをする必要のないこと

(カ) その他の広報

電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報の方法

- ア 広報紙「広報しんじゅく」、小冊子「災害に備えて」等の印刷物を通じて周知を図るとともに、講演会・説明会等のあらゆる機会をとらえて防災思想の普及を図る。
- イ 新宿区の特性である繁華街等の浮動人口に対する広報及び主要駅周辺の混乱防止のための広報については、今後警察署等関係機関と協議・検討を重ね確立する。
- ウ その他、各事業所等においてはその実態に応じて実施する。

2 教育指導

(1) 園児・児童・生徒等に対する教育

区立幼稚園及び小・中・特別支援学校の園児・児童・生徒に対する地震防災教育は、新宿区教育委員会編「新宿区立学校危機管理マニュアル」に定める「防災教育」や都が作成した防災教育副読本「地震と安全」及び小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」【新版】等を活用して教育する。

(2) 自動車運転者に対する教育

交通安全教育(自転車講習、一般運転者講習会等)を利用して受講者に対する震災映画の上映、震災パンフレット等の配付により、教育指導を行う。

(3) 防災区民組織の育成・指導

警戒宣言が発せられた場合に最も重要なことは、防災関係機関と地域住民とが冷静かつ一体的に行動することである。

このため、区及び防災関係機関は、日ごろから区民の防災意識に支えられた、自主的組織である防災区民組織の育成強化を図るとともに、訓練、リーダー養成講座等を通じて防災区民組織の連携を密にし、地震に対処する体制の整備に努めるものとする。

また、防災区民組織を特別出張所管内ごとに結集した各地域防災協議会において、区、防災関係機関及び防災区民組織相互間で地震の備えについての情報交換を行っていく。

第3節 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きい。

このため、消防署は各事業所に対し、消防計画等の作成等の指導を行う。

1 対象事業所

- (1) 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等、全体についての消防計画を作成することとされている事業所
- (2) 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所
- (3) 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所

2 事業所指導の内容

(1) 消防計画・全体についての消防計画に定める事項

- ア 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関する事。
- イ 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達及び情報収集に関する事。
- ウ 火気の取扱の中止等出火防止措置に関する事。
- エ 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関する事。
- オ 従業員の時差退社に関する事。
- カ 自衛消防組織等の編成及び活動要領に関する事。
- キ 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関する事。
- ク 防火対象物の施設、消防用設備の点検に関する事。
- ケ 警戒宣言に関する教育・訓練に関する事。
- コ その他警戒宣言に関する必要な措置に関する事。

(2) 予防規程(危険物施設)に定める事項(石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く。)

- ア 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他措置に関する事。
- イ 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関する事。
- ウ 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機材の点検、配置、その他の措置に関する事。
- エ 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関する事。
- オ 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関する事。
- カ 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関する事。
- キ 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関する事。
- ク 警戒宣言に関する教育・訓練に関する事。
- ケ タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関する事。
- コ 地域住民に対する広報に関する事。
- サ その他地震防災上必要な措置に関する事。

(3) 指導方法

- ア 防災指導等印刷物による指導
- イ 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- ウ 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- エ その他、立入検査等消防行政執行時における指導

第4節 防災訓練

警戒宣言時における迅速的確な防災体制の確立を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置いた訓練を次のとおり実施する。

機 関 名	内 容
区	第2編 第1部 第2章 第5節「3 防災訓練の強化」を参照。
都建設局 第三建設事務所	警戒宣言時における迅速かつ正確な体制の確立を図るため、総務局災害対策部の指示に従い防災訓練を実施する。 主な訓練 1 情報連絡訓練 2 職員参集訓練 なお、毎月1日、3のつく日に無線の感度交換訓練を実施する。
都水道局	1 訓練内容 訓練は、都、区市町村等関係機関と協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部と事業所が一体となって実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 ウ 通信連絡訓練 (2) 個別訓練 ア 保安点検訓練 イ 応急給水訓練 ウ 復旧訓練 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的実施するほか、施設の新設や運転方法の変更及び職員の異動があったときなど必要に応じて随時行う。
都下水道局	1 訓練内容 下水道局は、都、区市町村等関係機関と連携して実施する防災訓練と、本局各部と事業所が一体となって実施する総合訓練及び各事業所が実施する個別訓練を行う。個別訓練では、地域住民と連携した防災訓練を実施する。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 職員参集訓練 ウ 情報連絡訓練 (2) 個別訓練 ア 緊急点検・措置訓練 イ 応急復旧訓練 ウ 地域と連携した防災訓練（し尿受け入れ情報連絡訓練等） 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は、定期的実施する。
警察署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う 1 訓練項目 (1) 部隊の招集・編成訓練 (2) 交通対策訓練(低速走行訓練を含む) (3) 情報収集伝達訓練 (4) 通信訓練 (5) 部隊配備運用訓練 (6) 装備資器材操作訓練 2 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はそのつど決定する。

機 関 名	内 容
消防署	<p>警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため、次により訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関等 (1) 消防団 (2) 協定締結等の民間団体 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (4) その他関係機関</p> <p>2 訓練内容 (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 震災警防本部等運営訓練 (6) 通信運用訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (8) 消防団との連携訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (10) 各種計画、協定等の検証</p> <p>3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
N T T	<p>防災を円滑かつ迅速に実施するため、防災訓練を定期又は随時に年1回以上実施する。</p> <p>1 指揮・命令・情報伝達・初期行動 2 非常招集 3 災害時における通信そ通確保 4 災害対策機器の取扱・点検・整備 5 電気通信設備等の災害応急復旧 6 防火及び水防 7 避難及び救護 8 その他必要とするもの</p> <p>このほか、国、都等が主催して行う総合的な防災訓練に参加する。</p>
東京電力	第2編 第1部 第2章 第5節「3 防災訓練の強化」を参照。
東京ガス	<p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。</p> <p>(訓練項目)</p> <p>1 地震時の出動訓練 2 地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 3 自衛消防訓練 4 各事業所間の連絡体制訓練 5 災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 6 その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p> <p>(実施時期・回数) 年1回以上(本社及び各事業所)</p>
各鉄道機関	<p>防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を年1回以上実施する。</p> <p>1 非常招集訓練 2 情報連絡訓練 3 旅客誘導案内訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練</p> <p>また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。</p>

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

気象庁が常時監視している地震予知観測データに異常が認められた場合、それが大地震の前ぶれかどうかについて、地震防災対策強化地域判定会(以下「判定会」という。)が開催され、大規模な地震に結び付くかどうか分析が行われることになっている。

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、本章においては、判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

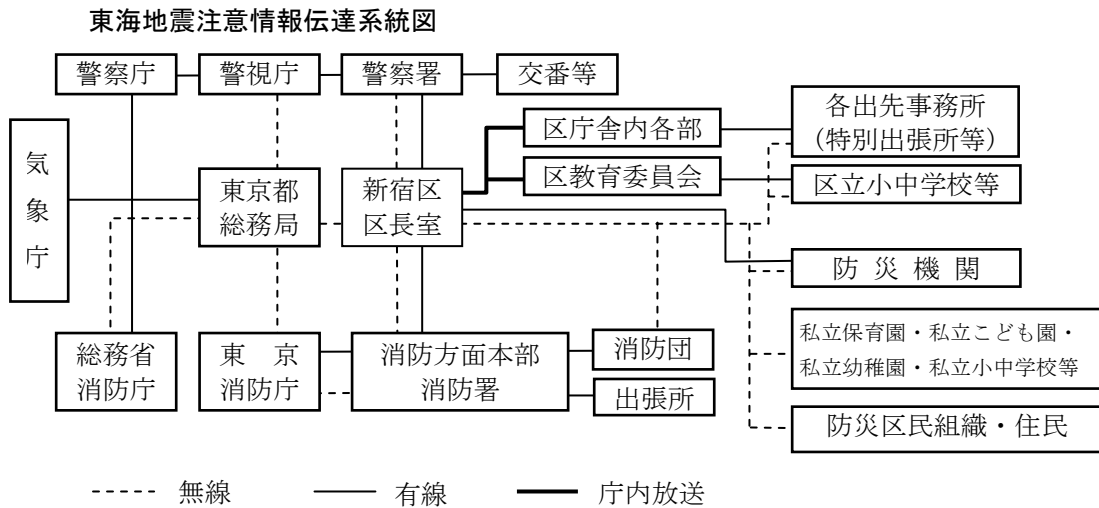
第1節 東海地震注意情報の伝達

東海地震注意情報が発表された場合、各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。

このため、ここでは東海地震注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

1 伝達系統

東海地震注意情報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。なお、各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。各機関は、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。



※ 保育園、子ども園、幼稚園、学校、防災区民組織及び住民等に対する伝達は、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

2 区の伝達体制

- (1) 区・区長室は、都総務局から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちに庁内放送、有線電話、防災行政無線により、区各部・教育委員会事務局及び防災機関に伝達する。また、区内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。
- (2) 夜間、休日等勤務時間外に東海地震注意情報の通報を受けたときは、警戒待機従事者があらかじめ定められた経路で伝達を行うものとする。

- (3) 区各部は、区・区長室から東海地震注意情報の通報を受けたときは、電話連絡網を活用し、直ちに部内各課及び出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。

3 伝達事項

- (1) 区及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを併せて伝達する。
- (2) 東海地震注意情報が発表され判定会が開催され、その結果地震発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

第2節 活動態勢

東海地震注意情報の通報を受けた場合、区及び各防災機関は、災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災態勢をとるものとする。

機 関 名	内 容
区	1 区本部の設置準備 東海地震注意情報を受けた場合、直ちに区本部の設置準備に入る。 2 職員の参集 職員の参集は、災害対策本部長室の構成員の属する部の職員の内からあらかじめ指定する。なお、動員伝達は連絡網に指示するものとするが、伝達がない場合でも、ラジオ、テレビ等で東海地震注意情報の発表を知ったときは、直ちに参集するものとする。 3 東海地震注意情報発表後の所掌事務 区本部が設置されるまでの間、区長室危機管理課が各部課及び防災機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び防災機関との連絡調整
都建設局 第三建設 事務所	1 職員の参集 知事の指示に従いあらかじめ定めた伝達経路により職員を参集させる。 なお、東海地震注意情報発表の通知を受けたときの態勢は、第2非常配備態勢である。 2 態勢 第2非常配備態勢は、局地災害に直に対処できる態勢で、かつ社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。
都水道局	1 準備態勢の発令 東海地震注意情報を受けた場合は、第1非常配備要員により情報連絡態勢をとる。 なお、夜間、休日等に情報が発表された場合、職員は情報の種別に応じて所属に参集し、活動に従事する。 2 態勢 第1非常配備要員により、迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報を共有する。

機 関 名	内 容
都下水道局	<p>1 職員の参集 東海地震注意情報を受けたときの態勢は、あらかじめ定められた非常配備体制の種別に伴い指定された職員は参集する。</p> <p>2 態勢 東海地震注意情報を受けた場合は、あらかじめ定められた非常配備体制に基づき要員を確保する。</p>
警察署	<p>1 警備本部の設置 東海地震注意情報が発表された時点で、次により、速やかに各級警備本部を設置し、指揮態勢を確立する。 (1) 方面警備本部 第四方面本部長は、第四方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮にあたる。 (2) 現場警備本部 各警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。</p> <p>2 警備要員の参集 警備要員は、東海地震注意情報発表に伴う総員招集の発令を受けたとき、又は東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、自所属に参集する。</p>
消防署	<p>各消防署長は、注意情報を受けた場合、平素の業務を継続しつつ、震災警戒態勢を発令し、主に次の対策をとる。</p> <p>1 全消防職員及び全消防団員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 関係防災機関への職員の派遣 4 救急医療情報の収集体制の強化 5 救助・救急資機（器）材の準備 6 情報受信体制の強化 7 高所見張員の派遣 8 出火防止、初期消火等の広報の準備 9 その他消防活動上必要な情報の収集</p>
NTT	<p>1 東海地震注意情報を受けたときは、災害対策本部要員を非常収集し、待機態勢をとる。</p> <p>2 防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。 (1) 通話量等通信そ通状況の監視 (2) 電力機器通信設備の運転状況の監視 (3) ふくそう発生時の重要通信確保のための規制措置等 (4) 電話利用自粛等の広報活動</p>
首都高	<p>東海地震注意情報に接したときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。</p>
J R 東日本	<p>1 東海地震注意情報の通報を受けたときは、地震防災対策本部を設置する。</p> <p>2 非常参集者をあらかじめ定めておくとともに、地震防災対策に係る本部要員及び応急対策従事員を非常招集する。</p>
京 王	<p>1 東海地震注意情報の通報を受けたときは、あらかじめ定めてある関係者の非常招集伝達を行う。</p> <p>2 災害対策本部を設置する。</p>
西 武	<p>次の場合、災害対策本部を設置する。</p> <p>1 災害により会社の事業全般に重大な被害がおよぶと判断したとき。 2 東海地震に地震防災対策強化地域に関する警戒宣言が発令されたとき。</p>

機関名	内 容
西武	次の場合、災害対策本部を設置する。 1 災害により会社の事業全般に重大な被害がおよぶと判断したとき。 2 東海地震に地震防災対策強化地域に関する警戒宣言が発令されたとき。
小田急	1 地震災害警戒本部の設置準備及び必要により現地警戒本部の設置準備を行う。 2 要員を非常招集し、待機を行う。
東京地下鉄	1 東海地震注意情報の通報を受けた場合は、第1種非常態勢を発令する。 2 前項の場合、対策本部を設置する。 3 非常招集要員を招集する。
その他の機関	東海地震注意情報の通報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとる。

第3節 混乱防止措置

東海地震注意情報の発表により種々の混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。

機関名	内 容
区	対応措置の内容 1 混乱防止に必要な情報の収集伝達 2 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 3 区民等からの照会に対しては、正確な情報を提供し、住民の冷静な対応を喚起する。 4 施設利用者に対して、職員は冷静な対応に努めるとともに正確な情報を提供し、冷静な対応を要請する。 5 その他の必要事項
警察署	主要駅等の警備 東海地震注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱が予想される駅及び混乱が発生した駅に部隊を配備する。
NTT	報道に伴い区民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。この場合においては防災関係機関の重要な通話を確保することを基本に、次により措置する。 1 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は最優先に確保する。 2 電話が著しくかかりにくくなった場合は一般の通話の利用制限を行う。 3 一般の通話の利用制限を行った場合でも、防災関係機関等及び街頭公衆電話(緑色、グレー)からの通話は確保する。
都交通局	主要駅(ターミナル、連絡駅等)において特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ、旅客の安全を図る。 1 警察署の協力を得て警備体制を確立する。 2 状況により駅出入口の使用制限を実施する。

機関名	内容
J R 東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 東京支社社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
京 王	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて、列車運行計画及び現状等を速報する。 2 旅客の安全確保を図るため、次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 状況を把握し、適切な放送を行い旅客の鎮静化に努める。 (2) 必要に応じ、通路の確保のための一方通行実施、乗車券の発売制限及び入場制限等を的確に行う。 (3) 必要に応じ警察官の出動要請を行う。
西 武	<p>警戒宣言が発せられた後の運行計画については、各部報道機関・駅構内の掲示板・社内掲示・放送等により予め利用者に周知させるとともに、時差退社および近距離通勤者等への徒歩帰宅を呼び掛け、混乱防止に協力を要請する。</p> <p>係員は、冷静に旅客に対応して旅客の混乱を防止するとともに、円滑な輸送を行うために掲示・放送等を活用して正確な情報を提供することに努める。</p>
小田急	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員は、冷静に旅客の対応に努めるとともに、旅客に分かりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬよう努める。 2 状況により、改札制限及び入場規制等の措置を行う。 3 状況により、早期に警察官の派遣を要請するとともに、混乱の防止に努める。
東京地下鉄	<p>「駅混乱防止要項」により次の項目を実施し、旅客の混乱を防止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駅構内放送で地震情報を伝達する。 2 職員の非常招集。 3 警察官の派遣要請。 4 必要に応じ、通路確保のための一方通行、階段規制、入場制限等を的確に行う。
その他の機関	<p>東海地震注意情報の通報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとる。</p>

第5章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策強化地域においては、地震防災応急対策を実施することになっている。新宿区の場合は、地震対策強化地域ではないが、東海地震が発生したときは震度5弱が予想されるため、警戒宣言が発せられた場合には社会的混乱の発生が懸念される。

このため、本章においては、警戒態勢が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

第1節 活動体制

1 区の活動体制

(1) 区本部の設置

区長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、区本部を設置する。

(2) 区本部の設置場所

区本部は、区役所本庁舎に設置する。

(3) 区本部の組織

区本部の組織は、災害対策本部条例及び同規則の定めるところによる。

(4) 区本部の所掌事務

ア 警戒宣言、東海地震予知情報及び各種情報の収集、伝達

イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定

ウ 生活物資等の確保及び調達準備体制の決定

エ 防災機関に係る連絡調整

オ 住民への情報提供

(5) 配備態勢

全職員態勢とする。

2 区の業務の対応及び措置

(1) 行事、会議の中止

区が主催又は共催する行事及び会議は、警戒宣言が発せられた場合、実施中又は予定をしているものを含め、即時に中止又は延期とする。

(2) 区の施設を使用している集会等

民間団体等が区の施設を使用している場合は、ただちに警戒宣言の内容を主催者に伝達し、中止又は自粛を要請する。

その後の措置は原則として主催者との協議により決定する。

3 防災機関等の活動体制（消防機関を除く）

機 関 名	内 容
都建設局 第三建設 事務所	警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、知事の指令に従い第2非常配備態勢に入る。 所掌事務 1 警戒宣言、東海地震予知情報及び各種情報の収集、伝達 2 所管工事現場の警戒、注意箇所の予防措置 3 防災用備蓄資器材の点検、確認 4 関係防災機関との連絡調整
都水道局	東海地震に係る情報が発表された場合、都総務局総合防災部から連絡を受け、活動に従事する。 なお、夜間、休日等に情報が発表された場合、職員は情報の種別に応じて、所属に参集し活動に従事する。
都下水道局	1 都本部の非常配備態勢に基づき職員を配置し、保安の徹底に努める。 2 下水道施設の被害に対し、迅速に対応できる資器材の確保に努める。
警察署	1 東海地震注意情報発表時に設置した現場警備本部を引き続き運営して、次の措置をとり、管内の警備事案に対処する。 (1) 情報収集活動 (2) 広報・広聴活動 (3) 交通対策 (4) 混乱防止対策 (5) 各種犯罪の予防及び検挙 (6) 危険物に対する保安措置 (7) 関係機関との相互協力 (8) その他必要な警察措置 2 要員の確保 (1) 警戒宣言発令の連絡を受けたときは、直ちに全職員に伝達する。 (2) あらかじめ指定された者を除き、全職員を動員する。 3 住民・運転者等への伝達 区と協力し、パトロールカー等警察車両による防災信号(サイレンの吹鳴)、警察署庁舎及び各交番等への「警戒宣言発令中」の垂幕掲示、拡声器等により住民、自動車運転手等に伝達する。
東京電力	1 非常態勢の発令 東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合は、あらかじめ定めた態勢区分を発令し、非常災害対策支部を設置する。 2 要員の確保 対策要員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときは、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに新宿支社に参集する。
東京ガス	1 非常災害対策支部の設置 警戒宣言が発せられた場合、速やかに非常災害対策本部を設置し、必要な指示命令を行う。 2 要員の確保 あらかじめ策定してある非常災害処置要領に基づく必要な保安要員を確保し、警戒態勢の万全を図る。

機 関 名	内 容
N T T	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置 警戒宣言が発せられた場合、支店は、ただちに災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部要員を招集する。 2 要員の確保 発災に備え準備警戒業務を実施する要員の確保をする。 3 防災措置の実施 発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。 4 災害対策用器機の点検整備 通信設備が被災した場合に、迅速に応急措置を実施し、通信を確保するよう、次の災害対策用器機等の点検整備を行うほか、出動態勢を整える。 (1) 災害対策用無線電話及び情報連絡回線等 (2) 予備電源設備等 (3) 応急復旧用ケーブル等各種資機材 (4) 工事用車両等 5 工事中施設の保安措置 警戒宣言が発せられた場合、原則として一切の仕事を中止し、次の事項を確認する。 (1) 工事中施設の安全措置 (2) 現用施設への波及防止 (3) 可動物品の固定等転倒防止 (4) 可燃物、危険物の安全措置 (5) 工事中断後の各種保安対策
首都高	<p>警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役職員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。</p>
J R 東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 注意情報に伴う対策本部を継続するとともに次による。 (1) 強化区域内の列車を安全な場所に停車させる。 (2) 区域外影響では列車の運転速度を規制する。 2 列車の停止が長時間に及ぶ場合は、自治体との協力により、利用者の避難誘導を行う。
京 王	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害警戒本部又は災害対策本部の設置 2 列車の運行調整 3 混乱防止措置 4 施設の緊急点検及び応急補強 5 情報の収集及び伝達等の体制 6 非常召集、自衛消防隊等の準備態勢 7 関係自治体、警察署、消防署、医療機関等と緊密な連携体制を構え、適切な処置を施す。
西 武 小田急	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害警戒本部及び現地本部の設置 2 情報の収集伝達 3 列車の運行調整 4 混乱防止措置の実施 5 施設の緊急点検および応急補強 6 関係自治体、警察署、消防署、医療機関との相互協力を密にする。 7 要員の非常召集

機関名	内容
東京地下鉄	1 対策本部の設置。 2 警戒宣言発令当日の列車運行は、注意運転とする。 3 警戒宣言の内容が、数時間後の地震発生予告の場合には、列車運転を休止する。 4 救助・救急資機材、非常用品、広報・誘導用器具等の準備をする。 5 換気口を閉鎖する。 6 施工中の工事を中止し、工事現場の応急補強を行うとともに、必要により巡回警備を行う。 7 駅構内放送、車内放送、掲示等により広報活動を行う。 (1) 警戒宣言時の列車運行方針。 (2) 地下鉄の安全対策及び防災施設等。 (3) 時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼び掛け。 (4) 混乱防止のための改札規制、一方通行等の旅客整理、誘導方法。

4 相互協力

警戒宣言において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。

なお、必要により、他の機関に対応措置に関し応援要請を行う場合は、「第2編 震災対策計画 第5章 第5節 4 相互応援協力等」に準じて行うものとする。

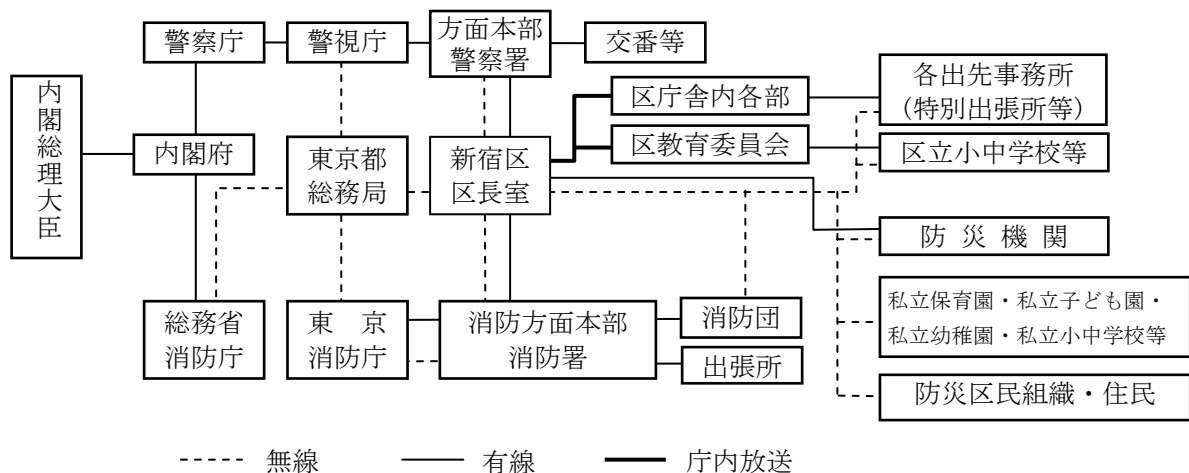
第2節 警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び東海地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

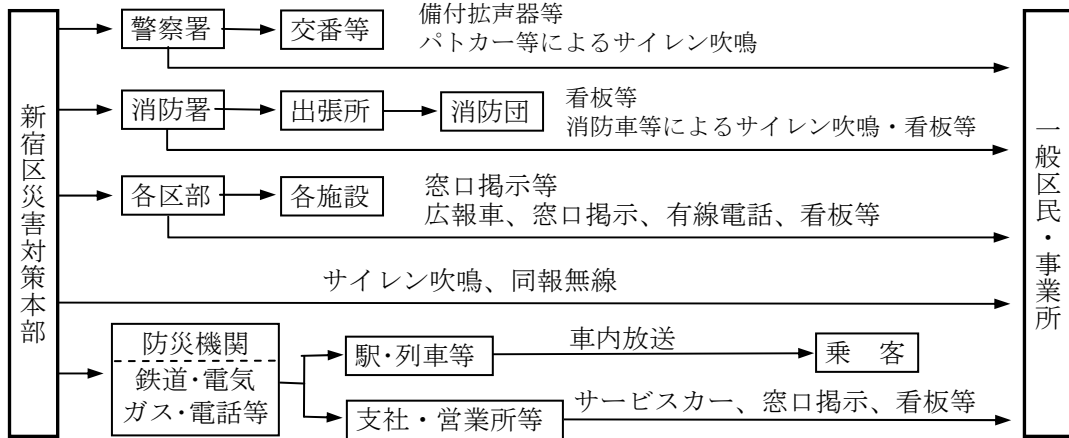
1 警戒宣言等の伝達

(1) 伝達系統

ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりである。



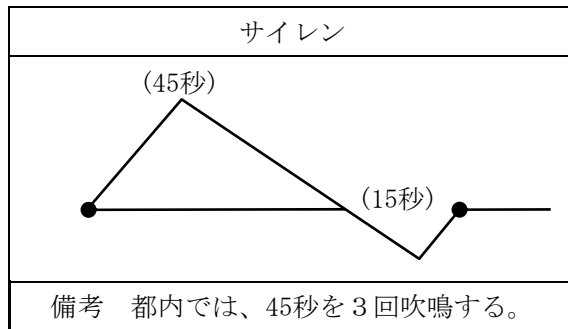
イ 一般区民に対する警戒宣言の伝達経路及び伝達手段は次のとおりである。



(2) 伝達態勢

- ア 区は都総務局から、警戒宣言及び東海地震予知情報等について通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部・教育委員会・防災機関に、庁内放送・有線電話・防災行政無線により伝達する。
- イ 区は一般住民、事業所等に対して、同報無線によるサイレン吹鳴及び音声、広報車により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

防災信号(サイレン)の吹鳴パターン



(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際に伝達する事項は、次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 東京での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常ふくそう等による混乱の発生が懸念される。

これらに対処するため、区は防災機関と密接な連携をとり、都が実施する広域広報のほか、各機関の所掌に応じた広報をあらゆる手段を用いて実施する。

(1) 区の広報

区は、警戒宣言が発せられたときは、各防災関係機関と密接な連絡を図り、次の事項を中心に広報活動を行う。

特に、重要となる広報は、あらかじめ広報案文を定めておくものとする。

ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼び掛け
- (ウ) 区民及び事業所のとるべき防災措置の呼び掛け
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼び掛け

イ 広報の実施方法

新宿区防災行政無線、広報車及び防災区民組織等を通じて広報活動を行うものとする。

(2) 各防災機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、区に準じて行うものとする。

- (ア) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- (イ) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

- (ア) 各機関は広報責任者、従業員、顧客、区民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。
- (イ) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。
- (ウ) 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。
- (エ) 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

第3節 消防・危険物対策

1 消防対策

東京消防庁は、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下において、次の対策をとる。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- (2) 活動部隊の編成
- (3) 関係防災機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資機材の強化
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

発災後、他の道府県から緊急消防援助隊を受け入れることになった場合に備え、総務省消防庁及び東京消防庁は、連携を図り、受け入れ態勢を確保するように努めるものとする。

また、区民や事業者に対して、下記に示す内容の呼び掛けを行う。

対 象	事 項	内 容
区民	情報の把握	テレビ、ラジオや消防、警察、区からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止装置
事業所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼び掛けを行う。

2 危険物対策

機 関 名	内 容
警察署	<p>1 危険物輸送 警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。</p> <p>(1) 危険物取扱業者に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請</p> <p>(2) 危険物及び保管施設に対する警戒強化</p>
消防署	<p>1 石油類等危険物の取扱施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。</p> <p>(1) 操業の停止又は、制限</p> <p>(2) 流出拡散防止資機（器）材の点検及び配置</p> <p>(3) 緊急遮断装置の点検及び確認</p> <p>(4) 火気使用の制限又は禁止</p> <p>(5) 消防用設備等の点検確認等</p> <p>2 化学薬品等取扱施設 学校、病院、研究所の事業者に対して、消防計画による対応を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。</p> <p>(1) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</p> <p>(2) 引火、混合混蝕等による出火防止措置</p> <p>(3) 化学薬品の取扱いの中止又は制限</p> <p>(4) 火気使用の中止又は制限</p> <p>(5) 消防用設備等の点検、確認</p> <p>3 危険物輸送 消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対して、災害防止の観点から次の措置を実施するよう指導する。</p> <p>(1) 出荷及び受入れの停止又は制限</p> <p>(2) 輸送途中車両における応急措置の徹底等</p>

第4節 警備・交通対策

1 警備対策

(1) 警備部隊の配備

混乱のおそれのある駅、ターミナル、地下街、主要交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を要点等に配備する。

(2) 治安維持活動

通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。

ア 都内の実態把握に努める。

イ 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。

ウ 不法事案の予防及び取り締まりを実施する。

2 交通対策

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じる。

基本方針	1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 3 非強化地域方面から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。 4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
------	--

(2) 運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のように定め、広く周知徹底を図る。

ア 走行中の車両

- (ア) 警戒宣言が発せられた事を知ったときは、慌てることなく低速度（走行速度を高速道路は時速 40km、一般道路（首都高速道路を含む。）は 20km に減速）で走行すること。
- (イ) カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
- (ロ) 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
- (エ) バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- (オ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。
- (カ) 現場警察官の指示に従うこと。
- (キ) 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。

イ 駐車中の車両

- (ア) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
- (イ) 路上に駐車中は、速やかに駐車場、空地などに移動すること。やむを得ずそのまま路上において避難する時は、交差点を避け、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは、つけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。この場合、貴重品は車内に残さないこと。

ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 交通規制

ア 警戒宣言が発令された場合は、次の規制を行う。

(ア) 都県境

- ア) 神奈川県又は山梨県との都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については混乱が生じない限り規制は行わない。
- イ) 埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

(イ) 環状7号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

(ウ) 緊急交通路

緊急交通路14路線(第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、高島通り、中山道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び東京環状線(国道16号線))については、必要に応じ通行を制限する。

(エ) 首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。

イ 現場警備本部長等は、状況に応じて、交通規制の見直しに配慮する。

(4) 交通対策の実施

警戒宣言発令後、速やかに警察官を主要交差点等に配備し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

(5) 緊急通行車両等の確認等

第2編 第1部 第4章 第6節を参照。

3 道路管理者のとりべき措置

機 関 名	内 容
区	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、緊急道路障害物除去路線を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路等の緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中断して安全対策を確立し緊急車両等の通行確保を図る。
第三建設事務所	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急道路障害物除去路線を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中断して安全対策を確立し緊急車両等の通行確保を図る。
首都高	警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。また、有事に備え長大橋、トンネルの大規模構造物には、事前にパトロールカーを配備する。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報を道路利用者に対して行う。 3 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。

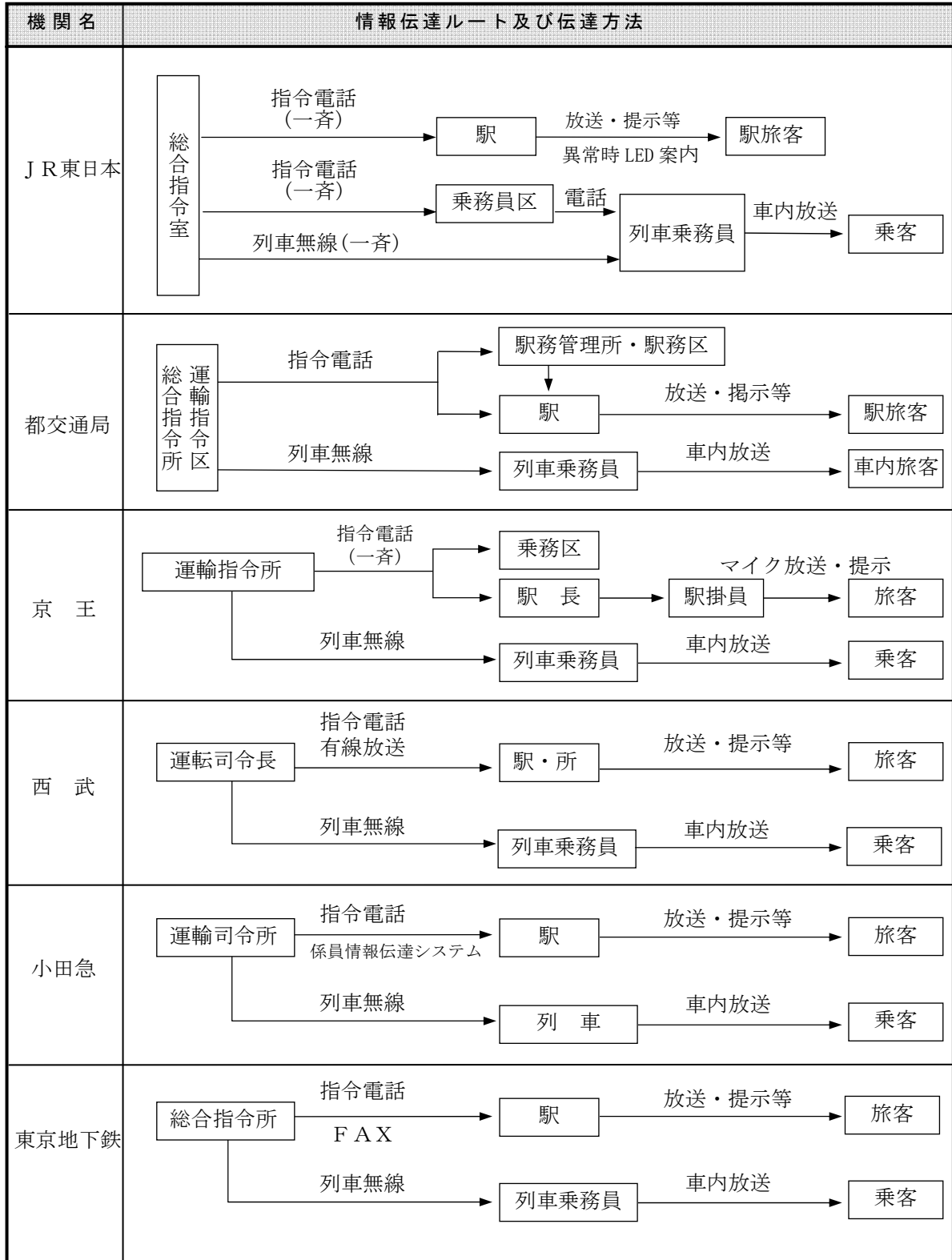
第5節 公共輸送対策

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言の前の段階では、旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

警戒宣言及び東海地震予知情報が出された際は、各鉄道機関はあらかじめ定めたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅ならびに乗客等に伝達する。



附
編

(2) 列車運行措置

ア JR東日本

(ア) 地震防災対策強化地域外周部における線区(「イ」に記載する線区は除く)は、安全な方法により、可能な限りの運転を確保する。

(イ) 地震対策強化地域に近接する次の線区は、折り返し設備の不足又は落石多発区間である等の理由により、運転を中止する。

- ア) 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間
- イ) 中央本線 高尾～上野原駅間
- ウ) 青梅線 青梅～奥多摩駅間
- エ) 相模線 橋本～厚木駅間

イ 都交通局及び民鉄各社

(ア) 運行方針

防災関係機関、報道機関及びJR各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

(イ) 運行措置

機関名	警戒宣言当日	翌日以降
都交通局 西武 東京地下鉄	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じ、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ(仮称)を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
京王	警戒宣言が発せられたときは、あらかじめ定められた運転方式(減速運転)に変更し、安全を確保する。 また、旅客等による混乱又は同業他社の運転中止などにより安全の確保が困難と思われる事態が発生した場合は列車の運行を中止するものとする。	あらかじめ定められた運転方式(地震ダイヤ)によるものとする。 なお、輸送量によっては地震ダイヤを変更する。
小田急	警戒宣言が発せられると同時に全列車を最寄駅に一旦停車させ、その後運輸司令所の指示により可能な範囲で列車の運行に努めるが、全線の約1/3が強化地域内にあること、また、強化地域外でも震度5強が予想される地域が多いことから、運転速度、本数、区間等も制限されるため、輸送量は大幅に減少する。	あらかじめ作成した地震ダイヤにより可能な範囲での運行に努める。 なお、運転速度、本数、区間等も制限されるため、輸送量は大幅に減少する。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼす事が考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機 関 名	内 容
J R 東日本 都交通局 西 武 小田急 東京地下鉄	1 平常時から、運転計画の概要、旅客見合せ、時差退社についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の呼び掛けを行う。 3 駅において、放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅を呼び掛け、協力を要請する。

(4) 主要駅での対応

警戒宣言が発せられた場合、ターミナル駅等での主要駅において旅客の混乱を防止するため、各機関において次の措置をとる。

機 関 名	内 容
J R 東日本 都交通局 西 武 小田急 東京地下鉄	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止。

(5) 主要駅等の警備

警視庁は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想され又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

2 バス、タクシー等対策

都の計画に基づき、次の措置をとる。

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機関名	内 容
一般社団法人 東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行(一般道路20km/h、高速道40km/h)を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により通行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
一般社団法人 東京ハイヤー・ タクシー協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行(一般道路20km/h、高速道路40km/h)を行う。

(3) 混乱防止措置

ア 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区、警察署、消防署、各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社並びに近距離通勤者の徒歩帰宅等の徹底について区民及び事業所に対する広報及び指導を行う。

イ バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

第6節 学校・病院・福祉施設等対策

1 学校等対策

区立の幼稚園及び小・中・特別支援学校における対策は、新宿区教育委員会編「新宿区立学校危機管理マニュアル」に定めるところにより実施する。その概要は次のとおりである。

なお、区内の私立学校については、東京都地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ各学校において対策を定めておくよう指導する。

(1) 在(園)時

東海地震注意情報又は警戒宣言の発令を受信したときは、直ちに臨時職員会議を招集して教職員に伝達し、学級会、学年集会又は全校集会を通して、対応措置を明確にする。なお、注意情報が発令された時は、幼稚園は臨時休園、学校は災対教育部の指示によるものとし、警戒宣言が発令された時は、幼稚園、学校ともに臨時休業とする。

帰宅に際しては、保護者又は保護者の委任した代理人に引き渡すこととし、スクールバス利用(特別支援学校)の場合は、保護者と事前に定めた地点で引き渡す。

(2) 登下校(園)時

ア 登校前に東海地震注意情報発令の報道があった場合は、判定会の結論がでるまで自宅待機させる。

イ 登校途中で警戒宣言が発せられたときは、そのまま登校させる。すでに登校している場合は、児童・生徒は保護者又は保護者の委任した代理人に引き渡し、帰宅させる。引き渡しができない園児・児童・生徒については引き渡しまで学校(園)で保護する。

ウ 下校途中で警戒宣言が発せられたときは、直ちに帰宅させる。まだ在校中の場合、園児、児童・生徒は保護者又は保護者の委任した代理人に引き渡し、帰宅させる。引き渡しができない園児・児童・生徒については引き渡しまで学校(園)で保護する。交通機関利用の児童・生徒で、駅などが混乱し、その利用が困難と思われるときは、学校(園)に引き返すよう事前に指導しておく。

電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル等の各種メディアを使用した児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

(3) 校外指導時

事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実にを行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図る。

ア 宿泊を伴う場合

東海地震注意情報発令の報道があった場合、可能な限り帰校(園)することを原則とするが、交通機関等の混乱で不可能な場合は、待機し地元の官公署の指示を受ける。また、引率教員で、臨時防災対策組織を作り、諸活動を行う。

イ 往路、復路又は日帰りの場合

東海地震注意情報発令の報道があった時点で、交通機関の手配などを行い直ちに帰校(園)する。交通機関が利用不可能な場合は、地元の官公署の指示を受ける。

(4) その他の対策

あらかじめ校内組織の中で警戒宣言に伴う防災組織を設定しておき、活動を開始する。

2 病院・診療所

(1) 診療態勢

ア 病院及び診療所の外来診療は、医療機関の状況に応じ可能な限り平常通りの診療を行う。

イ 入院患者については、担当医師の判断により希望すれば退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

(2) 防災措置

病院及び診療所には、医薬品類等危険なものがあるので、点検、防災措置を講じる。

3 福祉施設等

(1) 利用者等の扱い

ア 利用者等は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するように依頼する。

イ 引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者等については、施設等で保護する。

ウ 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護する。

(2) 防災措置

ア 施設設備の点検

イ ライフラインの確認

ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

エ 食料、飲料水、ミルク等の確保

オ 医薬品の確保

(3) その他

ア 利用者等の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

イ 職員・利用者・保護者等の防災教育を行う。

(4) 区の施設における施策

区の福祉施設及び区民施設等における対策は、次のとおりである。

	施 設	対 応 措 置
福 祉 施 設	<p>保育園 子ども園</p>	<p>発令時をもって閉園とする。 1 園児は保護者又は代替保護者に引き渡す。 2 引き渡しができない園児については園で保護する。 3 園外保育時に発せられた場合は直ちに帰園するが、帰園が不可能な場合は最寄りの公共施設の指揮下に入る。</p>
	<p>子ども総合センター 子ども家庭支援センター 児童館</p>	<p>発令時をもって閉館とする。 1 一般利用児は、安全が確認され、かつ自宅で適切に保護されることが確認された場合は帰宅させる。 2 学童クラブ・一時保育利用児は、保護者又は代替保護者に引き渡す。引き渡しができない利用児は館で保護し、保護者の引取りを待つ。 3 発達支援利用児は、直ちに保護者へ連絡するとともにバスコース等、通常的手段で帰宅させる。保護者と連絡がとれない者は、所内で保護し保護者の引取りを待つ。 4 各種活動で所外にいるときは、近接地の場合は直ちに帰所し、遠距離の場合は最寄りの警察署・消防署等の指示に従う。</p>
	<p>清風園 ことぶき館 シニア活動館 地域交流館</p>	<p>発令時をもって閉館とする。 1 利用者は帰宅させる。 2 帰宅の不可能な場合は館で保護する。</p>
	<p>高齢者在宅 サービスセンター</p>	<p>発令時をもって閉館とする。 1 家族等に連絡し、帰宅可能な利用者は帰宅させる。 2 送迎バス利用者は、送迎バスで帰宅させる。 3 家族等への連絡がつかない者については、センターで保護し、家族等の引き取りを待つ。 4 センター外(バスハイク等)で警戒宣言が発せられた場合は直ちに帰館するが、帰館が不可能な場合は最寄りの公共施設の指揮下に入る。</p>
	<p>あゆみの家 新宿生活実習所 区立障害者福祉センター 高田馬場福祉作業所 新宿福祉作業所</p>	<p>発令時をもって閉所とする。 1 利用者は、直ちに保護者へ連絡するとともにバスコース等、通常的手段で帰宅させる。 2 保護者と連絡がとれない者は、所内で保護し、保護者の引取りを待つ。 3 所外にいるときは、近接地の場合は直ちに帰所し、遠距離の場合は最寄りの警察署・消防署等の指示に従う。</p>

施 設		対 応 措 置
福祉施設 (続き)	福祉作業所	発令時をもって閉所とする。 1 直ちに保護者へ引き取りの連絡をする。 なお、帰宅可能な者(近距離徒歩通所者)は帰宅させる。 2 保護者と連絡がとれない者は、所内で保護し、保護者の引き取りを待つ。 3 所外にいるときは、近接地の場合は直ちに帰所し、遠距離の場合は最寄りの警察署・消防署等の指示に従う。
	障害者福祉センター	発令時をもって閉館とする。 1 会議室等の利用者は帰宅させる。 2 移動障害のある利用者に対しては、あゆみの家と同様の措置をとる。
教育施設	図書館 新宿歴史博物館 林芙美子記念館	発令時をもって閉館とする。 1 利用者は帰宅させる。
	女神湖高原学園	発令時に直ちに休園とする。 1 利用者については、数時間から数日後に発災するとの情報であれば宿泊を延長し待機する。警戒解除宣言又は発災後、交通機関の状況を確認し帰宅させる。
区民施設	生涯学習館 区民ギャラリー 佐伯祐三アトリエ記念館	発令時をもって閉館とする。 1 利用者は帰宅させる。
	新宿コズミックセンター 新宿スポーツセンター 大久保スポーツプラザ 公園内運動施設 (野球場、庭球場、運動広場)	発令時にただちに閉館とはしないが、利用者に中止又は自粛するよう要請し、その後の措置は原則として主催者との協議により決定する。
	地域センター 元 気 館	発令時に直ちに休館とはしないが、集会等を中止又は自粛するよう要請し、その後の措置は原則として主催者との協議により決定する。
	区民保養所 区民健康村	発令時に直ちに休館する。 1 宿泊者については、数時間から数日後に発災するとの情報であれば、宿泊を延長し待機する。警戒解除宣言又は発災後、交通機関の状況を確認し帰宅させる。
	新宿文化センター 区民ホール	発令時をもって施設利用を中止する。 1 翌日以降も同様とする。 2 利用中止後の処置は、原則として各主催者との協議により退館を行う。

第7節 百貨店・劇場・高層ビル・地下街等対策

百貨店・劇場・高層ビル・地下街等、不特定多数が利用する施設については、東京都地域防災計画(震災編)第4部 南海トラフ地震等防災対策 第5章 東海地震事前対策「第6節 警戒宣言時の応急活動体制」に定めるところにより措置するほか、新宿区の特殊性を加味して、次の対策についても推進する。

1 百貨店

顧客への警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。

2 劇場・映画館等

- (1) 火気使用の中止又は制限をさせる。
- (2) 消防用設備等の点検及び確認を行うよう指導する。
- (3) 避難施設の確認を行うよう指導する。
- (4) 救急措置に必要な資材の準備を行うよう指導する。
- (5) 混乱防止の観点から営業を中止又は自粛するよう要請する。ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用する。
- (6) 施設利用者へは警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。

3 高層ビル

- (1) 高層ビル店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の中止又は自粛を要請する。また一般事務所については、努めて平常通り営業を継続するよう指導する。
- (2) 店舗等の利用者に対しては、ブロックごとに必要な情報を伝達するとともに時間差を設けて誘導するよう指導する。なお、従業員等の退社は利用客の退館後とし、新宿駅周辺の状況に留意しながら、時間差退社を行うよう指導する。
- (3) エレベーターは運転を中止し、避難時に階段を利用するよう指導する。
- (4) 新宿新都心開発協議会(SKK)会員相互並びに周辺高層ビル間との連絡を密にして、新宿駅周辺の混乱防止を図るため総合的な事前計画に基づく措置を講じるよう指導する。
- (5) 火気使用の中止又は制限をさせる。
- (6) 消防用設備等の点検及び確認を行うよう指導する。
- (7) 避難施設の確認を行うよう指導する。
- (8) 救急措置に必要な資材の準備を行うよう指導する。

4 地下街

- (1) 地下商店街店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の中止又は自粛を要請する。
- (2) 店舗等の利用客に対しては、必要な情報を伝達するとともに、従業員により安全な場所へ誘導するよう指導する。
- (3) 新宿地下街等共同防火管理協議会(地下防)会員相互の連絡を密にして、新宿駅周辺の地下街における混乱防止を図るため総合的な事前計画に基づく措置を講じるよう指導する。
- (4) 火気使用の中止又は制限をさせる。
- (5) 消防用設備等の点検及び確認を行うよう指導する。
- (6) 避難施設の確認を行うよう指導する。
- (7) 救急措置に必要な資材の準備を行うよう指導する。

第8節 電話・通信対策

警戒宣言が発せられた場合、防災関係機関等の情報連絡及び区民等による家族間等の通話が集中的に発生し、通信の混乱が予想されるため、NTTは次の措置を講じる。

1 東海地震注意情報発令の報道開始後の混乱防止措置

(1) 電話

東海地震注意情報発令の報道直後から、防災関係機関等の情報連絡及び区民等による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。

この場合において、防災機関等の重要通話の優先確保とともに、一般通話を可能な限り確保することを基本に、次のとおり必要な措置を行う。

ア 確保する業務

- (ア) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
- (イ) 街頭公衆電話(緑色、グレー)からの通話
- (ウ) 非常・緊急扱い通話(交換手扱いの通話)
- (エ) 災害用伝言ダイヤル等の提供準備

イ 可能な限りにおいて取扱う業務

- (ア) 一般加入電話からのダイヤル通話
- (イ) 100番通話
- (ウ) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応

1) 故障修理

2) 臨時電話、臨時専用線等の開通

[注] ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

2 広 報

東海地震注意情報発令の報道開始後及び警戒宣言時、一般の利用者に対し、ラジオ、テレビ、及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。

- (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段
(自動通話に関するもののほか、手動扱いの通話、番号案内業務を含む。)
- (2) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。)
- (3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況
- (4) 利用者に対し協力を要請する事項
業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼び掛けること、及び特設公衆電話の利用あるいは、通話混雑時の電話利用等について協力を求める周知等
- (5) 公衆電話の無料化措置時の利用方法等についての周知
- (6) その他必要とする事項

3 防災措置の実施

発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。

- (1) 災害対策用機器及び車両の点検、整備
- (2) 応急対策、応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送方法の確認と手配
- (3) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認
- (4) 電気通信設備等の巡回・点検並びに防護
- (5) 工事中の施設の安全措置
- (6) 可動物品の固定
- (7) 災害用伝言ダイヤル“171”開設の周知
- (8) 可燃物、危険物の安全措置

第9節 電力・ガス・上下水道対策

1 電 力

- (1) 電力の供給
警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

- (2) 人員、資機材の点検確保

ア 要員の確保

対策要員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに新宿支社に参集する。

イ 資機材の確保

- (ア) 調達

支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに新宿支社に参集する。

- ア) 現地調達
- イ) 支部相互の流用
- ウ) 他電力会社等からの融通

(イ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(ロ) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、新宿区災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(3) その他

仕掛り中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全および設備保全上の応急措置を速やかに実施する。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

2 ガス（東京ガス）

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

(2) 避難等の要請

本社、事務所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(3) 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

(4) 人員、資機材の点検確保

ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

イ 資機材の点検・確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。

(5) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

ア 広報の内容

(ア) 不使用ガス栓の閉止の確認

(イ) 地震発生時のマイコンメータ自動停止、身の安全の確保

(ロ) 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

イ 広報の方法

(ア) 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。

(イ) テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

(ロ) 区とも必要に応じて連携を図る。

3 上水道

(1) 水道水の供給

警戒宣言発令中においても、都水道局により水道水は平常どおり供給する。また、発災に備えて飲料水を確保することなど、次の内容の広報を行う。

- ア 当座の飲料水の汲み置き及びトイレ用水等の生活用水の確保の要請
- イ 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- ウ 地震発生後の広報等の実施方法
- エ 地震発生後における住民への注意事項

(2) 人員、資器材の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて給水対策本部を設置し、各事業所における情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時には速やかに応急対策活動に移行できる態勢を確立する。

(3) 施設等の保安措置

- ア 浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は原則として搬入を行わない。
- イ 浄水場(所)、給水所等は、くみおきに対処しうるよう送配水圧を調整する。
- ウ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- エ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、都下水道局は下水の処理は継続し、次のとおり対処する。

(1) 危険物に対する保安措置

警戒宣言が発せられた場合、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近づけないようにする。

- (ア) 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。
- (イ) タンクローリーからの貯蔵タンクへの荷卸し中の場合は、即時

水再生センターは、3交替勤務体制により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、第2非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。

(2) 施設等の保安措置

ア 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、次の施設について、巡視・点検の強化及び整備を行う。

- (ア) 管渠施設
- (イ) 水再生センター施設

イ 工事現場

工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認の上、応急資器材の点検、整備を行う。

第10節 生活物資対策

1 営業の確保

食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、生活協同組合等については、極力営業を継続するよう要請する。

2 区民等に対する広報

区民等に対しては、生活必需品取扱店では営業を継続していること、及び買い急ぎ、買いだめをしないこと等を、同報無線、広報車その他の手段により周知を図る。

第11節 金融対策

関係機関（関東財務局、日本銀行、東京都）の指導方針に基づき、各金融機関に対し、次の措置をとるよう協力依頼するとともに、区民に対して広報を行う。

1 金融機関の対応措置

- (1) 原則として平常通り営業する。やむをえず業務の一部を中止する場合においても普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続する。
- (2) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言が発せられたことを伝達するとともに、店頭はその旨を掲出する。
- (3) 店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分に配慮する。

2 区民に対する広報

区内の各金融機関は原則として平常通り営業する旨、日常から周知を図る。

第12節 避難対策

東海地震が発生した場合、区の予想震度は5弱と予想されるので、原則として避難の必要はない。しかし、崖、擁壁等の危険性のある地域については、各関係機関と連絡を密にし対処していくものとする。

第13節 救援・救護対策

1 給水態勢

区及び水道局は、相互に密接な連絡をとり、発災後の応急給水が必要となることを考慮して給水用資器材の点検整備を行う。

2 食料等の配付態勢

- (1) 区は、発災後に被災者に対して食料等の配付が必要となることを考慮して、備蓄物資の輸送配分を行うための準備態勢をとる。

- (2) 区は、備蓄物資等の輸送を確保するため、庁有車を待機させるとともに、関係業界に協力を要請する。
- (3) 救援物資の即時調達態勢を確保するため、関係業者に協力を要請する。

3 医療救護態勢

区は、各保健センターに地域保健調整本部を設置する。

区は「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、医師会に対し、医療救護班の派遣準備を要請する。

平成26年度修正（第27次修正）

新宿区地域防災計画

本 冊



発 行：新宿区防災会議事務局（新宿区区長室危機管理課）

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：03-3209-1111(代表)

FAX：03-3209-4069

e-mail：bosai@city.shinjuku.lg.jp

ホームページ：http://www.city.shinjuku.lg.jp/



平成26年12月

印刷物作成番号

2014-2-2010